

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成28年第4回幕別町議会定例会
(平成28年11月30日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
18 乾 邦廣 19 藤原 孟 1 板垣良輔
- 日程第2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第3 常任委員会所管事務調査報告（3常任委員会合同委員会）
- 日程第4 陳情第6号 忠類振興公社経営に関する陳情書（総務文教常任委員会報告）
- 日程第5 議案第90号 幕別町札内コミュニティプラザ条例
- 日程第6 議案第92号 幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第93号 幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第101号 幕別町公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第107号 幕別町消費生活センター条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第91号 幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例
- 日程第11 議案第97号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第96号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第98号 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第103号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第109号 指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第108号 幕別町アルコ236条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第110号 平成28年度幕別町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第18 議案第111号 平成28年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第112号 平成28年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第113号 平成28年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第114号 平成28年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第115号 平成28年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第116号 平成28年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第117号 平成28年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）

会議録

平成28年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年11月30日
- 2 招集の場所 幕別町役場 3階議事堂
- 3 開会・開議 11月30日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
 - 議長 芳滝 仁
 - 副議長 藤原 孟
 - 1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
 - 6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
 - 11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 15 谷口和弥 16 千葉幹雄
 - 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 欠席議員
 - 14 田口廣之
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	川瀬俊彦
教 育 長	田村修一	代 表 監 査 委 員	八重柏新治
企 画 総 務 部 長	菅野勇次	教 育 部 長	山岸伸雄
会 計 管 理 者	原田雅則	忠 類 総 合 支 所 長	伊藤博明
住 民 福 祉 部 長	境谷美智子	経 済 部 長	田井啓一
建 設 部 長	須田明彦	糠 内 出 張 所 長	阿部麗子
札 内 支 所 長	坂井康悦	地 域 振 興 課 長	小野晴正
政 策 推 進 課 長	山端広和	総 務 課 長	武田健吾
土 木 課 長	寺田 治	生 涯 学 習 課 長	湯佐茂雄
学 校 教 育 課 長	高橋修二	農 林 課 長	萬谷 司
保 健 課 長	合田利信	商 工 観 光 課 長	岡田直之
経 済 部 参 事	廣瀬紀幸		
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
 - 18 乾 邦廣 19 藤原 孟 1 板垣良輔

議事の経過

(平成28年11月30日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（芳滝 仁） ただいまから、平成28年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、18番乾議員、19番藤原議員、1番板垣議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月16日までの17日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月16日までの17日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書及び同法第199条第9項の規定による財政援助団体監査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配付してあります。
次に、11月9日、第60回町村議会議長全国大会及び第41回豪雪地帯町村議会議長全国大会がNHKホールにおいて開催され、私が参加をしております。その議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。
次に、事務局から諸般の報告をいたさせます。
議会事務局長。
○議会事務局長（細澤正典） 14番田口議員から、本日欠席する旨の連絡を受けておりますので、報告いたします。
○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- 議長（芳滝 仁） ここで、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
飯田町長。
○町長（飯田晴義） 平成28年第4回町議会定例会が開催されるに当たり、この1年間、町政各般にわたり、議員の皆さんから賜りました温かいご指導とご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。
平成28年も残すところ、あと一月余りとなりました。

本年は8月の台風に伴う大雨や浸水により、相川・猿別地区を中心とした住家等の被害を初め農作物の冠水被害、さらには商工業にも被害が及ぶなど、かつて経験したことのない大きな災害に見舞われました。

同時に、日ごろからの災害への備えや減災、災害発生時の円滑な対応がどれほど大切であるかを考え直す1年でもあり、災害対策本部のあり方や避難所の運営、町民への的確な情報提供の体制づくりなど、災害対応に関する総括や改善点も近々まとめ上げ、今後の災害対応に生かしてまいりたいと考えております。

また、災害救助法に基づく住宅応急修理や、被災者生活再建支援法に基づく住宅の改修等に対する支援金など、被災者への支援についての手続等も順調に進んでいるほか、農業施設や土木・公園施設などの災害復旧事業についても順次進めており、大規模な復旧事業となります。札幌内川河川緑地につきましても、本定例会に補正予算を計上させていただいたところであります。

今後も引き続き、行政課題の解決に努めてまいりますので、議員の皆さんには一層のご高配を賜りますようお願いを申し上げます。

以下、当面する行政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

初めに、新年度予算編成の取り組みについて申し上げます。

我が国の景気は、「緩やかな回復基調が続いている」とされているものの、先行きについては、中国を初めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気を下押しさせるリスクがあるとともに、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響が懸念されております。

このような経済情勢の中、国は「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、引き続き「経済・財政再生計画」の枠組みのもと、歳出改革を着実に実行するとしており、国の平成29年度予算の「概算要求基準」においても、年金・医療等に係る経費を除く経費については、前年度当初予算の90%を要求の基準とするなど、厳格な財政規律が示されているところであります。

一方、地方財政に関しては、総務省の概算要求において、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成28年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしておりますが、29年度における地方交付税の要求額は、出口ベースで本年度当初予算から7,414億円減少しており、加えて、社会保障・税一体改革による社会保障給付に係る負担増が見込まれるなど、これまで以上に困難な財政運営を余儀なくされるものと認識いたしているところであります。

平成29年度は、忠類村との合併後の新しい総合計画として策定した「第5期総合計画」の最終年度を迎えますことから、計画目標の達成状況等を精査・検証し、30年度からを計画期間とする次期総合計画へとつながる取り組みを重点的に進める予算編成としなければなりません。

また、甚大な被害をもたらした本年度の一連の台風被害は、本町の財政運営にも大きな影響を及ぼしておりますことから、従来にも増してスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、施策の重点化に努めていかなければならないものと考えております。

予算編成においては、町民の思いを的確に把握し、全職員が一丸となって知恵を絞り工夫を凝らした内容となるよう予算編成に臨んでまいります。

次に、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の組織統合について申し上げます。

十勝圏複合事務組合においては、帯広高等看護学院や十勝教育研修センター、十勝市町村税滞納整理機構の設置・管理に関する事務を、また十勝環境複合事務組合につきましては、し尿やごみ処理、下水処理に関する事務を広域行政の枠組みの中で共同処理しております。

十勝管内においては、これまでさまざまな形で広域行政が推進されておりますが、一方では、構成市町村が同一となった場合は、組織の効率化に向けた統廃合も行われており、両組合の関係で申し上げますと、平成18年4月に、し尿処理事務を共同処理するため、本別町、足寄町、陸別町の3町が十勝環境複合事務組合に加入したことで、管内19市町村全てが両組合の構成員となったところであります。

このような背景のもと、過日開催されました十勝圏複合事務組合議会議員協議会で、平成30年4月を目標に両組合を統合する方向性が示され、統合の手法や事務所の所在地など、具体的な内容については、今後、市町村間の議論を深め合意形成を図っていくこととされたところであります。

次に、JR稲士別駅の廃止について申し上げます。

JR北海道では、厳しい経営環境のもと、安全を確保しつつ事業を維持するために、さまざまな見直しを検討せざるを得ない状況となっており、昨年度は、その一環として11線区で79本を減便したほか、8駅を廃止、10駅を無人化するなどの見直しが実施されたところであります。

このような状況の中、本年8月、JR北海道から、経営状況の実態や安全な鉄道サービスを維持するための費用をどのように確保するかなど、「持続可能な交通体系のあり方」が公表され、経費節減の一つとして極端に利用の少ない駅については、平成29年3月のダイヤ改正に向け見直しの検討に入るとの説明がありました。

町といたしましては、JR北海道が示す資料の中で、稲士別駅が乗車人員1日平均1名以下で極端に利用の少ない駅に位置づけられており、今後の存続が危惧されることから、10月上旬に稲士別駅周辺の7公区の住民の皆さんを対象に地域説明会を開催するとともに、JR北海道に対しまして、稲士別駅が今後も存続されるよう要請したところであります。

しかしながら、10月27日付でJR北海道から町に対し、本年度末のダイヤ改正日において廃止せざるを得ないとの結論に達した旨の通知がありました。

稲士別駅につきましては、昭和25年に鉄道沿線の住民要望が実り乗降場が設けられ、昭和62年の国鉄民営化とともに稲士別駅に改称され、これまで66年、多くの皆さんに利用されてきました。

町といたしましては、説明会において「駅を利用する人もいないのでどうにもならない」「廃止と言われてもやむを得ない」といった意見が大勢を占めたことや、10月31日に再度、公区長を通じて地域の皆さんに廃止通知をお伝えいたしました。多くの方が説明会同様の意見でありましたことから、残念な結果ではありますが、利用実態がない中で、稲士別駅の存続を求めていくことは困難であると判断いたしましたところであります。

次に、忠類へき地保育所の土曜日開所について申し上げます。

平成29年度から運営委託を直営に改めることといたしております。忠類へき地保育所につきましては、これまで保護者、職員、運営委員会の皆さんから運営内容などに関し意見・要望をお聞きし、直営に向けた準備を進めてまいりました。

その中で、ご要望が寄せられていた土曜日の開所については、子育て支援を拡充するため実施することといたしました。

なお、実施に当たりましては、応分の負担として、保育料の一部改定にご理解をいただきましたことから、直営化に合わせて実施することとし、本定例会に条例改正の提案をさせていただきました。

次に、農作物の作況について申し上げます。

本年の農作物の作況は、これまでもご報告させていただきましたとおり、6月以降の降雨や曇天、さらには8月のたび重なる台風の影響により、農作物全般にわたって湿害等の影響を受けており、大幅な減収は免れないものとなっております。

主な作物について申し上げますと、小麦は大豊作であった昨年を大きく下回り、製品反収で7.6俵にとどまり、品質もほとんどが2等麦となっており、バレイショは、品種によって差はありますが、湿害等により腐敗が多いなど昨年と比較して、2割程度収量が減少する見込みで、品質では中心空洞や変色などの内部障害が平年より多くなっております。

また、豆類も全体的に小粒傾向で、総じて収穫量が平年と比べ4割程度減少しており、菜豆類、特に湿害の影響を受けやすい金時は発芽や腐敗、色流れなど、品質の低下が多く見られております。

てん菜は、褐斑病や根腐病が多く発生し、平年より1割から2割少ない反収5トン程度の収穫量となっており、糖度は16%台が見込まれているところであります。

野菜類では、白菜、キャベツ、レタス等の葉菜類で湿害、台風等による影響のほか、相川、千住地

域の一部地域ではひょうによる被害もあり、小玉、腐敗、穴あきが発生し、総体的には2割以上の減収となっております。

タマネギは、湿害や冠水の影響により平年に比べ3割近く減収となる見込みであり、ナガイモは形状が悪いものが多いなど品質が低下し、昨年は反収で4.3トンだったものが、本年は3.2トンと大幅な減収となっております。

次に、農業施設の復旧等農業にかかわる支援等について申し上げます。

本町におきましては、6月からの長雨や台風の影響により農地の保水力が限界を超え、浸透できなくなった雨水が長期間にわたり滞水し、作物の生育に大きな影響を与えました。

このようなことから、排水改善への対策が急務であるため、翌年度以降の再生産が円滑に進められるよう、農協と協議を重ねてきた結果、今議会では次の二つの対策について、所要の予算を計上させていただいたところであります。

一つには、現在、町単独事業として実施している農用地排水改善対策事業について、被害が発生した8月16日から平成30年度末までの緊急対策として、対象工種に縦孔暗渠整備を追加するとともに、農業者負担率を現行2分の1から4分の1に半減して事業を実施することといたしました。

二つには、8月の一連の台風の影響によりビニールハウスや畜舎、トラクターなどが損壊し、農業経営に支障を来していることから、その復旧に対して国が緊急的に支援する被災農業者向け経営体育成支援事業に町が上乘せ補助を行うことにより、被災農業者の負担軽減を図ろうとするものであります。

なお、国においては、このほか、次期作に向けた支援策を随時打ち出しておりますことから、今後の事業実施につきましては、関係機関と十分な協議を行いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、合併10周年、開町120年事業について申し上げます。

去る11月20日にNHKのど自慢が開催され、その翌日には、北海道日本ハムファイターズ市町村応援大使を務める大谷翔平選手と市川友也選手の2選手が来町し、2日連続で幕別町の名が全国に向け発信されました。

NHKのど自慢につきましては、20年ぶりの開催となりましたが、前日の予選会には、414組の応募者の中から書類選考で選ばれた210組が熱唱し、本番では町民8組を含む20組が出場いたしました。

当日は、番組冒頭でパークゴルフや農産物など地元幕別が全国で紹介されるとともに、番組開始後は出場者もインタビューや衣装を通じて地元をPRするなど、会場に詰めかけた628人の観客と一体となってすばらしい盛り上がりを見せました。

放送終了後、早速、特産品の購入問い合わせが入るなど、本町にとりましては、大きな宣伝効果があったものと思っており、NHKを初め出場されました方々、来場者の皆さんに感謝申し上げる次第であります。

なお、予選会の様子は、十勝管内限定で12月10日、17日の2回に分けて放映される予定となっております。

翌21日には、大谷翔平選手と市川友也選手が来町し、ナウマン象記念館などを訪れたほか、幕別小学校を訪問し、キャッチボールや腕相撲をするなど、児童たちにとっては貴重な触れ合いのひとときとなりました。

また、百年記念ホールでのトークショーには2,454通、4,100人の応募の中から、抽選の結果、741人の町民の皆さんが来場され、選手との質問コーナーや抽選会を通じて会場は大いに盛り上がり、盛会のうちに終了することができました。

応援大使につきましては、12月末をもちまして事業終了となりますが、これまで町の行事・イベントに協力していただき、子供たちの健全育成やスポーツ振興、さらには事業を通じて町内外の方々から多くの反響があり、町の知名度の向上に大きな効果があったものと考えております。

今後におきましては、日本ハム球団や応援大使が残してくれた軌跡の活用を初め、国内外で活躍さ

れている町内出身のアスリートの皆さんにご協力をいただきながら、幕別町のさらなるPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、札内福祉センターの改築について申し上げます。

本年6月に着手いたしました新施設の建設工事は、現在、外壁工事が進められており、全体の進捗率は約60%となっております。この後、電気、機械などの設備工事のほか、内装工事、建具工事などを行い、来年3月の完成、4月1日のオープンに向け予定どおり進捗しております。

施設完成に向けましては、本年7月と10月の2回にわたり、「協働と参加で創る札内みんなの家」をテーマとして、北海道科学大学と町内の木工製作所の協力をいただきながら、小学生を対象にワークショップを開催し、椅子の製作を手がけたところであります。

手づくりの椅子は、参加した9人の子供たちのデザインをもとに大学生が設計し、子供たちが製作したもので、想像力豊かで独創的な椅子ができ上がり、完成後の施設に設置する予定であります。

また、完成後の施設名称につきましては、現札内東コミュニティセンター機能も包含した一体施設として利用することとしていることから、多くの住民の皆さんが集い、触れ合い、交流を図る広場をイメージし、利用団体等のご意見もお聞きしながら「札内コミュニティプラザ」として、本定例会に関係条例を提案させていただいたところであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

11月末現在での公共工事の発注済額は27億9,600万円で、発注率にいたしますと86.1%となっており、前年度からの繰越事業を含めて、計画しておりました工事の大部分を発注し終えたところであります。

また、本年度発生した一連の災害に係る復旧工事の発注済額は9,970万円で、発注率にいたしますと59.5%となっております。

今後、冬季間を迎えますが、発注条件の整備など安全な工事の遂行に万全を期すとともに、発注済みの工事につきましては、労災事故の防止など安全管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、当面する諸課題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[常任委員会所管事務調査報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教、民生、産業建設の3常任委員会合同委員会から、会議規則第77条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただききたいと思っております。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第4、陳情第6号、忠類振興公社経営に関する陳情書を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、寺林俊幸議員。

○17番（寺林俊幸） 平成28年11月30日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成28年11月4日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

11月4日、17日（2日間）

2、審査事件

陳情第6号、忠類振興公社経営に関する陳情書

3、陳情の趣旨

忠類ナウマン温泉ホテルアルコ 236、道の駅、振興公社の赤字問題は、28年6月1日に新聞で発表され、さらに28年9月25日、札内地区町議会報告会でも、多くの町民から累積赤字が5期連続で過去最大の4,382万円になった経過の質問に集中したのは、町民の血税を支出しておきながら、今まで一度も発表されなかったことが原因であります。

また、28年2月末日に、赤字経営不振から任期途中で中村社長が辞任し、後任に副町長の川瀬俊彦氏が社長に発令されましたが、本業の町政の業務が停滞することは明確であります。したがって、町議会は兼任することに同意したのかお伺いいたします。もし、町議会の同意を得ていないとするば、議会軽視も甚だしいことであり、町議会は行政を管理監督する立場にあることは言うまでもありません。町の財政は借入金が多額であり、今後、計画的に返済することが急務であることはご承知のことと存じます。

さて、「この辺で、一度立ちどまって」今後の経済情勢を考えると、国政・道政とも多くの課題は山積みし、地方自治体も地方交付税などが減額され、また消費税のアップなどを考慮すれば、大変厳しい行政運営は思考されます。過去の累積赤字4,382万円を今後どのように精算するか、改めてお伺いいたします。

また、来年度の方針について飯田町長は、3定の一般質問で、札幌市の「アンビックス」と連携して更新する旨を発表されましたが、12月の定例会では議決が必要であり、道内で「アンビックス」と連携し指定管理で温泉経営をしている新ひだか町（昆布温泉）、平取町（びらとり温泉）、南幌町（南幌温泉）などがあり、赤字を出さずに運営している3町を町議会で視察をして、町民の血税を支出しなくてもよい方策は種々考えられますので、十分議論して12月町議会定例会で一番よい案を提示していただきたいと思います。いろいろな情報を整理すると、「アンビックス」は幕別町より1,200万円から1,300万円くらいの町税があることを前提に、来年度以降の方針を進めているようでありますので、速やかに結論を出し、関係者に通知することを陳情いたします。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「趣旨採択」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第6号、忠類振興公社経営に関する陳情書についての委員長報告は、趣旨採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第5、議案第90号、幕別町札内コミュニティプラザ条例から日程第9、議案第107号、幕別町消費生活センター条例の一部を改正する条例までの5議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 90 号、幕別町札内コミュニティプラザ条例、議案第 92 号、幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例、議案第 93 号、幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、議案第 101 号、幕別町公民館条例の一部を改正する条例、議案第 107 号、幕別町消費生活センター条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

現在の札内福祉センターは、札内公民館としても位置づけられており、さらに札内支所及び幕別町消費生活センターも当施設内に設置されているところであります。

このたび、札内東コミュニティセンターとの一体化を含む当施設の改築工事が、平成 29 年 3 月中に竣工し、基本的には 4 月 1 日から供用開始となる予定でありますことから、関係する条例の整備をしようとするものであります。

新施設につきましては、札内福祉センターや札内東コミュニティセンター等が一体化した複合施設となるものであり、名称を「札内コミュニティプラザ」とし、利用等に関しては、現施設が担っている役割や利用方法等について、新施設においても基本的に同様の内容となるものであります。

なお、札内支所につきましては、例年 3 月下旬から 4 月中旬にかけて窓口が繁忙期となりますことから、転入・転出等の事務事業に万全を期すために、4 月 17 日から新施設内にて業務を開始する予定であります。

初めに、議案第 90 号、幕別町札内コミュニティプラザ条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明させていただきます。

第 1 条につきましては、新施設の設置目的として、町民の福祉の向上、異世代間の交流及び健康増進を図るとともに、札内地域における行政サービス拠点と防災・災害復旧拠点の複合施設として、「札内コミュニティプラザ」を設置することを規定するものであります。

第 2 条につきましては、名称を「札内コミュニティプラザ」とし、位置を「札内青葉町 311 番地 11」と定めるものであります。

第 3 条につきましては、コミュニティプラザの事業として、第 1 号から第 5 号までの事業を行うことを規定するものであります。

第 4 条につきましては、コミュニティプラザの使用承認について規定するものであります。

第 5 条につきましては、使用の承認を受けた者がコミュニティプラザにおいて、第 1 号から第 5 号までのいずれかの行為をする場合は、町長の承認を受けなければならないことを規定するものであります。

2 ページをごらんください。

第 6 条につきましては、第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当すると認めるときは、コミュニティプラザの使用の承認をしないことを規定するものであります。

第 7 条につきましては、第 1 項及び第 2 項において部屋や備えつけ物件の使用料の納付に関して、第 3 項において使用料の減免に関して、第 4 項において使用料の還付に関して、それぞれ規定するものであります。

第 8 条につきましては、目的外使用等をしてはならないことを規定するものであります。

第 9 条につきましては、特別設備の設置等をする場合の承認に関して規定するものであります。

3 ページをごらんください。

第 10 条につきましては、第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合、使用の承認を取り消すことができること等を規定するものであります。

第 11 条につきましては、使用した設備または備えつけ物件を原状に回復しなければならないことを

規定するものであります。

第 12 条につきましては、建物、設備等を損傷した場合等の損害賠償について規定するものであります。

第 13 条につきましては、規則への委任規定であります。

附則であります。第 1 項では、この条例の施行期日を平成 29 年 4 月 1 日からと規定するものであります。

第 2 項では、札内福祉センターの設置根拠となっている幕別町福祉センター条例を廃止することを規定するものであります。

第 3 項では、コミュニティプラザの使用承認の申請やその他必要な行為について、この条例の施行前においても行うことができることを規定するものであります。

4 ページをごらんください。

別表であります。第 7 条で規定されている札内コミュニティプラザ使用料について、この表のとおりとなるものであります。

次に、議案書の 6 ページ、議案説明資料の 1 ページをお開きください。

議案第 92 号、幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例につきましては、札内コミュニティプラザが設置されることに伴い、札内支所の位置の改正を行うものであります。

議案説明資料の 1 ページを、ごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 2 条につきましては、幕別町役場札内支所の位置を「札内青葉町 311 番地 2」から「札内青葉町 311 番地 11」に改めるものであります。

議案書の 6 ページに戻りまして、附則であります。この条例の施行期日を、札内支所の供用開始予定日である平成 29 年 4 月 17 日からとするものであります。

次に、議案書の 7 ページ、議案説明資料の 3 ページをお開きください。

議案第 93 号、幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例につきましては、札内東コミュニティセンターが、一部改修の後に札内コミュニティプラザに包含されて、現在担っている機能はそのまま引き継がれることとなるため、幕別町コミュニティセンター条例に規定する施設から削るものであります。

議案説明資料の 3 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 2 条につきましては、コミュニティセンターの名称と位置を規定しておりますが、表の中にあります札内東コミュニティセンターを削るものであります。

議案書の 7 ページに戻りまして、附則であります。この条例の施行期日を平成 29 年 4 月 1 日からとするものであります。

次に、議案書の 31 ページ、議案説明資料の 37 ページをお開きください。

議案第 101 号、幕別町公民館条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

現在、札内福祉センターは、札内公民館としても位置づけられておりますが、当施設は、単に公民館活動としてではなく、社会教育活動を含む大きなくりの中で利用されているのが実態であり、新施設となる札内コミュニティプラザにおきましても、同様の役割を担うこととなりますことから、この際、札内公民館としての位置づけを廃止しようとするものであります。

また、町民会館も幕別公民館として位置づけられておりますが、同様の理由により幕別公民館を廃止しようとするものであります。

議案説明資料の 37 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条につきましては、公民館の名称と位置を規定しておりますが、表の中にあります幕別公民館及び札内公民館を削るものであります。

議案書の31ページに戻りまして、附則であります、この条例の施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

次に、議案書の37ページ、議案説明資料の48ページをお開きください。

議案第107号、幕別町消費生活センター条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例につきましては、現在、札内福祉センター内に設置しております幕別町消費生活センターが、札内コミュニティプラザの中に移りますことから、当センターの位置の改正を行うものであります。

議案説明資料の48ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条につきましては、消費生活センターの位置を「札内青葉町311番地3」から「札内青葉町311番地11」に改めるものであります。

議案書の37ページに戻りまして、附則であります、この条例の施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております5議件については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号から議案第107号の5議件については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第90号、幕別町札内コミュニティプラザ条例から議案第107号、幕別町消費生活センター条例の一部を改正する条例までの5議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第10、議案第91号、幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第91号、幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、昨年8月に農業委員会等に関する法律の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、農業委員の選出方法が「選挙制」と、「議会・団体推薦による市町村長の選任制」を併用した選出方法から、議会の同意を要件とする「市町村長の任命制」へと変更になりました。

この変更に伴いまして、「幕別町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例」を全部改正し、新たに「幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例」を定めるものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第1条につきましては、条例の趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、農業委員の定数を24人と定めるものであります。

現行では、旧忠類村農業委員会との合併に伴い、選挙委員と議会や農協などの推薦団体による委員との合計で26人となっておりますが、合併から10年経過したことによる幕別町の農業情勢の変化や、十勝管内の他市町村の農業委員会の定数なども勘案の上、総合的な判断のもと、定数を24人として提案するものであります。

附則についてであります。この条例の施行期日を、次の幕別町農業委員の任期の始まりとなる平成29年7月20日からとするものであり、経過措置といたしまして、農業委員を任命するために必要な準備行為を、この条例の施行前においても行うことができることを規定するものであります。

なお、農業委員の任命に当たっての今後の日程についてであります。来年3月に委員の推薦、公募を4週間受け付け、受け付け期間終了後、町長は委員候補者を決定し、来年の第2回町議会定例会に農業委員の選任議案を提出の上、議会の同意を経て、任命を行うということになります。

また、農業委員候補者数が定数に満たない場合は、推薦・募集期間の延長を行い、定数を超えた場合には、町職員や外部委員を含む6人から7人程度で構成する候補者評価委員会を設置し、その中で候補者の評価を行い、委員会はその評価結果を町長に報告し、町長は委員候補者を決定する手順となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。議案第91号、幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例は、産業建設常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

日程第11、議案第97号から日程第13、議案第98号までの3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第97号から日程第13、議案第98号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第11、議案第97号、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第97号 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の13ページ、議案説明資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

本年度につきましては、公務と民間の給与比較の結果、本年8月8日に国会及び内閣に対し、人事院の勧告が行われたところであります。

勧告の主な内容といたしましては、昨年を引き続き月例給、特別給のいずれも民間が公務を上回っていることから、それらを引き上げるものであります。

月例給につきましては、平均0.2%の引き上げを行うものであります。

特別給につきましては、支給月数を年間で0.1カ月分の引き上げとするものであり、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に配分するものであります。

また、扶養手当につきましては、配偶者に係る手当額を減額し、子以外の扶養親族に係る手当額と同額にするとともに、その減額分を原資として、子に係る手当額を引き上げるものであります。

本町における職員の給与につきましては、従前から国家公務員の人事院勧告の内容に準じて改定を実施してきたところでありますことから、本年度におきましても、国に準じて、本条例の改正を行う

ものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

議案説明資料の 11 ページをごらんください。

初めに、改正条例第 1 条関係についてであります。

勤勉手当及び行政職給料表に関して、所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 17 条につきましては、本年度 12 月に支給する勤勉手当の支給率を改正するものでありますが、同条第 2 項第 1 号では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率につきまして、「100 分の 80」を「100 分の 90」として、同項第 2 号では、再任用職員の勤勉手当の支給率につきまして、「100 分の 37.5」を「100 分の 42.5」とするものであります。

附則第 53 項につきましては、特定職員の勤勉手当に係る減額支給率を改めるものであります。

12 ページをごらんください。

別表第 1 につきましては、行政職給料表であります。400 円の引き上げを基本に改定するものであり、全部改正となります。

ただし、初任給につきましては、民間との間に差が生じていることを踏まえて 1,500 円の引き上げとし、若年層につきましても同程度の引き上げとしているところであります。

16 ページをごらんください。

次に、改正条例第 2 条関係についてであります。

第 1 条で改正した条文を平成 29 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する勤勉手当の支給率が、均等になるように所要の改正を行うとともに、配偶者及び子に対する扶養手当の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第 8 条につきましては、扶養手当を受けることができる扶養親族の対象とその金額について規定しているものでありますが、第 2 項第 2 号に規定されている扶養親族としての「子及び孫」については、第 2 号として「子」に、第 3 号として「孫」に分けることとし、扶養手当の月額については、第 3 項において配偶者の扶養手当の額を 1 万 3,000 円から孫や父母などの扶養親族における扶養手当の額と同額となる 6,500 円に引き下げ、子の扶養手当の額を 6,500 円から 1 万円に引き上げるものであります。

第 9 条につきましては、第 8 条で扶養親族の対象と金額を改めたことに伴い、扶養手当に係る届け出方法を改めるものであります。

18 ページをごらんください。

第 17 条第 2 項につきましては、平成 29 年度以降の 6 月及び 12 月に支給する勤勉手当の支給率を均等にすする改正であり、同項第 1 号では、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率につきまして、6 月及び 12 月ともに「100 分の 90」を「100 分の 85」に改めるとともに、同項第 2 号では、再任用職員の勤勉手当の支給率を、6 月及び 12 月ともに「100 分の 42.5」を「100 分の 40」に改めるものであります。

附則第 53 項につきましては、特定職員の勤勉手当に係る減額支給率を改めるものであります。

議案書に戻りまして、17 ページをお開きいただきたいと思います。

附則についてであります。第 1 項につきましては、この条例の施行期日を平成 28 年 12 月 1 日からとするものであります。

ただし、改正条例第 2 条における施行期日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日からとするものであります。

18 ページをごらんください。

第 2 項につきましては、改正条例第 1 条における行政職給料表の適用期日について規定するものであります。平成 28 年度における人事院の勧告は、4 月時点での公務と民間との均衡を図る必要があるとしていることから、この公務と民間との格差相当分を調整するため、平成 28 年 4 月 1 日に遡及し

て適用させるものであります。

第4項につきましては、改正条例第2条における扶養手当の額の激変緩和を図るために、2年間かけて金額を段階的に引き上げまたは引き下げするという経過措置を設けることについて規定するものであります。

平成29年度における扶養手当の額については、配偶者に係る扶養手当の額が1万3,000円から1万円へ引き下げとなり、子に係る扶養手当の額が6,500円から8,000円に引き上げとなるものであり、その経過措置に合わせて、扶養手当に係る届け出方法を規定するものであります。

これらの給与改定を行うことにつきましては、本年11月15日に職員組合と協議が調っているところであります。

なお、この給与条例の改正によります本年度の影響額につきましては、共済費を除きまして、総額で1,029万3,000円の増となる見込みであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○12番（中橋友子） 給与改定に当たっての条例改正でありますけれども、全体としては給与の引き上げにつながるものというふうに認識をいたしまして、職員組合とも合意されたということから、そのことを前提にしながらも、1点であります。今回ただいまご説明いただきましたように、議案書の18ページの特に4、扶養手当に関するところであります。配偶者手当と子ども手当がそれぞれ変更されるということからあります。配偶者手当につきましては、現在1万3,000円が、平成29年は1万円、平成30年は6,500円ということで半減になるのだらうと思います。

それから、子ども手当につきましては、逆に6,500円が8,000円、そして平成30年には1万円、減額の幅は大変大きいのですが、引き上げ幅はそんなに多くないということからあります。総額では全体としては1,029万円ですか、引き上げられるということからありますけれども、それぞれの職員の家族状況によっては、トータルで引き下げになる人も出てくるのかなという不安を持ちました。そこで、この配偶者手当の引き下げになる人の対象職員あるいは2番目の子ども手当で変更になっていく対象職員、これは何人ぐらいいらして、金額的にはどのぐらいになっていくのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（武田健吾） 扶養手当の影響額についてでございます。現在、扶養手当として受給している職員が111人おります。これらの職員につきましては、今後この改定によりましてプラスとなる職員につきましては59人、マイナスとなる職員については49人、変わらない職員については3人というふうに現在の家族構成などにより見込んでいます。

扶養手当の額でございますけれども、現在の家族構成の状況によりますと、平成28年度につきましては、総額で215万7,500円、平成29年度につきましては211万8,000円、平成30年度につきましては211万1,000円、段階的に減額また増額してきますので、このような数字になると見込んでいます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） このトータルで111人と言われますのは、現在、結局平成30年まで段階的に引き下げることからありますので、対象となっているのは、平成30年を見てですか。影響金額は今のところだと思っておりますが、結局、子ども手当だとかということになりますと、18歳の年齢で外れていくとかという、扶養をしているかしていないかによって、年齢ではないですか、外れていくということになるのだと思うんですね。心配するのは、やはり給与というのは一番は基本となる基本給が根幹であって、そこにいわゆる家族手当、扶養手当というのが加えられて、そこがどうなるかによっていろいろな影響が出てくるのだと思うんですね。多少勤勉手当や一時金で変更があったにしても、しかし根幹になるところで引き下げが行われるということは、将来的には全体を通して見れば、待遇

が悪くなるのではないかと、このように考えて質問をいたしました。その辺はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 手当の関係でございますけれども、各種手当、基本となる基本給以外に出される手当ですので、その世帯の状況とかによって手当が支給されるということなのですけれども、扶養手当については、今、中橋議員がおっしゃられるような意味合いで出されるものだというふうに私どもも認識はしております。

基本的に今回の改定の考え方というのが、恐らくですけれども、子育て世帯に厚くといひましようか、子育てしている時期に厚くするような改定かなというふうに思います。原資については、配偶者手当を削減することによって得た原資をもって、この配偶者手当を引き上げるということですので、トータルでは先ほどの数字にもありましたように、そんなにも変わらないのかなというふうには思っておりますけれども、いずれにしても、本町におきましては国家公務員に準じて行っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○12番（中橋友子） わかりました。子育て世代を応援する意味合いがあるということは、数字上では理解するところであります。しかし、減額される金額が半減で、子ども手当のほうは1.6倍ぐらいですか、ふえ方はそんなに多くないということでもありますから、基本的には子供さんのいらっしゃる、あるいは子供さんが扶養になっていない家庭については、引き下がっていくということは間違いないのだなということを押さえまして、今後も全体的に引き下げにならないように、私どもも十分見ていきたいということをお願いいたします。

○議長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、この際、11時15分まで休憩いたします。

11：04 休憩

11：15 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12、議案第96号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第13、議案第98号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第96号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第98号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第96号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書の12ページ、議案説明資料の9ページをごらんいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成28年8月8日に行われました人事院勧告に準じて一般職の給与改定を行うことに伴い、特別職の期末手当の支給率の引き上げを行うため所要の改正を行うものであります。

改正内容であります。6月及び12月に支給する期末手当の支給月数を合計で0.1カ月分引き上げるものであります。ただし、本年度につきましては、6月の期末手当は支給済みでありますので、12月に支給する期末手当の支給月数を0.1カ月分引き上げるものであります。

議案説明資料の9ページをごらんください。

初めに、改正条例第1条関係についてであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

改正条例第1条関係は、本年度12月に支給する期末手当の支給率を0.1カ月分引き上げるものであり、第4条中にあります12月に支給する期末手当の支給率を「100分の215」から「100分の225」に改めるものであります。

次に、10ページをごらんください。

改正条例第2条関係は、第1条で改正した後の条文を改正するもので、平成29年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給率を改正するものであります。第4条中にあります6月に支給する期末手当の支給率を「100分の205」から「100分の210」に、12月から支給する期末手当の支給率を「100分の225」から「100分の220」に改めるものであります。

議案書の12ページをごらんください。

附則についてであります。この条例における施行期日を、平成28年12月1日からとし、改正条例第2条における施行期日につきましては、平成29年4月1日からとするものであります。

次に、議案書の20ページ、議案説明資料の19ページをごらんいただきたいと思います。

議案第98号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本条例につきましては、前段でご説明いたしました議案第96号と同様で、6月及び12月に支給する期末手当の支給月数を合計で0.1カ月分引き上げるために所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の19ページをごらんいただきたいと思います。

以下、条文に沿いまして改正の内容をご説明申し上げます。

改正条例第1条関係は、本年度12月に支給する期末手当の支給率を0.1カ月分引き上げるものであり、本年度12月に支給する期末手当の支給率を0.1カ月分引き上げるものであり、本年度12月に支給する期末手当の支給率を「100分の257.5」から「100分の267.5」に改めるものであります。

次に、20ページをごらんください。

改正条例第2条関係は、第1条で改正した後の条文を改正するもので、平成29年度以降の6月及び12月に支給する期末手当の支給率を改正するものであります。第2条中にあります6月に支給する期末手当の支給率を「100分の162.5」から「100分の167.5」に、12月から支給する期末手当の支給率を「100分の267.5」から「100分の262.5」に改めるものであります。

議案書の20ページをごらんください。

附則についてであります。この条例における施行期日を、平成28年12月1日からとし、改正条例第2条における施行期日につきましては、平成29年4月1日からとするものであります。

なお、これらの改正によりまして、6月及び12月の期末手当の支給月数の合計は4.2カ月分から4.3カ月分となります。本年度影響額につきましては、三役合計で年間24万4,000円の増額、議会議員で年間44万7,000円の増額となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第96号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 98 号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 103 号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 103 号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 33 ページ、議案説明資料の 39 ページをお開きいただきたいと思います。

札内青葉保育所の管理運営につきましては、平成 22 年度から公設民営の指定管理者制度を導入しているところでありますが、平成 28 年度末をもって 7 年間の指定期間が満了となります。

そこで、平成 29 年度以降における当保育所の管理運営のあり方につきましては、民設民営が適切であると考えているところであります。

理由といたしましては、今後、建物の老朽化による建てかえが控えており、その折には民設ならば国庫補助制度を活用することが可能なので、町の負担を軽減できること、また保育所の管理運営期間が限定されないことから、長期的かつ安定的な保育に取り組めることなどであります。

以上のことから、札内青葉保育所を民設民営化するに当たり、同保育所を町立保育所から除くため、所要の改正をしようとするものであります。

議案説明資料の 39 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 2 条の表から札内青葉保育所の項を削るものであります。

議案書の 33 ページに戻りまして、附則についてであります。この条例の施行期日を平成 29 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 103 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 103 号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例は、民生常任委員会に付託いたします。

日程第 15、議案第 109 号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 109 号、指定管理者の指定につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 40 ページ、議案説明資料の 53 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の 40 ページをごらんください。

本議案につきましては、「アルコ 236」及び「道の駅・忠類」の両施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、議会の議決を求めようとするものであ

ります。

指定管理者の候補者は、幕別町忠類白銀町 384 番地 1、株式会社忠類振興公社であります。

指定の期間につきましては、管理運営を円滑に推進できるように、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものであります。

次に、議案説明資料の 53 ページをごらんください。

指定管理者が管理を行う施設の概要について記載しております。

アルコ 236 は、平成 6 年度に建設した温泉宿泊施設であり、浴室、レストラン、客室などを備えております。

平成 27 年度の利用者数は 11 万 4,558 人であり、忠類地域において町民の健康保持増進に供するとともに、宿泊研修等の場を与え、かつ観光振興を図るための核となる施設であります。

また、道の駅・忠類は、平成 5 年に国の「道の駅」登録の第 1 回目の指定を受け、平成 19 年度にアルコ 236 の南隣に移転新築したもので、焼きたてパンや地域の特産品の販売を中心に、幕別町内はもとより、広く十勝管内の観光情報、道路情報などを提供する施設であります。

54 ページをごらんください。

指定管理者が管理を行う業務の内容について記載しております。指定管理者は、施設全体の維持管理はもとより、施設の使用承認、利用料金の徴収などの管理業務を行うものであります。

次に、株式会社忠類振興公社の概要についてであります。昭和 63 年 6 月 1 日に地域住民の出資により設立された「忠類観光物産株式会社」を前身としており、平成 6 年のアルコ 236 のオープンに合わせ、第三セクターによる管理運営を行うため忠類村から出資を受け、会社名を現在の株式会社忠類振興公社に変更したものであります。

現在の町の出資額は 2,500 万円で、発行済み株式総数 890 株、4,450 万円の 56.2%を占めております。

アルコ 236 につきましては、平成 18 年度から 1 年間、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間、また道の駅・忠類につきましては、平成 19 年度からの通算 10 年間、株式会社忠類振興公社が指定管理者として、管理運営を担っているものであります。

平成 28 年度をもちまして指定の期間が満了するので、指定管理者の候補者選定に当たりましては、幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条に基づき、地域の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるとの考えから、公募によらず、町の出資法人である株式会社忠類振興公社を指定管理者の候補予定者として選定したものであります。

選定に当たりましては、同条例施行規則第 6 条の規定に基づく選定委員会において、同公社から提出された事業計画書、収支計画書等の関係書類の審査に加え、プレゼンテーション審査も実施した上で、一つ目として、専門事業者である株式会社アンビックスへの業務委託による経営ノウハウを生かした施設の円滑な運営を行い、経営の改善やサービスの向上が図られること、二つ目として、施設の適正な管理及び経費の節減が見込まれること、三つ目として、地域団体等との連携など地元密着型の運営による地域活性化の促進が見込まれること、四つ目として、地元からの物資調達、雇用の確保などによる地域経済への貢献が期待できること、これらの理由により同公社を指定管理者の候補者として選定したものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

本件については、質疑を省略し、委員会条例第 5 条及び第 7 条の規定により、議長を除く 19 人の委員で構成するアルコ 236 及び道の駅・忠類の指定管理に関する特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、質疑を省略し、委員会条例第5条及び第7条の規定により、議長を除く19人の委員で構成するアルコ236及び道の駅・忠類の指定管理に関する特別委員会を設置して、これに付託のうえ、審査することに決定いたしました。

(休憩願いますの声あり)

- 議長（芳滝 仁） 書類精査ですね。
暫時休憩いたします。

11:31 休憩

11:31 再開

- 議長（芳滝 仁） 休憩ほ解きます。

川瀬副町長。

- 副町長（川瀬俊彦） 1点訂正させていただきたいと思います。

説明資料54ページになりますが、3番、株式会社忠類振興公社の概要について記載した表の中におきまして、売上高、これにつきましては、単位は千円単位であります。それが間違っておりますので、訂正させていただきたいと思います。大変申しわけありませんでした。

以上です。

- 議長（芳滝 仁） 日程第16、議案第108号、幕別町アルコ236条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

- 副町長（川瀬俊彦） 議案第108号、幕別町アルコ236条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の38ページ、議案説明資料の49ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、「アルコ236」の使用時間及び使用料に関して一部見直しをすることに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

議案説明資料の49ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

初めに、第3条第2号についてであります。休憩及び会議等で使用する時間に関して、現行では午前9時から午後9時までとしておりますが、利用者の利便性を考慮し、午前9時から午後10時までに拡大するものであります。

次に、第7条第1項についてであります。使用料に関して、現行では、別表に一括して定めておりますが、項目ごとに別表第1から別表第3までに明確に区分して、わかりやすく定めようとするものであります。

なお、指定管理者が使用者から収受する利用料金につきましては、第12条第3項におきまして、別表の定めによる使用料の金額の範囲内において町長の承認を得て定めることとされているところであります。

初めに、別表第1につきましては、宿泊料を定めるものであります。

現行では、洋室または和室に関して、大人が1人1泊するに当たり6,500円と定めておりますが、他の類似施設と比べて低廉であること、また繁忙期や休日の前の日等において適切な料金設定が難しいことなどから、8,500円に改めるものであります。

また、和洋室につきましても同様の考え方によりまして、8,000円を10,000円に改めるものであります。

議案説明資料の51ページをごらんください。

次に、別表第2につきましては、貸室料を定めるものであります。

現行では、貸室料として、第1研修室、第2研修室及び客室に関して定めておりますが、これにカラオケルームを追加するものであります。

なお、別表第1の宿泊料等及び別表第2の貸室料等につきましては、それぞれ消費税法に定める消費税及び地方消費税を加算すると定めるものであります。

議案説明資料の52ページをごらんください。

次に、別表第3につきましては、入浴料を定めるものであり、現行と同様の内容となります。

議案書の39ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

本件については、質疑を省略し、先ほど設置したアルコ236及び道の駅・忠類の指定管理に関する特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件については質疑を省略し、アルコ236及び道の駅・忠類の指定管理に関する特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第17、議案第110号から日程第24、議案第117号までの8議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17、議案第110号から日程第24、議案第117号までの8議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第17、議案第110号、平成28年度幕別町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第110号、平成28年度幕別町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,442万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ167億1,379万8,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページから4ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

5ページになります。

「第2表 債務負担行為補正」であります。

追加であります。幕別ダム操作点検委託料につきましては、これまで単年契約で業務を委託しておりましたが、専門性を有する技術者を長期にわたり確保し、安定したダムの維持管理を行うため、平成29年度から5年間を期間として、限度額3,815万円の債務負担行為を追加するものであります。

次に、「農業経営安定化支援資金利子補給」につきましては、既存資金の償還を軽減することを目的として、本年9月に全道JA統一の資金が創設されたことに伴い、この資金を活用して農業経営の安定化・高度化に取り組む農業者に対し、その金利の一部を補給するため、平成29年度から5年を期間として、限度額31万5,000円を追加しようとするものであります。

6ページをお開きいただきたいと思います。

「第3表 地方債補正」であります。

変更であります、「明野6線道路整備事業」と「橋梁長寿命化修繕事業」につきましては、国の補正予算に伴う補助金の内示がありましたことから、起債の借入額をそれぞれ追加し、限度額を変更するものであります。

「土木施設等補助災害復旧事業」につきましては、札内川河川緑地の災害復旧工事に伴い、起債の借入額を追加し、限度額を2,440万円に変更するものであります。

なお、いずれも、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ありません。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

1款、1項、1目議会費44万9,000円の追加であります。

人事院勧告に基づく一般職の給与改定に伴い、議員の期末手当の支給率を引き上げるものであります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費400万円の追加であります。

郵便料、複写機借上料を補正するものであります。

次に、10目企画費140万円の追加であります。

宿泊施設などの関係者で組織する実行委員会に対する補助金であります。旅行客など、本町への滞在時間を、さらに8時間延長することを目的に、特産品の研究開発や地域の観光ガイドの育成などに関する事業構想を今年度中に立案し、次年度以降における具体的な取り組みを通じて、滞在型観光の促進と域内の経済効果につなげていくため、国の地方創生推進交付金を活用して取り組むものであります。

次に、17目電算管理費226万6,000円の追加であります。

13節、細節13につきましては、個人情報データの標準レイアウトが国の改正に伴い変更になりましたことから、児童福祉システムなどの改修に要する費用を追加するものであります。

13節の細節16と19節につきましては、情報セキュリティ強化に関する補正であります。これまでの取り組みといたしましては、個人情報保存されている住基システム搭載の、いわゆる基幹系のパソコン端末機と財務会計システムなどの業務系の端末機を、それぞれインターネット回線から分離してきたところであります。さらに高度な情報セキュリティ対策を講じるため、インターネットの接続口を北海道に集約化し、集中して高度な監視を行う「自治体情報セキュリティクラウド」に道内全ての市町村が参加いたしますことから、これらに要する接続設定委託料と北海道に対する負担金を追加するものであります。

12ページになります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費9,233万7,000円の追加であります。

4節から19節までにつきましては、消費税率の10%への引き上げが2年半延期されたことに伴い、経済対策の一環として支給する「臨時福祉給付金」に関する関連費用であり、平成31年9月までの2年半分を一括して、1人につき1万5,000円、5,500人分の給付金を追加するものであります。

28節につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金であります。

次に、3目障害者福祉費2,338万円の追加であります。

13節につきましては、日中一時支援事業の利用人数の増加に伴う追加、20節につきましては、生活保護受給者の入院などにより医療費が増加していますことから、所要の費用を追加するものであります。

13 ページになります。

6 目老人福祉費 314 万 5,000 円の追加であります。

19 節につきましては、介護施設入所者がベッドから離れることをセンサーで感知する、いわゆるセンサーつきベッドなどの導入に対する交付金であり、町内二つのサービス事業所に対します国からの間接交付金であります。

28 節につきましては、介護保険特別会計への繰出金であります。

次に、7 目後期高齢者医療費 112 万 9,000 円の追加であります。

19 節につきましては、前年度の療養給付費等負担金の確定に伴う追加であります。

28 節につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

次に、8 目介護支援費 14 万 4,000 円の追加であります。

9 節及び 19 節につきましては、主任介護支援専門員の研修科目・研修時間等の変更に伴う所要の費用を追加するものであります。

14 ページになります。

2 項児童福祉費、3 目施設型・地域型保育施設費 40 万円の追加であります。

札内さかえ保育所の冷凍冷蔵庫の更新に要する経費であります。

次に、4 目へき地保育所費 410 万 77,000 円の追加、あわせて 6 目児童館費 404 万 5,000 円の追加であります。

前年度のへき地保育所運営費、学童保育所運営費における国・道の負担金の確定に伴う精算還付金であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目保健特別対策費 228 万 5,000 円の追加であります。

各種検診の受診者数の増加に伴う追加であります。

次に、5 目環境衛生費 34 万 7,000 円の追加であります。

個別排水処理特別会計への繰出金であります。

6 目水道費 492 万 6,000 円の減額であります。

簡易水道特別会計への繰出金であります。

15 ページになります。

6 款農林業費、1 項農業費、2 目農業振興費 300 万円の追加であります。

就農者の増加に伴う追加であります。

次に、7 目農地費、130 万円の追加であります。

幕別ダムの「受水槽水位変換器」の修繕工事に要する追加であります。

2 項林業費、1 目林業総務費 264 万 4,000 円の追加であります。

8 節につきましては、有害鳥獣の捕獲頭数の増加による追加であり、19 節につきましては、有害鳥獣による農林業等被害の防止を目的とした捕獲活動に対する北海道からの間接補助事業であります。8 節と同様に捕獲頭数の増加により、所要の費用を追加するものであります。

16 ページになります。

7 款、1 項商工費、3 目観光費 110 万 5,000 円の追加であります。

アルコ 236 における送迎バスなどの修繕に要する追加であります。

次に、5 目企業誘致対策費 1,757 万円の追加であります。

企業開発促進条例に基づき、設備投資などを行った 2 社に対する投資額の補助金を追加するものであります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費 6,800 万円の追加、あわせて 4 目橋梁維持費 3,000 万円の追加であります。

地方債補正でもご説明いたしました、国の補正予算に伴い、明野 6 線の道路整備工事と橋梁の定期点検に要する費用を追加するものであります。

17 ページ中段になります。

3項都市計画費、1目都市計画総務費14万円の追加であります。

公共下水道特別会計への繰出金であります。

9款1項消防費、1目常備消防費458万6,000円の追加であります。

人件費などに係る「とちまち広域消防事務組合分担金」の追加であります。

18ページになります。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費1,100万円の追加であります。

11節及び15節につきましては、学校校舎などの修繕、補修工事に要する費用を追加するものであります。

次に、4目スクールバス管理費50万円の追加であります。

スクールバスの修繕に伴う追加であります。

6目学校給食センター管理費200万円の追加であります。

幕別学校給食センターにおける、ボイラー等の修繕に要する追加であります。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費211万2,000円の追加であります。

職員の産休代替職員に係る所要の費用を追加するものであります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費55万7,000円の追加であります。

本年8月21日に、高知県中土佐町の小学生が来町する予定でありましたが、台風の影響により中止となったことに伴い、12月下旬に来町することとなりましたことから、食糧費やスキー体験のための所要の費用を追加するものであります。

19ページになりますが、3目保健体育費107万7,000円の追加であります。

各体育施設の修繕に要する費用を追加するものであります。

12款職員費、1項1目職員給与費2,304万2,000円の追加であります。

2節につきましては、人事院勧告による給与改定に伴う補正のほか、職員の人事異動や育児休業などに伴い、節全体では減額することになります。

3節につきましても、人事院勧告による期末勤勉手当の改定のほか、人事異動等に伴う補正であります。細節11につきましては、新庁舎への引っ越し業務、8月の一連の台風による災害対応に係る事務量などの増加に伴い追加するものであります。

4節から20ページの19節につきましても、同様に給与改定や人事異動等に伴う補正が主な内容となっております。

14款災害復旧費、1項農林業災害復旧費、1目単独災害復旧費5,600万円の追加であります。

細節3につきましては、台風被害により被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設・機械の復旧等を緊急的に支援するため、国と北海道が行う支援事業に、町は最大で10分の3の上乗せ補助を行おうとするものであり、補正額の5,000万円のうち、町の上乗せ補助に係る所要額は1,820万円、57件分を見込んでいます。

細節4につきましては、台風被害により湿害を受けた農業者に対し、明渠の新設整備や縦孔暗渠を含む小規模暗渠整備など、農用地の排水改善対策を緊急的に支援するためのものであります。現行の補助率を平成30年度までの間、時限的に拡充し、農業者負担を「2分の1」から「4分の1」に軽減するものであります。

21ページになります。

2項土木災害復旧費、2目補助災害復旧費9,500万円の追加であります。

台風10号により被害を受けた札内川河川緑地の復旧工事に要する費用であります。平成30年の秋ごろまでに供用の再開ができるよう、国の補助事業を活用して、復旧工事を行おうとするものであります。

次に、3項その他施設災害復旧費、1目単独災害復旧費28万6,000円の追加であります。

一連の台風の影響により被害を受けた中小企業の早期復旧と経営の安定を図るため、北海道の融資制度を活用して、融資を借り受けた町内の中小企業に対し、年1.3%以内の利息相当額と保証料の全

額を補助するものであり、今後、1事業者の借り入れが見込まれますことから、所要の費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

7ページまでお戻りをいただきたいと思えます。

1款町税、1項町民税、1目個人4,761万8,000円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

11款1項1目地方交付税1,538万3,000円の追加であります。

普通交付税の追加であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金792万5,000円の追加であります。

障がい者の自立支援医療費の増額に係る国の負担分であります。

次に、2項国庫補助金、1目総務費補助金162万8,000円の追加であります。

細節1につきましては、個人情報データの標準レイアウトの変更に伴うシステム改修に係る補助金であり、細節5につきましては、企画費でご説明いたしました「プラス8（エイト）プロジェクト」の実行委員会の補助に対する国からの交付金であります。

次に、2目民生費補助金9,263万3,000円の追加であります。

細節3は、日中一時支援事業に係る補助金であります。

細節5と8ページの細節7につきましては、臨時福祉給付金に係る国の補助金であり、細節6につきましては、センサーつきベッドの導入に対する国の交付金であります。

次に、4目土木費補助金5,494万6,000円の追加であります。

「明野6線道路整備工事」と「橋梁長寿命化修繕事業」に係る国の交付金であります。

次に、6目災害復旧費補助金7,157万2,000円の追加であります。

札内川河川緑地災害復旧工事に係る補助金であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金396万2,000円の追加であります。

障がい者の自立支援医療費の増額に係る道の負担分の追加であります。

2項道補助金、2目民生費補助金188万2,000円の追加であります。

日中一時支援事業に係る道の補助金であります。

次に、4目農林業費補助金437万円の追加であります。

1節と4節につきましては、農林業費の歳出でご説明いたしました、各事業に対する道の補助金等であります。

9ページになりますが、8目災害復旧費補助金3,180万円の追加であります。

被災農業者向けの経営体育成支援事業に係る補助金であります。

20款1項1目繰越金2,962万4,000円の追加であります。

21款諸収入、5項4目雑入2,468万4,000円の追加であります。

1節は、各種検診の受益者負担金であり、5節につきましては、災害対策のために北海道市町村備荒資金組合に町が納付をしてきた納付金の中から、災害対応の資金として2,451万4,000円分を還付として受け取るものであります。

10ページになります。

22款1項町債、6目土木債4,300万円の追加、あわせて10目災害復旧債2,340万円の追加であります。

地方債補正でご説明いたしました町債を追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声）あり

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 111 号、平成 28 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)から、日程第 24、議案第 117 号、平成 28 年度幕別町水道事業会計補正予算(第 1 号)までの 7 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第 111 号、平成 28 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,468 万 4,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 38 億 4,375 万 4,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 626 万 3,000 円の追加であります。

人事院勧告に伴う給与改正や人事異動、時間外勤務手当等に係る人件費の補正であります。

3 款 1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金 120 万 3,000 円の減額、6 ページになりますが、4 款 1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金 9 万円の追加であります。

いずれも、本年度支援金等の確定に伴う補正であります。

6 款 1 項 1 目介護納付金 181 万 4,000 円の減額であります。

本年度の拠出金を減額するものであります。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金 1,134 万 8,000 円の追加であります。

療養給付費など、平成 27 年度の負担金の確定に伴う国・道の精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページにお戻りをいただきたいと思います。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 626 万 3,000 円の追加であります。

人件費の追加に伴う、一般会計からの繰入金であります。

8 款 1 項 1 目繰越金 842 万 1,000 円の追加であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)の説明を終わらせていただきます。

次に、12 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 112 号、平成 28 年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 106 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 3 億 7,143 万 8,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、13 ページ、14 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

16 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 106 万 6,000 円の追加であります。

人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

15 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 71 万 9,000 円の追加であります。
一般会計からの繰入金であります。

4 款 1 項 1 目繰越金 34 万 7,000 円の追加であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、21 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第 113 号、平成 28 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 171 万 9,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 24 億 9,291 万 6,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、22 ページ、23 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思ひます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

26 ページをお開きいただきたいと思ひます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 336 万 1,000 円の追加、あわせて 3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 188 万 1,000 円の減額であります。

いずれも、人件費の補正であります。

27 ページの下段になります。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、3 目地域包括支援センター運営費 23 万 9,000 円の追加であります。

こちらも、人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

24 ページまでお戻りをいただきたいと思ひます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 5 万 4,000 円の追加であります。
現年度分の追加であります。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金 37 万 9,000 円の減額であります。

平成 27 年度の繰越金の確定により、東部 3 町からの負担金を減額するものであります。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金 9 万 3,000 円の追加、あわせて 25 ページになりますが、

6 款道支出金、2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 4 万 6,000 円の追加であります。

いずれも地域支援事業に係る国と道の負担割合に応じた追加であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 135 万 1,000 円の追加であります。

3 節につきましては、地域支援事業に係る町の負担割合に応じた追加、5 節につきましては人件費分に係る補正であります。

9 款 1 項 1 目繰越金 55 万 4,000 円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、34 ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第 114 号、平成 28 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 492 万 6,000 円を減額し、予算の総額をそれぞれ 4 億 1,679 万 2,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、35 ページ、36 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思ひます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

38 ページをお開きいただきたいと思ひます。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 492 万 6,000 円の減額であります。
人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

37 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 492 万 6,000 円の減額であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、43 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 115 号、平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 610 万 3,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 11 億 2,643 万 3,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、44 ページ、45 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

47 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 596 万 3,000 円の追加、あわせて 2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 14 万円の追加であります。

いずれも、人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

46 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 14 万円の追加であります。

一般会計からの繰入金であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 596 万 3,000 円の追加であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、53 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 116 号、平成 28 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 34 万 7,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 2 億 2,671 万 2,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、54 ページ、55 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

57 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 34 万 7,000 円の追加であります。人件費の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

56 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 34 万 7,000 円の追加であります。

一般会計からの繰入金であります。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、62 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 117 号、平成 28 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

補正予算第 2 条につきましては、収益的事業会計であります第 3 条予算に対する補正で、収益的支出のみの補正であります。

第1款水道事業費用、既決予定額5億5,050万2,000円に、補正予定額47万1,000円を追加し、5億5,097万3,000円と定めるものであります。

次に、補正予算第3条につきましては、資本的事業会計であります第4条予算に対する補正で、資本的支出のみの補正であります。

第1款資本的支出、既決予定額4億6,972万7,000円に、補正予定額43万円を減額し、4億6,929万7,000円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、過年度分と当年度分の損益勘定留保資金をもって補填するものであります。本補正により、不足する額は「4億6,409万7,000円」に、過年度分損益勘定留保資金は「2億9,112万3,000円」に、さらに、当年度分損益勘定留保資金は「1億7,297万4,000円」に、それぞれ改めるものであります。

次に、補正予算第4条につきましては、第5条予算に定める流用を制限した額を「3,526万4,000円」に改めるものであります。

初めに、収益的支出からご説明申し上げます。

63ページをお開きいただきたいと思っております。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費22万4,000円の追加、あわせて5目総係費24万7,000円の追加であります。

いずれも、人件費の補正であります。

次に、資本的支出についてご説明申し上げます。

64ページになります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費43万円の減額であります。人件費の補正であります。

以上で、特別会計等補正予算全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第111号、平成28年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第112号、平成28年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第113号、平成28年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 114 号、平成 28 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 115 号、平成 28 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 116 号、平成 28 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 117 号、平成 28 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により明 12 月 1 日から 12 月 6 日までの 6 日間は、休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、12 月 1 日から 12 月 6 日までの 6 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 12 月 7 日午前 10 時からであります。

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成28年第4回幕別町議会定例会
(平成28年12月7日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

2 荒 貴賀 4 小田新紀 5 内山美穂子

(諸般の報告)

日程第2 一般質問(6人)

会議録

平成28年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年12月7日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月7日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 企 画 総 務 部 長 菅野勇次
代表監査委員 八重柏新治 忠類総合支所長 伊藤博明
住民福祉部長 境谷美智子 経 済 部 長 田井啓一
建設部長 須田明彦 教 育 部 長 山岸伸雄
札内支所長 坂井康悦 糠内出張所長 阿部麗子
政策推進課長 山端広和 地 域 振 興 課 長 小野晴正
土 木 課 長 寺田 治 総 務 課 長 武田健吾
経済建設課長 川瀬康彦 学校給食センター所長 妹尾 真
防災環境課長 天羽 徹 福 祉 課 長 新居友敬
学校教育課長 高橋修二 生涯学習課長 湯佐茂雄
保健福祉課長 金田一宏美 農 林 課 長 萬谷 司
商工観光課長 岡田直之 住 民 生 活 課 長 山本 充
保 健 課 長 合田利信
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
2 荒 貴賀 4 小田新紀 5 内山美穂子

議事の経過

(平成28年12月7日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番荒議員、4番小田議員、5番内山議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） 次に、事務局から諸般の報告をいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 3番高橋議員から本日遅参する旨の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

○議長（芳滝 仁） これで、諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、小川純文議員の発言を許します。

小川純文議員。

○8番（小川純文） 通告書に基づきまして、質問をさせていただきます。

1、災害発生時の役場の組織態勢について。

この夏、4度の台風の上陸と通過に伴う被害は、近年経験したことがないほどの甚大なものであります。

被災された方々には、速やかな復興に向けた行政の迅速な対応が求められております。

町民の生命、身体、財産を災害から守り、安心かつ安全な住民生活を維持することができるようにするためには、日ごろからの対策に加えて、災害発生時の庁内の対応について、職員個々が意識共有を図ることが大切であると痛切に感じたところであります。

そのような備えをすることにより、地域において安心・安全に暮らすことにつながり、まさに「幕別町に住んでよかった」と実感されるものだと認識しております。

地球温暖化が叫ばれる中、今後も起こり得るであろう自然災害への備えを確立していくことは大変重要であると考え、以下の点について伺います。

①今回の台風災害発生時の初動を含めた行政組織の体制のあり方についての検証結果は。

②検証結果を踏まえた今後の組織体制のあり方とその実現に向けた方策は。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 小川議員のご質問にお答えいたします。

「災害発生時の役場組織態勢について」であります。

この夏の台風7号を初めとする三つの台風の上陸、そして8月30日には台風10号が接近した影響による豪雨に伴い、十勝管内を初めとする道内各地において、甚大な被害をもたらしました。

本町においても、台風7号と10号の影響により、住家・非住家合わせて75件が浸水被害を受け、農業関係では、台風7号の強風により農作物の倒伏被害が350.2ヘクタール、農地の冠水被害が19.1ヘクタール、停電の影響による生乳の廃棄が950キログラム、営農施設では37棟が損壊の被害を受け、台風10号では農作物21.2ヘクタールが倒伏被害、269ヘクタールが冠水被害を受けました。

この過去に例のない台風災害の経験が無駄にすることなく、今後の災害対応に生かしていくため、今回の対応について慎重に検証するとともに、課題についての対応策をまとめ、住民が安心して暮らせるまちづくりに向けて、災害対策を推進してまいりたいと考えております。

ご質問の1点目「今回の台風災害発生時の初動を含めた行政組織の体制のあり方についての検証結果は」、2点目の「検証結果を踏まえた今後の組織体制のあり方とその実現に向けた方策は」は関連がありますので、あわせて答弁をさせていただきます。

一連の台風への対応であります。防災対応の3原則であります「疑わしきは行動せよ」「最悪の事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」を常に念頭に置き、適時的確な対応を心がけて指揮に当たったところであります。

本町において、住家等への浸水被害、農地の冠水被害など、甚大な被害をもたらした台風10号への対応についてであります。8月30日夕方において、日高山脈沿いを中心とした大雨の影響から、札内川、糠内川などが水防団待機水位を超え、十分な警戒が必要な状況となりました。

このことから、町といたしましては、情報管理や施設管理を担う防災環境課、地域振興課、札内支所、土木課、経済建設課などを中心とした第1次警戒体制を敷き、それ以外の職員を自宅待機として、万が一の災害に備えました。

その後も札内川の水位が上昇し続けたことから、午後7時30分には札内の札内川流域鉄北地区を対象に避難準備情報を発表し、札内中学校に避難所を開設したところであります。

午後8時には、災害対応のため帯広開発建設部から現地情報連絡員、通称リエゾンが2人派遣され、以後の帯広開発建設部との連絡窓口として、情報提供やアドバイスを受けるなど、河川管理者との連携強化を図ったところであります。

札内川の水位はその後上昇を続け、午後8時20分には、札内川ダムのサーチャージ水位（洪水時満水位）到達により越流が始まり、さらにその後の水位の上昇が予測されたことから、午後10時に避難準備情報を発表した地区を対象に避難勧告を発令するとともに、多くの方が避難されることを考慮し、札内中学校に加えて、札内南小学校を新たな避難所として開設し、避難者の受け入れ体制を整えたところであります。

避難所においては、ピーク時の避難者数が699人を数え、大変混雑する中、対応する職員の数にも不足が生じておりましたことから、途中増員いたしまして、最終的には二つの避難所で20人の職員を配置し、避難所運営に当たったところであります。

日付が変わりまして、31日の未明から明け方にかけての対応についてであります。札内川のほか、途別川の千住12号橋にある水位観測所において、午前0時10分には避難判断水位に到達するなど、洪水への警戒区域が拡大しつつある中、午前0時40分には、万が一の災害対応に備えて、陸上自衛隊帯広駐屯地から2人の自衛隊員が派遣され、さらなる体制の強化を図ったところであります。

その後、午前2時12分には、十勝川の急激な水位上昇により、池田河川事務所から、千代田の水位観測所において計画高水位を超えるおそれがあるとの緊急情報の提供を受け、加えて午前2時53分の洪水警報の発表を踏まえまして、午前3時に明野、新川地区へ避難指示を発令したところであります。

午前3時20分には、池田河川事務所から猿別川の止若水位観測所において避難判断水位に到達した旨の情報提供を受け、土木課職員を現地に向かわせ、情報の収集に努めたところであります。

午前4時には、旧途別川に設置されている樋門の管理人から、相川地区の旧途別川から溢水している旨の通報が入りましたことから、パトロールに出ていた土木課職員を現地へ向かわせ、午前4時10分に樋門管理人とともに溢水の状況を確認したため、午前4時20分に相川、猿別、千住地区へ避難指示を発令したところであります。

猿別川の水位はその後も上昇を続け、午前4時40分には氾濫危険水位に到達し、午前4時45分から50分までにかけて、役場、消防へ猿別、相川地区から救助要請が相次いで入り、猿別水門のゲートが閉まらず、水位が上昇した猿別川から逆水して、周辺に浸水被害を及ぼしていることが判明いたしました。

このため、午前5時30分に第2種非常配備体制として災害対策本部を設置し、本部会議において、浸水エリアの町民の安否確認や人命救助を最優先事項として指示し、消防による救助活動と並行して、対象地区の世帯に戸別に電話連絡を行い、最終的には午前9時に全世帯の安否確認を終えたところであります。

午前9時には雨も上がり、十勝川、札内川、猿別川や途別川の水位も下がり始めましたことから、午後2時には、札内地区へ発令していた避難情報を解除、日付が変わって9月1日午前9時30分には、幕別地区で発令していた全ての避難情報を解除したところであります。

その後10時から、第2回災害対策本部会議を開き、被害状況の把握や早急に対応すべき事項を整理のうえ実施することなどを確認したところであります。

以上、8月30日から9月1日にかけての災害対応について申し上げましたが、振り返りますと、災害対応における情報収集・管理の一元化と避難所の運営について課題が残ったものと考えておりますことから、次の改善策を講じることとしたところであります。

本部における情報の共有等管理に不十分な点がありましたことから、本部の指揮命令が円滑に伝達できる組織環境づくりとして、大部屋に災害対策本部室を設置し、組織全体で情報を共有化できる環境をつくとともに、いざというときに迅速な対応ができるよう、定期的に本部設置訓練を行うなど個々の職員が非常時をシミュレーションした備えを心がけるよう促してまいりたいと考えております。

また、常日ごろから、本部組織の各対策部や各班の役割を確認するとともに、これらの組織単位での訓練を実施することが重要であり、特に初動の重要性に鑑み、災害発生時の初動期に各班が実施すべき業務の内容や職員の行動について具体的に示す「災害時初動対応マニュアル」を早急に整備し、職員が迅速に行動できるよう定期的な訓練を実施してまいりたいと考えております。

避難所につきましては、駐車場の整理や物資の配給などをスムーズに行うことができなかったこと、避難者への災害情報の提供が不十分で、不安を抱えながら過ごされた方が少なからずいたことなど、課題の残る結果となりました。

今後は、避難所開設時は必ず専任の情報連絡担当者を置き、本部との連絡調整を行い、避難者の方に必要な情報を適切に提供する仕組みを確立し、体制を整え情報の伝達を徹底してまいりたいと考えております。

さらには、避難所運営マニュアルの見直しや避難所運営訓練を定期的実施するなど、避難所運営にかかわる職員の初動体制を構築してまいります。

また、地域における「共助」の重要性を再認識したところでもありますので、自主防災組織の活動支援や未整備地区の組織化への働きかけについても一層強化してまいります。

なお、11月30日に開催されました管内防災担当会議において、被災自治体の災害対応におけるさまざまな課題が抽出されましたことを受けまして、今後、連絡調整会議を設置して、災害対応の検証を進めるなど、課題解決に向けての取り組みを行うこととなっておりますことから、本町の災害対策の見直しに生かしてまいります。

以上で、小川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳瀧 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 町長からご答弁をいただきまして、大半が先般の行政報告かなと思われるような部分も多々ありまして、前半は時系列の検証なのかなと思いながら、後半に少し今回の災害の中で感じられたことが、少し列記してあるのかなというふうに感じる答弁書であります。

本当に8月30日から9月1日ということで、もう月日も大分たちました。うちの町も、かなりの対応力で、この災害というものの引き続きの対応と、それにまつわる検証というのは常に行われてきて、ここ先般も、かなりの回数で災害対策本部の会議が開催されているように聞いております。

ただ、その中で、今回、私もそろそろ中身がきちっとでき上がったかなと思いつつ、今回の一般質問をさせていただいたわけでありまして、今回の台風に対しての中間報告までの域にはまだ達していないのかなというのが、この答弁書をいただきまして、一番最初に感じたところでもあります。

これは何を言いますかといいますと、やはり他町村では、幕別町同様の被害がありながらも、その中で検証を進めながら、第一弾として中間報告という中で、やはり、今回の災害がどうだったとか、それに対する対応がどうだったのかという、やはり一番町民の不安とするところを、こういう反省もしました、けど次に向かったこういう対応も考えているのですと、そのためにはまた時間を要しながら一つ一つ積み上げていきますという意味表明をされている自治体もございますけれども、まだうちの町においては、そこまで至っていないところであるのかなというふうに感じる場所があります。

その中で、若干、総括概論ばかりお話ししていてもどうしようもならないので、少しいろいろこの間にあったことをお互いに点検をしながら、今後に生かせる論議をさせていただきたいなというふうを考えております。

まず、一番最初に、やはり今回この災害が起きて、8月30日からの降雨という中で、災害対策本部や避難所を開設しなければならなくなったという、急激な河川の増水というのが一番最初にあったと思います。札内川から始まりまして。札内川の警戒水位を超えて、札内川が大変だということで初動を組まれたように、ここでも書いてありますし、私もそのように感じています。

その中で、夕方から段取りをして、約10時ごろですか、町民に避難準備だとかいう、準備情報はその先ですね。10時に避難勧告という対応をして、避難をされる方はもう来てくださいと、受け入れ体制を整えていますということで始まりましてけれども、結果的にやっぱり住民の皆さんも、本当に起きたことのないことですから、やっぱりここは、意外と住民の方々にこの情報がうまく行ったのかなと。

ただ、先般も定例会で言いましたけれども、防災メールの関係、指摘するまで、役場は出ている出ていると、行政側は言っていましたけれども、結果的に出ていなかった。これについても、これは重大な情報の発信ミスですから、本当に、ただ済みませんと言うだけの話では済まない問題でありますよ、これは。本当に、これ災害が人命がどこでもうちの町は失われなかったから許されるだけであって、これ本当に不幸中の幸いですからね。一番大事な初動の通知が、そこからスタートしていないという、この体制というものが、その後どういう影響を及ぼしていったということも検証された結果もここに出ていませんし、本当に真剣により一層の検証を進めてもらわなければならないと思います。

で、避難所を開設したと。ずうっと時系列で今回書いていますけれども、ではその中で、災害対策本部が、避難所が全部開設されて、最後に一番災害のあったこの猿別水門の避難所も開設されて、避難指示が全部終わって、これ一番急ぐことですから、けどその後第1回目の災害対策本部会議が開かれた。避難所開設や何かの件では町長の権限ですから、対策会議が開かれていなくてもできることは、これは事実であります。ですけれども、マニュアル上は、やはり災害対策本部をきちっと確立して、そこで役場組織としての初動マニュアルに基づいて人員配置なりそういうものができて、次の段階、避難指示だ、避難所開設だと、今まではそういう計画を何回も説明していたです。その前に台風7号もあったはずですが、けど、なぜこの10号のときにできなかったのか、まずこの論点、ひと

つご説明ください。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに建前から言うと、小川議員がおっしゃるように、災害対策本部を設置して、そこで情報を収集、一元管理した上で、指示、指令を出していく、あるいは対策を練るということが本来であろうというふうに思います。

ただ、今回の雨につきましては、前日の夕方から雨が降り始めまして、どんどん夜半にかけて雨が降っていった中で、警戒体制は構築していたわけでありまして、いわゆる災害対策本部という形はできておりませんでした。その実質的な体制については、私たちはできていたと思いますし、待機していた職員についても、災害対策本部ができたとしても見劣りしない、ほぼ機能を果たすような体制で構えていたということでもありますので、確かにおっしゃるように、本来は対策本部を設置して、その中で情報を共有し、指示、指令を出していくことが本来でありましようけれども、その辺は、実質的な体制はありました。ただ、やはりおっしゃるように、もっと早く災害対策本部については立ち上げるべきだという反省はいたしております。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） これにつきましては、結果論で申し上げているわけですから、これは時間が戻るわけではございませんからあれですけれども、やはりこれだけ年数をかけてきて練ってきた防災計画、マニュアルというものが、10号が突然来たのならわかりますよ。7号でも災害があつて、町長みずからも7号の被害を見て歩きましたよね。7号だって無被害ではなかったわけですから。そうしたら今度10号が来ると、あれだけ今、気象庁の予報がかなり高確率になっている時代に、誰だって、先般も言いましたけれども、幕別町の周りは巨大河川が周りを巻いているわけですよ。ダムだって満水なのをみんなわかっていることなのです。それに合わせて放水をしますという情報だって、役場に来ていますよね。そういうものをあわせていったときに、何でその情報が共有されて、一元管理されて、これは絶対危機が来るぞというものが、なぜ想定できなかったのか。

これは、水位観測所の経過が、ちゃんと役所からは送られてきていますけれども、それ以前の経過も、7号からのずっと水量や何かの経過も、全部データは来ているはずですよ、うちの町に。山で降っているということも、山脈のほうで降っているということも、データも来ているはずですよ。開発が開示しているという話も聞いていますから。そういうものを積算していったときに、想定できる、これは想定外というよりも、そういうものをきちっと、うちの町にも建設部を中心に技術者もいるのですよ。そこら辺で、本当に検討して、この10号に対する体制づくりをしたのですか。ちょっとそこら辺、現場は一番副町長がやっていると思うから、町長は最後のとりでなのだから、その現場の責任者といったら、やっぱり副本部長の副町長なのだから、たまにちょっと答えてみてください。

○議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 先ほど町長がお答えしましたように、今回につきましては、いろいろな情報というものは、気象情報ですね、そういうものとか、事前にわかっておりましたので、これらの初めから警戒体制はとっておりました。これにつきましては、町としてもそういう備えるということにつきましては、どういう体制で備えるか、これにつきましては基準がありまして、まず初めには第1次警戒体制から始まりまして、その程度がだんだん高くなっていきますと、非常配備体制、いわゆる対策本部を設置するという段階に入っていきます。ですから、町といたしましては、河川につきましては、6カ所の水位計に基づきまして刻々とその変化を見ておりましたし、また可能な限り、現場におきましても、土木課の職員が、必要に応じて現場を十分確認も行きました。そういうような情報をもとにして、まずは警戒体制をしいていたということでもあります。そして、今回につきましては、それよりも高いレベルに達したときに対策本部に切りかえて、そのまま対応していったということでもあります。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 今、高いレベルに達して対策本部を開いたというよりも、もう水位が高いレベル

を超えたのですよ、先に。結果論だから、これ以上言ったって押し問答だからいいけれども、やはり初動の体制でそういう組織体制を講じてきちっとやるべきであったというのを、何で一言言えないのですか。ただ、それだけでしょう。もう起きてしまったことはしようがないのだから、これは。取り返しはつかないのですよ。だけど、本当にそこで、やはり行政としての初動体制、これだけでなく、町民からもいろんな通報も、今ここに書いているけれども、これだつてしばらく途中までは違つたでしょう、特に猿別水門の関係は。住民説明会だ、開発の説明会だ、いろいろ指摘があつたけれども、町がそんなの認識していないという答弁も出ているでしょう。そうしたら、本当に初動でちゃんとそういう情報収集ができていたかという、ちょっと不備な部分が、いろんな部分に小さくあつたかもしれない。だけど、小さな不備が集まることによって、大きな不備になっていったのではないですか。

だから、一番警戒していたところよりも。最初に町長がこれ答弁書で言っていますよね、空振りには許されるけれども見逃しは許されないと。それは札内川、十勝川で、これは空振りではないですよ、警戒水位を超えているのだから。だけど、この猿別の水門は、警戒水位どころか堤防から水が越えて入ってきてしまっているのですよ。これは、いろんな水位データ、そしてちょうど越えかけたころは、あの時期はまだもう薄暗くなって、明るくなる初めですから、ある程度目視でも見当がつく時間ですからね。だから、本当に、そのときの初動が町民からの通報をもとに本当に動いたのかどうかと。この検証結果はかなり厳しい検証結果になると思いますよ。これは特に、建設部のほうにいろいろ電話も入って、あれしていると思うのですけれども、これも建設部長に、とりあえず副本部長の副町長。まあいいや、本部長でもいいよ。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと食い違いもありますので、そこはちょっとまず説明させていただきたいのですが、少なくとも私たちは水位観測所が札内川にありますので、そのデータは刻々と変わりますから、10分刻みで変わっていくわけですから、そこはもう観察をしておりました。そして、あわせて8時10分から札内川ダムが越水しました、放流でなくて越水しました。越水した情報も、実は開発建設部からいただいておりました、その後、恐らく水が急激にふえてくるということも、開発との間で連絡をとりまして、では何時間後にその水が札内橋あたりに来る、あるいは十勝川に行くのだということも、何時間後だという推計をいただいた上で警戒しなければならないと、そういう思いで実はおりましたので、そこは、最後、避難準備は7時半、これはお年寄りなんかもありますので、避難する準備をしてくださいという避難準備情報を発表させていただきました。

これも、なかなか情報を伝達するツールというのは、防災無線があればいいのでしょうけれども、それが無いものですから、もうテレビに頼るしかない。先ほどのメールについては、大変申しわけなかったと思います。発信したと思っていたのが、発信が届いていなかったということがありますけれども、テレビによって皆さんが知り得るということが一番気にしたわけでありまして、それで、避難準備情報という形で出せば、テレビのテロップが流れるということ意識しまして、避難準備情報をまず7時半に出させていただいたということでもあります。

そして、最後、何時が避難勧告のタイムリミットだということは、ずっと意識しておりました。それで、お年寄りは下手すると8時、9時に寝るかもしれませんが、タイムリミットとしては、私は午後10時であろうということで、10時に避難勧告をさせていただいたと。そういう流れでありましたことは、ひとつ押さえていただきたいなど。

そういう中で、どんどん下流部において水位が上がってきて、そして十勝川の千代田のところ、猿別川の止若水門、そこでの水位が上がってきたということで、実際に4時に職員を向かわせて現地確認をさせました。そして、旧途別川の樋門管理人から越水情報をいただきましたので、その職員を現場に向かわせて、そしてその報告を受け、避難指示に結びつけたというところの流れであります。そして、本部については、おくれたことについては反省を申し上げたということをお願いしたけれども、実際に被害が出たのは、救助の通報、救助してくれと通報が来たので、そこで、ここはもう災害本部を設置しなければならないだろうという判断で本部を設置したわけでありまして、確かに遅か

ったなということは、先ほど申し上げたように、もっと早くから情報の一元化をして、命令系統を整えた上での体制づくりが必要であったかなということは反省しております。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 入り口論を何ぼやってもあれだと思いますから、本当に札内川対策、十勝川対策については、本当に情報の中でうまく対応された、これは事実でございます。ただ、札内においては、やはりあれだけの避難準備情報から避難勧告となれば、やっぱりこれ初めてのことで、メール発信がなくても約700人来るのですからね。それにしても、職員を待機させている中で、これは警戒体制とすれば職員は待機体制ですよ。その割には、避難所に設置する、向かって対応してもらった職員さんの数が非常に少なく、避難所の中、また外の駐車場、そこに向かう道路、全てに混乱が起きたというふう聞いておりますので、これも今後に向けて、本当に避難所のあり方、誘導の問題、いろんな問題が、ここにも課題が蓄積されておると思います。きちっと検証と結果をまとめていただかないと、本当にうちの町の特質でありますけれども、札内に人口が集中しているということに対しては、かなりのこれは危惧が懸念されますので、より一層の対応策というものをこれは早急に明確につくり上げて、いかに地域に発信するか、これで防災計画がやっとスタートだと私は思いますので、この点については、ひとつ早急な取り組みをしていただきたいと思います。

その二つの避難はよかったのだけれども、やはりこの三つ目の避難ですよ。本当に、私も朝5時にここら辺をうろうろしてましたから、本当に消防団がボートを持って、あっちに右往左往しているのも拝見させていただきました。本当に危機一髪ではなかったですか、これ。先ほど町長が言った、いろんな河川情報、そうしたら最後、出口の千代田の水位所に水が高くなるというの、これもう予想できたのですよ。千代田が高くなったら猿別川が抜けられないというの、みんなわかっていることですから。だけど、本当にこれ今回、人命はなかったけれども、私も何回も言いますけれども、あの地区の人の方、自然に降ってたまる雨なら許せる。朝、目が覚めたら知らない水がどんどん入ってきて、このときの水は意外と速いものですから、見る間に本当に家の周りが水浸しになってやばいぞと、本当に避難、ぎりぎりからがらでみんな出てきたのだよ。これで、準備万端、滞りなくいきましたとは言えませんよ。

ただ、この後の町長の初動対応はよかったよ。やっぱり町長みずから、被災された方々にお見舞いに、いや、こういう災害が起きてしまったけれども、町もこれから頑張るから、被災された皆さんも気を落とさないで頑張ってくださいと、町長が見舞いに一軒一軒回られたと。これについては、本当に皆さん感謝していますよ、町長みずから来てくれたと。

ただ、その後の、各部局の話が一貫性がないとか、私もちょっと地元が近いものですから、いろんな話は聞かせていただきました。やっぱりトップみずからそうやって動いたのなら、それこそ対策会議もできているのなら、何で情報を共有して、対応策を一つ一つ部局でただやっているのではなくて、なぜみんなそれを共有して、今週は何々に取り組みましょう、今週は次にこれについて取り組みましょうという、何でそういうきちっとマニュアルができないのか、取り組みができないのか。その混乱が余計被災者に、被災者が余計混乱することに今回つながっているのですよ。これについての検証はどうですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 今、災害対策本部会議において検証途上で、これも遅くなっていることについては申しわけないと思っておりますけれども、よその町でも、つい最近、中間報告というような形で出ましたので、私たちもそれに負けることなく、今月中にはある程度の中間報告は公表させていただきたい、説明をさせていただきたいというふうに思っております。そんな中で、一番大切なのは、やはり個々の職員が、災害が起きたときにどういう動きをしなければならないのだということを、常日ごろ心がけることが一番大切であります。そのためには、組織の中の各班あるいは部署がありますので、その単位の中で、定期的に短い間隔の中で訓練をやって、それを積み上げていくことが何よりであろうというふうに、私は思っております。そういったことも含めて、報告をさせていただきたいなと

いうふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） まだ中間報告が出ているわけでないのに、今、町長が言われたぐらいしか話せないのかなというふうには思いますけれども、本当に、何回も言いますけれども、人命がないだけ平和でありました。今でも行方不明の捜索なんてことになったら、本当にこんなみんなが議会をやっている場合ではないですよ。だけど、人命まではいっていないけれども、長年蓄積してきた、まず家、財産が、自然以外の、これも不可抗力だわな、それに埋まっていくわびしさ、切なさは本当に実感して寄り添ったのですか、今回。町の決めですからと、一番最初に返答した人、結構いませんか。まず要望をきちっと聞いてから説明に入りましたか。それは、言うほうも本当に苦しくて頭にもきています。だから、「何でなんだ」という言い方もするかもしれません。だけどそのときに、何で、きちっと一回受けとめて、それから、こういうことなのですよという寄り添った対応ができていますか。マニュアルではなくて、そういうことが、一番の災害対応の心のケアも含めた対応だと、私は思いますけれども、そこら辺はどうですか。

○議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 今、小川議員の言われたとおり、被災者の身になって、そして、やはり町もしっかりと、まずは何をおっしゃりたいのか、そういうようなことを受けとめる必要性は、これは十分あると思います。ですから、職員のその辺の対応の仕方につきましては、やはり町民の皆さんにも、ちょっと不十分な点もあったということにつきましては、これは反省しております。ですから、今回のことを一つ十分重く受けとめて、そしてこれを教訓として、今後しっかりと町民対応につきましては、本当に心のこもったそういう対応をするように心がけたいと、そのように思っております。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 今度、中間報告をされるときには、そういう部分の項目も、これはほかの町のこれ入っていませんから、だけど、我が町は、そういう項目も検討課題の一つとして検証をして、それを中間報告できちっと載せて、やはり今回の教訓が、町がこう考えてくれたのだなど町民に評価されるような、理解される、できれば中間報告。もうこれスピード競争ではないから、もうあしたすぐ出さなければならないということはないから、どうせここまでかかったのなら、きっちり検討して出していきたいと思えますし。

その中で、当初の関係から、今度、役場の中でも災害対応の関係ですけれども、今回、1階に住民福祉部があって、あそこにはいろいろな開発から来るいろんなデータの受信装置もあって。2階に建設部があって、要するにいろいろなハードの部分のセクションは建設部ですよ。住民対応は住民福祉部ですよ。これ1階と2階です。それで、何か開発から通称リエゾン、これ連絡員ですよ、単なる、情報連絡員だと思うのですけれども、開発からもそういう方が見えた、自衛隊からも見えたという中でやってきているはずなのですから、一番根っこの役場が上と下に分かれていて、情報がこっちに出てみたり、1階に出てみたり、2階に入ってみたり。初めは、これ会議室で対策本部をちゃんと設置して対応に当たると。

だから、この庁舎をつくる時も、災害対策本部はどこにつくるのだと、3階の会議室をぶち抜けばでかい会議室で災害対策に使えるのだと、あれだけ論議してつくったはずだったのだけど、やってしたのは1階です。あの広いテーブルのところ。2階は、建設部は通常の形です。後ろにいろいろ打ち合わせの椅子がありますから、そこでやっているような状態。上には建設部ですから開発とかが来ている、下は違うほうが来ている、本当にそれで情報の一極化が図られたのですか、どうですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ一番初めの答弁でも申し上げましたとおり、災害対策本部を大部屋に本来は設けるべきであったところが、徐々に水量がふえていって、移るタイミングというのを逸したというのも事実であります。そのことは、結果、情報の収集管理、一元化ができない、あるいは指示、指令というものがスムーズにいかなかったということで結びついておりますので、これからは、初めから、

もうある程度予想されるのであれば、大部屋で、そこに職員が全部詰めて、パソコンを持ち込む、電話を持ち込んで情報を共有しながら、全員が一つの認識の中で行動するように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 大分、時間もなくなってきました。これは余り言いたくないのだけれども、やっぱり今回いろいろ見ている、私が一番がっかりしたのは、第1回目の対策本部の会議が朝、招集されましたよね。5時何ばにやりましたよね。それから、やっぱり何か聞くところによると、部長の中で出張がありましたよね。東京出張がありましたね。これは本当に、起きている災害と出張と、出張もそれは意味があって出張しているわけです。だけど、この起きている現状と、さっきも言っていたら、本当に災害対策本部までもう上がってしまった、被害の状況も出ている中での出張ですよ。それも、やっぱり役場の中、行政の中としては重要なポストの部長ですよ。この出張の中身の意味と、この災害対策を総力を挙げてやると、中身と。この出張に対して、下の職員もついて行っていますよね。だから、こういう災害のときだから、うちはちょっと上の方は行けないけれども、何とかそれで対応してもらえないかという配慮とお願いもできなかったのか。余り細かく言うと、新聞でまたごちゃごちゃと書かれたら困るから、これはもうこのぐらいの程度にして、わかっていると思いますから質問します。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これちょっと、詳細に言うことがどうなのかという、ちょっと私も迷うのでありますけれども、実は、その用務については、私が行く予定でありました。そして、町のPRであったり、ふるさと納税であったり、そういったPRを5万人ぐらい集まるような施設の中で説明をさせていただく、そういう機会でありましたので、ただ、あのような状況でありましたので、私は行けないということで、それなりの立場の者を行かせなければならないということで、実際に行った部長を派遣したというのが実情であります。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 余り突きとめれば、また、町長もいずいところがあると思いますので、だけど、これも教訓ですよ。やはりそういうときは実情を説明して、担当課の職員でも説明はできると思います。これはやっぱり、町が本当に総力を挙げて対応しなければならないという本部までできていて、先ほどの話をしても、そこまでのレベルになったのですから、こういうことがないように、今後はやっぱり町民第一、それはふるさと納税も大事ですけども、こういう災害時は、災害がやっぱり一番大事なのです。本当にそれに専念して向かう姿をしてもらわなければならないと思いますし。

残り10分ぐらいになってきましたので、やはり今回のいろんな災害を見ている中で、まずは本当に住宅を被災された方に対しては、町長も英断の中で、見舞金を床上浸水については10万円ということで、いち早くほかの町村の事例を見ることなく、今回は英断をしてお見舞いをして回ったということですから、これに対しては、一つの評価は実績として私はあると思います。本当に少ない、それは本当に金額的にはあれですけども、やはりその行為を行ったということに対しては、これは評価されるべきものだと思います。

ただ、今回は住宅だけでなく、産業基盤となるものもいろいろ多大なる被害を受けております。私もちょこちょこ役場のほうには伺っていますので、いろんな対応を検討しては、いろんな方向性の中から考えたときに、厳しいという中で、今のところ示されているのは、国策に乗じた対策ですね。国策とタイアップした対策が主なものかというふうに感じておりますけれども、やはりでき得れば、国策、道の施策等々でやっぱりさわれない、行き届かない部分というものを、末端の行政が、それは大きくはできません、ですけども何とか誠意のある対応というのはできるのではないかなというふうに考えるところであります。

これにつきましても、いろいろ検討はされた結果だとは思いますが、まだまだその傷も癒えていない状況であります。本当にこの夏以降、基幹産業の農業にしても、あの8月30日から本当に畑

がとまったようなものです。商業者にしたって、あの8月30日から本当に工場がとまったようなものですよ。だけど、皆さん、何だかんだ自力で再興しておりますよ。そこら辺についてのお考えがありましたら、いただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） まず、農業対策についてありますけれども、できるだけやりたいというのは、これは私はもう思っていることでありますから、ことしはもう6月中旬からの長雨で生育が悪くて、ただでさえ悪かったところに持ってきて、8月の台風によって、本当にもうとどめを刺されたような感じがありましたので、できることなら本当に基幹産業を幾らかでも再生産に結びつけるような支援をしたいという、そういう思いでおります。

ただ、その被災された方限定で支援を行うというのは、なかなかこれ難しさがあって、どこで線引きすればいいのだということがやはり一番問題になるわけで、ここが十分、被災された組合員を抱えておられます農協とも打ち合わせをさせていただいて、具体的に地区を指定してやるなんてことはできないよねというのが結論でありましたので、そういった意味では、国の被災者に対する機械でありますとか、あるいは施設の補助、これに上乘せをさせていただくぐらいしかないのかなというふうな結論に達したわけでありますので、ただ、今後、国はいろんな対策を出していくと思います。そういう中で、町の役割というのは、国の制度の隙間を埋めるというのが町の役割だということは十分わかっておりますので、そこは、町ができることについては、前向きに検討させていただかなければならないなというふうに思っております。

それで、一番気の毒なのは、私は商工業者だというふうに思っています。私も、政府・自民党の国会議員等を通じまして要請をしまいましたがけれども、結局は、大胆な東日本大震災だとか熊本の地震で適用になりましたグループ補助金という非常にすばらしい補助金があるわけなのですが、これは局地の地震災害の指定を受けなければ対象にならないという、本当に見るも無惨なような被害を受けないと無理だという、そんな制度になっているものですから、今回は、本当に被災された方には申しわけないと思ながらも、断念をしたということであります。

さきの臨時会で提案をさせていただきました融資に対する支援、利子補給であるとか保証料補給、この程度しかできないわけでありましてけれども、少なくとも、私は被災された方々の気持ちに寄り添っていろいろな相談についても対応してまいりたいなど、そのぐらいしか今、町としてできないことだなあというふうに思っているところであります。

○議長（芳滝 仁） 小川議員。

○8番（小川純文） 大分、時間もなくなってきました。最後に2点お聞きしたいと思います。

これ今、被災地域を含めて、ひとつ最大の皆さんの関心事が、開発問題でございます。まだ10月にやるというのが、文書で延期をさせていただきたいというご通知は、10月に皆さんに行っています。もう11月も終わりました。12月であります。そこら辺の状況、見通し、多分要請はされていると思うのですが、その経過をちょっとお知らせいただきたいのと、町長が常日ごろ政治信条として言われている説明責任のあり方でございます。先般の臨時会でも、ゴルフ場の復旧ということで、あのかのときの質疑の中でも、町民に広く説明をしていきたいという町長のお言葉もあったわけでありましてけれども、あその後に関開かれた、町の本当に一番行政の頼るところであります公区長会議、今回は3カ所か4カ所に分けて、秋ですから細かくやられる公区長会議だと思いますけれども、公区長会議の中で、やはりあれだけの大きな金額ですから、それをかけてやるということと、やっぱりそれをやることに至った経緯の説明がなされたのか。その後の先般も広報紙、このごろ連続カラー刷りで表、来ていますけれども、あそこにも何も書いていなかったのですよ。本当に説明責任を果たす果たすと、やっぱりこういう大きな突発的な支出をしたときには、議会も議決をしたのですから、説明責任があると思います。だけど、それを執行した執行者側においても説明責任は私はあると思います。そういう姿がやはり行政と町民をつなぐものでもあると思いますし、そこら辺の政治信条、これ町長に出るときから申されています説明責任というものに対する政治信条と、今一番、被災住民が気になっておら

れる開発の説明会の行方というものについて、お話をいただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 1点目が水門の関係であります。これについては、9月27日に説明会が開催されて、その際には、10月には次回を開催すると、そういうお約束でありましたけれども、開発を受けるシミュレーションがなかなか出ないというようなことがあって、延び延びになっておりました。町としましては、これは再三にわたって、やっぱり約束をしているわけですから、これは一刻も早くまず開催をするということと、その際の内容については、1回目は本当に何も説明できないような状況でありましたので、しっかりと事実を調査した上で、皆さんが納得できるような制度をもって説明をしてくださいといったことは、再三にわたって申し上げてきたわけであります。

そんな中で、そのシミュレーションのほうはなかなか時間がかかったということで、つい最近も打ち合わせはさせていただいていますけれども、今月中には恐らく説明会を開催するつもりです。そういう目途で今、作業を進めているというふうにはお聞きをしていますけれども、これは何日かということとは言えませんが、少なくとも年を越すようなことは、私もあってはならないよということには言っていますので、それはないというふうに思っております。

それで、説明責任のお話が出ました。これは、どういった場でどういう説明をするかという、なかなかこれ難しいわけでありまして、公区長会議のお話が出ましたが、公区長会議においては実際説明はしていませんけれども、私がいろんな場に呼ばれて行ったりもします。その場の関係者、関係者というか、呼ばれた場によっては、説明はさせていただいているわけでありまして、これなかなか難しいのは、記者会見でもやればいいのですけれども、どこの場でどういった説明をするかというのは、いろいろな町の施策がある中で、それを選択していくというのは、ちょっと難しさを感じているところであります。

いずれにしても、ここのところ、行政側の施策についてちょっと外部に対する説明というのが不足していたということは、私も否めないというふうに思っておりますので、項目の選択をしながら、町民の皆さんに説明をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小川純文議員の質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩いたします。

11：02 休憩

11：15 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○9番（岡本眞利子） 通告に従いまして、質問させていただきます。

1、地域で働きやすい「生きがい就労」の推進を。

日本は、今後、少子高齢化が急速に進むことから、元気な高齢者や若者、女性、障がい者など、働ける人みんなが社会を支えていくという、全員参加型の社会に移行していくことが期待されます。

会社を定年退職した後も、働く意欲を持った高齢者は少なくありません。こうした現状から、高齢者の就労促進の一環として、企業に対して60歳で定年になった社員の希望者全員を65歳までの継続雇用を義務づける「高齢者雇用安定法」が、平成25年4月に施行されました。

このように高齢者の雇用は拡大する方向を示している状況の中、本町における高齢者雇用の支援状況について伺います。

①高齢者が就職を希望する場合の現状（求職者数と就職件数）について。

②高齢者が地域社会に貢献することを目的に取り組まれている「幕別町高齢者就労センター」の会員数、就業形態について。

③町内の企業等との高齢者雇用の連携体制は。

④団塊の世代が退職している中、活躍の場を早期に整備する必要性が求められているが、今後の事業計画について。

2番、「幕別町応援大使」事業の継続を。

日本ハムファイターズの大谷選手、市川選手が幕別町応援大使として1年間、いろいろな場面で我が町「幕別町」の宣伝役として大活躍をしていただきました。その経済効果は極めて大きなものがあったと思われま。

しかし、残念ながら、日本ハム応援大使の期間も本年末までの1年間ということで、終わりに近づいているのが現状であります。そこで、町のPRを継続して実施するための、次なる方策を講じるべきと考えます。

幕別町には5人のオリンピック出場選手がいます。この5人の人材は町の宝であり、このすばらしい宝を財産と捉え、町の宣伝にご協力をいただく努力をするべきではないでしょうか。

2020年東京オリンピックの開催が決定され、準備が進められております。

今現在、山本幸平選手は、十勝の観光大使として、世界のあらゆる場面で名刺を配り、十勝をアピールしているとのこと。

そこで、この事業の今後の方向性、計画についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「地域で働きやすい「生きがい就労」の推進を」についてであります。

少子高齢化が急速に進展する中、労働力人口の減少に対応し、経済と社会を発展させるため、高齢者を初め、働くことができる全ての人が社会を支える全員参加型社会の実現が求められております。

国においては、平成24年に高齢者雇用安定法を改正し、企業における希望者全員の65歳までの雇用確保措置の制度化を図ったところでありますが、65歳以降も働きたい希望を持つ高齢者が増加していることを踏まえ、人材こそが最大の資源であるとの認識のもと、65歳以降においても働く意欲のある高齢者が、年齢にかかわらずその能力や経験を生かして、生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていくことが重要であると認識いたしております。

ご質問の1点目、「高齢者が就職を希望する場合の現状について」であります。

ハローワーク帯広によりますと、本町における平成27年度の65歳以上の高齢者の求職者数は340人で、そのうち就職者数は5人となっております。

また、本年4月から9月までの6カ月間の求職者数は242人で、そのうち就職者数は4人となっております。

ご質問の2点目、「高齢者が地域社会に貢献することを目的に取り組まれている「幕別町高齢者就労センター」の会員数、就業形態について」であります。

高齢者就労センターは、高齢者が培われた経験や技術、能力を生かし、地域社会に貢献するとともに働くことの中から生きがいを求め、高齢者の福祉の向上に資することを目的として、昭和59年に幕別町社会福祉協議会内に設立されたものであり、町や民間企業、町民などからの仕事の受託請負などに取り組んでおります。

高齢者就労センターの登録会員数は年々減少傾向にありますが、平成27年度の登録会員数は126人で、前年と比較しますと6人の減となっており、その年齢構成は、60歳代が25人、70歳代が83人、80歳以上が18人で、平均年齢は男性で74.1歳、女性で73.6歳となっております。

また、就業形態につきましては、毎年2月から3月にかけて会員募集や登録を行っており、登録の際に希望職種をお伺いし、就労センター担当員が中心になり、業務の依頼内容や作業場所等に応じて就労の割り当てを行っております。

昨年度の就労依頼件数は、公共施設が74件、民間が1,427件であり、その内容につきましては、町

が管理する公園等の草刈りや道路街路樹の剪定などのほか、民間の庭木の剪定や草刈り、冬期間の除雪などが主なものとなっております。

ご質問の3点目、「町内の企業等との高齢者雇用の連携体制は」についてであります。

町では、毎年、事業所雇用実態調査を実施しており、昨年度は、年代別の従業員数や賃金、労働条件、定年制と退職金制度など、10項目の調査を行い、高齢者雇用の実態把握を行っております。

高齢者の就業状況につきましては、従業員数について回答のあった210事業所の従業員3,807人のうち、65歳以上の従業員は384人、率にして10.1%となっております。

高齢者就労センターの平成27年度の業務受注実績としては、全体で1,501件、延べ17,263人工の業務を受注しており、そのうち町からの受注分は74件、延べ9,034人工と52%を占めており、町といたしましても、高齢者の雇用機会の確保に努めているところであります。

民間企業との連携につきましては、商工会を通じて、高齢者が年齢にかかわらず働ける職場づくりに取り組む事業主に対する国の助成制度であります、雇用安定助成金などについての周知に努め、事業所に対して高齢者の雇用の促進について働きかけを行っております。

また、高齢者を含む季節労働者の通年雇用化に向け、本町と音更町、芽室町などの8町と各町の商工会等で構成する十勝北西部通年雇用促進協議会において、企業経営セミナーの実施や各種助成制度の周知、求人開拓事業、雇用相談窓口の開設などを実施し、高齢者等の雇用の拡大に努めているところであります。

さらに、役場、支所・出張所においても、ハローワークの求人情報を提供してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「団塊の世代が退職している中、活躍の場を早期に整備する必要性が求められているが、今後の事業計画について」であります。

就労面といたしましては、現在実施しております高齢者や季節労働者の雇用対策事業を継続するとともに、幕別町高齢者就労センターの運営の充実に向け、町としてどういった支援ができるのか、幕別町社会福祉協議会と協議を行ってまいりたいと考えております。

また、高齢者は、身体能力や経済的状況、使える時間、就業に対するニーズも多様であり、これに的確に対応するためには、就業機会の提供だけではなく、ボランティアや学習・スポーツ、趣味などの分野においても活躍する場を提供することが重要でありますことから、人生学博士制度やしらかば大学などの生涯学習活動、さらには老人クラブや地域サロンの活動などにつきましても幅広く周知を図り、高齢者の活躍の場の確保に努めてまいります。

次に、「「幕別町応援大使」事業の継続を」についてであります。

本年は、合併10周年や開町120年などの節目を迎えた年でありましたが、この記念すべき年に北海道日本ハムファイターズの大谷翔平選手と市川友也選手が本町の応援大使として選ばれ、各種イベントにご協力をいただいたとともに、北海道日本ハムファイターズの情報発信力やマスコミ報道を通して、幕別町の名前と魅力を全国に発信できたものと実感いたしております。

応援大使の取り組みといたしましては、選手画像や球団ロゴマークを活用した町オリジナルグッズの配布、沖縄キャンプ訪問での特産品の贈呈、札幌主催試合でのヒーロー賞や球団紙による市町村紹介、そして応援大使の来町など、取り組みのたびにメディアに大々的に取り上げられ、町内外の方々から多くの反響があり、町の知名度の向上に大きな効果があったものと考えております。

また、リオデジャネイロオリンピックに出場された山本幸平選手につきましては、町から推薦をさせていただき、10月1日から「とちか観光大使」として、十勝や幕別町の観光情報を発信していただいております。

とちか観光大使は、十勝管内出身者や十勝管内居住経験者で、十勝総合振興局長と十勝観光連盟会長からの委嘱を受け、ウェブやロコミ等で十勝の魅力を発信していただく制度で、本町出身の山本幸平選手と映像作家の逢坂芳郎さんの2名を含む、63名の方々が活動されております。

ご質問の「「幕別町応援大使」事業の今後の方向性、計画」についてであります。

北海道日本ハムファイターズが実施する応援大使事業につきましては、本年12月末をもちまして終了となりますが、町の知名度アップはもちろんのこと、子供たちの健全育成やスポーツ振興につながる効果的な事業であったと振り返るところであります。

本町におきましては、大変うれしいことに5人もの現役のオリンピック選手を輩出しており、さらにことしは、本町では初となるプロ野球選手が誕生するなど、町出身選手が活躍されることによって、幕別町の名を全国に発信していただいているものと認識いたしております。

町といたしましては、この1年間、日本ハム球団や応援大使が残してくれた軌跡の活用を初め、極力、負担がかからないような形で、町内出身のアスリートや各界で活躍されている方々に、応援大使や観光大使的なご協力をいただけないか、現在、検討しているところであります。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

11：24 高橋議員入場

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

我が国の高齢者の労働力率は国際的にも高水準を示しているといえます。年齢層別の労働率は、男性で50代では90%、60代前半で70.3%、60代後半で46.7%、また女性におきましても、40代後半は71%、50代は60%、60代後半で24%という数字が示されておりますが、男性は60代を境に、女性は50代後半から60代にかけて急速に低下をしているということでございます。

また、高齢者の就業している要因については、男女いずれにおいても、自分の家族の生活を維持するため、生活水準を上げるためといった経済上の理由が、生きがい、社会参加のためといった理由がふえているということでございます。

そこで、1番目の質問でございますが、求職者がどのような仕事のニーズがあり、どのようなところに就職されたのかをお伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） 今、町長から答弁がありましたように、高齢者が昨年、5人の方が就職に結びついたところでありますけれども、その就職先につきましては、承知をしていないところであります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 意外と思ったより、うちの町では就職を希望される方が少ないのだなという、答弁をお聞きしましてそんなように感じたところでございますが、では、どのようなところに就職をしたかがわからないということでございますが、では、ニーズはどのようなニーズがあったのかも、お答えいただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（岡田直之） ハローワーク帯広全体のニーズでありますけれども、今、求職者が求めているニーズで一番高いものにつきましては、軽作業が最も高い状況となっております。次いで、事務職が最も高いという状況であります。しかしながら、企業が求める求人像につきましては、専門技術ですとかサービス業が多いということになっておりまして、企業側が求める求職者像と働きたい人が希望しているものにはミスマッチがあるということとなっております。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） では、今のご答弁では、仕事を求めている者とまた仕事を提供する企業側とのミスマッチということがありましたが、高齢者が希望する働き方ができるように、行政としては支援はされていないということでございますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 支援ということになりますと、そういう職を生み出す、つくり出すということに

ほかならないわけでありまして、なかなか行政としては、そういう職を仕事をつくらざら難しいわけでありまして、これやはり事業者の負うところが大きいかと思ひます。ただ、今、それほど景気がいいわけではありませぬので、事業者においてもそういった必要最低限の仕事しかないというのが実情であらうというふうにお思ひます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ちょっと3番の質問とも重なるとは思うのですが、町内の企業との連携ということにもかかわるかと思ひます。よくこの時期になりますと、除雪の時期になりまして、毎年除雪の苦情は大変多いところがございます。その中の答弁でも、除雪のオペレーターが少ないというような声も出まして、高齢化が進んでオペレーターの数がだんだん減ってくるというような答弁をよくいただくのですが、その中でも、企業に、高齢化されているのですが、高齢者が働く意欲があれば、企業にそのように経験豊富なオペレーターとして、オペレーターとして乗るのではなくて、指導者として使っていただけるようなお話もされることも可能ではないかなと思ひます。その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに、町の除雪業務の中で、そういった人材不足というのは感じております。ただ、町としては職業紹介はできないわけ、これはハローワークの仕事でありますから、できないわけでありまして、その法に触れない範囲の中で、業者からの意見をお聞きするなどして、こういった職があるよということ、例えば商工会を通じてそういう情報を流すとか、あるいは十勝北西部の雇用促進協議会がありますので、そういった中で情報を提供するということが可能かなというふうにお思ひます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今の質問に対しまして、答弁、よくわかりました。

では、高齢者は時間的に束縛が強いパートとかアルバイトとして就業を希望する傾向があるかと思ひます。そこで、生きがい、社会参加といった働き方が考えられることから、2番目の質問なのですが、幕別町高齢者就労センターでございます。会員数が減少しているということでございますが、今後、増加していく高齢者に対しまして、就労の機会を提供できる場所ですので、元気なお年寄りをふやすということが、行政の大きな課題ではないかと思ひます。その減少の要因と対策について検証されているのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（新居友敬） 議員がおっしゃるとおり、登録会員数につきましては、年々減少してきているところがございます。その原因ということでいけば、やはり先ほどから申し上げており、企業における60歳以上の継続雇用が進んできておりまして、なかなか高齢者の方でも若い方が入ってこられなくなったというのが、まず一つ。また、高齢の方が、継続されている方も、やはり体力の限界ということでやめていかれる方が多くなってきているというのが、一つの原因かなというふうにお思ひます。

それに対して対策なのでございますけれども、そういった中で会員を確保していくというのは、非常に難しい状況でありまして、会員募集においても、ホームページ、社協だよりなどから、いろいろ随時募集を行っていたり、会員からの情報などをもとに勧誘なども行っているところなのですが、なかなか増加にはつながっていないという現状でございます。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今ご答弁いただきましたが、就労センターの仕事といたしましては、庭木の剪定とか草刈り、草取り、畑起こし、除雪などの手作業による軽作業の事業を請け負っておりますが、この国の資料によりますと、高齢者の男性は経験を生かせること、また女性は働きやすさを重視すること、したがって、既存の業務内容に加え、専門的な分野、過去の経歴、特技、性格などを把握し、職業紹介所などに生かせるような工夫をすることによって、会員減少にも歯止め

をかけることができるのではないかと思います。

例えば、資格を習得支援をしていただくような事業なども考えてみたりということもあるかと思えます。また、社会福祉協議会のホームページを見ましたら、お仕事をしたい方を募集していますということで、大変もう小さくて高齢者の方には見えづらいのですけれども、このような小さな漢字ですと、なかなか見つけることも厳しいのではないかなと思います。したがって、もう少し仕事内容も経験を生かせるようなそういう仕事もふやしていくべきではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、社会福祉協議会内に設けられている就労センターでありますので、町があれこれ余り口出しするのは好ましくないわけであります。ただ、今、人が集まらないというのは、これは高齢者、高齢者に限ったことではなくて、十勝管内も、先ほど、このほど報道では有効求人倍率が1.2倍という、そんな報道もありましたけれども、にもかかわらず、やはりえり好みをするがために、やはりミスマッチが起こっているといえますか、職がない人が多く出ているということが、これは私は、全世代を通じてそういう傾向に今ある、いわゆる3Kとか言われていますけれども、汚いとか苦しいようなそういう仕事については、やはりつきたくない、そういう心理も非常に働いているのだろうというふうに思います。

そんな中で、就労センターで働いていただく方がふえることは好ましいことでもありますので、社協のほうと協議をさせていただいて、町としてできることについては、協力してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 確かに、今、町長にお答えいただきましたとおりだと思います。本当に好みをしている場面も多々あるかと思うのですが、やはり高齢化がだんだんしている中で、生き生きと、働くだけが生きがいではないのですけれども、そのようなところも、やはり町からの支援も重要ではないかと思えます。社会福祉協議会のほうにも、そのように町の方からも声かけをしていただくということでございますが、高齢者等の無料職業紹介所的な窓口を設置していくのも、また一つの手ではないかと思えますので、そのようなこともまたつけ加えていただきたいなと思えます。また、例なのですけれども、千葉県の柏市では、専門のジョブコーディネーターを配置しまして、高齢者が働ける派遣事務などを開拓し、登録会員の高齢者と積極的に結びつけているという事例もございますので、そのような先進的な地域を参考に調査をしていただけたらと思います。

では、3番目の質問なのですけれども、もちろん生きがいということで、働くだけが生きがいではないのですけれども、民間企業との連携も必要とされることから、企業の協力は大変大きいかと思えます。また、企業側も高齢者を労働力として期待するところもあるかと思うのですが、そうでない企業との温度差が生まれてくるかと思えます。先ほどお答えにもありましたように、やはり大変厳しい状況から、人を雇うことができないというようなところもあるかと思うのですが、地域経済と雇用対策を企業にどのように促進していくのか、お伺いいたします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、企業については、余裕がなければやはり人は雇えない、そういう実態にあるわけでありますので、そこで例えば1人雇用していただきよと言った場合には、そこには補助金、奨励金的なものを出さない限りなかなか難しいというふうに思います。それを、どういった方にターゲットを当てるのかということももちろんあります。今は高齢者のお話でありますけれども、本当に職がなくて生活できない方という人が、やはり一番優先されるのだろうというふうに思いますし、また今、子育て支援の中で、結婚し子供を産んでそこでやめるのではなくて働き続けるということ、今の時代、非常に必要であろうと思えますので、それを高齢者だけにターゲットを絞って奨励事業をやるというのは、なかなか難しいなというふうに思います。これは、全体の雇用対策であったり、あるいは子育て支援事業であったり、トータルの施策の中で進めていかなければならないなというふうに

思います。いずれにしても、企業に頑張っていたいただきたいというのが、私の本音であります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 町長の言われますのも本当にわかります。もちろん企業にしても大変な状況だとは思いますが、やはり企業が元気になれば雇用も生まれる、また税金も町に納めていただけるというようなことにもなりますので、しっかりと企業の方が仕事をやっていけるように、町の経済を活性化していかなければいけないと感じるところでございます。しかしながら、やはり高齢化がどんどん進む中で、お金がないから生活保護にというようなことではないかと思っておりますので、しっかりと、働ける意欲がある方には働いていただいて、税金を納めていただくというような形にもなろうかと思っておりますが、それにはやはり雇用促進ということで、企業に高齢者活用促進セミナーとか、また働きたいという意欲をわかすための就労誘導セミナーなんかもまたすることによって、効果的なのではないかと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、なかなか町単独でそういった事業をやるというのは、難しいというふうに思っております。それで、今現在の制度の中では、十勝北西部の通年雇用推進協議会、十勝をエリアごとに分けて、そういった広域での取り組みをやっておりまして、その中に資格取得であるとかセミナーでありますとか、いろんな事業が盛り込まれておりますので、そういったことを周知してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） ぜひ、そういうところは、もう力を入れてやっていただきたいと思っております。また、企業側にいたしましても、高齢者を雇用した場合に国からの助成金や奨励金を受けられるというようなことも、しっかりと周知をし、啓発をしていただきたいと思っております。

そして、4番目の質問でございますが、今、団塊の世代が退職している中でございますが、厚労省では、今年度から、生涯現役促進地域連携事業として、健康で意欲と能力のある限り年齢にかかわらず働き続けることができる、生涯現役社会の実現に向けた取り組みを推進しております。我が町も、地域の特性を踏まえた高齢者の安定した雇用を確保すべきと考えます。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは繰り返しになりますけれども、なかなか雇用の場を確保することそのものは難しいわけでありまして、町ができるかといったら、それは、やはりこれは税金の効率的な執行というのがありますので、なかなか難しい。今やっている事業の中で、高齢者に就業してもらうということはできましようけれども、新たな雇用の場を確保するというのは難しいだろうと。となりますと、勢いどこに行くかという、やはり事業者の協力が必要になりますので、そういった国の補助金、助成制度も紹介しながら協力をいただく、そういった商工会を通じて周知をしていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 今後、就労だけではないのですけれども、あらゆる分野で高齢者の活用を推進し、高齢者雇用の機会の拡大を目指しまして、雇用の創出、生きがいを持てる支援に取り組んでいただきたいと思っております。

では、大きな2番の質問に移りたいと思っております。

幕別町の応援大使の継続でございますが、この1年間、日本ハムファイターズの両選手が幕別町の宣伝に本当に大きな貢献をしていただいたことには、感謝するところであります。しかし、この宣伝効果がいつまでも続くわけではありませんので、次の一手を打つということが大変必要ではないかと思っております。山本選手はもちろん十勝の観光大使を務めておりますが、幕別町出身でございます。幕別町で、もう既にやはりそのような声をかけるのが先ではないかなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

- 議長（芳滝 仁） 飯田町長。
- 町長（飯田晴義） これは、観光大使は既になってしまいましたので、振り返ってもしようがないのですが、少なくとも5人の現役のオリンピック選手がおりますので、こういった人たちに協力をいただいて、オリンピックを育てる事業というのを実際ことし10月1日に行っております。ですから、山本選手に限らず、できることならこちらに里帰りというか、シーズンオフの期間にこちらに来た際には協力してもらえるように、協議をしてみたいというふうに思います。
- 議長（芳滝 仁） 岡本議員。
- 9番（岡本眞利子） 最初のご答弁で、応援大使や観光大使にご協力いただけないか、現在は検討しているとおっしゃいましたが、どこまで進んでいるのか、お聞きいたします。
- 議長（芳滝 仁） 政策推進課長。
- 政策推進課長（山端広和） 現状のところは、これまでの日ハム応援大使と同様というわけではございませんけれども、極力、選手に負担をかけないような形で、例えば写真、肖像画といいますか、活躍する選手の写真だとか画像だとか、そういったものを活用した中で、例えば名刺ですとかポスターのチラシですとか、そういったものに活用できないかなという部分での検討をしているところであります。直接まだ、ご本人に対しまして打診しているという段階ではちょっとございません。
- 議長（芳滝 仁） 岡本議員。
- 9番（岡本眞利子） それは行政が思っているだけであって、まだ相手側には伝わっていないということでございますね。ということは、今もう12月ですから、もう観光大使は今月いっぱいということで、日ハムは終わるわけでございますが、その終わるということが、もう年内で終わるわけですから、その次のことを1月から考えておかなければいけない。また、3月には予算を計上しなければいけないということもあります。その段階で、まだ誰も何も決まっていないというのは、ちょっと遅いのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。
- 議長（芳滝 仁） 政策推進課長。
- 政策推進課長（山端広和） 10月に、オリンピックに出られていました5選手のうち、2名の選手の方が実際来られていまして、その際に、こちらのほうで直接ではないですが、ペーパー的には、こういった部分でどうでしょうかという部分の内容程度のお知らせは、実はお伝えしていたところなのです。ただし、やはり個人での同意のみで終わる部分が、ちょっと果たしてできるかどうかという部分ですとか、例えば選手のデータを使うという部分に、ユニフォームとかそういったスポンサー等の部分もかわりが出てくる可能性もあるものですから、その辺の具体的な部分は、再度詳細を詰めていかなければいけないという部分で、今考えているところでございます。
- 議長（芳滝 仁） 岡本議員。
- 9番（岡本眞利子） そうですね。本当に自分一人で決められることではないのですが、やはりいつも町長がおっしゃいますように、スピード感を持ってということでおっしゃいますので、ここにもスピード感をぜひ持っていて進めていただきたいと思います。
- それで、山本幸平選手の名刺なんかも見ましても、このように本当に十勝ということを説明しております。そここのところの住所が幕別町札内北町ということで、ここまで入っているわけでございますので、ぜひとも山本幸平選手だけには限らないですけれども、5人のオリンピック選手がおりますので、その方たちにぜひともご協力をいただきたいということをお願いするのも町ではないかなと思います。また、そのように観光大使なんかをお願いをしますと、本人にしてもやはりふるさとを愛す、また自分の町が、幕別町出身なのだということも自覚がすごく大きいのではないかと思います。
- 先日、帯広の方に言われましたのが、幕別町はすごいよね、どうして幕別町からそんなにスポーツ選手が出るのだろう、また古谷選手のソフトバンクに決まったことも、どうして幕別町からと、幕別町は何かしているのというような、本当に驚きの声をお聞きしたところであります。したがって、そのようないい話がある中でこそ、ぜひともご協力をいただくように、行政がしっかりと頭を下げてお願いをすることが重要ではないかと思います。その点についてはいかがですか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほど課長が申し上げましたように、企業に属しているあるいはスポンサーがついている方々については、なかなか制約があって、こちらが考えていることが、そのままやられない、実現できないということもありますので、もちろん名刺をつくること一つについても、果たして許可が出るかどうかということもあります。名刺のほかにも、例えば東京方面での広報マンになっていただくとか、イベントのポスターに登場していただくとか、いろんな活動方法があるかというふうに思いますので、そういったことを考えられる方策について、一つ一つ協議した中で協力をしていただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） いろいろな制約があり、なかなか思うように進まない点もあるかと思いますが、それはしっかりと進めていただきたいと思います。

また、応援大使ばかりに限らず、お聞きいたします。町長の名刺は、行政用の名刺ですか。今、幕別町の応援大使で、日本ハムの名前が入った名刺もあるかと思いますが、町を宣伝するような名刺はおつくりでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 私の名刺は、日本ハム応援大使として球団側から提供された大谷選手と市川選手の写真が写っている名刺を使わせていただいております、やはりこれが一番見て、ビジュアル的に、おっというふうに思っただけで、最大の宣伝効果を発揮できる名刺だという考え方の中で、もう本当に500枚ぐらい、今まで配ったといたらおかしいですけども、使わせていただいたわけでありまして、最近はあと一月切ったものですから、プレミアムの名刺だよという、そんなことを一言添えたりして、幕別町を宣伝させていただいているところであります。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） もう大谷選手の応援大使ということで終わってしまうのですが、あるところの町長の名刺では、やっぱり自分の町を宣伝するというようなことで、行政の名刺だけではなくて、自分の町のガーデンパレス温泉ということで、町を宣伝しているような名刺もお配りしているということがございます。町長みずから、自分の町のいいところを宣伝するというので、今、忠類の問題もさまざまありますが、ぜひともうちの町に泊まっていただきたい、うちの町に来たときは、ここに泊まっていただきたいということも踏まえて、そのような宣伝効果も上がるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ちょっと説明が不足しましたけれども、ことは応援大使の名刺を使わせていただいております。今までは、町の様子、道の駅でありますとかパークゴルフをやっている様子だとか、そういった何種類かの台紙がありますので、それで幕別町をPRさせていただいてきました。ですから、1月1日以降は、また違った名刺を持って町のPRをしてまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 岡本議員。

○9番（岡本眞利子） いずれにいたしましても、幕別町の発展のために、身を粉にして、さまざまな面で力を出し切って、ほかの町にとられないよう、宝の持ち腐れにならないよう、力を尽くしていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:59 休憩

13:00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○6番（小島智恵） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

1、規格外野菜を学校給食等で有効活用を。

多くの野菜は、市場では規格品が中心に出荷され出回っており、規格外は一部しか流通していない状況にあります。そのため、必ず出てくる規格外をどうしようかと悩み、時間との戦いの中で多くの野菜を廃棄処分せざるを得ないこともあり、毎年毎年大変ご苦労されていると農業者からお聞きするところでもあります。ことしは特に長雨と台風による農業への影響は甚大であり、規格外が多く出ることが考えられます。

また、置戸小学校の給食が「日本一おいしい」と、元栄養教諭の熱意と努力によって、子供たちに喜ばれ話題となっておりますが、地元食材を中心に使用して調理し、規格外野菜についても有効活用されているとお聞きするところでもあります。

本町の基幹産業である農業、そして食糧基地として担い誇れる町として、以下についてお伺いします。

①学校給食における地場産野菜の使用状況。

②規格外野菜の有効活用策として学校給食に活用できないか、ということであります。

2点目、いじめ防止と隠蔽等をした教職員、学校の処罰規定を。

ことし10月、文科省が「平成27年度児童生徒問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（小・中・高・特別支援対象）」でありますけれども、その結果が公表されまして、全国のいじめ認知件数は22万4,540件と過去最多となりました。

大津市のいじめを苦に自殺した事件では、学校と教育委員会の隠蔽体質が明るみになり社会問題となりました。この事件をきっかけに、平成25年9月「いじめ防止対策推進法」が施行され、今3年目の見直し時期を迎えておりますが、我が町では平成26年10月に「幕別町いじめ防止基本方針」が策定されました。その後も、残念ながら被害を受けた子供がみずから命を絶つ悲劇は後を絶たず、文科省のまとめでは平成25年から27年にいじめを原因に自殺した子供は23人に上っているとされており

ます。同法では、いじめを行った加害児童等に対して「出席停止」等の処罰事項はありますが、いじめを隠蔽した教職員や学校への処罰が明記されていないため、いじめの抑止力として機能していないと考えられます。実際、子供がいじめで自殺しても、大半のケースは教職員が懲戒されることはなく、文科省の審議会「いじめ防止対策協議会」でも、遺族からの願いである「不適切な対応をとった教職員に対する罰則規定を設けること」などが議論されております。

いじめから子供を守るため、以下についてお伺いします。

①いじめの認知件数、実態、重大事態は。

②全国学力学習状況調査において「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」という回答した割合が低いのですが、いじめ防止策といじめ教育についての考えは。

③いじめの隠蔽、加担、放置等をした教職員、学校などに対する処罰規定を設けることについて国に請願・要請すること、であります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「規格外野菜を学校給食で有効活用を」についてであります。

野菜の規格は、産地によっては独自に定めている場合もありますが、北海道においては、ホクレン農業協同組合連合会が定めた野菜標準全道統一規格を基準に運用しているところであり、規格外野菜は、この統一規格から、大きさ、形などが外れるものとされております。

規格外野菜は、その年の気候条件や収穫時期、野菜の種類によっても差がありますが、平年でいいますと作付全体量の1割程度と見込まれ、天候不順の本年は3割以上になることもあるとお聞きしております。

一般消費者向けに出荷できない規格外野菜であっても、外食産業向けの加工食品業者や、漬物工場などからの要望があることから価格は低下するものの一部販売していますが、規格外品の収穫や出荷作業に手間がかかる割には販売価格が安く、損失が出てしまうという経済的な理由から、畑にすき込んでしまう場合もあるとお聞きしているところであります。

ご質問の1点目、「学校給食における地場産野菜の使用状況」についてであります。

幕別町の学校給食における幕別産野菜の使用率は、平成25年度34.1%、26年度31.9%、27年度31.3%とほぼ3割程度で推移しており、十勝管内産を含めるとほぼ5割の地場産野菜を使用しております。

身近で新鮮な町内産食材の活用を図るため、町内3農協の協力をいただきながら、ジャガイモは通年で幕別産を使用しており、他の農産物についても納入業者が市場等で仕入れる際にできるだけ幕別産の野菜を仕入れるように要請しているところであり、今後とも町内産野菜の活用に意を用いてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「規格外野菜の有効活用策、学校給食で活用できないか」についてであります。

給食センターでの規格外野菜の活用については、1日の必要量が品目別に50kgから150kgであり、日ごとに必要品目が異なる上に、基本的に使用日の早朝に納品を受けなければならないことから、流通経路に乗らない規格外野菜の納品が難しい状況にあります。

また、センターでは朝納品された食材を限られた時間の中で、短時間に調理する必要がありますことから、皮むきやカット等は機械により作業を行っており、それら作業上規格外の野菜は活用しづらいのが現状であります。

しかしながら、ジャガイモやタマネギなど一部の品目については、極端な規格外品以外は、調理における作業性を低下することなく活用できる場合もありますが、農産物の集荷等を行っているJAでは、選別コストをかけて、皮むきやカット作業を機械で活用できる農産物を納品することは、難しいとお聞きしております。

地場産食材のさらなる活用については、思いを同じくするところではありますが、規格外野菜の学校給食への活用は、多くの課題があるため現在のところ難しいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、「いじめ防止と隠蔽等をした教職員、学校の処罰規定を」についてであります。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と、いじめ防止対策推進法において定義されております。

国においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」を制定し、10月には、「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定いたしました。

本町においても、平成26年10月に「幕別町いじめ防止基本方針」を制定し、「かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう」いじめの防止等の対策に関する基本的な理念を掲げ、取り組みを行っているところであります。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、決して許されるものではないと考えているところであります。

教育委員会といたしましては、法令等を踏まえ、幕別町いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、共通認識のもと、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等いじめの根絶に向けた取り組みを推進しているところであります。

ご質問の1点目、「いじめの認知件数、実態、重大事態は」についてであります。

平成27年度はいじめの認知件数は、小学校2校3件、中学校1校8件の合計3校11件であり、28年度9月末現在においては、小学校1校1件となっております。

いじめの実態といたしましては、「冷やかしやかからかい、悪口や嫌なことを言われる」というものが大半であり、他には「遊ぶふりをしてたたかれる」「メール等で誹謗中傷や嫌なことをされる」というものでありましたが、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態のケースはありませんでした。

いじめにつきましては、発覚した時点で学校が教育委員会と連携をとりながら、直ちに関係する児童生徒、保護者との面談により、問題行動の実態を明らかにするとともに、個別指導を初め学級指導や子供交流施設「まっく・ぎ・まっく」における教育相談等により、問題を解決し、再発の防止に努めているところであります。

ご質問の2点目、「全国学力・学習状況調査において、「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と回答した割合が低い、いじめ防止策といじめ教育についての考えは」についてであります。

文部科学省では、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に、小学6年生並びに中学3年生を対象に「全国学力・学習状況調査」を実施しており、それに合わせ、児童生徒の生活習慣や学校環境に関する質問紙調査を実施しております。

その質問紙調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問に対し、小学6年生では、当てはまる、と回答した割合は、平成28年度は、全国平均で83.1%、幕別町では87.9%であり、比較いたしますと4.8%全国平均を上回っております。

また、中学3年生では、当てはまる、と回答した割合は、全国平均では74.8%、本町では76.1%であり、比較いたしますと小学生同様全国平均を1.3%上回っているところであります。

教育委員会といたしましては、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得る」とこととして捉えており、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止と早期発見に取り組むことが重要であると考えております。

このことから、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない行為である」という認識を定着させるとともに、いじめの根絶に向けた取り組みの推進として、スクールカウンセラー等の派遣を初め、「いじめ防止啓発標語」の募集等の啓発活動等を行っております。

また、自分の存在と他人の存在をひとしく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等の道徳性を育むため、道徳の授業を初め、各教科等における体験活動の充実を図り、全ての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感が感じられる環境づくりを、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、引き続き推進してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「いじめの隠蔽、加担、放置等をした教職員、学校などに対する処罰規定を設けることについて、国に要請すること」についてであります。

町内の小中学校に勤務しております教職員の任命権者につきましては、北海道教育委員会であり、教職員の不祥事等が起きた場合には、町教育委員会は、サービスの監督権者として、厳正な処分を求める内申を、任命権者である北海道教育委員会に提出し、処分を決定することとされております。

また、教職員の懲戒処分につきましては、北海道教育庁の賞罰委員会を経て教育委員会会議において決定されますが、処分に当たりましては、北海道教育委員会が定めた懲戒処分の指針に基づき、厳格に処分の内容が決定されているものと認識しているところであり、いじめ防止対策推進法に基づく、いじめ防止等に係る対応への違反は、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分の対象となっております。

公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために職務に専念する義務を負っており、とりわけ、児童・生徒の教育に直接かかわる教職員には、より高い倫理観が求められているところであります。

国の「いじめ防止対策推進法」は平成 25 年に制定されましたが、施行から 3 年をめぐり、必要に応じて見直しを求める規定がありますことから、現在、文部科学省では「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止基本方針」の改正について、いじめ防止基本方針対策協議会で議論しているところであります。

その議論の中で、児童生徒がいじめを起因として自殺するといった重大事態が発生した際の遺族の感情として、学校や教職員が不適切な対応をとった際の罰則規定を設けるなどの意見があることは、承知しているところであります。

しかしながら、ただいま申し上げましたとおり、いじめ防止対策推進法に基づく、いじめ防止等にかかわる対応への違反は、懲戒処分の対象となり得るものから、さらなる処罰規定を設ける必要性はないものと判断しており、国に要請することは考えておりません。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6 番（小島智恵） 再質問をさせていただきます。

ことは、ご承知のとおり長雨、台風被害等の影響が甚大でありまして、先般の行政報告でありましたように、農作物全般にわたって例年より収穫量の減少、品質も低下傾向にあるということでありまして、農業者の方にとっては本当に非常に大変な年であるという認識をしているところであります。

それで、規格外野菜についても多く出ることを予測していたわけなのですがすけれども、答弁をお聞きしましても、平年であっても 1 割程度出てくるということで、この 1 割といいましても大規模で営農されておりますことから、数量で見ますと 1 割といえどもかなりの数になってくるのではないかとと思うところであります。

それで、天候不順のことは 3 割以上にもなってくる、高い数字になってくるのですがすけれども、こうしたものを少しでも活用できないかということなのなのですがすけれども。やはり多くを廃棄処分に回すのではなくて、少しでも活用していくことで、そういったことがもしかしたら農業者の方の応援に少しでもつながるのではないかと。少しばかりかもしれないけれども、つながっていただけますと本当に幸いに思うところなのなのですがすけれども。

1 点目に入りますけれども、現状で給食に使われている規格品ですけれども、地場産の野菜の使用状況は幕別産は 3 割程度、十勝管内産を含めると 5 割ということなのなのですがすけれども。答弁を聞いておきますと、今後とも町内産野菜の活用にご留意をいたしたいというお答えでありました。この意を用いてまいりたいということは、この意味は、気を配る、気にかける、その程度でございます。基幹産業、農業、食糧基地の町と言われている町でありますから、決して 3 割と言わずそれ以上にふやしていけないのか、積極的な姿勢で臨んでいただきたいなというふうに思うところなのなのですがすけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） もちろん積極的にということは、完全に積極的にやろうという気持ちであります。この使用量が 3 割とか、あるいは管内産 5 割となっていますけれども、これにはどうしても作付している品目、管内ではとれないものとかそういうものがあるというのと、あと端境期だとかそういうことがあるので、もちろんどうしても 100%にしたいのですがすけれども、そういうことは現実に物理上不可能なので、こういうような数字に落ちついているというところがございます。

もう一度言いますけれども、幕別町は農業が基幹産業だということで、農業者の方に経済の根底を支えてもらっているということは揺るぎない事実なので、そういうことも考えてやはり幕別産の野菜はできるだけ多く使っていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6 番（小島智恵） できるだけ地場産の幕別産を使っていきたいということでありましたら、初めから答弁の中で意を用いてまいりたいという、ちょっと消極的ともとれる意味だなと私は思ったのですがすけれども、初めから積極的にやっていくという形で答弁いただきたかったなというふうに思います。

有効活用策として、やはり給食が一番考えられるのかなというふうに思ったのです。安定的に需要もありますし、かつある程度まとまった数量と考えますと、学校給食が一番に考えられるところなのですが、実際にそういった学校給食で規格外のものを活用できないかということで、農業者の方から話を聞くこともあるのですが、過去にも学校給食センター運営委員会の議事録をちょっと拝見してみますと、その委員さんからも意見が出ております。規格外は必ず出るので活用する努力をしてくださいと、活用すれば給食費も少し安くなるのではないかと。また規格外がいっぱいですから、農家の人たちは四苦八苦してやっております。そういったことで、できるだけ給食で活用してほしいという、そういう強く望む声が出ているような状況であるのですが、結局のところ、答弁を聞いておきますと、結論としては多くの課題があるので難しいといったお話でありました。ただ、ジャガイモとかタマネギなど日持ちするような品目もちょっと挙げられていたのですが、JAさんで選果されてそこで出る規格外というのも出ると思うのですが、そういうのを本当に活用できないものなのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 初めに、1問目の質問、ちょっと誤解を招いているようですが、意を用いてという言葉は使っております。これは、消極的という意味ではございませんので、それだけご理解いただきたいと思っております。

それと、JAで選別している野菜、廃棄でなくて規格外が出るという問題でございますけれども、まずこの規格外についてでございますけれども、もちろんJAの選別ラインで出てくるものもありますけれども、その多くが畑の段階、収穫期の段階、収穫のうえでもう既に明らかに曲がっているもの、ひび割れているもの、短いもの、長いものというようなのをその場で畑に捨てられて、畑にすき込まれているというような実態だと伺っております。

そうしてさらに収穫されて、JAのほうに集荷されてきたものの中で、JAの選別ラインにおいてもっと正確に選別していったら規格外が出てくるという状況だと聞いております。

私どもも、廃棄しているというのをもちろん私も見たことがあります。それを見ると、やっぱり農業者の気持ちがわかります、忍びないなど、せつかつくった農産物が。ただ、農協に伺いますと、そういうものを畑から持ってきてという、まずコストがかかると。もう一つは、先ほど答弁で申し上げましたけれども、給食センターで皮むき器にかけるだとか、そういうようなときに機械にかからない規格のものを納入されると非常に手間がかかると。小さい市町村で、100食、200食という給食センターで給食をつくっているところであれば、まだ手が回るのでしょうけれども、幕別町の場合は3,000食をつくっているのです、やはり決められた、限られた時間の中で作業を行うとなると機械にかけなければならない。規格外でもその機械に合うようなものを、またJAのほうで選別していただくということになると、JAもこれはもう本当にコストがかかるし、とても作業的にはやれないというようなことをお聞きしております。

例えば、規格外品、漬物工場だとか先ほど言いましたけれども、そういうところはそういうものも割れていようが何してようが、全部まとめてJAから持っていってもらおうということだそうなんです、選別も一切行わないで。そうすることによって、価格は半値とかそういうような状況になっているそうです。それをコストをかけることによって、通常の値段の8割、9割、場合によっては、量によっては通常の規格品と同じぐらいの値段になってしまう場合があるというふうにも聞いております。

そういうようなこともあって、簡単には使いたくても使えないのかなという状況にあります。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 今お話ありましたけれども、食数で申しますと、幕別給食センターなんかは当然二千何百食もある中で、忠類なんかはどうなのでしょう。機械だけではなくて、何か手作業もしているという話も少し聞いたのですが、そういったところで、忠類の給食のほうでセンターなんかではその活用はできないでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） ただいま、忠類の給食センターにおいて規格外野菜等の活用ができないかというお話を伺ったところでございます。

野菜の皮むき等につきましては、忠類におきましても同様に皮むきの機械を使ってやっております。そういった中でいきますと、なかなか一緒にいかないのですけど、ただ忠類は忠類のほうでその食数に見合った作業ということで、例えば手作業の率が割と幕別がやっているものに比べて多くなっておりますので、ジャガイモなんかにつきましても実際に忠類の農協さんから納入されるジャガイモにつきましては、一般には規格外とされているような大きさのものも含めて実際に忠類産から入れているということもありますので、できる範囲の中で規格外と思われるものについても入れているところでございますので、先ほど、どうしても大量調理をしないといけないということの中で入れられないものもありますが、やれる範囲のことについては今までもやっておりますし、これからもできるだけ取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 置戸町の給食センターなんかを事例に挙げるのですけれども、食数三百弱とは聞いてはいるのですけれども、そうすると忠類給食センターの食数と同等程度になってくるのではないかと思うのですけれども、状況をお聞きしましたら、事務員の方と栄養教諭の方が直接農業者のところへ出向いたりして安く調達していると、毎日ではないけれどもそういった取り組み、努力もしているということで聞いております。もともと大変熱心に子供たちのために給食をつくっておられる町ではあるのですけれども、なるべく地元の食材を使うということで、規格外野菜も当然活用していくということで、同じようにできるかどうかはわからないのですけれども、いろんな手法はあるのかなというふうに思うのですけれども、もう一度再度お聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 給食センター職員が直接農家のところへ行くという、そういうのも一つの手法なのかもしれませんが、私ども、給食センターに野菜ですとかそのほかの食材もそうですけれども、そういうものを納入していただくのは、町内の商店、流通業者から納入しております。これは、やはり一つには町の経済対策、町内の企業の育成と、そういうようなこともあるので、そういうことに配慮して我々行政としては仕事をしていかなければならないという面もございます。

そういう中で、答弁の中でも申し上げましたけれども、流通の経路に規格外野菜が乗ってないと、そうなった場合、町内の商店は基本的には朝早くに市場へ行って、町内産が出ているのを仕入れてもらって、そして給食センターに納入していただくというようなことになっております。それが流通経路に乗ってないということになる。また、町の職員が直接農家から仕入れる、あるいは農協から直接仕入れる、一部ジャガイモはやっていますけれども、ということになると、今度は町内業者の圧迫とそういうことにもつながるので、ちょっと現在のところは今考えてないところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） なかなか一筋縄ではいかないのですけれども、一応、最後に確認させていただきたいのですが、先ほどいろいろ規格外でもコストもかかってくる、手間もかかってくるという話はあったのですけれども、ことしなんかは天候不順、台風等の影響で野菜が非常に高騰していると、特に葉物野菜の価格が著しいというニュースも聞いているのですけれども、そういったものが給食費への影響というふうな形で出てくると思うのですけれども、やっぱり規格外野菜の活用ということで、少し価格的なところで本当に安くなることは考えられないのか、ちょっと再度確認したいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほど申し上げましたとおり、コストをかけて農協が選果するときに、給食センターで使えるような大きさがある程度そろえてもらうとなると、コストをかけてやらなければならないということで、私が聞いている範囲では8割、9割から、ロットによってはほとんど規格と同じぐらいの価格になるというふうに聞いております。

流通に乗らないものを農家から直接買ってくれば、もちろん安くはなると思うのですけれども、先

ほどの町内業者の育成だとかそういうことを考えた場合には、ちょっと厳しいのかなというふうに思っております。

13 : 34 小川議員退場

○町長（飯田晴義） 小島議員。

○6番（小島智恵） わかりました。この程度にとどめたいと思います。

次に、いじめについて質問を移りたいと思います。

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されて3年たつのですが、残念ながら全国的にはいじめを苦に自殺する子供が後を絶たず、たびたびメディアで放送されているような状況であります。

最近ニュースで報道されておりますのは、原発事故で新潟県に自主避難されている児童が、同級生と相談をした担任の教員からも、名前に「菌」をつけられて、名前を呼ばれているということで不登校になっている問題が報道されているところであります。

本当にあり得ないなというふうには思うのですが、全国的にはこういったことが実際タイムリーに起きておまして、担任みずからがいじめに加担する、加害者になる、そういうケースが本当にあるのだなということで驚いているのですが、しかしながら、我が町は決して大丈夫だと、そんなことは言い切れないですし、過信はしてはいけないということで、襟を正して取り組んでいただきたいなというふうに思います。

いじめの認知件数等を示していただきました。平成27年度、小学校2校3件、中学校1校8件、計3校11件、重大事態はなしということですので、その前年度、決算資料になってくるのですが、平成26年度については、小学校1校1件、中学校ゼロ校ゼロ件ということで、すごく挙がってくる件数が少な過ぎるなというふうな印象を受けました。いじめ発見に努めているのだろうか。そもそもきちんと数を上げてきているのだろうか、不安といいますかそういうものを感じました。

ことし、文科省発刊の冊子、生徒指導支援資料「いじめに取り組む」によりますと、中学生の約9割がいじめられた経験があるという、そういう調査結果が出ております。これは6年も追跡調査をした結果で、かなり信用できるというふうに言われているのですが、やはり件数が挙がってくるほうが信頼のおける数字なのかなと、よく調べているのかなと。数が多いとしてもこれは評価していいのではないかなというふうに思うのですが、しかしながら、やっぱり件数が多いと、こんなにいじめが発生しているのだということで、結構マイナスイメージ持たれる傾向もあるのですが、この件数が挙がってくることに對して肯定的な目で捉えられているのか、それをちゃんと正直に件数を出していくことが大事なのですが、肯定的な目で見てきちんと出していく、そういうことをちゃんとしていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○教育長（田村修一） もちろんきちんとしております。隠蔽するというようなことはしていません。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 今していないということではあるのですが、件数が挙がってきても余りマイナスに捉えずに、きちんと公表しているのだということで、私は見ていきたいなというふうに思っております。本当に今後もきちんと挙げていただきたい、隠さずに挙げていただきたいと思います。

過去にいじめ防止の質問もしているのですが、ちょっと細かい話になるのですが、アンケート調査の方法について、自宅に持ち帰って記入をして封をしてという、それから学校に提出する方法をできていないかと過去に伺っておりまして、これは周りの子供たちに見られない形でできないかということですね。それを実施できないのですかとお聞きしましたら、その際、体罰の話もしていたので混合したのかもしれないのですが、そのときには、実施しているという答弁だったのです。それでその後確認しましたら、やはり学校で行っているという話でありました。

改めてお聞きしますが、アンケート調査の手法としまして、学校ではなくほかの子に見られないように自宅に持ち帰って封をしてという、そういった手法を今後検討はしていただけないのかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまの関係でございます。

アンケートにつきましては、現在各学校におきまして、年2回いじめの調査のアンケートを子供たちに学校で記入をしていただいております。

状況としては、子供たちのいじめられたことがあるかどうかというような問いに対して、子供たちが記入をするというような内容でアンケートをとっています。それに合わせて、周りで友達がいじめられているのを見たり聞いたりしたことがあるかどうかということについても、あわせて一緒にアンケートを今実施を行っている状況であります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 家に持ち帰ってやれないかと。

○学校教育課長（高橋修二） 家に持ち帰ってということになりますと、なかなかお子さんが持ち帰って記入をして、提出をする際に忘れてくるというようなことにもなりかねませんので、できればこういったことは、子供たちの一人一人の状況をしっかりアンケートとして、いじめの状況をつかみたいというところもありますので、今のところは学校のほうで記載をいただいて、そのまま提出をするというような手法をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） いじめ防止の有識者の方からも、こういった家に持ち帰ったほうが子供たちの目線に立つと書きやすいという話で質問をしているわけなのですけれども、今、忘れてくるのではないかと、そういう話もあったのですけれども、今内容を教えていただきましてけれども、いじめのあるなし、また、見たり聞いたり、あったかなかったか、非常にこれ、いじめの早期発見につながるすごい大事なアンケート調査だと思うのですよね。

もう一度ちょっとお伺いいたしますけれども、すごい大事なアンケート調査であるのでして、やはり家に持ち帰って、ほかの子供に見られる心配のないような環境の中で書くこと、これは大事だと思うのですけれども、もう一度ご検討いただけないのかお伺いします。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 今の件につきましては、そういう方法もあるかというふうに思いますけれども、基本的に調査をするときには、子供たちの机を離しながら、ほかからのぞき見できないような形で調査をしている状況でございます。

一つ、議員からお話あったように、封書でということもありますが、持ち帰ることによって逆にこの恣意的な部分がほかから入らないのかどうか、子供たち同士でどうこうといったところも、また懸念として出てくるのかなというのありまして、その調査については、アンケートをした時点で素直に子供たちに答えていただきたいといったところを主眼として調査しているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） いじめ防止対策推進法が施行されて以降報じられておりますのが、いじめと自殺の関係が問われた事案について、第三者委員会を立ち上げて何か調査されたようなのですけれども、その中で特に指摘されておりますのが、情報共有の不足ということが挙げられております。これは、一部の教員でいじめの情報を抱え込む、また一部の教員の判断でいじめではないと決めつける。そういったことで、学校内でいじめの情報共有ができてないケースが多かったという結果が出ているのですけれども、我が町の学校でいじめの情報共有、これはどのようになされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 学校内のいじめの情報の共有ということでありませけれども、学校におけるいじめについては、ないことが一番なのでしょうけれども、もし起きた場合ということで、学校におきまして、いじめの基本方針を定めております。これに基づきまして、各学校では担任の先生、また学年の先生、そして全校、校長先生を含めて管理職を含めた学校での組織、これの体制づくりをしております。

これにつきましても、どういったことで子供たちに対応していくかということにつきましても、学校内で十分先生方と情報共有をしながら、子供たちに寄り添った対応をしていくということで行っているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） わかりました。

組織的な対応、非常に大事だと思います。一部の教員で抱え込んでしまっは、それこそ隠蔽だとかそういったものにも当然つながっていくということで、情報共有のほうをしっかりと行っていただきたいなというふうに思います。

②ですけれども、全国学力学習状況調査において、「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と回答した割合が低いというふうに通告しているのですけれども、私が拝見した学校だよりは、全国・全道平均より低いという結果だったというふうに拝見はしているのですけれども、それは各学校ごとの集計でそのようになっているのかなというふうに思うのですけれども、いずれにしましても、答弁で小6、中3ともに全国平均を上回っているという結果ではあったのですけれども、これは決して手を挙げて喜べるものではないと思います。

いずれにしましても、これ裏返ししますと、こういう理由があるからもういじめていいのだという、要はいじめを正当化するような考え方、認識が入り込む、そういった考え方を持つ子が一定数いるということになりますよね。大人とか教員の方の中にも、そういった考え、認識を持たれている方もいるのかもわかりませんが、答弁の数字で申しますと、差し引いてみますと小6では12%、1割強そういう子がいると。中3では23.9%、2割強もそういった認識を持っている。そういった認識を変える必要があると思うのです。

根本的にいじめ防止ということを考えていく際に、ここの認識をやっぱり誤ってはいけない、ここが一番大事なかなというふうに思います。

いじめは悪なのだ。いじめる側が悪いのであって、いじめられる側は何も悪くない、そういう認識をやはり徹底させるべきだと思うのですけれども。

実際にいじめ相談に乗ったり、いじめ防止に取り組んでいる団体などは、いじめは犯罪という形で大変重みをもって毅然とした態度で取り組んでおられる団体もあります。

子供たちの認識、そして教員の認識も、ここを外せないところだと思うのですけれども、しっかり持っていただけるような取り組みを広めていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 議員がおっしゃられるとおり、八十何%で全国平均よりは高いと、しかしこれ100%でないということは私どもも認識しております。やっぱり全ての子供がいじめはいけないものだという認識を、そしていじめの認知件数が今1件になっていますけれども、これがゼロと、ゼロがずっと5年、10年と、幕別の学校にはそういうことはないというようにしたいと、私どもも考えております。そういう意味で、先ほど言いましたとおり、学校の中では豊かな心、他人を認め合う、他人の人格を認めると、そういうような豊かな心を持つような教育を進めると。もちろん、いじめは絶対だめですよというようなことは当たり前なのですが、そのほかに地域や家庭、関係機関と連携してみんなで子供を育てる、そして、いじめはいけないというような雰囲気というかを町全体でつくっていくということが必要だと思っておりますので、引き続きそういうようなことに力を入れて努めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） わかりました。

最後に、いじめの隠蔽、加担、放置等をした教職員、学校などに対して、処罰規定を設けることについて国に要請することでありませけれども、今、いじめ防止対策推進法の見直し時期でありまして、この処分が新たに設けられるとなりますと、やはり教員の方などは特に反対されるのではないかというふうに思います。これは、自分に降りかかってくるような都合の悪いようなことはできるだけ避けたいといひますか、敬遠されるようなことではあると思うのですけれども、答弁では、道の教委が厳格に処分するので処罰規定を設ける必要はないと、国に要請することも考えてないということであつたのですけれども、これ本当に厳格に処分され得るのかということですね。

全国的に現状を見ていきますと、いじめで自殺したとしても、大半のケースで教員が懲戒されてないのですね。私の知る限りでは、山形県のいじめ自殺事件これのみですね、減給10分の1、3カ月、そういう懲戒処分でありまして、ほかのいじめ自殺事件が発生したものについては、要はおとがめなしという感じですよ。これ、厳格どころか見逃していると言っても過言ではないと思います。ですから、文科省の審議会のほうに、そのご遺族からの罰則規定を設けてほしいという、そういう切実な意見も出ているわけなのです。やはり、法の中できちんと処分規定を明確にしていくこと、これ大事だと思うのです。

ちよつともう一度再度お伺ひしたいと思ひます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） さらに処分規定を設ける必要がないというのは、先ほども言ひましたとおり、今、地方公務員法の中で懲戒処分できると、それは先ほども言ひましたとおり、いじめ防止対策推進法に基づく対応をきちんとしなかつた場合は、懲戒処分の対象となると、厳格な処分ができるということで、ここでできる以上、新たに規定を設ける必要が今あるのかどうかということでは、私は今はないと考えています。これは、教職員が反対しているからとか、もちろん教職員なんかは反対してないと思ひますけれども、そういうことと言ひているわけではなくて、現在あるのに、同じような処分の規定をもう一つつくる必要があるのかということでは、私はそう思ひているところでござひます。

先ほど処分の事例と言ひましたけれども、そのほかにも例えば東京学芸大学の附属高校の教員が、いじめに対する不適切対応で懲戒処分を受けているという事例もござひます。決してこれは甘い処分とか、そういうことではなくて、必ずそういうものが立件された場合には処分できるようになっています、処分もされているので、さらにそれと同じような処分規定が必要なのかどうかと考えたときに、私は今必要ないのかなと思ひております。ただ、国の議論がどうなるか、国がまた別に法律を定めたり、そしてそういう規定を設けた場合は、それはまた、私どももそれに従つて動くということになります。ただ、現在のところは、何回も言ひますとおり、今の段階では必要ないのではないかなと思ひております。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） その東京芸大の高校ですか、今挙げられましたけれども、それはほんの一例といひますか、ごく一部にすぎないのですよね。ほとんどが、処分・処罰なく普通に教員を続けられているということが現状なのですよね。ですから、法できちんと定めると、そういう同じような、東京のような形で処分がなされるように、画一的になっていくということになると思うのですけれども、これ処罰規定を設けること自体、これそのものがいじめ抑止力になると思うのです。やはり、そういう適切な対応をしなかつた場合、処罰されるのだというふうに思えば、これやらないです。

簡単にちよつと申しますと、車のシートベルトと同じだと思ひます。昔は罰則なかつたのですけれども、罰則がなかつたときは多くの方がシートベルトをしないで運転していたのですけれども、いざ罰則が設けられますと、皆さんやはり捕まりたくないということで、多くの方がシートベルトをするようになったわけです。そういうきちんと明確に処罰が設けられ、処罰されるというふうに思えば、各自が努めてやらなくなる、それがいじめの抑止力になっていくのだと思ひます。

処罰規定を設けることは、子供を守るのですから、教員や学校、教育委員会、これを守つてもど

うしようもないのです。子供を守るためにこれを言っているのです。

再度お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 何度も言いますけれども、今、処分がないわけではありません。地方公務員法で懲戒処分の規定があって、いじめ防止推進法に対して違法な行為をした場合は処分すると、処分されると、懲戒処分の対象になるとなっていますので、今、処分がないわけではないので、この処分の中で運用されているので、今のところ必要ないと。

先ほど、事例は私が聞いた範囲では一部だと言っていますけれども、私はそれはわかりませんので、わからないというのは、現にやっぱりそうやって懲戒処分を受けている事例もありますので、処分の条項がないというわけではないので、今は必要ないのかなというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 小島議員。

○6番（小島智恵） 私の認識では、ほとんどが処分がなされていない。そういうふうにはちゃんと処分されればいいのですけれども、一律にそうはなっていないですね。そこそこの裁量で考えられている部分もあるのです。

この法律、今見直しをかけている段階ということで、今後ちょっとご期待申し上げて、終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で小島智恵議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

13:56 休憩

14:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○17番（藤谷謹至） 通告に従いまして、質問させていただきます。

幕別町における健康寿命を延伸するための方策について。

国は、平成25年度から平成34年度までの「健康日本21（第2次）」を策定し、基本的な方向の第一の柱に健康寿命の延伸と健康格差の縮小を挙げています。

国が平成22年のデータにより算出し、平成25年に公表した健康寿命によると、男性71.19歳、女性74.21歳と、平均寿命との差による介護を要する期間は男性約10年、女性約13年と長期にわたっています。

本町においては「第2期まぐべつ健康21」を策定し、健康寿命の延伸を目標に掲げ、行政、各種団体、町民が一体となって行う健康づくり運動について取り組んでいるところであるが、健康寿命延伸に向けての現状と今後の取り組みについて、以下の点について伺う。

1、平成29年度の特健診受診率の目標を60%としているが、現在の各種検診受診率と本町の健康寿命についての考えは。

2、北海道健康マイレージ事業の登録状況は。

3、幕別町が行っている介護予防ポイント制度の登録状況と利用実態。そして、今後における町独自の健康ポイント制度の導入の考えは。

4、各種健康講座の参加実績（保健福祉課・生涯学習課等）と参加率向上のための取り組みについて。

5、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の認知と向上への取り組みと、健康寿命を延伸するための環境整備について。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町における健康寿命を延伸するための方策について」であります。

本町では、町民一人一人が日ごろから健康づくりを実践し、健康で明るく活力に満ちた町の実現を目指し、平成 15 年度に「まくべつ健康 21」を策定し、健康づくりに関する各種施策に取り組んでまいりました。

さらに、平成 25 年度には、健康寿命の延伸を基本目標とする「第 2 期まくべつ健康 21」を策定し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置き、子供から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを社会全体で推進することにより、健康寿命が延伸できるよう各種事業、施策に取り組んでいるところであります。

ご質問の 1 点目、「平成 29 年度の特定健診受診率の目標を 60%としているが、現在の各種検診受診率と、本町の健康寿命についての考えは」についてであります。

現在、受診が確定しております本年 10 月末までの受診率では、40 歳以上の国民健康保険被保険者を対象とする特定健診は 19.5%、75 歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者健診は 9.8%となっております。

いずれの健診につきましても、前年同期と比較いたしまして、受診率、受診者数はともに増加しており、前年度の特定健診の受診率 27.7%、後期高齢者健診の受診率 14.7%を上回る見通しではありますが、今後は、さらに受診勧奨を強化し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、40 歳以上の方を対象とする胃がん検診は 9.9%、肺がん検診は 12.2%、大腸がん検診は 13.4%、40 歳以上の偶数年齢の女性の方を対象とする乳がん検診は 15.3%、20 歳以上の偶数年齢の女性の方を対象とする子宮がん検診は 17.4%となっており、いずれの検診につきましても前年を上回る見通しであります。

次に、本町の健康寿命についての考えであります。健康寿命とは、身体的・精神的に健康上の問題がない状態で、日常生活が制限なく送れる期間と定義されており、また、平均寿命と健康寿命の差が日常生活に制限のある不健康な期間とされ、疾病予防や介護予防により、この差を短縮することが大変重要であると認識いたしております。

「第 2 期まくべつ健康 21」では、乳幼児期、学童・青年期、成人前期、成人後期、高齢期の五つのライフステージに合わせた健康づくりの目標と、基本的な生活習慣に沿った取り組みを示しております。

各ライフステージにおける重点目標には、乳幼児期は子育て支援を、学童・青年期は食育など生活の基礎づくりを、成人前期はうつ病など精神疾患の予防を、成人後期は生活習慣病予防を、高齢期は介護予防を掲げており、本計画を着実に推進し、健康寿命が延伸できるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「北海道健康マイレージ事業の登録状況は」についてであります。

北海道健康マイレージ事業につきましては、北海道が主体となり、道民の健康診断、がん検診などの受診率の向上、健康に配慮した生活習慣を身につけるきっかけづくりを目的として、市町村、協賛企業と協働で行う事業で、平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間実施され、現在、本町を含め全道で 36 の自治体が行っております。

事業内容は、本町が実施する健康づくり事業をポイント化し、参加者は健康診断、がん検診などを受診した場合は 2 ポイント、各種健康講座に参加した場合やみずから掲げる目標を達成した場合には 1 ポイントを付与し、合計 6 ポイントを集めると、抽選により協賛企業から特典がもらえるものであります。

本町では、11 月広報紙におきまして参加者の募集を始めたところであり、11 月末現在の登録者は、30 人となっておりますが、今後もさまざまな機会を捉えまして、事業の周知を行い、町民の健康意識が高まるよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「幕別町が行っている介護予防ポイント制度の登録状況と利用実態、そして今後

における町独自の健康ポイント制度の導入の考えは」についてであります。

本町の介護予防ポイント制度につきましては、町内在住の65歳以上の高齢者が、介護施設等においてボランティア活動を行った場合に、1時間の活動に対して1ポイント、年間で50ポイントを限度として付与し、年度末に1ポイント100円に換算し交付する制度であり、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減する仕組みとして、平成25年1月から実施しております。

本年11月末現在の登録状況は80人となっており、本年度9月末までの上半期で、38の方が延べ493回のボランティア活動を行っております。

また、利用実態につきましては、平成25年度は52の方に9万7,000円を、26年度は58の方に9万7,200円を、27年度は43の方に7万9,200円を交付し、いずれの年度も登録者の半数近くの方がみずから介護予防に取り組んでおります。

次に、町独自の健康ポイント制度につきましては、来年4月からの事業実施に向けて、現在、事業内容、実施方法等につきまして検討を進めているところであり、北海道健康マイレージ事業とあわせて、より一層の健康づくりに対する意識の醸成が図られる仕組みとしてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「各種健康講座の参加実績と参加率向上のための取り組みについて」であります。

初めに、保健課、保健福祉課が所管する各種健康講座の平成27年度の参加実績であります。ウォーキング、太極拳等の運動講座を18回開催し、延べ274人が参加、料理教室、生活習慣病等の健康づくりに関する座学講座を21回開催し、延べ183人が参加しております。

また、子供がいる方も気軽に参加していただけるよう託児を実施しているほか、夜間や土曜日に講座を開催するなど、参加者の環境やライフスタイルに応じた対応に努めているところであります。

次に、生涯学習課所管の各種健康講座の平成27年度の参加実績であります。転倒しない体づくり、ENJOY!イキイキサーキット等の7種の運動講座を442回開催し、延べ5,071人が参加しております。

参加率向上のための取り組みにつきましては、広報、ホームページ、チラシなどによる講座の周知や出前講座、各種講座実施時に他の講座のPRを行うとともに、講座の終了後に実施しておりますアンケート調査等により、参加者のニーズに沿った講座となるよう努めているところであります。

ご質問の5点目、「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の認知度向上への取り組みと健康寿命を延伸するための環境整備について」であります。

ロコモティブシンドロームは、平成19年に日本整形外科学会から提唱された概念で、加齢に伴う筋力の低下や関節や脊椎の病気、骨粗しょう症などにより運動器の機能が衰えて、進行すると要介護の状態や要介護のリスクが高くなるとされており、若いときから運動習慣を身につけることが大変重要であります。

本町の平成27年度における新規の要介護認定者330人のうち、骨折や転倒、関節疾患等の運動器の低下が要因として認定された方は、90人と最も多く、全体の27.3%を占めており、特に女性の新規認定者191人のうち71人、37.2%の方が運動器の疾患によるものとなっております。

こうした状況を踏まえ、本町では、高齢者の運動器の機能向上を図るために「お達者サロン」「座ってできる体操教室」などの介護予防事業に取り組んでいるほか、前段で申し上げました各種健康講座での運動などが一つのきっかけとなり、町民一人一人の健康づくりに対する意識の喚起と、運動習慣を身につけていただけるよう努めているところであります。

また、今後、高齢化が進展する中で、健康寿命を延ばし、できる限り日常生活に制限なく生活を続けられるようにするためには、ロコモティブシンドロームの対策が大変重要であると認識いたしており、介護予防事業や健康講座等の充実、さらには出前講座、職場等での健康教育を通じて地域、社会全体で健康増進につながる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） それでは、再質問させていただきます。

まず、「第2期まくべつ健康21」における各種受診率の目標は、それぞれ高いレベルに設定されております。それで、平成29年度が10年のたしか中間報告だと思っておりますけれども、この60%というのが、ほかの検診が40%というふうになったのですけれども、これはちょっと無理な数字ではないかなというふうに思ったのですけれども、現実、受診率は伸びているという現状は理解できますけれども、この目標値と現行との乖離についての考えをお聞かせ願います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まず、特定健診の受診率の目標については、本年度は55%、29年度は60%ということで、現実的な受診率は相当乖離しているということは承知しているところでございます。

ただ、ひとつこの60%というのは、国が示した指針に基づきまして定めておりました、本町だけが現実を見て、この60%を下回る設定ができないという事情もあったところでありまして、ただ、当然目標を定めたからには、その目標に向かって受診率を少しでも向上するように取り組んでいるところでありますが、なかなかこの数値には向かっていないというところは承知しているところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 事情はわかりました。

計画書に載っている部分で、住民が見ると、これは無理だなというのは一目瞭然でありますけれども、計画というものは机上の論理というか、仕方のない部分なのかなということはあるけれども、実際に達成できる目標をやはり町自体で設定する必要もあるのかなという感じはあります。

平成26年度の一般質問をされた議員がおりまして、その中で、受診率を上げるために健診意向調査を実施して、受診を希望しない方に対して積極的な受診勧奨を行うことも検討するというふうに答弁がございました。その分析結果について簡単にお伝え願いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 特定健診の受診率向上のために、昨年度、特定健診アンケートということで、4月に特定健診の受診券を送付していますが、その中にアンケート調査を同封いたしまして、どういった状況で受けないのかということを確認したいという考えでお送りさせていただきました。ただ、全体として、発送が5,722件、これは国民健康保険被保険者の特定健診の対象者であります、返送がありましたのが722件、12.5%ということで、こちらの考えをもって送付したのですが、なかなか返送率が低かったと。ただ、この中で218件の方は、やはり受診しないということで回答をいただいております、その内容については、やはりかかりつけ医でかかっている、医療機関に管理されているということからかかかっていないと。受診しないという、やっぱりこれまでも過去のアンケートなどで把握していた状況がわかったところであります。

ただ、その中で、一つはこのアンケートで電話番号、名前等も記載していただくような形もとりましたので、その中で受診につなげるように電話勧奨も行ったところであります。

ただ、このアンケートの結果から、すぐ受診率向上に結びついたとかいうことについては、やはりなかなか説明できないところであったと思っております。

以上です。

14:32 小川議員入場

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） データはある程度そろってきたということで認識させていただきたいと思うのですけれども。

いろいろ調べてみますと、保健指導リソースガイドというところがございます、その中で、受診者側から「なぜ受診率が低いのか」というところの、西内さんという医療保険ジャーナリストがアンケートをとった部分もあるのですけれども、生活習慣病対策の入り口になるであろう特定健診受診率

が、国保、特に市町村国保においてなぜ低いのかということで、アンケートを東京都内の比較的健康に対する意識の高いと思われる健康関連の講演会に参加している方、脳卒中患者団体会員、医療機関従事者など 100 名に対してアンケートを実施してみたというのが載ってございました。

その中で健診を受けてないという人が 30 名ということで、分母は小さいのですけれども、その理由のベスト 3 は、最初は「自己都合」「忙しかった」「面倒くさい」、2 番目が「PR 不足」「知らなかった」「予約しようにもあきがない」、3 番目先ほど課長が言われたように「通院中」「高血圧で病院にかかっている」「主治医の指示」など。この中でちょっと注目したいのが、この「PR 不足」と答えた半分の人が「実際健診を実施しているのを知らなかった」というふうに回答されていました。「通院中」と答えた人の中に「医師の指示」が入っていて、特定健診は行かなくていいだろうという指示があったというところが、これ特殊な意見だなというふうに感じました。

それで、受診率向上のために必要なことは何かということでアンケートをとったら、やはり「日時、制度の見直し」「どこでも、いつでもできるように」これはちょっと難しいかなと。「予約不要」「ウェブ予約」、ウェブ予約というのは何か現実的にできるかな。

2 番目「もっと上手に PR」「もっとメリットのあるアピール」、情報化社会におくれているという、この二つの意見が出てきたそうでございます。

受診率向上に必要なことは何かというふうに尋ねてみたところ、やはり「日時や制度の見直し」「いつでもどこでもできるように」「予約不要」「ウェブ予約」「もっと上手に PR」、そういう状況でございます。

本町の現状とある程度相通ずる点があるかと思うのですけれども、その中で集団検診、本町では多分スマイル検診だと思うのですけれども、その中で意見がございまして、「健診会場が単なる流れ作業になって、自分自身がまるで物扱いされているような気分だ」と、「窮屈な場所にパイプ椅子を並べられ、問診も後ろの人たちに丸聞こえ状態なのが嫌だった」と、「こんな雰囲気では気持ちも落ち込むし、どんなに無料でもわざわざ時間を割いて受けようとは思わない」。

私も集団検診を受けたことがあるのですけれども、このような気持ち、問診するときに人に丸聞こえ、プライベートがないという、流れ作業というのもあれですし、本町のスマイル検診はどのような状況かお尋ねします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 本町のスマイル検診ですが、やはり今おっしゃっていただいたとおり、会場の問題もあるのですが、健診自体は流れ作業という部分もありますのと、やはり会場の関係上、受診されている方のプライベートな状況が聞き漏れていることもあるのかもしれませんが、今後、健診環境を含めて改善できるところは改善いたしまして、気持ちよく健診を受けていただくような体制を整えていきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） やっぱり、今、個人情報が一番重要な問題でありますから、自分の体の部分で悪いところを聞かれないのは、これはみんな同じだと思いますし、その環境に特に配慮していただきたいと思います。

今度、逆に、受診を施す側の気持ちということでアンケートが出ていました。

受診を施す市町村、保健師のアンケートは、母数は全国 32 市町村の 65 人分、「健診受診率が上がらない理由は何だと思えるか」ということで尋ねてありますけれども、まず「住民の無関心」「周知不足」「通院中」「時間やお金の無駄と思われる」のが大きな理由として出てきました。

いろいろ表には載ってあるのですけれども、これはやはり受けてもらう側、住民の意識の問題だという、これが過半数ですね。次に「通院中」と「周知不足」というのが続くのですけれども、住人側の「受診をしない理由」のトップに「自己都合」、保健師さん側の「受診率が上がらない理由」の代表に「住民の無関心」ということで、住民の健康に対する意識が低いという一つの結論に達するわけなのですけれども、この分析は本町にとっても同じようなことになるのか、1 点お尋ねします。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 町民の方の意識については、直接アンケートとかでも反映されてなく、やはりかかりつけ医がいるというところが多かったというところなのですが、やはり町としまして、健診の重要性ということについては、受診券の送付時におきまして、特定健診を受診された方とされていない方においては、生活習慣病にかかる医療費が相当違うよといったアピールだとか、例えば忙しくて行けないという方については、スマイル検診の特徴であります、うちとしては比較はしてないのですが、時間は1時間ぐらいで終わるとか、早い時間から受診できて、それと土日もやっていますよといった受診しやすい環境についてはお知らせしているところでありますので、今後できるだけ受けていただくような形をとりながら、常に住民に対して健康意識を啓発できるようなことに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） よろしくお願ひしたいと思います。

受ける側としては、やはりいろいろ最初に受診するときの流れとしては、まず受診会場を確認して、あいているかの状況の確認をして、自分のスケジュールとの調整をして予約をします。次に、仕事を抜け出し受診をします。次に、結果を聞きに行くと。次に、問題があれば2次検診や保健指導の調整。これはやっぱり受ける人にとっては、自分の体にしろ結構なプロセスを要するわけです。先ほど課長が言われたように、混まないようにとか、受診を施す側にとっても、環境整備というのはよろしくお願ひしたいところであります。

次に、受診率アップのアイデアから見た保健師の本音と現状ということで、これおもしろいなというふうに出ていたのですけれども。

「保健師としては、もっと地域に出て住民と直接話したい」と。「上からおりてくる事業が多くて、住民と接する時間がとれない」「事務事業をもっと減らしたい」現場の切なる気持ちが込められているという感じがします。

それで、アンケートの自由記述には、それを裏づけるように「地域の拠点に入り込んだ保健活動がしたい」と。「事業ありきをなくし、地域づくりを中心とした活動に変換したい」と。「気軽に訪問に行けたらいいのに」「全戸訪問し、もっとゆっくり住民の皆さんと話をし、思いを聞きたい」などの書き込みが多く見られたそうです。

保健師としても、誰も、はがき一枚で受診率が上がるとは全然思っていないということなので、その中で、私たちだってもっと住民と接する機会を持って直接の声かけをしたいという、そんな心の叫びというか願ひが読み取れたわけなのですけれども、裏を返せば、そういう活動をしたいのだけれども、今の体制ではそれはなかなか実現できないという、これは36都道府県、これ分母は少ないですけれども、そのような保健師がいるという現状に即して、現在の本町の現場はどういうふうな現状でしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 特定健診の受診勧奨については、電話の勧奨というのが基本になっておりますが、やはり受診率が伸びていない、伸びてはいるのですが、目標には到達がかなり離れていると。そこは直接顔を見て、この健診の大切さだとかという機会というのは必要だと考えております。

今年度は、スマイル検診、集団検診は11月で終わりましたが、次年度そういった形で訪問ということにも力を入れたいとは考えておりますが、大勢を見ながら進めていきたいと思ひます。

また、国民健康保険の被保険者、加入した際には、窓口のほうでも健診のPRというのでも努めていくように、住民生活課長とも協議を進めているところでありますので、ぜひ来年はことし以上に受診率が向上するように努めてまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 課長の意気込みがよくわかりました。

このアンケートは、本町に全部当てはまっているわけではございませんけれども、そういう環境で

はないかと。

そして、そもそも、これおもしろかったのですけれども、役所内で保健師はどんな存在なのかということで載ってございました。役所内の意識改革ということで、「役所内、上司や他部署との連携、意思疎通が保健師はうまくいってない」ということが出ていました。「役所内で、特定健診、がん検診、健康相談を行う部署が全て異なるため、これを一本化したい」と。これは本町とはちょっと違うのかなというふうに思うのですけれども、「役所のほかの課でも受診率向上の協力をしてほしい」という意見がありました。役所の縦割り組織ゆえの問題点というのを感じるのですけれども、そのままずばりと「保健師の人数をふやしてほしい」と。「職員の意識改革が必要」と。そういうことを思っている保健師がたくさんおられると。

保健師の仕事や専門性は、同じ役場内で認められているのだろうかということも疑問に浮かぶのですけれども。採用時は保健師なのに、働き始めたら保健にちょっと詳しい行政職というような感じになっているのかなと、ここの話ですけれども。本町はどうかわかりませんよ。

ただ、一つ言えるのは、行革で町長、保健福祉課、防災が新たに入ったということで、現場は今よりも増して忙しくなっているのではないかと。ひょっとしたら保健師の補充というのも必要なのではないかなというように感じを少し受けるのですけれども、その辺町長どうですか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 保健師の業務と適正な配置については、保健師の配置計画等も含めて計画的に考えております。

確かに、道からの仕事が下りてくるものですとか、法律の改定とかで、保健師が固定の業務として示されている部分も多くなってきましたので、ここ近々、保健師の人数の必要数を考えながらその定数を進めているところです。

今現在においては、保健部門と、それから高齢者の支援部門、そして地区を分けておりますので、忠類に同じ仕事をする保健師の配置という形でしておりますけれども、適正な配置について十分検討しながら配置を進めていると考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） わかりました。

次に、健康寿命の町の考え方ということで、北海道の平成22年度の健康寿命は男性で70.03歳、これ全国32位、女性で73.19歳、全国34位。また、平均寿命と健康寿命との差が男性で9.17歳、女性で12.97歳。全国平均に比べれば、わずかながら大きい状況でございます。

本町の健康寿命は「すこやか北海道21」での数値によると、平成16年で76歳、女性は79.7歳。平均寿命から健康寿命を差し引いた生涯期間は男性2.3年、女性5.3年。それが一番新しい数字、これしか探せなかったわけなのですけれども、この後、本町の健康寿命の数値がわかれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 同じく北海道が策定しております「健康増進計画すこやか北海道21」これ25年3月に策定されておまして、その中で本町の健康寿命につきましては男性79.15歳、女性が84.40歳という数値が、資料編の中に掲載してございました。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 健康寿命ですよ。この数字もちょっと見たのですけれども、これ何か違うのではないかなという感じがして、私使わなかったのですけれども、これだけ延びているということなのかなと。平成16年で男性は76歳から3年以上延びて、女性も5年近く延びていると。これが合っている数値と思いたいのですけれども、こうなると、本町の平均寿命というのは何歳になるのか。健康の期間ですよ。健康寿命が男性79.15歳で、女性が84.40歳、その平均寿命との差を引くと、介護を受けない期間が出るわけですから、その辺をちょっと教えていただきたい。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 先ほどの数値は、北海道の策定した「すこやか北海道 21」の中の数字なものですから、この根拠の正確性については、ちょっとここでは述べられませんが、一つ平均寿命についてもその資料編で載ってございまして、本町の場合、男性が 80.96 歳と、その差につきましては 1.81 歳、女性が平均寿命 87.91 歳で、その差が 3.51 歳ということで資料には載ってございます。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） わかりました。数字はともかくとして、この平均寿命を出すのもいろんな計算式があるようで、やはり分母が大きくないと正確な数字が出てこないというのもわかるのですけれども、だけれども、本町は確実に平均寿命が延びているという感じで捉えたいと思います。

次に、「北海道健康マイレージ事業の登録状況について」に移りますけれども、本町においては 11 月の広報において参加の募集を始めたと認識してございます。事業が始まって、現状で登録者 30 人と。北海道の事業で、道からの通知、事業内容等が本町に来たのはいつの状況なのか、ちょっとお知らせ願います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 最初に事業の周知が来たのが 6 月末ころかと今は承知しております。7 月に入って、参加自治体については計画書を提出するよにとのことで、本町は早速この事業に乗るということで申請をさせていただいたところでありませう。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） この周知が、11 月広報で 11 月から事業開始ということで、周知の時間もないで始まったという形なのですけれども、もう一つ、管内の上士幌町は 8 月 23 日更新のホームページに載ってございました。

これはいい事業だというふうに思って担当課が採用したと。これ始めるに当たって、ちょっと周知するのが遅いのではないかなと感じるのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） タイミング的には 9 月広報ということも十分内部で協議いたしたところなのですが、一つはポイントを達成した場合の得点というのが、道のほうからなかなか示されない。やはり広報でこの事業を周知するに当たっては、ポイントを達成した際にどんなものが得点として与えられるのかというところが、この事業に参加する町民に対する意識の啓発になるのではないかとということで、10 月広報ならどうかというところでタイミングをはかっていたのですが、結果のところ、道からは参加企業が少ないので抽選ですというような形もありまして、ここはこれ以上遅くならないということで、11 月の広報周知になったというところでございます。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 本町としては、これ平成 28 年度から 30 年までの 3 カ年で、北海道は 3 カ年の事業であるというふう書いてあるのですけれども、本町の参加は、見たところ、3 月で打ち切って、後は載ってなかったわけですけれども、これ 1 年間の事業ですか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 広報の周知のほうについてちょっと不足があったのかもしれませんが、北海道は 28 年度から、実際途中から始めているのですが、検診の対象が 28 年 4 月から受診したのも含めて行うということですので、本町の事業についても 4 月以降の検診、講座参加、全て対象とすると、さかのぼって適用するというところであります。

それと、北海道が 28、29、30、3 年間でありますので、本町も「北海道健康マイレージ」については 3 年間、ですから次年度 3 月広報になりますか、改めて健康マイレージの周知・募集を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） 道のポイントで協賛企業から何かがもらえると、「何か」がもらえるということで、余り魅力ある事業ではないなというふうな思いはあるのですが、とにかく、参加したからにはこれを周知して、現在 30 人ですから、私も入りたいと思いますし、もっとこれふやして事業を成功させていただきたいと思います。

次に、本町が行っている介護予防ポイント制度の登録状況と利用実態ということで答弁いただきましたけれども、平成 25 年度から始まった事業であります。25 年度登録者 99 人、平成 26 年度 97 人、27 年度 90 人と、本年度 80 人で、これ余り広がりを見せてないような感じなのですが、事業としては担当課どういうふうに感じているのか、答弁願います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 事業につきましては、高齢者の方がボランティア活動を行うということで、そのボランティア活動先を、今、介護施設と、町全体 25 カ所のほうで登録させていただきまして活動していただいているのですが、やはりこの活動の場所が介護施設に限っているというところでは、アンケートをとったり、聞き取りしたところでは、やはり「なかなか行きづらい」「一人では行きづらい」といった声が聞こえているところであります。

ここで、やはり介護施設に限らずというところでは、介護予防ポイントの活動場所を地域に向けるとかいうことも、今後、研究しなければならないと思っておりますので、そういったところも含めて参加しやすいポイント事業にしていきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13 番（藤谷謹至） ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

これ、年間 50 ポイントで、1 ポイント 100 円と。大体、交付金が 1 人当たり 1,600 円から 1,860 円と。まあ、この金額目当てでやっているという感じはないと思いますけれども、これが果たしている事業なのかどうなのかというのは、1 回検討する必要があるのではないかと。

課長が言っていました、今後、介護施設がなくていろんな地域に出て、できるポイントにしたいということでございましたので、その辺を期待したいところでございますけれども。ほかの町村の事例としましては、国が積極的に取り組んでございまして、「スマートウェルネスシティプロジェクト」というものがございまして、これは歩くことを基本とした健康づくりを行うまちづくりなのですが、新潟県などで 7 市、内閣府から総合特区に指定されてプロジェクトに取り組んでございます。

特に、国と 6 都市、千葉県、栃木県、岡山県、大阪府、福島県、新潟県。これ、連携している「スマートウェルネスシティ」の健幸ポイントと。健康の「健」に、これ「こう」が「幸い」というふうを書いてあるのですが、それで健幸ポイントと。歩くことで最大 2 万 4,000 ポイント、これ 2 万 4,000 円相当がもらえると。ローソンなどで使える Ponta や商品券に交換できると。これはすごいなと思うところで、これ入会しただけで 3,000 ポイント。歩く歩数に応じて年間最大 9,600 ポイント、体重が減るで、年間最大 4,000 ポイント、健康診断を受けるで最大 1,000 ポイント、これ年 1 回、健康診断の数値が基準以内、年間最大 3,000 ポイント。この金額がどうのというあれではないのですが、魅力がある事業だというふうに感じているところでございます。

本町では、この北海道のマイレージと 29 年度 4 月から町独自の健康ポイントの概要を、ある程度の構想を持っているような答弁がございましたけれども、何かあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 次年度の町独自の健康ポイント事業なのですが、一つは北海道健康マイレージ対象事業特定健診、がん検診、各種健康講座、それと本町の一つの特殊性として、健康目標を掲げて達成した方にも 1 ポイントというところをやっています。

この事業が 3 年間、29、30 年と続ける考えでおりますので、対象事業を町独自のポイント事業と全く分けてしまうと、町民の方が混乱してしまうということもありますので、一つは対象事業については同一化していきたいと。ただ、当然ながら、町独自のポイント事業でありますので、特典につつま

しては特色のあるというところでは考えておりますが、そこも含めてどういった形が町民の方が健康に意識を持って参加していただけるかということは、なお内部で詰めていきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） もう一点、事例を紹介したいのですけれども、「あなたの世帯は、平成25年度において極めて健康的に過ごされました」という表彰があるのですけれども、「感謝を込めて健康推進奨励金を贈ります」と。これが総社市というところなのですけれども、その市長が昨年11月に市役所で開かれた表彰式で、市民に渡した賞状には「総社市国保健康で1万円キャッシュバック」これ、賞状を渡すのですけれども、本物の1万円札が張りつけてあると。同市が国民健康保険の財政を改善しようと13年度に始めた奨励策の一つで、40歳以上が対象の特定健診を受けて、1年間誰も病院にかからなかった70世帯に支給されました。

やゆすれば、奨励金をやって、本当に病院にかかるときに受診の抑制になるのではないかという意見もあるらしいのですけれども、これはあくまで健康推進の策で、病気やけがで受診が必要なら必ず病院に行ってくださいと、ふだんから市民に呼びかけている。これもなかなかすごい事業だなというふう感じたところでございます。

次に、来年度4月から、町民にとって魅力ある、受診を受けるきっかけになるようなポイント制度になっていただきたいなというふうに思います。

次に、各種健康講座の参加実績と参加向上のための取り組みでございますけれども、高齢者にとって健康寿命で認知防止ということに関して、ある大学の教授が「きょう行くときょう用が必要だ」と。聞いたことあるかもわからないのですけれども、教育というのは「きょう行くところがある」と。教養というのは「きょう用事がある」と。この二つが大事だということでは言われていました。確かに何かそうだなと。「きょう行くところがある」と「きょう用事がある」というところをつくるのが行政サービスかなというところで、この健康講座のことについて取り上げたわけなのですけれども。

保健福祉課では、ウォーキング、太極拳、運動講座、18回やって274人と。料理教室、生活習慣病等健康づくりに関する教室が21回で183人、合計457人。生涯学習課が、転倒しない体づくり、ENJOY! イキイキサーキット、7種の運動講座ということで、442回で5,071人と。これ、4年前から数値を見ているのですけれども、そんなふえているふうには思えないところがございます。本当に魅力ある事業なのかなというところもあるのですけれども、幕別町の計画書をいろいろ見てみますと、その中でPDCAという言葉がよく出てきます。プラン、ドゥ、チェック、アクションということなのですけれども、プランは計画する、ドゥは実行する、チェックは評価する、アクションは改善する、PDCAサイクルという言い方もされますけれども。PDCAと来て、またAから次のPに進むという感じでございます。

その中で、生涯学習課でやっております「幕別町チャレンジデー」、去年とりあえず勝ちました。高知県の宿毛町、これ最下位対決というふうなこともちらっと聞いたわけなのですけれども、そこに入っている実行委員の方にちょっと聞いたのですけれども、このチャレンジでやる際に実行委員会を開いて、最初は「昨年度と変わらず行きます」と。昨年度と変わらず行ったら、去年の数字ではないのかなという感じがしたそうでございます。

そんな取り組み方では、やっぱりなかなか参加向上というふうにはいかないのではないかな。これしっかりほかの保健課も福祉課も、この事業に対してちゃんとPDCAを行っているのか。PDCAを行っているのかな。ただ、これPDCAというのが形骸化しているというような感じも受けないわけではないのですけれども、その辺、各幕別町の事業がしっかり検証されているのか、町長、教育長、それぞれにお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） PDCAというのは非常に大切なことであります。要は、やりっぱなしにするなどということですから、やったからにはそれを効果を検証して改善点があれば改善をして、次につなげていくというのがPDCAサイクルだというふうに思っております。

これは、どういう形でやるかというのは、いろいろあるかと思っております。常に私は問題意識を持ちな

がら事に当たるということが、PDCAにつながるというふうに思っておりますので、職員にはよく常日ごろ口を酸っぱくして「何事をやるにも問題意識を持ちなさい」と、そこから原点に帰るわけですから、そういう意識を持つように言っているわけでありまして、形はどうあれ、個々の職員がそういった意識になっていかないと、事務改善であったり事務見直しというのはできないわけでありまして、こういったことをさらに徹底してまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） PDCA ということで、今、学校現場でも同じようなことが言われております。常に学校教育、子供の指導においても、プラン、そして行った後チェックして、さらにそれを反省点を踏まえて新たな行動を起こすというようなことで。これは私も町長が言われましたとおり、うちの教育委員会の職員もそうですけれども、学校の職員についても一人一人がそういう意識を持って仕事をさせていただくと、そういう体制でいくということが大切なのかと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 藤谷議員。

○13番（藤谷謹至） 五つ目のロコモティブシンドロームですけれども、広報等を見たところ「まくべつ健康 21」にちらっと出てきただけで、後、周知されていないと思うのですよ。この辺、「健康日本 21」では周知が大目標となっておりますので、本町の地域住民にロコモティブシンドロームについて周知に力を入れるようお願いして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、15時20分まで休憩いたします。

15:10 休憩

15:20 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東口隆弘議員の発言を許します。

東口隆弘議員。

○10番（東口隆弘） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1、小中学校等の校舎の大規模改修について。

10月29日に開催されました小学生議会で、児童から「学校のトイレをもっと快適で衛生的にして」という要望が寄せられたと地元紙及び町の広報に載っておりました。

本町では、昭和50年建設の札内中学校を初め、52年に古舞小学校を、53年に幕別小学校と札内南小学校を、54年に糠内小学校を、55年に札内北小学校と忠類中学校を、57年に途別小学校と忠類小学校を、そして59年に札内東中学校を建設し、大規模改修を終えた札内中学校と糠内小学校を除き、築後三十数年を経過した校舎の長寿命化が大きな課題であると認識しています。

既に耐震化工事を終えています。多くの校舎は災害発生時の避難所にも指定されており、その機能保全是喫緊の課題であるとの視点から、考えを伺います。

①本年度の教育行政執行方針の中で、現在策定中とされた「幕別小中学校整備改修計画」の検討経過と策定状況について伺います。

2番、学校施設などの公共施設の煙突用断熱材のアスベスト使用について。

本年10月に札幌市内の小中学校の給食調理室の煙突から発がん性物質アスベスト（石綿）を含む断熱材の落下物が相次いで見つかり、一時、1万人以上の通常給食が提供されない事態に陥りました。

文科省は、平成26年3月の石綿障害予防規則の改正を受け、同年7月に学校関連施設の石綿含有建材の使用の有無や劣化状況の調査を通知し、煙突については建設年次を問わず、全ての煙突を対象として報告を求めていたにもかかわらず、こうした事態を引き起こしたと報道されております。

既に、本町でもアスベストを含む建材が使用されていると報道されていますが、児童生徒を初め周辺環境にも影響を及ぼすおそれのある石綿建材の適切な対応が急務と考え伺います。

①平成 26 年度及び本年 8 月に文科省に提出した町の報告書の内容は。

②学校施設以外の公共施設のアスベスト使用状況は。

③アスベスト使用が確認された場合の飛散防止措置等の改修計画は、でございます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 東口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「小中学校の校舎等の大規模改修について」であります。

町内の小中学校の校舎等につきましては、そのほとんどが昭和 50 年代に建設されたものであり、築後 30 年以上が経過しております。

どの学校におきましても、長年にわたる雨、風、雪や紫外線等の影響により、屋根や外壁などの劣化が進んでいる状況にありますことから、大規模な改修工事が必要であると考えております。

しかし、学校の大規模な改修工事につきましては、多額の事業費を要しますことから、町の 3 カ年実施計画に位置づけをし、国の補助事業等を活用しながら計画的に進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、簡易な修繕で処置が可能なものにつきましては、その都度対応するなどして、学校運営に支障を来すことのないよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の 1 点目、「幕別町小中学校整備改修計画」の検討経過と策定状況について」であります。

平成 28 年 3 月の第 1 回町議会定例会におきまして、本年度の教育行政執行方針の中で、町内の各学校施設の改修計画につきまして述べさせていただき、これまでに各学校施設の現況調査を実施し、策定作業を進めてまいりました。

しかしながら、本年度、町において平成 25 年 11 月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、地域のインフラ全体における整備の基本的な方針を定める「公共施設等総合管理計画」を策定することとしたところであります。

教育委員会といたしましては、計画しておりました小中学校整備改修計画については、今後、学校の整備改修事業を実施する際、国の財政支援が受けられるため、町の全体計画である「公共施設等総合管理計画」の内容を踏まえ、文部科学省から示されている平成 32 年度までに、学校の「個別施設計画」として、策定していくことといたしましたので、ご理解願います。

次に、「学校施設など公共施設の煙突用断熱材のアスベスト使用について」であります。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からはご質問の 1 点目につきまして、答弁させていただきます。

ご質問にもありますとおり、先月、札幌市内の小中学校等において、給食調理室用の煙突から断熱材が損傷、劣化等により落下していることが判明し、石綿含有の調査や対策工事のため、通常の給食が提供できない事態となったとの報道がありました。

アスベストは天然の鉱物で、石綿（せきめん・いしわた）と呼ばれ、耐熱性や絶縁性に優れ、古くから建築資材等として活用されてきました。

しかし、空中に飛散した石綿繊維を長期間大量に吸入すると、人体に悪影響を与え、肺がんや中皮腫の誘因となることが指摘されており、石綿の繊維 1 本は、人の髪の毛の 5,000 分の 1 程度で目に見えない大きさであり、石綿を扱ってから長い年月を経てから発病するなど健康被害が出てくることが報告され、大きな問題となっております。

アスベストにつきましては、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ることや吸い込むことが問題となるため、大気汚染防止法を初め各種法律などで予防や飛散防止等が定められているところであります。

本町におきましても、学校施設を初めとした公共施設につきましては、子供たちや住民が数多く利用する場であり、アスベスト対策を含め安全安心な環境の整備に取り組んでいくことが必要であると

考えております。

ご質問の1点目、「平成26年及び本年8月に文科省に提出した町の報告内容は」についてであります。

平成26年度に大気汚染防止法等の改正により、文部科学省から「学校施設等における石綿含有保温材料等の使用状況」について調査が実施されることとなり、毎年10月1日現在における状況につきまして、町内の小学校9校、中学校5校の合計14校の学校における煙突について、報告をしております。

平成26年度の調査においては、学校における煙突の劣化状況とアスベスト含有状況等の調査について、実施していないと報告させていただいております。

また、本年8月の調査におきましては、公共施設における煙突の劣化状況とアスベスト含有状況等の調査を本年度実施中でありましたことから、調査中として報告させていただいたところであります。

以上で、東口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 東口議員のご質問にお答えいたします。

私からはご質問の二点目と三点目につきまして、ご答弁させていただきます。

ご質問の二点目、「学校施設以外の公共施設のアスベスト使用状況は」と、ご質問の三点目、「アスベスト使用が確認された場合の飛散防止措置等の改修計画」につきましては、関連がありますのであわせて答弁をさせていただきます。

本年度、公共施設における煙突につきまして、アスベスト含有状況及び劣化状況等の調査を実施いたしましたところ、11月29日に委託業者から中間報告書の提出があり、学校施設で8施設、学校施設以外で2施設、計10施設でアスベストを含む煙突用断熱材が使用されておりました。

また、学校施設8施設のうち、小学校では、札内南小学校、中学校では、札内東中学校と糠内中学校の計3校において、建材が剥離するなどの劣化が認められたとの報告があったところであります。

このため、これら3校について、アスベストの飛散状態を示す気中濃度測定を実施した結果、大気汚染防止法では1リットル当たり10本以下を大気中の濃度の許容限度としておりますが、0.2本未満であると判明し、直ちに人体に影響を及ぼすおそれがない数値であることを確認したところであります。

しかしながら、子供たちが長い時間を過ごす学校でありますことから、本定例会の会期中に、アスベスト飛散防止対策改修工事に係る実施設計費を補正予算として提案させていただくとともに、新年度において改修工事を実施してまいりたいと考えております。

また、改修工事が完了するまでの間、定期的に気中濃度測定を実施するなど、児童生徒の安全確保に努めていくことといたします。

なお、残る7施設につきましては、建材の剥離は認められておりませんが、今後も適宜、劣化状況等の調査を実施するなど、注意深く経過を観察してまいりたいと考えております。

以上で、東口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 再質問をさせていただきます。

まず、町の全体計画である公共施設等総合管理計画の進捗状況、それから内容についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） 町の公共施設等総合管理計画につきましては、本年度末に策定に向けまして、現在進めているところでございます。現在のところ、施設の総数等の内容をまとめているところでございまして、具体的な方向性の部分、いわゆる計画書の部分の内容を今精査しているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） それでは、精査中ということでございますが、学校施設の位置づけ等についてお

伺いをしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） 学校の位置づけ、これ全体に言えることなのですけれども、この公共施設等総合管理計画の中では、いわゆる学校施設ですとか、住宅ですとか、大きくりの分類に分けておりました、総体の今後かかる維持経費、更新費等、これは耐用年数等で規則的に求めまして、今後そのまま耐用年数が過ぎた場合に、仮に更新した場合、これだけかかりますよというようなコスト計算をしているものでありまして、個別の計画につきましては、今後詰める形になるのかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） それでは、ことしの春に教育長のほうから教育行政執行方針の中で、幕別町小中学校整備改修計画をやっておりますということです、その進捗状況についても伺います。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまの関係でございます。平成27年度におきまして、教育委員会のほうで町内の全小中学校に関して現地調査を実施をさせていただいております。

これにつきましては、校舎の外壁ですとか、屋根、また校舎内の床、壁等、これにつきましては劣化の状況、また老朽化の状況、これを点数化させていただいております。

本来であればこの基準をもとに、改修計画を策定していくというような予定でありましたけれども、今回のこのインフラの長寿命化計画の関係で、町全体としての公共施設管理計画を前段に策定をして、その後、各公共施設、学校も含めてになりますけれども、これらの個別の施設ごとの計画を策定していかなければならないということで、国のほうで定められたということになりましたことから、現時点では、今のところその点数化までの状況で作業は中断という形に、今のところはなっているところであります。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） まあ中断ということで、先ほども質問の中で、町内の小中学校、かなりの年数経年をしているという認識は多分教育委員会でもあると思います。それで、この学校の整備計画が中断をする、町のほうの計画に基づいた中の進め方として、学校も改修も進めていくということです。国の補助とかという関係もあるというふうには理解をするところですが、小規模の改修ということで、ことし忠類中学校の防水工事をしたところでございます。それで、忠類中学校の屋根というのは5面あるわけです。まあ一番高いところの広い屋根、それから南北、東西に軒の部分の屋根があると。それで現地を見させていただきますと、南側、東側、西側が、ペンキを塗ってあるけれども、北側、出入り口の部分がどうも白く見えるのですね。ということは、ペンキがはがれているから白く見えるのであろうと思うのですが、なぜ1面を残して工事を完了したのか、まずその経緯をお話をいただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまの忠類中学校の改修の関係でございます。

平成28年度、今年度、雨漏りの対策ということで本年度改修工事をさせていただいております。

で、ただいまお話のありましたように、今回の改修につきましてはカバー工法ということで、学校の雨漏り対策という点で、今回この部分について改修をさせていただいております。

本来、全部やれるのがよかったですけれども、まあ北側、南側、まあ急勾配になっている屋根の部分、これについては雨漏り等には影響がないということで、限られた予算の中で雨漏り対策に限定をした中で、防水改修をさせていただいたというところでございます。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 急勾配ですから、その部分からは雨漏りは発生しないとは思いますが、長寿命化という観点のもとからいくと、全面の屋根にペンキを施すべき必要があったのではないかなと。まあ予算の取り方が雨漏り対策ということですから、そこまで目が回らないと言われれば、それまでです

が、もう少し長い目で見たような施工をすることがなぜできなかったのか、お伺いします。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 今、議員のご指摘の部分、確かにできれば全面的にということも私どもとしても考えたのですが、今、課長が話したとおり、まずは近々にやらなければならない雨漏りを優先させていただいたということで、今回、事業を行ったところでございます。

急勾配の部分で、実際、雪等が乗らない面であるということも確認させていただきましたので、今回この事業から見送ったところでございますけれども、長寿命化という部分だけで言いますと、全体それは壁も云々ということもあるかというふうに思いますけれども、限られた予算の中で、まずは修繕するということにしたということでありますから、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 限られた予算ということ、ここ近年よくいろいろな部署からお伺いをするわけでございます。限られた予算の中で、学校の改修、それから公共施設の改修ということが本当に進められるのかどうなのか。部分的に改修を進めるということで、乗り切ろうということなのかなと思うのですが、これ自体が町としてどういうふうに取り組むかは、これからしっかりと考えていくという、政策推進課長から話がありましたが、どうもその単発的で、本当にこの町を住みやすい町に、それから利用者の方々が、児童の子たちが通いやすい学校整備を本当にしていくことができるのかどうか、その辺そのどうでしょうか、町長、お考えを伺います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 財源が潤沢にあれば、それは幾らでもできるわけなのでありますので、そこはやはり集中と選択をしながら、重点的に事業を実施するという、これはせざるを得ないのが現状であります。

そのような中で、学校教育、学習ですね、学校運営に影響を及ぼすような雨漏り等については、まず最初に修繕をするということが原則であろうと。そしてその後に、大規模改修、これは恐らくこれまでの実績からすると、4億円なり5億円なりの財源が必要でありますので、そこはやはり国庫補助抜きにして単費でやるというのは難しいわけでありますので、その財源の調達を含めて計画的に実施してまいりたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） ぜひとも実施をしていただかなければならないことだろうと、私も思っております。それで、公共施設等総合管理計画について、この計画の策定をしないと、個別計画というものを作成することができないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） 個別計画につきましては、現にほかの施設、公園ですとか、ほかの部分で長寿命化計画というのは、既に策定されているものはございます。

国庫との整合性を図るといのがございますけれども、個別計画を策定できないという部分ではないのかなというふうに認識しております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） ちょっとかみ合わないなという印象を持つのですが、それぞれのハードの部分ですよね。学校だとか公共施設を個別に計画を立てていって、最後では間に合わない部分もあるのかもしれませんが、最後にあわせてこの管理計画というのをつくっていくほうがいいのではないかなと思うのですよね、進み方としてですよ。そういう考えにはならないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 今、課長からもご答弁申し上げましたように、公共施設総合管理計画が本年度策定中でございますけれども、それと個別のそれぞれの施設、種別ごとの長寿命化計画というのが、整合性を図らなければならないというところが、まずございます。

既にもう長寿命化計画を持っている施設もございます。そういった既に個別計画を持っているもの

については、公共施設総合管理計画の中でも、既にあるものとの整合性を図りつつ公共施設総合管理計画を策定する。あるいは個別計画を今後つくっていくものについては、教育関係もそうだけれども、公共施設総合管理計画の内容に即した形で、今後個別計画を策定していくというような流れになるかと思います。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） まあそういうことになるのであろうなというふうに理解したいと思います。それで、学校のことで、築後40年に届こうとしている学校がある中で、耐用年数を考えたときに、また改修後の施設使用年数を逆算をすると、改修の計画的着手が急がれると思うのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 議員おっしゃったとおり、それ私どもも学校経営、学校運営上、早くいろいろな面で、いろいろな課題が学校の中でございます。

施設面で言いますと、狭隘化もありますし、また施設の老朽化もあるということもあつたのですけれども、先ほど町長答弁いたしましたとおり、やはり大規模等の改修を行うという面においては、数億円のやっばり経費がかかるという、これは実態でございます。

札中をやったときにも、約4億円がかかっているという状況等から見まして、やはり優良な財源をいかに確保し、事業を安定的に進めるかというのも、一方では考えていかななくてはならないということから、個別計画については、やはり今やっている公共施設管理計画の中の総体の枠の中で、個別の学校における計画はつくっていくということで、私たちはやっていきたいということでございます。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） そうとしか答えようもないのだろうというふうに理解はいたします。

児童生徒が元気に仲よく健やかに過ごしてもらいたいという思いを、先ほど教育長からお聞きをしました。そのような方針が示されたわけですから、ぜひとも速やかな対応を求めたいというふうに思います。

次に、アスベスト対策について質問をさせていただきますが、この平成26年度及び本年8月の文科省に提出をした町の報告内容という答弁の中で、ちょっと整理をさせていただきたいと思うのです。確認ですね。

毎年10月1日現在における状況についてを報告していると。それで、26年度の調査においては、アスベスト含有状況等の調査について実施をしていないというふうに報告をしたと。それから本年8月の調査については、調査中であるという報告をしたということです。それで、26年に大気汚染防止法の改正により、文科省から学校施設等の石綿含有を使っているか使っていないかについての調査が実施されることになったということで、調査をしていないという報告をなぜしたのかということ。つまりそれは調査をしていないから、していないという報告をしたのだろうと思うのですが、その辺がちょっと理解をできないので、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまの報告、文科省への報告の関係でございますけれども、これにつきましては、平成26年度に大気汚染防止法の改正がされたと、これに伴って、その年に新たに報告を、調査報告をするという調査がスタートしております。

これにつきましては、10月1日現在、学校施設における状況を報告しなさいということでありまして、平成26年度につきましては、法律ができたばかりで、すぐその調査等についてはどういう状況かという点で、そのときは当時はアスベストの調査を行っていませんでしたので、それで26年度につきましては、まだ調査を実施はしておりませんという回答を26年にさせていただいております。

その後、先ほどの答弁にもありましたように、28年度、今年度につきましては町のほうでアスベストの調査、また煙突の劣化状況、公共施設のほうを実施するという予定でありましたので、それについては10月現在、まだ結果が出ていない状況でありましたので、ただいまは調査中でありまして

形で報告をさせていただいているというような状況であります。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） それでは、毎年報告をするというように載っております。27年度については、どのような報告をされたのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 27年度につきましても26年度と同様に、まだ調査を行っていないということで報告をさせていただいております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 調査をなささいという指示があったけれども、調査をしていなかった、それから調査中であつたということで、今日に至っているという経過はわかりました。本当にそれでよかつたのかなとは思のですが、この答弁の中で、学校施設で8施設、その他の施設で2施設でアスベストを含む煙突用断熱材が使用されているということです。そのうちの札内南小学校と札内東小学校、糠内中学校で建材が剥離するなどの劣化が、今、報告をされたところですが、その他の7施設の状況を詳しく説明をお願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） 7施設につきましては、まず劣化度調査をしたところ、この3施設とは異なりまして、剥離はしていないという状況で、劣化、通常の経年劣化はあるものの剥離はしていないという状況で、いわゆるアスベストという状況は煙突に含まれていますが、飛散している状況にはないということでの結果となっております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 劣化はしていくわけです。ですから、それでその他の施設というのはどこなのか、これを教えてください。7施設。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） その他の施設につきましては、学校施設で言いますと、幕別小学校、白人小学校、札内南小学校、札内北小学校、失礼しました南小学校ではないですね、ごめんなさい、札内北小学校です、で、忠類小学校、そして農業者トレーニングセンター、幕別消防署と忠類中学校ですね。

○議長（芳滝 仁） もう一度整理して言ってください。

○政策推進課長（山端広和） 失礼しました。

幕別小学校、白人小学校、札内北小学校、そして忠類小学校、忠類中学校、農業者トレーニングセンター、幕別消防署でございます。

で、先ほど、大変失礼しました、経年劣化とお話ししましたけれども、このうちの白人小学校と札内北小学校につきましては、いわゆる劣化といいますか、劣化のほうが、経年劣化というか健全という形で、劣化のほうは認められていないという部分でございます。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 煙突の耐熱材ばかりではなく、このアスベストといいますか石綿（せきめん）、石綿（いしわた）については耐火性だとか保温性だとかという非常に優れた建材であると。それで全てのこの7施設は、煙突の内側に張った耐熱材であるという認識でよろしいですか。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） 煙突用の断熱材ということで、今回の調査はしております。内側でございます。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） すばらしいものが毒であつたというか、あつてはならないものであつたという残念な結果であるわけです、これは。それで、劣化が想定をされる、今は大丈夫だという調査結果であっても、これはいつ改修をすることになるかわからない施設であるということです。それで、これは

やっぱり改修するまでの間に、それこそ住民の不安を払拭するためにも、やっぱり手を打つべきではないかなというふうに考えるのですが、いかがですか。

○議長（芳滝 仁） 政策推進課長。

○政策推進課長（山端広和） 基本的には、劣化の状況をまず把握することが必要だというふうに考えております。

ですので、今後につきましては、今言った施設につきましては、定期的な劣化度調査をした中で経過を注視しながら、劣化が、先ほど申し上げました3校の劣化が著しくひどくなっているような部分につきましては、気中濃度測定等の措置をとっていかななくてはならないのかなというふうに考えております。

なおかつ、その気中濃度で飛散の度合いが著しく高い数値であれば、当然それにつきましては改修等の措置をしなくてはならないというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 本日の一般質問の中で、関連はありませんけれども、一番に行った小川議員が、備えることの大切さということをきょうも熱を入れて強く話をさせていただいたわけですよ。これは、全てのことに通じることであろうというふうに考えます。

使っていることが認められた時点で、対策をとるということが、全てを防止するということになるのではないかなと思うわけです。劣化が認められないから、もしかすると認められてなくても、あした、がさがさと崩れるかもしれない、あしたか、あさってか、1年後かわかりませんが、そうやって大気中に異常な飛散が認められたときに、どのように、例えば学校施設なら子供たちが授業を受けているわけですよ。健やかにその学校で過ごすことができなくなるわけです。何年後に発病するという確証もないわけですけども、そういうことをやっぱり考えたときには、事前に予防策をとるということが大切だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 今回、劣化、建材が剥離するなどの劣化が認められる3校、札内南小学校、それから札内東中学校、糠内中学校の3校につきましては、気中濃度を測定いたしまして、先ほどの町長の答弁にもありましたように、1リットル中あたりに10本以下、0.2本未満、数値が0.2本未満であるということが判明いたしました。

この数値というのは、大気中の濃度と変わらない濃度でございまして、直ちに人体に影響を及ぼすおそれがない数字であるということを確認いたしましたところであります。

これら3校につきましては早急に改修を行うということで、今定例会の会期中に設計費、そして新年度に改修を行う予定でございます。

ほかの7施設につきましては、注意深く劣化状況を確認いたしまして、劣化が進んだと認められる場合におきましては、今回の3校と同様に早急に改修工事に着手してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 東口議員。

○10番（東口隆弘） 当然であろうなというふうに考えます。この剥離が確認をされた3校、これについては、今会期中に補正を組むと、それで次年度に実施をするという計画のようですが、これはあしたにでもやらなければいけないようなこと。それは大気中の濃度がほとんど見られないから大丈夫というお考えのようですが、これは周辺の住民の方もそうですし、学校に通われている児童の子たちにも、大丈夫だから安心してねというような話には、これはならないと思うのですよね。限られた予算ということですから、いろいろと絡みがあって、こういうようなお考えになるのはわかりますが、未来のある子供たちを預かる学校というものが、どういうものであるかということ、やっぱりこう十分考えていただくということが大切であろうというふうに思うわけです。

こういう不安感を抱かずに暮らせるような、計画的な改修を求め、またアスベストが崩れているところの対応についても、答弁にはありますが、いま一度深く考えていただくことをお願いして、

私の質問を終わらせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 以上で、東口隆弘議員の質問を終わります。

この際、16時15分まで休憩いたします。

16:06 休憩

16:15 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、内山美穂子議員の発言を許します。

内山美穂子議員。

○5番（内山美穂子） 本日最後になりましたが、通告に従いまして、質問させていただきます。

地域と連携した除排雪の取り組みと除雪困難世帯へ町の支援体制強化について。

冬場の安全な生活を守るため除排雪は町の重要な事業ですが、幕別町も高齢者世帯が増加する一方で作業の担い手が年々減少しています。

除雪を必要とする高齢者世帯などには、社会福祉協議会の高齢者就労センターが除雪事業を実施していますが、担い手である同センター会員の高齢化と減少により、今年度から対象枠が縮小されました。また、町道の除排雪においても委託業者が減少傾向にあります。

こうした状況下、現状の除雪体制を維持していくためには、町が主体となって担い手の確保を含めた対策を講じる必要があります。

近年は気候変動で雪の降り方が変化しており、湿った重い雪が降るなど除排雪に難儀する世帯も多く、災害時の対応も万全ではありません。また、今回の台風で、地域の助け合いや自主防災組織の重要性が認識され、協働のまちづくりの観点から除排雪も地域ボランティアが活動できる体制を考えなければなりません。

これらの現状を踏まえ、福祉除雪を初めとする除排雪に向けた町の取り組みについて伺います。

①町の除排雪体制の現状と課題について。

②除排雪困難世帯の把握と支援の現状について。

③冬場の避難路確保など災害時の対応状況について。

④公区の助け合い活動支援事業の利用状況について。

⑤地域ボランティアが活動しやすい体制づくりの考えは。

⑥町の除排雪事業の説明会や町と除雪業者、町民三者による情報交換会を開く考えは。

⑦今後の除排雪のあり方と除雪体制を継続し充実させるための対策は。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 内山議員のご質問にお答えいたします。

「地域と連携した除排雪の取り組みと除雪困難世帯への支援体制強化について」であります。

冬期間における、安全で安心な生活環境を確保するための除排雪は、雪国で生活する私たちが避けては通れない課題であり、町民の皆さんが日常生活を営む上で欠かせないものであります。

町道や公共施設の除排雪は、町内の建設関係事業所等のご協力をいただき、作業体制の確保に努めているところでありますが、各ご家庭の宅地内の除雪や住宅前にかき寄せられた雪の除去については、少子高齢化社会が進展するにつれ、今後一層みずから除雪を行うことが困難な世帯が増していくものと懸念するところであります。

ご質問の1点目、「町の除排雪体制の現状と課題について」であります。

本町が管理する町道は、本年3月末現在、1,024路線、延長890キロメートルに及んでおります。

そのうち、本年度は車道約650キロメートル、歩道約110キロメートルの町道を、町で管理する除雪車両20台と民間事業所11社で保有する除雪車両40台を借り上げ、合計60台で除雪を行う計画と

しているところであります。

また、各公共施設の除雪は、72 施設を 17 台の除雪車両を借り上げ、施設の利用に支障を来さないように行ってまいりたいと考えているところであります。

これまでにおける日本の産業構造や人口構成の変化を受け、除排雪事業にもその影響が顕著にあらわれてきており、公共事業の縮減等による建設作業機械の保有台数の減少や、機械を操作するオペレーターの高齢化、さらに担い手の不足による機械操作の習熟度の低下や技術不足など、除排雪体制の確保が積雪寒冷地域における共通の課題となっております。

ご質問の 2 点目、「除雪困難世帯の把握と支援の現状について」と 4 点目の「公区の助け合い活動支援事業の利用状況について」、5 点目の「地域ボランティアが活動しやすい除雪体制づくりの考えは」につきましては、関連がありますので、あわせて答弁をさせていただきます。

ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯にとって、除雪はとても大きな負担であり、地域全体の高齢化が進む中で、一層困難さを増していくものと認識いたしております。

初めに、本町におきましては、除雪困難世帯に関する調査を実施してはおりませんが、現在、みずから除雪を行うことが困難な高齢者世帯などに対する除雪支援につきましては、公区が主体となつて行う「公区の助け合い活動支援事業」や社会福祉協議会による「歳末助け合い特別除雪サービス」、また、高齢者就労センターが実施する「除雪サービス」において、公区長や民生委員の協力をいただきながら実施をいたしております。

次に、公区の助け合い活動支援事業については、平成 17 年 4 月から、地域住民みずからが行政と協働しまちづくりに参加する各種事業に対し、交付金を交付する協働のまちづくり支援事業の中で取り組んでおります。

除雪に関する事業といたしましては、高齢者のひとり暮らし世帯等の除雪支援の「雪かき支援」、市街地の空き地等における雪堆積場の確保支援の「雪堆積場確保」、公区内の通学路や近隣センターの除雪、雪かき支援事業にも使用できる除雪機械や小型融雪機械の導入支援の「地域内除雪機械導入」、公区内の道路や交差点の安全確保のための除雪支援の「地域内除雪」の 4 項目を実施いたしております。

平成 27 年度の利用実績であります、「雪かき支援」は 4 公区で 14 世帯の実施、「雪堆積場確保」については 2 公区で、「地域内除雪機械導入」については利用実績なし、「地域内排雪」については 1 公区で利用しております。

このほか、社会福祉協議会が実施しております「歳末助け合い特別除雪サービス」で 17 世帯、高齢者就労センターによる除雪サービスで 130 世帯の除雪が実施されております。

また、本町における地域ボランティアによる除雪支援は、札内若草町で地域の高齢者などの暮らしを支援するボランティアグループ「お助け隊」や札内春日町の高齢者を対象に江陵高校生徒による除雪活動が行われているとお伺いしておりますが、町といたしましては、公区において地域住民がボランティアで協力し合い、同じ地域の困っている住民を助け合うことを趣旨とした「協働のまちづくり支援事業」の雪かき支援に取り組んでいただけるよう、各公区に対しまして働きかけを行ってきたところであります。

今後も地域活動の助け合いの中で、除雪困難世帯の雪かき支援が進んでいくように、公区の助け合い活動支援事業の雪かき支援などの制度に関して一層の周知に努めてまいりますとともに、介護予防ポイント制度の活動範囲を除雪やゴミ出し等の在宅支援に拡大拡充する新たな仕組みづくりに向けて、公区長の皆さんや関係団体と協議を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「冬場の避難路確保など災害時の対応状況について」であります。

災害時における、避難や救助、物資供給等の応急活動などには、緊急車両の通行が不可欠であり、いち早くその通行を確保すべき重要な路線を緊急輸送道路として指定しております。

災害時には季節に限らず最優先に緊急輸送道路の通行を確保することとしておりますが、大雪などの豪雪災害が発生する中で、さらに地震災害が発生した場合などは、除雪機械やオペレーターが被災

することも考えられることから、降雪時の避難路確保につきましては、体制の状況把握に努めた上で、必要に応じ開発局や北海道へ除雪車の出動要請を行うなど、緊急輸送道路を初め、可能な限り道路網の確保に努めなければならないものと考えております。

ご質問の6点目、「町の除排雪事業の説明会や町と除雪業者、町民三者による意見交換会を開く考えは」についてであります。

昨年度から、実際に除雪作業を行うオペレーターとの意見交換会を降雪前と年明けの2月に行い、これまで寄せられたご意見や苦情内容の共通認識を図るとともに、適切な除雪を行うため、除雪幅員の概ねの目標値や、均等なかき分け除雪についての技術的な問題点の改善など、作業方法の確認や検討を行ってきたところであります。

町民の皆さんへの説明会は、これまでは実施したことはありませんが、本町の除雪がどのような考えで、どのような手順で行っているのかという身近なテーマとして、情報を発信することも重要であると考えており、今後、出前講座などを利用した意見交換などを行ってまいりたいと考えております。

また、三者合同による意見交換会は、発注者である町が町民からのご意見やご要望に対し、できることとできないことを整理した上で業者に指導するべきと考えておりますことから、現在のところ開催する考えは持っておりません。

ご質問の7点目、「今後の除排雪のあり方と除雪体制を継続し充実させるための対策は」についてであります。

町道における除排雪のあり方については、これまで同様、道路パトロールによる降雪状況や路面状況の確認、市街地における降雪量の観測、そして郊外地は昨年度から導入した除雪モニターによる降雪状況を確認し、適切な時期に除雪車を出動させ、いち早く道路交通網を確保するとともに、除雪後の道路幅員や交差点の雪山の状況を判断し、必要に応じ排雪を行うことが除排雪のあり方の基本と考えております。

今後においては、これに加え、近隣市町村や国道、道道を管理する各道路管理者と連携し研究を進めることが必要と考えております。

また、今後、想定される除雪機械や担い手不足に対しては、町で所有する除雪機械の計画的な更新や増車の検討を進めるとともに、事業所に対しオペレーターの待遇改善の要請を行いたいと考えております。

以上で、内山議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） さまざまな角度から町の現状について伺いました。

その中で、高齢者に対して、除雪体制は公区の助け合い活動支援事業と歳末助け合い特別除雪サービス、あと就労センターによる除雪サービスのことを話されていましたが、これらを踏まえた上で、その中の一つの公区の助け合い事業について、まずお聞きしたいと思います。

答弁では、これまで公区への働きかけを行ってきたということですが、今までの実績を見ますと、余り利用されていないのですね。それで、中には一回も利用されていない事業もあるのですけれども、その理由は何だとお考えですか。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 公区助け合い活動支援事業につきましては、公区として活動を支援対象としておりますことから、利用促進に向けましては公区の代表であります公区長に対しまして、公区長が参加されます春と秋の公区長会議におきまして、毎年協働のまちづくり支援事業の改正点、内容などを中心にお知らせいたしまして、公区の実施に際しての参考にしていただいております。その後、公区長さんにおきましては、公区の総会などにおいて公区内にお伝えいただいているというのが現状であります。

公区の助け合い活動の支援事業のメニューですね、特に地域内の除雪機械の購入などは、ここ数年ちょっと利用されている公区がございません。あと雪かき支援等も利用はありますけれども、そん

なに数字的には伸びていないのですけれども、それぞれの公区の中で近所づき合いなど、お隣の方がこういった事業に頼らず、町内会とか、その中で除雪を実施しているという現状もあるかと思うのですけれども、今後はもう少し広報紙やホームページなどで、こういった支援活動を活用している公区の活動内容を紹介する記事などを掲載いたしまして、制度の一層の周知に努めて利用の促進を図っていききたいというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 昔から地域の中で助け合っている世帯は、これまでであったと思うのですけれども、最初に話したとおり、これから高齢者がふえていく中で、今の体制だとちょっと物足りないとか、追いつかないと思うということで質問しています。

それで、この使いづらいという点に関しては、説明を受けたのが平成24年に手続を1回でできるように申請、改めていますよね。でも、改めても、そんなに利用率は高くはなっていないのですね。やっぱりちょっと私は周知方法が、今の状況だと十分でないというふうに考えます。公区長会議以外で、何か周知されていますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 周知につきましては、公区長の会議のほか、先ほども申し上げましたけれども、広報紙やホームページの中でも記事の掲載等をして周知はしている状況ですけれども、今後は、もし公区等の依頼があれば出前講座などの利用によりまして、制度の周知を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 一つ一つ内容を見ていますと、なかなかわかりづらいのではないかなという部分がありまして、ちょっと公区長会議ではなく、今度、地域のまちづくり検討委員会、そういうところでこういう内容を改定したりするという話を伺っていますので、そういうときにこの内容を使いやすく新しくしてもらうために、ちょっと一つずつ提案していききたいのですけれども、地域内の除雪については、雪が多く積もった年なんかは地域にとっては助かる事業だと思うのですけれども、今まで余り利用されていないですね。

この中の説明を見たら、排雪区間1メートルにつき500円の補助をしますということになっているのですけれども、これは一体どれくらいかかるのだろうというところで、わからなかったらちょっとこの1メートル500円という限度額が高いのか安いのかというのがわからないのではないかなと思うのです。それで、そういう内容については、もっとわかりやすくということではできないのですかね。ここの部分についてお聞きします。排雪で、例えば交差点1カ所幾らとか、そういうような補助の仕方ということも考えられると思うのですけれども、お願いします。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 地域内排雪につきましては、排雪区間1メートルにつき500円、あとT字路、あと交差点等で限度額それぞれ決めております。

それはそれにかかる費用を除雪を担当している土木課等と協議いたしまして金額等は設定しておりますが、その内容についてわかりづらいという、今、議員のご指摘がございましたけれども、その内容等につきましては、毎年1回、協働のまちづくり検討委員会という中で、各町内の12人の公区長さんを代表といたしまして、事業内容等を検討しておりますので、その中でもうちょっと詳しく内容をかみ砕いて事業内容を記載したらいいのではないかなとかというような意見等を、こちらからちょっとお伺いいたしまして、検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 平成16年から始めて10年たつのですけれども、これまでそういう質問というのはなかったのでしょうか。例えば、除雪機械の導入に関しては1回もないですね。そういうことに関してとか、何かまちづくり検討委員会の中で話が出たということはないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民生活課長。

○住民生活課長（山本 充） 現状、除雪機械の導入につきましては、補助率2分の1ということで、かかる経費限度額25万円ということで設定をさせていただいております。

その地域内で除雪機械を購入していただいて、そういった雪かき支援とか、そういった近隣センターとか通学路とかの除雪を推進していただくということで設定はしているのですが、現状のところやはり申請している公区は少ないものです。

公区で機械を置く場所がないとか、そういういろいろな事情もあるとは思いますが、その辺のそのなぜ利用が少ないのかということも、そういった検討委員会の中で委員さんの皆さんの意見を伺いながら、活用されるようなメニューということで検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 今、答弁いただきましてけれども、確かに使いづらいと思います。公区長もかわる中で、購入しても置き場所とか維持管理が大変だと思うのです。なので、ちょっと新しく提案したいのですが、例えば機械を新しいメニューとして、町内会の中に小型機械を持っている方いらっしゃいますよね。そういう方たちを町のほうで把握していただいて、その公区長会議の中で、そういう人たちにもし地域の例えば福祉除雪をやってくれる場合、町のほうで何らかの支援をしますよとか、そういったことというのは可能なのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 除雪については、毎回の議会にも出るように、本当に喫緊の課題だと考えています。

ですので、今ご提案いただいたようなことも含めて、新しいメニューの検討、それから現在あるメニューがより使いやすいような方法を取り組んでいけるような形で検討してまいりたいと考えています。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 今回のことは要望としてお伝えしますので、ぜひ検討委員会のほうで検討していただきたいと思います。

それで、あとあわせて雪堆積所確保についても、実はこの間、私、事業者の説明会に参加させていただいたときに、すごい事業者の方のお話を聞いてとても参考になったことがたくさんあるのですが、その中で事業者のほうから、こういう空き地があるのですが、こういう空き地を何か貸してもらって制度はないんですかということ質問されていた場面があったので、こっちのほうもあわせて町のほうで把握して、また公区長さんのほうに、町内会の中でどの程度貸してもらえるかというのを、もう一度お願いするということもお願いしたいと思います。

次に行きますけれども、地域ボランティアが活動しやすい体制づくりの考えはということで、共通しているのですが、この10月に、民生常任委員会で旭川のほうに視察に行かせていただきました。旭川の市民委員会というところで、17の町内会が集まって50人くらいが町内の除雪をしていくという、とてもすばらしいシステムをつくり上げているお話を聞いて感銘を受けてきたのです。

このボランティアというのは、50人がいるので三つぐらいのグループに分かれて、啓蒙普及班、排雪量削減部、パトロール部ということで、それぞれ業者と町と一緒にパトロールしたり、雪押し場を確保したり、あと路上駐車をして除雪のときに困るようなところに旗を掲げに行ったり、いろいろなことをすることでとても効果が出ているのです。市民の意識が変わってきたということで、例えば雪をアパートや何かでも道路に投げている人がなくなったとか、路上駐車が減ったとか、ととてもそういうことで参考になったのです。規模は、町の状況とか降雪量とかは、幕別とは全然違うのですが、本当に参考になるところはたくさんあるのではないかなと思ってきました。

このきっかけになったのは、何かといいますと、最初から除雪をしようと町が提案したわけではなくて、これは町のほうで平成22年にまちづくりの市民提案として、50万円を出すからみんな公募してほしいと、50万円を使ってまちづくりで何かしてほしいという公募したそうなのです。それでその

中で、第3市民委員会というそういう最初に行った永山地区の市民の会があるのですけれども、その人たちが、では除雪をしようということで除雪の取り組みをしたみたいなのですね。最初はそんなに人数がいなかったのですけれども、市民の意識も変わってきたことによって、永山地区は4万5,000人近くいるようなのですけれども、結構永山全域にだんだん広がってきたみたいなのですね。

やっぱり話を聞いたら、とっても動いている人たちが熱心だというか、もう人の力だなあというふうに感じました。

でも、もともと何にもなかったら、そういうその50万円の公募の話がなかったら、そういう話はなかったかもしれないのですけれども、やっぱり何か自分たちの地域は自分たちで何かをしようと思うときに、活動資金などの補助とか支援とかがあると、そういうことで誘導していくのも一つの方法ではないかと思います。この点について、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 非常に住民との協働のまちづくりのすばらしい例をご紹介いただいたというふうに思っております。

しかも、旭川というと、非常にこう積雪量が多い中で、住民の皆さんが非常に心意気が高いなという感じも持ったわけでありまして。

それが本町においてどう当てはまるかというのは、研究しないとちょっとわからないのですけれども、今、私たちの町には公区というものがありますし、公区とプラス公区と違った枠組みがいいのかどうなのかということもありますし、何よりもマンパワーですね、どれだけのマンパワーが集まるかということがこの正否を握ると思っておりますので、まずはそういったいい例を勉強させていただきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 前向きなご答弁をいただいて、また形になるようにしていただきたいと思えます。私も、地域の方たち、お年寄りとか若い人を含めて、ちょっと除雪についていろいろ話を聞いたりとかしたのですね。そういう中で、いろいろと町の現状、私も旭川に行った後なので、町からの発信がもっとあったほうがいいかなと思って、かわりに調べて意見交換みたいな形でする中で、とってもいいアイデアがあったのですけれども、先ほども就労センターの話が出たのですけれども、その就労センターのやっぱり担い手がだんだん高齢化してきて少なくなっていく中で、何とか今の枠の中で同じようなことをしても集まらないと思うのですね。それで、発想を変えるというのも一つのアイデアではないかなというふうに思うのですけれども、その一つが、例えば地域の中でお年寄りに限定しないで、例えば働いている人でも、そういう人でも、いるかどうかかわからないのですけれども、地区と期間を限定してボランティアで登録するというところだったら、できるよという話を聞いたのです。

というのは、例えば北町地区、国道の北側のそういう除雪の要望があったら、大体こういう期間だったらできるよということだとか、例えば北栄地区のこの一帯でそういう要望があったら、日曜日だったらできるよとか、そういう細かい条件を受け付けて、それを今後してほしい人に回していくというのも一つの方法だと思うのですね。

実際に札幌なんかでは、そういうことをしているところがありまして、中学生以上、好きなときにそういうことで登録しておいて行けるような、これは個人ではなくて民間も、民間というか、事業所もそういうものに登録することができるのですけれども、こういうのもいいかなあと思うのですけれども、こうしたことを町が窓口になってすること、前向きに取り組むことができないのか伺います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは全く構想の段階なのですけれども、実はことしの10月からファミリーサポートセンターというものを立ち上げて、今動き出したところであります。

実は、そういったファミサポの除雪版みたいなものができれば、これはすばらしいのだがなと、そんな思いも実は思っております。

ただ除雪の難しいところは、機械が必要なわけです。人力というわけにはいかないのです、ほとんど

の場合は機械が必要になってくるので、その機械の移動をどうするかなということが大きな課題となってくるのかな。

あの手押しというのですかね、自走式の除雪機を持っていたとしても、せいぜい200メートルとかそういうぐらいなのかなと。そんな物理的な問題もありますので、今、内山議員がおっしゃった地域をある程度限定した中でのファミサポ除雪版みたいなものであれば、ひょっとすると可能かなというように思いもしているところであります。

ただ、やはり先ほども申したようにマンパワー、いかに協力していただける方がいるかということが正否を握るということでもありますので、その辺いろいろな方から意見をもらう中で、可能かどうかの組み立てについて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 検討する中で前向きに進めてほしいと思いますが、最初から全部の地域でできることはないと思います。なので、本当に1カ所でもいいので、自治モデル地区みたいな形で始めてほしいと思います。私が聞いている中では、そういうことだったらできるという声も拾っていますので、ぜひ前向きをお願いしたいと思います。

それから、答弁いただいた中で、公区の支援とかのほかに、介護ポイント、ちょっとごめんなさいね、介護ポイント制度の活動範囲を在宅支援に拡充する新たな取り組みも考えたいというご答弁をいただきました。

去年の12月の岡本議員の質問に対する答弁として、各町村での取り組みを調査しております。また本町においても包括支援システムの中でボランティアが除雪をしていく仕組みづくりがどのようにできるかも含めて、福祉課でチームをつくって地域で高齢者が暮らすシステムの一つとして検討している、早急に対応したい。これはまた進捗状況についてお聞きしたいのですけれども、まだ構想の段階なのか伺います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 地域包括ケアシステムの構築に向けて、また新たな総合事業の構築に向けて今いろいろなアンケートとかを行っております。

ただ、私どもが行っているのは総合事業ということで、要支援者、要支援1、2の方に対するサービスに対して、どのようなニーズがあるかということでもありますので、除雪困難者、要介護以上の方を含めて全体的な調査を行っていないということをご理解いただきたいと思います。その要支援者に対するニーズということでは、やはり除雪をしてほしいという声は実際にアンケートとしてはあります。そういったことに対して、どのような対応、やはり地域の方に支援していただくことが一番ということでは思っておりますので、先ほど町長が答弁したように、まず地域の中でそういったファミサポ、除雪版ファミサポのような形ができないかというのは、さらに研究を進めなきゃいけないという思いであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

本日の会議は、内山議員の質問が終了するまで時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は内山議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。会議を続けます。

内山議員。

○5番（内山美穂子） 除雪版ファミサポの取り組みに向けて、前進することをお願いします。

6番目の町の除排雪事業の説明会や、ということなのですけれども、ここの部分に入る前に、ちょっと皆さん町民の理解と協力を得るため、業者も町の方もご努力されていることは十分承知してい

ます。ただ、例年、苦情が後を絶ちません。苦情が多いものに関して、町の考え方をお聞きしたいと思います。この苦情は、こういう苦情なので、町はこういうふうに考えていますというようなことがあれば。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 今、苦情のご質問でございますけれども、一昨年、平成26年度の苦情件数は物すごい多かったですよね、300件ぐらい。去年は、先ほどご答弁でもありましたけれども、実際に作業するオペレーターの方のお話をお伺いして、どういう問題があるのかと。町のほうからも、町民の皆さんからの苦情、どういう苦情があるのだということをご説明して、それに向けて2回オペレーターの方とお話し合いをして、去年の苦情件数としましては一斉除雪4回あったのですけれども、11月の24日、25日に出動した苦情件数で29件、多かったのが間口に雪を置いていった。

次、11月の26、27日に出動した除雪、これですね、途中雨に変わる予報だったのですけれども、予報が外れて重たい雪になったということで、このときに123件の苦情というか、ご意見いただきました。このときの多かった苦情につきましては、間口に雪を置いていった、それと路面状況が悪い、ざくざくして走りづらいと、この二つが多かったです。

年明けて1月14日、これはご意見は5件、その後1月19日の除雪につきましては16件のご意見、いずれも間口に雪を置いていったというのが多い項目であります。

これに関しては、私どもとしては間口、かき分け除雪、かき分けて除雪していくものですから、どうしても道路の脇に寄せた雪が残ってしまいますので、その都度、ご理解をいただいて、地先の方にそれぞれご協力をいただいているという状況であります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 間口に雪を置いていったという話は、私も聞くのですけれども、今月号の広報にも、間口に雪を置いていくということをご理解願いますということを書いてあったのですけれども、除雪状況については、本町がほかの市町村に比べて、もうすごく劣っているとかそういうことは私はないと思います。委託業者やオペレーターのばらつきはあるのですけれども、一定の水準は満たしているとは思っています。

ただ、どうして苦情が来るかといいますと、やっぱり町民が除雪についてよくわかっていないというか、ちゃんと説明していないからわからないと思うのですよね。それで、私、旭川の永山地区に視察に行ったときも、その旭川市の職員の方がおっしゃっていたのは、広報で周知はしているのだけれども、それでも理解をしていない人が多いということは話をしていました。それで、旭川のほうでは、その永山地区では住民のその市民委員会の方が説明会を行って、毎年6回くらい行っているそうです。

また、町民の意識にも温度差があると思うのですけれども、やっぱりこれまでは全く町で説明会を行っていない中で、今回の答弁で、出前講座なんかで説明したいという話をされてきました。ただ、周知方法が本当に足りないというのを感じまして、今回の広報紙すごい少ないですよ。いろいろ広報紙の全体の量がある中の1ページなので、少なくなるのだと思うのですけれども、内容も毎年ほとんど変化していません。だから、これは町民に丁寧に情報を伝えると理解も深まるかと思えます。その上でしっかりした体制づくりをすることが先決だと考えますが、広報の周知不足についてお伺いします。

○議長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（寺田 治） 広報の周知については、内山議員おっしゃるとおり、若干ページ数は少ないかなというふうには感じております。

過去には、車両センターがあったときに特集を組んで、見開き2ページぐらいやっていた時期もありました。車両センターがなくなって土木課のほうに除雪業務が来てから、やはりそういう準備が足りないなどは思っております。どうしても夏場雪が降らないときに、そういった除雪計画ですとか住民周知に対してしっかりするべきですけれども、夏は夏でことしは台風もありましたし、ちょっと準

備不足だったなというのは反省しております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） 周知不足だと、やっぱりまずルールを守れない人とかが出てくるので、そういうことが除雪体制の不備につながって、最終的にはみんな満足できないような体制になってしまうので、まずは限られた予算の中で除雪をしているということ、いろいろなことを知ってもらうということが先決だと思いますし、それに関してはさらに努力してほしいと思います。

また、よその町の事例で申しわけないのですけれども、札幌なんかは子供向けでも、わかりやすく除雪作業で何ができて何ができないのかというのを本当に丁寧に説明していますし、ホームページ上で、例えばうちの町の除雪はこういうふうに進んでいきますというのを動画にしてお知らせしているところもありますので、今後検討していただきたいと思います。

それで、これについては次に進みます。

地域ごとに除排雪の担当者、町、住民が一体となってそれぞれの立場からどのように雪対策を進めていくかということ話し合う場所というのは、とっても大事だと思うのですけれども、答弁によりますと、そういう考えはないということなのですけれども、もう一度お聞かせ願えますか。三者の話し合いは考えていないという回答をいただいたのですけれども、その辺についてちょっともう一度伺います。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 内山議員のご質問に、先ほど町長のほうから答弁させていただきましてけれども、私たちが懸念するのは、一方的な意見の交換の場になってしまっただけでは困るということでございます。

先ほどから、内山議員からいろいろと事例もご紹介していただきましたとおり、まずはやはり町民の方に正しい知識を周知することがまず先決だろうと。それと、昨年から行っております実際に除雪をしていただく事業者さん、それからオペレーターを交えた意見交換会なんていうのも、実は昨年からは行っているような事業でございます。

これらのことを十分やった上で、時期が来た段階で、必要があればそういうことも検討しなければならないとは思っておりますけれども、まずはやはり住民の皆さんへの情報の周知、それから説明会なんかを通じたちからからのご提案だとかいうのも必要だと思いますので、いろいろな方法が考えられると思いますけれども、まずはそういうところから始めた上で、直接三者というのは難しいかなと思っておりますので、もう少し推移を見守っていただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 内山議員。

○5番（内山美穂子） はい、部長のいうことはとってもわかります。一方的な意見で町対住民の苦情の場になってしまったら、建設的な意見も出ないということなのですけれども、説明会で推移を見守る中で、将来的には、そういうふうなことが実現できればいいなというふうには思っています。

例えば、本当にほかの事例なのですけれども、業者と実際に自治体と町民、市民が情報を交換している場を持っているところというはいっぱいあるのですね。それはその内容を工夫して、ただ意見を聞くということではなくて、ワークショップ形式にして、自分の地域ごとに分かれて、その地域で問題は何か、それを洗い出して、それで業者側の立場、住民側の立場、で、できれば専門家を入れてもらうのが一番いいのですけれども、そうなるべくといろいろ難しいので、そういうことというのは本当にストレートに町民の声が、例えば町がとめてしまって、気持ちはわかるのですけれども、いろいろと心を通わせ合うことができたなら、本当の意味での協働のまちづくりということで、みんなで話し合いをしながらいい方向に持っていくことはできると思うのですね。だから、将来的にはそういうようなことで考えてもらいたいと思っております。

それで、最後に、災害時の対応状況についても、ご答弁いただきました。夏場、冬場にかかわらず、いつ起こるかかわからないのが災害なので、そういうときに備えて本当にサポート体制を、これはこれ

だけではなくて、さっき言ったボランティア体制、公区の問題とかいろいろなことが絡み合ってくると思うので、もう強力的に取り組んでほしいと思います。ふだんから気を抜くことはないと思いますけれども、ぜひ冬場でも大地震とかいろいろな災害はやってきますので、そういうときに備えた取り組みはしてもらいたいと思います。

最後に、雪、排雪対策を解決するという事は、地域の高齢者対策や公区などの課題を解決することにもつながります。地域で助け合える住みやすい町を目指して、除雪を通じたコミュニティーづくり、そして社協が実施している除雪事業も含めて、町が総合的な視点から充実、改善を図っていただくことを要望して終わりたいと思います。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で内山美穂子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

17：09 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成28年第4回幕別町議会定例会
(平成28年12月8日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第1 会議録署名議員の指名

6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文

（諸般の報告）

日程第2 一般質問（6人）

会議録

平成28年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年12月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議 長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 企 画 総 務 部 長 菅野勇次
代 表 監 査 委 員 八重柏新治 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
住 民 福 祉 部 長 境谷美智子 経 済 部 長 田井啓一
建 設 部 長 須田明彦 教 育 部 長 山岸伸雄
札 内 支 所 長 坂井康悦 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
政 策 推 進 課 長 山端広和 地 域 振 興 課 長 小野晴正
糠 内 出 張 所 長 阿部麗子 総 務 課 長 武田健吾
農 林 課 長 萬谷 司 土 木 課 長 寺田 治
経 済 建 設 課 長 川瀬康彦 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 妹尾 真
防 災 環 境 課 長 天羽 徹 商 工 観 光 課 長 岡田直之
学 校 教 育 課 長 高橋修二 保 健 課 長 合田利信
保 健 福 祉 課 長 金田一宏美
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文

議事の経過

(平成28年12月8日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、6番小島議員、7番若山議員、8番小川議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、板垣良輔議員の発言を許します。

板垣良輔議員。

○1番（板垣良輔） 通告に従いまして一般質問を行います。

生ごみの再資源化で環境に優しいまちづくりを。

先般、フランスのパリ市でCOP21（気候変動枠組み条約第21回締約国会議）が開かれ、世界共通の長期的目標として、世界の平均気温上昇を産業革命時比2度未満に抑えることが合意されました。

温暖化により豪雨や干ばつなどの異常気象の頻発や農作物の生産低下が予想され、私たちの人間活動の拡大が世界規模の影響を与えていることから、環境保全の取り組みは日常的に行っていかななくてはいけません。町としても、まず自治体の事務のうち、できることから行っていくべきではないでしょうか。

私たちは、日常生活の中で、生ごみを発生させています。その中には水分が9割も含まれていることから、本来、可燃ごみとして処理するには適しておりません。また、堆肥などの再資源化が容易であることから、ごみの排出量を抑制しやすいものです。

地球温暖化防止の具体的な目標を設定したパリ協定に倣い、幕別町においても具体的な行動を起こすべきだと考え、以下のことを伺います。

1番、平成18年幕別町地域新エネルギービジョンの進捗状況。

2番、学校給食において。

①学校給食の残渣の発生抑制及び再資源化の取り組みは。

②飼料化処理機や生ごみ処理機の導入の考えは。

3番、家庭における生ごみ減量の啓発を。

4番、幕別町環境条例制定の考えは。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は町と教育委員会にわたるものでありますが、私からは質問事項の1点目、3点目、4点目につきまして答弁をさせていただきます。

「生ごみの再資源化で環境にやさしいまちづくりを」であります。

近年、世界中で多くの自然災害が発生し、地球温暖化による気候変動が原因であると言われており、地球温暖化問題が人類の存亡にかかわる重大な問題として世界的にクローズアップされ、二酸化炭素の削減を図ることが重要な課題となっております。

このような背景の中、本町では、町民、事業者、行政が一体となって、環境への負荷の少ない社会・経済を形成していく必要があることから、本町の気候風土や生活様式に合った省エネルギーの具体的な展開に向けた指針として、平成16年2月に「幕別町地域省エネルギービジョン」を策定し、18年2月には、新エネルギーの導入も必要であるとの認識のもと、本町の地域性に適合した新エネルギーの導入の指針として「幕別町地域新エネルギービジョン」を策定いたしております。

さらに、平成20年9月には「幕別町環境宣言」が決議され、町民の決意として地球環境の保全に取り組んでいくことを発信いたしております。

また、ごみの減量化の取り組みといたしましては、平成19年に「幕別町ごみ処理基本計画」を策定し、町民、事業者や行政がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、お互いに協力し合いながら、できる限り廃棄物を抑制し、廃棄物となったものについては再利用・再生利用に努めることとし、計画に基づき循環型社会の構築に向けた各種取り組みを進めてきたところであります。

一方、国際社会では、平成4年に国連の地球サミットで「気候変動枠組み条約」が採択され、国際会議の場で地球温暖化対策が話し合われ、先般21回目の会議となるCOP21がパリで開催され、世界196の国と地域、先進国から途上国まで全てが参加する歴史的な合意「パリ協定」が採択され、各国において削減目標達成のための国内対策をとることが義務づけられております。

ご質問の1点目、「平成18年幕別町地域新エネルギービジョンの進捗状況について」であります。

「地域新エネルギービジョン」では、新エネルギーの導入目標を平成27年度においてCO₂排出削減量を約3,900トンと設定しており、本年、目標年の達成状況を調査いたしましたところ、CO₂排出削減量は6,430トン、達成率164%で、目標を大きく上回っていることが確認されたところであります。

種類別で見ますと、太陽光発電では、住宅用での目標導入数400戸、年間CO₂削減量507トンが平成27年度までに導入516戸、年間2,346トンの削減で達成率462.8%、公共施設では、目標導入数5施設、年間CO₂削減量47トンが導入3施設、年間42トンの削減で達成率89.4%となったところであります。

次に、太陽熱利用では、住宅用の目標導入数200戸、年間CO₂削減量177トンがソーラーウォールや太陽熱温水器の導入284戸、年間289トンの削減で、達成率163.3%となっております。

次に、バイオマス利用では、建設廃材の燃料化については、目標導入数1施設、年間CO₂削減量335トンが導入1施設、年間357トンの削減で達成率106.6%、木質ペレットについては、目標導入数200戸、年間CO₂削減量670トンが導入164戸、年間559トンの削減で達成率83.4%となっております。

次に、クリーンエネルギー自動車では、民間での目標導入数680台、年間CO₂削減量570トンが導入1,640台、年間1,379トンの削減で、達成率242.0%となっており、公用車では目標導入数10台、年間CO₂削減量8トンが導入12台、年間10トンの削減量で、達成率125.0%となっております。

なお、廃棄物発電については、くりりんセンターでの発電所において年間1,448トンのCO₂が削減されております。

ご質問の3点目、「家庭における生ごみの減量の啓発を」についてであります。

本町では、ごみの減量化対策の一つとして、一般家庭において生ごみの堆肥化に積極的に取り組んでいただくことを目的に、平成元年度から生ごみ処理容器、いわゆるコンポストの購入設置に対し購入経費の2分の1相当額を助成してまいりました。

また、平成13年度から電動生ごみ処理機の購入設置に対しても同様の助成を行う事業に取り組んで

おりましたが、生ごみ減量化や有効活用策として一定の効果が果たされ、住民の皆さんにも一定程度、浸透、普及したものと判断し、23年度をもって助成事業を終了したところであります。

本事業による減量効果としては、それぞれの助成台数で試算しますとコンポストが年間272トン、電動生ごみ処理機が55トン、合わせて327トンの生ごみの減量効果があるものと考えております。

助成事業は終了いたしました。今後、家庭から排出される生ごみの減量化の取り組みとして、各家庭に対し、例えば、ご質問にもありますとおり、生ごみのほとんどは水分でありますことから、生ごみの水切りや乾燥など、排出時の減量化や、段ボールを利用したコンポストによる堆肥化の方法についても推奨してまいりたいと考えております。

さらに、各家庭において、食材を購入する際には「事前に冷蔵庫内をチェックする」「必要量を小まめに購入する」、調理をする際は「残っている食材から使う」「食材を上手に食べ切る」など食品ロス削減の取り組みにつきましても生ごみの減量化につながることから、広報紙やホームページ等を通じて普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、くりりんセンターの構成市町村の担当職員で構成する「ごみゼロ検討委員会」では、これまでごみ減量化を目指し分別の徹底や新たな事業などについて検討してまいりましたが、現時点では生ごみの減量化につながる画期的な対策は見つかっていないことから、今後も引き続き、構成市町村と情報交換等を行い、生ごみの減量化について調査・研究してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「幕別町環境条例制定の考えは」についてであります。

北海道環境基本条例の本文でも示されておりますとおり、「これまでのような大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を続けていくことは、私たちを取り巻く地域の環境のみならず地球全体の環境をも脅かすものであることが広く理解されてきた」とされております。

十勝管内の市町村の環境条例の制定状況を見ても、帯広市を初めとする5市町が「環境基本条例」と称し制定をしておりますが、条例の内容を見ますと、良好な自然環境を保全・創造し、次の世代に引き継ぐための基本的な考え方や、町民、事業者、町の役割や基本方針を規定しているものが主なものとなっております。

本町においても、これまで生活環境や自然環境の保全のために「幕別町総合計画」の基本方針のもと、「幕別町ごみ処理基本計画」や「省エネルギービジョン」「新エネルギービジョン」を策定するとともに、町民の決意である「幕別町環境宣言」が決議され、地球環境の保全や循環型社会の形成に関する取り組みを実施してきたところであります。

ただいま申し上げました本町の各種計画、とりわけ幕別町環境宣言は、条例にかわるものと認識いたしておりますので、現段階においては、幕別町環境宣言の精神を踏まえ、これら計画等に基づき環境保全や循環型社会の形成に関する取り組みに努めてまいりたいと考えております。

以上で、板垣議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 板垣議員のご質問にお答えいたします。

私からは、質問事項の2点目につきまして答弁させていただきます。

ご質問の2点目、「学校給食について」であります。

初めに、「学校給食の残渣の発生抑制及び再資源化の取り組みは」についてであります。

本町の学校給食における残食率は、平成25年度11.8%、26年度11.9%、27年度12.2%と、ほぼ12%前後で推移しており、27年度は28.2トンの給食残食が発生しております。

給食センターでは残食を減らすことを目的として、おいしく栄養バランスのとれた給食の提供に努めているところでありますが、現在の子供たちは食生活の洋食化に伴いハンバーグ等の脂質に富んだメニューは残食が少ない一方、日本の伝統的なひじきの煮つけや野菜のあえものなど、和食のメニュー等は比較的好まれず、残食が多い傾向にあります。

しかしながら、給食は教育活動の一環として実施しており、さまざまな食を提供することにより食文化の理解を図ることが必要であり、比較的児童生徒が好まないメニューについても、教育の一環と

して調理を工夫し、提供しております。

このことから、一定程度の給食の残食があるのも現状であります。これまで食育を通じ食べ物の大切さや農業者との交流を行うなど、食材を生産している人たちの思いについても伝えているところでもあります。

今後とも、少しでも給食の残食が減るよう、メニューの改善等に取り組んでまいりたいと考えております。

また、残渣の再資源化の取り組みとして、本年 11 月より町内で養豚を飼育している農業者に幕別学校給食センターの給食残渣を引き取っていただくこととなりましたが、今後につきましても、給食残渣の有効な活用等について検討してまいりたいと考えます。

次に、「飼料化処理機や生ごみ処理機導入の考えは」についてであります。

飼料化処理機や生ごみ処理機につきましては、平成 17 年から 24 年にかけて忠類学校給食センターにおいて生ごみ処理機を試験導入してはりましたが、機械の導入費用や維持管理経費から費用対効果が発揮されない点等から、導入には至りませんでした。

また、飼料化処理機につきましても、飼料化するためには機器の導入経費や維持管理経費が発生するとともに、残渣物の品質や量が日によって大きく変動することから安定した製造や供給等が困難なことから、導入につきましてもは難しいものと考えます。

以上で、板垣議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔） それでは、再質問を行います。

それではまず、一番最初、「平成 18 年新エネルギービジョンの進捗状況は」についての再質問を行いたいと思います。

今の答弁で、あらゆる種類において目標は大幅な超過達成をしているというふうな答弁でありました。一つだけ突っ込んで聞きたいというふうに考えます。

太陽光発電の項目についてですが、住宅用では達成率が 462%、でも太陽光発電、公共施設では達成率が 89.4%、この住宅用と公共施設での大きな乖離、達成している、達成していない、この要因は何だと分析しているのか伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 太陽光発電システムの目標達成状況の住宅用と公共施設の大きな乖離の要因でございますけれども、住宅用につきましては目標が 400 戸ということで、達成数は 516 戸と答弁にありましたけれども、CO₂排出量で計算しますと 507 トンが 2,346 トンと、1 戸当たりの太陽光発電の発電量が大きかったものと考えておりますことから、462%という大きな達成状況になったというふうに考えております。

公共施設につきましては、5 施設の目標施設でありましたけれども、導入数が 5 施設を下回る 3 施設というような状況になっておまして、削減量につきましても 47 トンが 42 トンと下回っているような形でございますので、こういうような状況というふうになっていると分析しているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1 番（板垣良輔） 今おっしゃったのは、結果の分析だと思います。

そうでなく、なぜ住宅のほうでは 400 の目標が 500 超に、あるいは公共施設では 5 施設が 3 施設になったのか、そういった原因の分析をぜひお願いします。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 大変失礼いたしました。

民間が大きく達成した状況の分析でございますけれども、町のほうで補助制度を設けまして、導入が促進されたというふうに分析しております。

あわせて、電気の北電の買い取りもございましたので、大きく促進されたというふうに考えて

おります。

○議長（芳瀧 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 今、答弁で非常に示唆に富んだ答弁いただいたように感じております。

もちろん、北電のFITといいますか、固定価格買い取り制度ですね、その後押しもあったと思いますが、町での後押しといいますか、制度の後押しがあったことで町民がその後押しに背中を押されて、購入あるいは環境保全活動に一步踏み出すことになったのだなというふうに感じます。自治体での取り組みの後押し、フォローしてあげるという体制が必要なのではないかなというふうに今この結果から、あるいは分析の結果から感じる事ができたように感じます。

2番の「学校給食について」についても同じようなことが言えるのではないかなというふうに考えております。

少し離れますが、先月、給食の残渣、残食を養豚業者に引き取ってもらえることになったというふうな答弁がありました。大変うれしく思っておりますが、養豚業者には、どんな品目でも無制限な量を引き取ってもらえるわけではないというふうに考えます。どの程度の給食残渣の減容につながるか、その試算で構いませんが、伺いたいと思います。

○議長（芳瀧 仁） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） 残渣の引き取りでございますけれども、業者の方とお話している部分につきましては、幕別の給食センターで排出される残渣の部分について、全量を引き取っていただくということで、その部分につきましては業者の方が持ち帰った後で、毎日食べる分、その他の部分もありますけれども、基本的には活用していただくということでお話しているところでございます。

ですから、昨年度でいきますと、残食が28トンほどということでございます。そのうちの9割ぐらいが幕別の給食センターの部分でございますので、その部分がこれから業者の方に引き取っていただくことによって削減されるものと見越しているところでございます。

○議長（芳瀧 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 今、大変すばらしい内容の答弁をいただきました。

給食残渣のうちの9割、大体28.2トンですので、30トンのうち9割といたら27トンとか6トンを減容することができる。大変すばらしいことだなというふうに思います。その取り組みがちょっとすごくて、これから学校給食に対して言うことがもうほぼなくなってしまったぐらいのことなのですが……

（発言の声あり）

○1番（板垣良輔） そうですね。ありがとうございます。

それは、とりあえずそうして、せっかく僕も質問項目の中に入れてありますので、堆肥化についても少し触れたいというふうに考えております。

幕別町の実態を詳しく知っているわけではありませんが、多くの自治体で給食残渣は、恐らく一般食品廃棄物として扱われているのではないかなというふうに考えます。多分多くの自治体でそうっております。ということは、学校給食の残食、残渣を出せば出すほど、ごみ処理施設に出せば出すほど、その経費は大きくなっていくものだというふうに推察されます。

給食をできるだけ残さずに食べてもらうことができるよう生徒たちに啓蒙をしていくこと、養豚業者等、残渣を再利用していくこと、リユースですね。さらに残ってしまったものを堆肥化し、全体的に減容していくことをより進めていく必要があるというふうに考えますが、いかがでしょうか。お考えを伺います。

○議長（芳瀧 仁） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（妹尾 真） ご質問にあるとおり、できるだけ堆肥化等も含めて処理していくことが望ましいものと考えておりますが、堆肥化等をするにしても何にいたしましても、その設備を設置した上で、通常のものでありますとランニングコストということで、例えばかきまぜていくた

めの電気料がかかるとか、いろんなことがございまして、答弁の中にもありましたけれども、堆肥化等の処理機をメーカーさんのテストという形で導入していて、5年ほどやっていたのですけれども、その後のことも含めていきますと、本体の償却費その他もろもろのことを考えていったときに、ランニング等減価償却費のほうが、ほかの処理方法にかかる経費よりも大きく上回るといったような状況がございまして、環境負荷の低減のためということとは重々承知しているところではあります。費用という面もなかなか譲れないこととございまして、今の処理の形態及び排出量の関係からいくと、私どものセンターの中で、例えば最終的に残ったものを堆肥化するなりというプラントを導入するには、費用の面で導入できないかなという感覚で現在はおります。この辺がまた、安く処理できるものとか出てくれば別ですけども、現在のところは取り組めないのかなというふうに考えているところとございまして。

啓蒙の部分につきましては、まず基本的に、残食が多くならないようにするという部分で、これも答弁の中でお話しさせていただいておりますけれども、できるだけ食べていただけるように、多様なものを出していく中でも、残りそうである部分についても、献立のつくり方とかいったようなものを工夫していく部分と、それから食育等を通じて生徒さん方に、この食べ物についてはこういう由来があるのでこういうものも食べてほしいといったようなことを含めて、たくさん食べていただく部分のほうにつきましてもあわせて努力を用いながら、残食が減る方向で努力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 今、答弁の中に堆肥化が難しいといたしますか、費用の面でもあるいは技術的な面でも多少難しいというふうに伺ったと思います。

学校給食は、生ごみというものの中で非常に発生抑制といたしますか、あるいは資源化がしやすいものだというふうに考えております。

その理由が幾つかありますが、必ず生徒が食べ終わった後に、その献立といたしますか、メニューごとに残渣をまとめ、食べ終わった後は学校給食センターに運搬され戻ってくるということ、そしてほぼ間違いなく、その時点ではその学校給食は腐敗していないという、腐っていないということが生ごみの堆肥化において非常に大きなアドバンテージになります。

堆肥化の一番の障壁は、生ごみが腐敗してしまうことにあります。強烈な刺激臭がしてしまうこと、つまり腐ってしまうことが挙げられますが、堆肥化には腐敗ではなく発酵が必要です。生ごみにおける腐敗というのは、水分量が多くて通気性が悪い状態を長く続けると今言ったような腐敗につながりますが、それとは逆に水を十分に切り水分量を減らし通気性をよくしてやれば、生ごみは発酵はすれど腐敗することはありません。

一つ提案みたいなものですが、給食センターの近隣に小さな簡易な施設をつくり、そこで給食の残渣をおがくずみたいな副資材とまぜてやれば、そのときの気温にもよりますが、比較的短時間で1次発酵済みの堆肥をつくることができます。

あえて僕通告要旨の中で堆肥化処理機みたいな感じで、何か機械みたいなものを想定させるような書き方をしてしまっているのですが、何も機械が必ず必要なわけではなくて、堆肥化するために十分な水分を切ってやること、通気性をよくしてやることをすれば堆肥はつくられると思います。

それらを何もみんなに配るというのではなくて、町内の施設の花壇であったり、畑みたいなどろにすき込んでやるというふうにやっていたら、今までお金を払って燃やして捨てていた給食残渣、ごみが生き返るのでないかというふうに思います。

今の提案について、気持ちをぜひお聞かせください。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいまご提案いただきましたこと、確かに堆肥化することによって機械導入とかというのは費用はないとは思いますが、ただ、堆肥化するに当たっては、今、堆肥盤をつくって屋

根をかけてという、そういうような面の経費もまたかかるのかなと思います。

もう一点は、給食センターだけのもので堆肥化するというと量的には非常に少ないので、そういう場合はまた農家の協力が要るだとかと、いろんなことの体制づくりも必要なのかなと思います。

私、確かに堆肥化することも大切なかもしれませんが、今の現状の中では、先ほど申し上げましたとおり、養豚業者に飼料として直接売る、売るというか引き取っていただくということが最も経費がかからなくて、効率的な方法なのかなということで、今回この秋から始めたということなので、堆肥化ということも将来的にはいろんな面で考えていく必要があるのかなとは思っていますけれども、当面この残食を無駄にしないという考えでは同じ考えなので、養豚業者にそれを引き取っていただくということで、飼料化するという考えで進めたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 最初に、養豚業者にほぼ全量を引き取ってもらえるということが、その後の、この堆肥化のやつでちょっと非常にいいことなのですけれども、なかなか厳しいな、質問する者として難しいなというところはありますが、今、教育長の答弁の中で堆肥化するに当たっては、学校の残食、残渣は少ないというふうな答弁ありました。

そこで、3番の家庭でのごみ減容の啓蒙についてのところにも触れますが、だとしたら堆肥化を進めるに当たって、家庭のごみ、家庭の生ごみというのをおわせて堆肥化するということが可能なのではないかというふうに考えます。学校給食の生ごみを堆肥化するのと、家庭の生ごみを堆肥化するのではちょっと隔たりがありますが、そこを少し置いてお話ししたいと思います。

昨今、コンポスト、コンポスターを持っていない、あるいは畑や庭を持っていない、そういった世帯もふえてきているように感じます。ここで行政に提案したいことは、可燃ごみのほかに生ごみという分別品目を新たにつくること、それで通気性のいいポリ容器を用意し、それぞれの町内会、公区の角々に設置していくこと、町民に生ごみの水切りを啓蒙していくこと、そして具体的には、十分に水を切った後、ポリ袋とかに入れていたと思うのですけれども、出していたと思うのですけれども、そうでなく新聞紙のような通気性のいいもので生ごみを包んでいくことを啓蒙していくこと、これらです。これらのことができれば、生ごみはほぼ腐敗することなく回収することができ、容易に堆肥化することが可能ではないかというふうに思います。

ある自治体、北海道内でないのが少し残念なのですが、ある自治体では生ごみの分別が多い町内会や公区には、町内の温泉施設の無料チケットみたいなやつをこうやって誘導しているわけですね。そういった町民の気持ちをキャッチするような、そういった施策があったりします。

今冒頭、教育長の答弁の中で、学校給食だけだったら量が少ないというふうなものをいただきました。だとしたら、家庭のやつも今言ったような感じで運搬、回収していくことも一つ手なのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 防災環境課長。

○防災環境課長（天羽 徹） 現在、町の分別方法につきましては、くりりんセンター構成市町村で統一した分別方法で処理をしていただくような形になっておりまして、それぞれ分担金を支払ってごみの処理を行っているところでありますので、今後、答弁にもありましたように、ごみゼロ検討委員会の中で、そういったお話も今後できるかどうか研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） くりりんセンターの分別品目がそのようになっているからというのは難しいですね。

くりりんセンターがどうでなく、生ごみを焼却処分するということが、そのうちの9割水なわけですから、生ごみを燃やすということは水を燃やしているというのと大して変わらないのですね。その環境性において、この幕別町においてできることというのを真剣に追求して行ってほしいなというふうに考えます。

同じことを質問するかもしれませんが、もう一度お願いします。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） 今、課長が申し上げましたとおり、くりりんにおいては一定のルールの中でごみを処理させていただいております。

確かに水分が多いものですから、答弁の中にもありましたとおり、その水分を減らす努力ですとか、できるだけ生ごみを出さない努力というところは、今、町として手をかけていきたいところだというふうに考えています。

それを新たに何か堆肥化するための導入に関しては、町民の方のご協力だけではできなく、町としての、施策としての実効性も考えていかなければいけないので、そこについては新たな検討が必要だと思えますが、今、一番大事なのは、町民の方に、その90%が水分ですから、それを十分減らすだけでもごみの減量化はできるのだということを十分啓蒙していきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 一番最初に太陽光発電のところでも言いましたが、町の後押しがあると町民はそれに対して響いて、行動する余地が十分にあるというふうな話をしたと思えます。今、答弁いただいたような内容をぜひ追求して進めていっていただきたいなど、そのように強く思えます。

最後、環境条例についてです。

答弁の中でもありました北海道地球温暖化防止対策条例、自治体や住民、事業者それぞれの役割を明記し、地球温暖化対策のさらなる推進を図ることとかそういったこと、社会や市場での評価を通じて温室効果ガスの排出量の抑制に向けた自主的・計画的な取り組みを推進するというふうにあります。

今回、幕別町も、今回は生ごみのみを取り上げましたが、環境保全の課題はほかにもたくさんあります。市民社会に暮らすそれぞれの主体がより誠実に行動するために条例が必要だと考えますが、制定の予定について改めて伺います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 本町におきましては、平成20年の第3回町議会定例会、9月定例会におきまして議員提案によって「幕別町環境宣言」が決議されたわけでありまして。まさしく、これは私は、町民、事業者、行政挙げての一つの決意を表したものであるというふうに捉えております。しかも、環境問題の、いわゆる町における憲法のようなものだというふうに思っておりますので、それが私は、もう条例をさらに上回る大基本方針として捉えておりますので、この環境宣言に基づく各種計画、施策を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 板垣議員。

○1番（板垣良輔） 環境保全の活動というものには終わりが無いというふうに考えます。現在、そして将来のよりよい生活環境といえますか、地球環境のため、何度も何度も町長に問い尋ねていきたいというふうに考えます。

何か最後、抱負みたいな感じになってしまいましたが、以上をもちまして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、板垣良輔議員の質問を終わります。

次に、小田新紀議員の発言を許します。

小田新紀議員。

○4番（小田新紀） 通告に従いまして質問いたします。

コミュニティ・スクールの進捗状況と今後の方針についてでございます。

「地域とともにある学校」への転換に有効である仕組みとして期待され、平成16年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に「コミュニティ・スクール」（学校運営協議会）が規定されました。

学校と保護者、地域住民がともに知恵を出し合い、地域でどのような子供たちを育むのかという目標やビジョンを共有し、「地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくり」を進めていくというものであり、全国でも本事業に取り組む自治体、学校が年々増加傾向にあります。道内において

も、昨年度までに 16 市町村、41 の小中学校が指定されています。

道としても積極的な導入を促進しており、その他の市町村でも取り組みに向けた準備を進め始めているところであり、本町においても本年度、視察を含めた調査を進めていると聞いています。

今後、学校と地域の連携・協働に向けて大変有効な取り組みであると考えられる一方、全国、道内の先進事例を見ると、本事業における対応は地域によってさまざまであり、本町における地域課題、教育課題など、地域の実情に合った十分な調査と、学校現場、地域住民からの幅広い議論をもとにした体制づくりが必要かと考えられます。

現段階における進捗状況と今後の方針にかかわり、以下の点について伺います。

1 点目、本事業における、本町のこれまでの具体的な取り組み状況と先進地視察における所見。

2 点目、本町において、本事業実施によって期待される成果や、考えられる課題についての現段階の見解。

3 点目、今後、参考にしていくべき先進事例は。

4 点目、今後、事業実施に向けた方針、地域・学校の体制づくりなどについての考えは。

以上です。

○議長（芳瀧 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 小田議員のご質問にお答えいたします。

「コミュニティ・スクールの進捗状況と今後の方針について」であります。

今日、子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教育改革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されております。

コミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会は、平成 16 年制定の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定された、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みであります。

この制度には、未来をつくり出す子供たちの成長のために、学校のみならず、地域住民や保護者等も含め、国民一人一人が教育の当事者となり、社会総がかりでの教育の実現を図ることを通して、持続可能な地域社会をつくり出し、生涯学習社会の実現を果たしていくという考えが基底に流れております。

本町におきましても、学校や子供たちが抱える課題や、家庭・地域社会が抱える課題を地域ぐるみで解決し、子供たちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図るため、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を目指すことが重要であると考えております。

ご質問の 1 点目、「本事業における、本町のこれまでの具体的な取り組み状況と先進地視察における所見」についてであります。

本町では、平成 16 年度から全ての学校において、学校、家庭、地域が一体となってよりよい教育の実現、地域とともにある学校づくりを目指し、協議員として、保護者の代表や地域の代表のほか、各種団体等の代表、教育に識見を有する人などを委嘱し、学校の教育目標、教育計画、学校運営、地域との連携など広く学校経営に関する事項について、自由に意見を述べることのできる「学校運営協議会」を設置しております。

しかしながら、現在の「学校運営協議会」は、法に定める要件を完全に満たしておりませんことから、法に基づく学校運営協議会に準じた位置づけとなっているところであります。

平成 28 年 3 月の第 1 回町議会定例会におきまして、本年度の教育行政執行方針の中で述べさせていただきましたが、本年度から、本町における小中連携・小中一貫教育のあり方を探るため、目指す子供像・学校像等を含め、義務教育期間である 9 年間を見据えた教育活動を行うための仕組みづくりについて、6 月に教職員、PTA、教育委員会職員で組織する小中一貫教育等推進会議を設置して、調査・研究をスタートさせたところであります。

本調査・研究については、現在の学校運営協議会の中で定めています中学校区ブロック別協議会の枠組みを基本として、小中連携・小中一貫教育の導入と法に基づく新たな学校運営協議会の仕組みに

ついて検討することとしております。

本年 10 月には、先進地視察といたしまして、東京都で開催された小中一貫教育全国サミットへの参加並びに東京都三鷹市及び東京都武蔵村山市の学校視察を、推進会議の委員や事務局職員で実施したところであります。

視察した三鷹市におきましては、平成 18 年より小中一貫教育とともに学校運営協議会の取り組みが始まり、この取り組みの中で、子供の成長や地域住民の参画協働に大きな成果が見られるという報告がありましたが、一方では、制度の定着・効果的な実施には長い年月と努力が必要であることも報告されました。

地域や関係者のご理解を得ながら、本町においてどのような手法や制度が子供たちの育成につながっていくのかを見きわめていく必要があると感じたところであります。

今後は、視察いたしました先進地の取り組み等を参考にしながら、本町の地域事情に合った小中連携・小中一貫教育と学校運営協議会のあり方につきまして、検討してまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「本町において、本事業実施によって期待される成果や考えられる課題などについての現段階の見解について」であります。

本町で設置している学校運営協議会は、各学校単位で 3～4 回程度の会議を開催するとともに、中学校区ブロック別協議会を年に 1 回開催しております。

学校単位での会議においては、教育目標、教育計画及び学校運営の基本方針等について校長から説明をいただくとともに、いじめや不登校に対する状況や取り組み内容について説明いただき、意見交換等を行っております。

また、中学校区ブロック別会議においては、インターネットトラブルの実態や不登校の実態と対策等の情報交換等を行っているところであります。

学校運営協議会を通して、有児家庭のみならず、地域の方や民生委員等、直接学校にかかわることが少ない方と課題等を共有することで、地域と連携した取り組みがしやすくなるなど、本協議会を通じて学校理解が図られ、学校を中心とした地域ネットワークが形成され、地域の活性化にもつながる成果が期待される場所とあります。

しかし、一方で課題として考えられることとして、「地域住民、保護者、学校職員などに制度を正しく理解していただく取り組み」「学校運営協議会の役割についての理解」などが考えられることから、今後、多くの先進地の情報を参考にしながら、小中一貫教育の導入に合わせて慎重に取り組んでいく必要があると考えております。

ご質問の 3 点目、「今後、参考にしていきたい先進事例は」についてであります。

平成 28 年 4 月 1 日現在、全国で、福井県を除く 46 都道府県内に 2,806 校が設置され、北海道内においても 16 市町村 63 校及び道立学校 1 校、十勝管内におきましても、浦幌町や上士幌町が法が求める学校運営協議会を導入しております。

このことから、本年度設置いたしました小中一貫教育等推進会議において、先進事例であります東京都三鷹市及び武蔵村山市の視察を小中一貫教育の導入方法等とあわせ視察してきましたが、現在、参加した推進会議の委員が報告書を取りまとめており、今後、推進会議及び各学校等に報告を行うこととしております。

推進会議では、次年度以降も道内・管内の先進地を視察する予定としていたるとともに、文部科学省が開催する「地域とともにある学校づくり」推進フォーラムにおける先進事例の報告を参考としていきたいと考えており、本町で実施している現在の学校運営協議会のあり方について、学校、地域の実情に合った制度となるよう再検討してまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「今後、事業実施に向けた方針、地域、学校の体制づくりなどについての考えは」についてであります。

先ほど申し上げましたとおり、現在、小中一貫教育等推進会議を基盤に、小中連携・小中一貫教育の導入に向けて調査・研究をスタートさせたところとあります。

当面は、小中一貫教育等推進会議において調査・研究を進め、各地区における小中連携・小中一貫教育の実施案の検討等を予定しているところであり、この中で、新たな学校運営協議会の実施方針や地域、学校の体制づくり等についても、協議してまいります。

また、現在設置している学校運営協議会やPTA、関係機関への説明や情報提供を丁寧に進めるとともに、新たな学校運営協議会の導入に当たっては、学校教職員の理解を得られるような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 質問の途中ですが、この際、11時10分まで休憩いたします。

10:57 休憩

11:10 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小田議員。

○4番（小田新紀） 先ほどいただきました答弁につきまして、再質問させていただきます。

こちらの今までの答弁の中で、今後、小中一貫教育に絡めながら、この運営協議会のほうを進めていくということについては承知いたしました。

この事業なのですけれども、平成16年にそういったことで制定されて、先ほどの答弁にもあった近隣の浦幌町というところでも、19年からそれに向けた取り組みではなかったのですけれども、スタートとなる取り組みが始まり、私自身もその当時、浦幌町内で現役教員としてかかわっていた部分もございまして、ある程度この取り組みについての勉強もさせていただきました。

また、そういった絡みの中で、四、五年ぐらい前になるかと思いますが、文部科学省において当時のコミュニティ・スクールの担当職員とも直接話をする機会をいただきましたけれども、そういった中で率直な感想としては、非常にすばらしいのだけれども難しいという思いをしました。本町において今後どうやってこれを本町に照らし合わせていって取り組んでいくべきなのか、どういう形が合うのかという部分についても、当時は非常に難しいなというふうに思いながら考えていました。その後、コミュニティ・スクールのスタイルも少しずつ変わってきているということもありますので、今後よりよい形で、本町で取り入れることができればよいなという思いで質問をさせていただきます。

実際、平成16年に本町では法に基づいて運営協議会を独自の形で設置したということを知りました。恐らく当時につきましても、精査した結果、本町に合う形であるということによってこういった形を持って、現在は準じた形ということになっているかと思うのですけれども、こういった形をとったということでもありますけれども、そこから年数もたちましたが、現段階で現在の運営協議会、学校運営協議会についてどのような評価をもって次につなげようという部分をお持ちかということで、質問させていただきます。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほど答弁で申し上げましたけれども、準じた形とはなっておりますけれども、非常に数年たって機能しているのかなというふうには、私、評価しております。地域の方々が集まってきていただいて、学校の運営に対する意見を自由に述べていただいて、それを参考にしてまた校長、教頭以下教職員が学校運営に反映させていくということで、実際の問題といたしましては、確かに法には準じておりませんが、非常にいい形で機能しているということもあって、さらに一歩進めて正式な形の学校運営協議会にするということは、そんなに難しいことではないのかなという印象は私は持っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 現在の学校運営協議会では、教員の人事権等も入れないでということで、町のほうで工夫されてやっているというふうに聞いております。そういった中で、難しいことではないとい

うような答弁がありました。私は非常に難しいことだなというふうに感じております。

現在の運営に関しても機能しているということで、私もそのように感じて、いろいろ話を聞く中でそういったふうを感じている部分があります。そこを発展的という部分で変えていく、また、小中一貫ということも取り入れてという部分になると、学校運営協議会のもう少し具体的な役割というのですか、まだまだこれから調査を始めているところだとは思いますが、今現段階の、今の学校運営協議会からどう発展していくかということをもう少し具体的にお伝えいただければ。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 学校運営協議会、法に完全にのっとっていないということを先ほど申し上げましたけれども、法律上この学校運営協議会に求められている機能が三つございます。

その一つ目が「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること」、2点目が「学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること」、それと三つ目が「教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること」、これが法律に定めている運営協議会の機能三つでございます。

その中で、一つ目の「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること」、これが必ずやらなければならないことと、必須条件となっています。残りの二つについては、地域の実情に合わせて、やらなくてもいいですよと法律では定められています。

2番目に言いました「学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること」、これはもううちの運営協議会の中で既に行っていることで、これは何も問題ないだろうと。

三つ目「教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること」と。これがやっぱり間違ふとちょっと運営協議会の運営が難しくなるというふうに言われています。今、私のほうもこれをどうするかということまでまだ結論には至っていませんけれども、ただ、全国的な先進事例を見させていただきますと、この人事に対して意見を述べるということというのは、もともと人事権というのは運営協議会が持っているわけではありませんので、教育委員会とかにあるわけですから、意見を述べられても別に問題はないのですけれども、その意見というのが勘違いされると、A先生は気に食わないからかえろとか、どこどこ町のB先生、いい先生だから引っ張ってこいとか、そういうようなことを人事案として意見を述べようということを法律で規定しているわけではないのですね。例えば小学校だと、外国語教育をこれからやっていくので、中学校や高校の英語の免許を持っている先生をこの小学校に引っ張ってきてほしいとか、あるいは例えば学校行事だとかいろいろところで地域と連携するため、社会教育主事の資格を持っている先生を配置してほしいとか、そういう大きい一般的な学校経営の先に向かっていく、前向きな意見をいただくということがこの三つの条件になっていると。

それと、最初に言いました「校長が作成する学校経営の基本方針を承認すること」と。これが一番重要なのは、必須というのは、今までは開かれた学校ということで地域の皆さん方学校を見に来てくださいというのが、今度は住民の方と一緒に学校をつくりましょうということで、ただ単に校長先生の経営方針を承認するというのではなくて、地域の皆さんも学校経営に参加するのに責任を持っていただくということで、経営方針を承認していただくということになるのだと思います。

そういった意味で、先ほど言いましたけれども、この三つを、1番は必ずやらなければならないのですけれども、全部三つをどうするかということまではまだ結論まで至っていませんけれども、いづれにいたしましても、この機能を生かした形で地域とともに学校運営を進めるということで、非常に重要なことだなと、いいことだなと思っているので、ぜひとも今後そういう意見について議論しながら、もちろん地域の実情、学校の実情、そういうものを見きわめながら、それぞれの学校において形が多少変わるのかもしれませんが、つくっていきたいというふう考えています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） わかりました。

特に今、教育長が詳しくお話しいただいた人事権の部分については、どの町もやはり慎重に対応しているということも聞いておりますので、本来この事業自体が本当に地域で学校を支えるという

ころが本来の目的、本来というか、目的の一つになっているという部分だというふうに認識しておりますので、そのあたり慎重に今後も対応いただければというふうに期待しております。

こちらの、今現在、指定する指定されないという部分がありまして、学校運営協議会自体は設置されているという部分で、ただ指定を受けていないと。受ける受けないは別に、それはそれで受けることが大事とか、受けないことが悪いということではないのですけれども、実際受けていないというような実態があります。

その中で、こちらの導入等促進事業ですね、補助事業というのが国からもあるわけなのですけれども、導入する際への補助、それから導入に当たって数年たった、早いうちにとりいう部分での補助事業というような内容でこちらのほうでは理解しているつもりなのですけれども、現在、幕別町がそういった事業を受けようというような体制になったときに、これは今、年数的にも、あるいは体制的にも受け入れる権利があるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまのコミュニティ・スクール導入等促進事業、国のほうの補助事業ということで、補助率につきましては3分の1の補助を受けるという形になっています。これについては、導入に向けては補助を受けることは可能というふうに委員会としては、今、判断しております。ただ、まだどういった形で、小中一貫教育と絡めてコミュニティ・スクール、どういう形で導入していくかということまで、現時点ではまだ詳しいところは詰め切れておりませんので、現時点でそちらのほう、状況を見ながらこういった補助に手を挙げてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 確認ですが、導入に当たって事業を受けられるということで、今、答弁ありましたが、コミュニティ・スクール、いわゆる運営協議会は導入されているという幕別としては認識なわけですね。認識というか、実際、運営協議会を立ち上げているという部分がありますので、それが指定を受けるに当たって補助ということが受けられる可能性があるということによろしいでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 現在、私どもがやっている学校運営協議会は、先ほど教育長からの答弁でございますように法に準じたという形でございますので、先ほどの答弁のとおり私ども今回導入するに当たっては、法に基づいた形で導入したいというふうに思っております。そういう面では、指定というのは、これは教育委員会が学校の指定を行うことでございますから、道がどうかということではないし、また、国がどうかということではないと。導入をするに当たっての、導入促進だとか取り組む研修だとか、そういうものについて国は3分の1の補助を行うということでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） ちょっと言葉が長くなりますけれども、導入というほどまで導入というふうに押さえていいかというのがありますが、可能性があるということについては承知しました。

次の質問に移りますが、現在この小中一貫を含めて検討しているということですが、これ、とりあえずこの答えを出すとか、ある程度一定の結論を出すという部分においては、どのくらいの期間を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 現在、私どもこのコミュニティ・スクール導入に当たりましては、先ほどの答弁のとおり小中一貫教育とあわせて導入したいというふうに考えております。ほかの先進地事例なんかを見ましても、大体が小中一貫事業とあわせて地域とともにある学校という学校づくりをするという面においては、今後、私どもが、教育長の3月に行いました教育執行方針の中でも、30年度にはモデル校を設置したいという目標を持って今仕事をしておりますことから、30年度のモデル校設置時期が一つのポイントかなと。

それと、すぐにコミュニティ・スクールを始めるかどうかというのは、まだそこまではいっておりませんが、その辺がめどで、モデル校とあわせてするか、モデル校を設置した後コミュニティ・スクールを設置するかと、その辺の今後の協議かというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） わかりました。

次の質問に移ります。

先進地視察ということで、小中一貫にかかわっての先進地視察ということで承知しましたが、東京の三鷹市というところに行かれたということですが、こちらのほう、幕別と町の大きさ、人口、限りなく違うというような状況もありますが、その中でも取り入れられそうなもの、あるいは我が町にはちょっとふさわしくないもの等々、まだこれから精査されると思うのですけれども、実際視察に行かれて、その辺、我が町と比べてという部分において、どのような違いという部分あるいはよさ、そういう部分、具体的にあればお願いします。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 私ども、先ほど答弁にありましたとおり、今年度小中一貫を進める上でコミュニティ・スクールとあわせて、三鷹市と東京都の東村山市を中心に見てまいりました。主たる目的が小中一貫ということで見てまいりましたが、先ほど答弁いたしましたとおり、そういうところにはやはりコミュニティ・スクールが導入されるという事例が多いということも承知しておりますことから、それらもあわせて見てまいりました。

三鷹市においては、確かに人口規模は大変大きな町ですけれども、それぞれの学校にコミュニティ・スクールが全て導入されております。それをあわせ持った中でコミュニティ・スクール委員会という、〇〇学園コミュニティ・スクール委員会ということで複数の学校が、また、地域、中学校校区を大体中心としているみたいなのですけれども、複数の学校をあわせたコミュニティ・スクール委員会というのも立ち上げているということで、中学校を中心としながら、その地域の子供たちを9年間いかに地域とともに育てていくかということに主眼を置いたコミュニティ・スクールでございます。

特徴的なものとしては、学校活動、特に学習支援なんかは大変、都会部ということもあるかと思うのですけれども、学習支援にすごく力を入れておまして、保護者なんかはゲストティーチャーとして入っていただいたりだとか、学習アシスタントということでT2、T3のような感じで応援していただいたりとかというような特徴的な取り組みはございました。

それがそうしたら幕別町においてできるかというのは、これはまた別の問題でございますけれども、その視察の中で、課題というか、大変苦勞した部分としては、やはり地域にいかん理解していただくかという、その理解に結びつけるまでは大変だったということがありました。ただ、その理解というのが結局は、先ほど前段お話ししましたように、小中一貫との関連で導入したという経緯から、小中一貫が軌道に乗り始めるとコミュニティ・スクールもうまく乗ってきたと、地域の方が学校の姿を見て、やはり学校は地域とともにあるのだなというような理解が進んできた中で、コミュニティ・スクールのそういういろんなさまざまな活動がうまくいくようになったというお話を聞いたところでございます。

そういう面では、鶏が先か卵が先かという話ではないのですけれども、仮にやるとしたときには、やはり小中一貫をうまく軌道に乗せていく、地域の理解を得ながら軌道に乗せていくということが重要だということを感じて帰ってきたところでございます。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） ほかの町に行くと、そこと本町の教育事情、地域事情ということに照らし合わせながらということで検討されていくかと思っておりますけれども、本町の教育事情あるいは地域事情という部分が、より取り組む者にとってはまずそこをしっかりと把握するということが一番大事だというふうに思っております。

コミュニティ・スクールのパンフレットも毎年変わっているわけなのですけれども、昨年からこと

しにかけて変わったなとこちらのほうで大きく実感したというのは、1枚目にありました地域の事情を知るといふ部分ですね。地域の事情をとにかくまず知るといふことが第一だということで、強く訴えているというふうに感じているのですが、そこらあたり、現在、教育委員会としては教育事情、地域事情といふことをどのように捉えて、この事業に進めようとしているのかといふことをお聞かせください。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 地域の事情ということでございます。

基本的に考えといたしましては、今、部長が申し上げましたとおり、小中一貫と連携といふか並行しながらやるといふ考え方を持っています。ですから、中学校区を、5校ありますけれども、5校を分けてそこにつながっている小学校、そういうのを単位としてまず地域というものを考えています。

そうした場合に、例えばですけれども、農村部と市街地では違ったり、保護者の考え方だとか、学校に対する協力の度合いだとかいろんなものが、やっぱり学校の事情によって違うと思います。そういふことですか、あるいは一つの中学校に対して複数の小学校がつながっていると、校区が集まって中学校になっていると、そういった場合も、やはりそれぞれの小学校によって校風、気風、保護者の気風も違っていたりすると。そういうものをうまくまとめながらつくっていくといふことが大切なのかなと思っております。そういった意味では、例えば忠類小学校、忠類中学校、あるいは幕別小学校、幕別中学校なんかは、一つの小学校に対して一つの中学校だといふことで、流れといふか、小学校での流れと中学校での流れをつかみやすいのかなと思います。

それは別にいたしまして、いずれにいたしましても、そういったような地域の事情、具体的にはどうだといふことはまだちょっとこれから検討していく中で調べていくといふことになろうかと思えます。その調べる際には、先ほど言いました推進会議の中、これは各校、教員の方、PTAの方入っていただいていますので、そういう中で意見交換しながら実情に合った形はどういふものかといふのを、具体的なものも出しながら、これから検討してまいりたいといふふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） やはり、いわゆる地域課題、教育課題といふものがあるって、それを解決するといふことで、一つとして例えば小中一貫といふ部分も有効だといふような考えになるべきかなといふふうに思うわけですが、そういった部分で教育課題とか地域課題といふのが、この幕別町の中の現状でどういふものがあるって、そして小中一貫を取り入れることによつて、どのように解決する期待があるのかといふ部分がもう少し見えてこられると、小中一貫を取り入れる意味もあるのかなといふふうに思うんですね。

浦幌町のときには、やはり子供が減って、これが全てではないですけども、例えばといふことで、子供がどんどんどんどん流出していく、そして浦幌といふ自然のある地域の中で、その地域の魅力をなかなか知らないで出て行ってしまうといふようなことも課題の一つとしてあり、その中で小中一貫で地域のことを勉強しながらといふ部分で教育プロジェクトといふのも動いたわけですけども、そういった具体的な、何か幕別としてもやっぱりいろんな課題はあると思うんです。いろんな課題はあると思えますし、ではなぜ小中一貫にするのかといふ部分も含めて、今考えありましたらお願いいたします。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） まず第一に私ども考えているのは、最近やっぱり子供が少なくなっている。家庭の中でもそうです、地域の中でもそう。もちろん学校の子供も少なくなった。そういう中で子供たちの人間関係が非常に希薄になってきているといふところがあると思えます。

以前は、もっともっと、我々の子供の時代となるともう50年も前になりますけれども、そういう時代だと、近所の子供たちが小学校1年生から小学校6年生、中には中学生も一緒になって遊んでいて、人間関係だとかコミュニケーションをつくると、さらには上下関係といふ、これは上下関係といふのは上をたたいて下をあれするといふ意味ではなくて、上の子が下の子をかばったり気遣ったり、下の

子は大きい子を見て僕たちも頑張ろうというような、そういうような上下関係とか、そういうのが非常に希薄になってきているのかなと思っています。そういうところの解消と、小中一貫で言うとなんかということがまず第一のかなと思っています。

もう一つは、地域との連携、昔は、昔の話しするとあれなのですけれども、その辺、公園で遊んでも近所のおじさんが、悪いことをしたら、おまえらだめだぞと叱ってくれる、あるいは変な人がいないというのを常に見ていてくれるという見守りだとか、そういう地域と学校、子供たちとの連携、そういうものをもっと強いものにしたいということが、私この2点がまず重要なのかなと思っています。

これは一般的な話ですけれども、そのほか、あと学力の問題ですとかそういうのも学校によってはいろいろあるかと思うので、その辺のそれぞれの学校事情やなんかについてはこれからまた協議していきたいと思っています。

まずはそういう2点が、大きな目標、そういうものを解消するというのが大きな目標だというふうに考えて動いています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 承知しました。

私も個人的には、やはり地域で義務教育である小学校、中学校という部分をみんなで見守りながら子供たちを育てていければというような思いはありますので、そういった形が実現できれば本当にいいなというふうに思うところもあるのですが、これは本当に難しいなというのが正直なところで、小中一貫教育ということで本当にこれから具体的な部分が検討されていくというふうに思うのですが、現段階でということでは構わないのですけれども、例えば教育課程や生活指導ということももちろんなのですけれども、今、幕別でいきますと、やはり部活とか少年団とか、そういった絡みという部分も整理していかなければいけないのかなというふうに考えています。

また、若干ではありますが、学校選択、選択まではしていないのですけれども、過去には選択ということもありましたし、だんだん小学校から中学校区という中で考えていけばちょうどいいのかなというふうな思いもある中で、どの中学校とどの小学校をつけるのか、あるいはそういった考えからいくと、幼児であったりとか、幼稚園、保育所あるいは地域の高校というところなんか視野も考えていかなければいけないのかなというふうに思うのですけれども、実際そういうふうに取り組みされている地域もあるというふうに言っていますが、そのあたり、教育課程のみならずほかの分野の部分の関係づくり、関係をどう整理するか、それから幼稚園、高校まで含めたという部分についてどのようにお考えになりますか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） まず、教育課程の関係なのですけれども、のみならずという話があったのですけれども、今回の検討のスケジュール的には先ほど部長が言いましたように、30年にはモデル校を設置したいと思っていますけれども、今年度は基礎的な調査・研究を行うと、そして来年度前半ぐらいまではそういう研究を進めていって、それから今度は地域の実情を見ながら教育課程まで踏み込んで検討を進めていきたいというふうに考えております。

そういう中で、今、少年団とかの話も出ていましたけれども、私は一つ、ふるさと教育というか、ふるさと学習というか、そういうようなものもできないのかなというふうには考えています。これは学校の先生が行うのではなくて、地域の方々、どなたかがボランティアで学校に来ていただいて、総合学習とかそういう時間に郷土愛を育てる、郷土愛と言うとちょっと大げさかもしれませんが、ふるさとのよさ、ふるさとではどんなことをやっているのだ、幕別ではどんなことをやっているのだということを教えるような教育もできればいいのかなというふうに考えています。そのほか、やはり少年団だとか何かの活動も活発になれるように、それもやっぱり地域の方々が指導者として学校に来ていただけるという体制がもっともっと強くなればありがたいのかなというふうに思っています。いずれにいたしましても、その辺のところ、学校事情を踏まえながら考えていきたいなど。

もう一点、幼・小・中・高の連携あるいはそういうところにもコミュニティ・スクールをというところでございますけれども、確かに鹿追だとかというのはやっていますけれども、ただ、うちの場合は子供が多くて、帯広、町外に進学する方も多ということで、簡単に高まで連携させるとかということは、ちょっと今のところ難しいのかなとは思っています。幼稚園、保育所なんかは、ちょっとこれから小中の連携がうまくいけば考えられるのかなとは思っています。

ただ、高校のCSということ、コミュニティ・スクールということは、一つ私も考えていっていいのかなと思っています。例えば、幕別高校、江陵高校、江陵高校は私立なので、幕別高校において地域の皆さん方が一緒になって学校を育てていくということ、こういうこと、これも幕別高校の存続だとかそういうことにもつながることだろうと思っていますし、そういうこともぜひともできれば実現させていきたいなと思っています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） わかりました。

ただ、今のようなことが実現できれば本当にすばらしいなというふうに思いますけれども、一応30年度にモデル校でという予定をしていますが、28年度ももう終わろうと、残り数カ月という中で来年1年である程度形をつくらなければいけないというような感じなのですけれども、率直に間に合いますかね。どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 今、学校関係の方も含めて協議していますので、モデル校1校か2校というのはいずれとも実現したいというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） ちなみに、次の会議はいつになるのでしょうか。あるいは、今年度の予定も含めてですね。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 一応、教育委員会事務局で予定をさせていただいております推進会議の予定でございます。

これにつきましては、今、答弁の中にもありました報告書をまとめさせていただいているということもございますので、年度内、2月、3月にそういった報告書を踏まえた中で、次回の推進会議を開催する予定となっております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） それが今回、ほぼ2回目の会議という形になると思うのですね。

もう一年、あと1年でという部分ですけれども、何が言いたいかと言うと、余り急がなくてもいいのではないかということをお伝えしたいのですけれども、中身については非常にすばらしい、うまくいけばすごくすばらしい取り組みになると思うのですが、かつて平成16年のときにも、やっぱりそう簡単なものではないということで、恐らく今のような形を取り入れているというふうにも認識しているところなのですけれども、決して急いで、はやりだから急ぐとか、そんな考えはないかもしれませんが一刻も早くというものではないとは思っています。

やはり、先ほどパンフレットの話もありましたけれども、平成27年12月21日の中央教育審議会の答申の中でも、資料も見させてもらいましたが、かなり以前と比べて変わっているというふうに認識しています。なかなか国が出す資料としては珍しく、物すごく現場目線というような形で、決してトップダウン形式ではないと。それから、そのキーワードとして「熟議」という言葉がやっぱり盛んに出て、三鷹市でもそういった言葉を出していたかと思うのですけれども、かなりの論議が必要かなというふうに思います。

あくまでもモデル校ということではありますけれども、やはりモデル校にしてもかなりの学校現場も地域も混乱が、はっきりしたものがないとなかなかどういうふうなスタンスで動いていっていいかということも難しくなるのではないかということも危惧されます。中途半端な形で進めないほうがいい

いのではないかというふうな思いがあるのですけれども、そのあたりどうですかね、やはりどうしても30年度をめどにというふうにお考えになるでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） まず、30年度をめどにモデル校をつくるというのは、まずは小中一貫教育のモデル校をつくと。できれば、それに合わせてコミュニティ・スクールも、学校運営協議会も法にのっとった形でしたいということでございます。もちろん、先ほど部長が答弁いたしましたけれども、どういう形になるかとか、小中一貫をやりながら学校運営協議会も熟度を上げていくというようなことになるのかというところは、ちょっとまだこれからのこととなります。

いずれにいたしましても、これ学校の事情とかと先ほどから言わせていただいておりますけれども、やはり地域の方々、PTAの方々、教職員、こういう人たちにまず制度の趣旨、どういふふうに運営していくのかと間違いがないように丁寧に説明するとともに、論議という言い方もありましたけれども、そういうようなことも十分やっつけていかなければならないのかなというふうに思っております。まずは、みんなで一緒につくっていくということも必要なかなと思って、教育委員会が押しつけて、上でほんとうこういうものをつくりますよということではなくて、やっぱりみんなで議論しながらつくり上げていくということも考えなければならぬのかなというふうには思っています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） コミュニティ・スクールに詳しい方に話を聞きますと、鉄則として絶対トップダウンはだめだということは、失敗例の大原則がトップダウンだというふうにおっしゃっていましたので、今の教育長の答弁についても私も賛同するところであります。

だからこそなおさら、スピード感は持つのですけれども拙速にならないということが非常に大事だというふうに、小中一貫のモデル校ということになりますけれども、やはり小中一貫ということもより難しいですし、今後、学校運営協議会に絡めていくということを見通してやられていくということであればなおさらということにおきまして、これ、まちづくりにかかわってくる問題だというふうに把握しているのですが、学校教育関係者あるいはPTA関係者といった、これまでのつながりとか、そういうものだけではうまくいかないというふうに考えています。

やはり本当に町ぐるみですよ。国のほうからイメージ図も出されてはいたしましたが、そういった部分で、やはり経済団体であったりとか、幕別で言えば農業団体等々もありますし、生産者の方々ということも当然入っていくというようなことになっていくと思うのですが、小中一貫ということだけ考えてもそういった体制というのは、ある程度、学校運営協議会を絡めながらということイメージされているのであれば、そういった体制というのを少しずつやはりつくって行って、下からつくって、下からということをやっていくことが必要だというふうに思うのですが、その30年にこだわるわけではないのですけれども、急がないでやってほしいなというふうに思うのですが、再度どうでしょう。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 年数という問題ではなくて、やはり丁寧に地域の方々と協議しながら進めていきたいとは思っています。

それと、先ほどちょっと議員のお話にありましたけれども、経済団体とか、そういうような方々も含めましてこの学校運営協議会にはメンバーとして入っていただいて、広く地域の方々のご意見を伺いながら学校をつくっていくことを進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） これは本当に、最初の答弁にもありましたけれども、地方創生ということにも絡めながら、今現在は国のほうも考えてやっているとところです。

そんな中で、なかなか現在の町の体制ということだけ考えても、そんなに簡単なことではあるのかというようなことがあるのですが、現在の教育委員会の体制という部分だけで考えても、実施可能だというふうに見通しがありますでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） もちろんやるつもりで我々取り組んでいます。

あと、協議会、推進会議のほかにも、町の教育研究所にもこういう面について研究も依頼して、先生たちのお力もかりていますので、ぜひとも進めて実現したいなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） いずれにしても、どこかだけが頑張っているということもなかなか難しいと思いますし、どの町、どの事例を見てもやはりキーマンとなるべき人物がいて、その方を、その方中心ではないですけれども、その方がコーディネートしながらやっているという部分もありますので、やはりそういう専門の方を外部から呼んでというような、招いてという部分も必要かなというふうに感じています。

そういったことを含めて、やはり本当に教育だけの問題ではなくて、地域、地方、町を挙げてという取り組みになっていくというふうに思いますが、最後にそういった部分で、町長、コミュニティ・スクールについてどのようにお考えになりますか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 地域全体で学校を見守っていく、学校に対する支援をしていくということは、これはもうこれからの時代不可欠だというふうに思っています。これは、いじめ一つとっても、やはり学校の中ではなかなか発見できないということもありますので、地域が協力して学校の運営に携わっていく、これはもうもちろん今後の教育を考えたときに一番大切なことであるというふうに思っています。

そんな中で今、盛んに年度の、できるのかというお話ありましたけれども、やはり教育長が答弁していますように、しっかりと下からの議論を積み上げて、特に地域がしっかりと協力体制がとれる、それと学校側も受け入れるだけの十分の素地があるということも、これ一方で、私は大切なことだというふうに思っています。

そんなことで、全体が協力体制が構築できるという中で、下から構築していくということが必要だと思いますので、町長部局としても協力することがあれば協力させていただきたいなというふうに思っています。

○議長（芳滝 仁） 小田議員。

○4番（小田新紀） 承知しました。

本当に、町民が、みんながこの事業を理解しないと進めていけないというふうなことだというふう感じておりますので、町民、それから町職員も含めて、この事業の意図、趣旨をしっかりと理解し、今お話ありましたとおり、しっかりと熟議を重ねて下から積み上げていくということでお言葉ありましたので、それに期待して、ともに進んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、小田新紀議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11：54 休憩

13：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○2番（荒 貴賀） 通告に従いまして質問いたします。

子育て世代の切実な要望である「教育費の負担軽減の充実」をであります。

就学援助は、学校教育法に基づき、家計が苦しい世帯の小中学生に学用品、修学旅行、給食費などの費用を支給する制度です。2012年度は、全国で生活保護世帯約15万人、低所得者世帯約140万人

の合計約 155 万人がこの制度を利用し、利用率は約 16%、小中学生のおよそ 6 人に 1 人が援助を受けています。

2013 年度に厚生労働省が発表した国民生活基礎調査によると、17 歳以下の子供の貧困率は 2012 年に 16.3%に上昇し、過去最悪となりました。子供の貧困が社会問題となる中、子供の教育を支える大きな役割を果たしています。

2013 年 6 月、国会では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が全会一致で成立しましたが、その一方で安部政権は、2013 年 8 月から 3 年計画で、生活保護費の 6.5%（消費税増税対応分を除く）削減を決めました。

幕別町では、就学援助の支給の基準を生活保護基準の 1.3 倍以下と定めていますが、現在も生活保護費削減前の基準で算出しているため、これまで対象となった所得額で認定されています。

「義務教育は、これを無償とする」憲法 26 条の精神に立ち、家庭の事情で学びの場に影響しないよう、以下の点について伺います。

一つ目、就学援助の支給時期と充実であります。

その 1、現在、新入学学用品費の支給が 5 月となっておりますが、入学準備金としての支給が入学後では間に合いません。3 月に支給すべきでは。また、中学入学時も同様に改善すべきでは。

2、2011 年度から就学援助の対象にクラブ活動費、生徒会費、PTA 会費が加えられましたが、自治体によっては眼鏡などの独自の項目をふやしているところもあります。幕別町として、就学援助の支給対象項目を拡大する考えは。

3、子供の就学を保障するためにも、支給基準の引き上げの考えを。

2 点目、高校生の就学支援についてであります。

2014 年 4 月、北海道は高校生等奨学給付金制度を開始しました。幕別町では、それまで独自に幕別町奨学資金制度を実施していましたが、道の制度が創設されたことにより、「幕別町修学支援資金制度」に変更し、2015 年から実施しています。

内容は、これまでの対象要件に入っていた学業成績の評定項目が廃止されました。しかし、所得基準の目安が生活保護基準の 1.5 倍から 1.3 倍に引き下げられ、その結果、2015 年度の実績は認定者が 40 名、そのうち前制度の経過措置が 19 名、新制度の認定者が 21 名であり、前制度時よりも後退しています。必要とする世帯が十分制度が活用できるよう、次の点を伺います。

1、2015 年度における道の高校生等奨学給付金制度の幕別町の利用者数は。

2、制度の周知方法は。

3、町の修学支援資金の基準を前制度と同じく生活保護基準の 1.5 倍に引き上げを。

三つ目、給付型奨学金の創設についてであります。

文部科学省によると、現在、無利子の奨学金は、高校の評定平均 3.5 を上回ることを条件に低所得者の大学進学者に貸し出されていますが、予算不足から基準を満たしながらも 2 万 4,000 人の希望者が利用できないでいると伺います。

経済的な事情で進学を諦めてしまうことのないよう、安心して学べる環境が必要と考えますが、町として創設する考えは。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 荒議員のご質問にお答えいたします。

「子育て世代の切実な要望である『教育費の負担軽減の充実』を」についてであります。

教育は、一人一人が自立し、幸福を実現するための重要な基盤であるとともに、国民権に基づく社会の存立と発展に大切なものでありますが、将来を担う子供たちがその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまうことのないよう、教育の機会均等を図ることが重要であります。

教育委員会といたしましては、子供たちが家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受け、子供たちの将来をより一層輝かしいものとするため、教育費の負担軽減の充実を図ってまいりた

いと考えております。

ご質問の1点目、「就学援助の支給時期と充実について」であります。

初めに、「現在、新入学学用品費の支給が5月となっておりますが、入学準備金としての支給が入学後では間に合いません。3月に支給すべきでは。また、中学入学時も同様に改善すべきでは」についてであります。

就学援助費の支給につきましては、例年3月から4月にかけて年度当初の申請書受付を行っており、基本的に4月の教育委員会会議において承認し、5月に各保護者へ判定結果の通知を行い、支給をしているところであります。

認定に当たりましては、生活保護法に規定する要保護者と、要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認めた者とされております。この市町村教育委員会が認定する際において一つの判断基準として、生活保護法に準じて算出した「需要額」と、前年1年間の「収入額」をもとに計算した額が、本町では生活保護基準の1.30倍未満の方を認定することとしております。

このことから、前年1年間の収入額を確認することが必要となりますことから、前年の税情報につきましては、町税務課において、前年の源泉徴収票や確定申告の提出等による確認作業が終わり次第、速やかに計算を行い、認定の可否を判断しているところであり、3月に支給するということにつきましては、支給をするための認定の可否を判断する材料がそろわないため、中学入学時も含め、難しいものであります。

次に、「2011年度から就学援助の対象にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が加えられましたが、自治体によっては眼鏡などの独自の項目をふやしているところもあります。本町として、就学援助の支給対象項目を拡大する考えは」についてであります。

就学援助費につきましては、平成17年度に国の就学援助に係る補助金が廃止され、地方交付税措置に変更された際に、援助の対象となる費目については市町村の判断とされたところであります。

本町におきましては、平成23年度に国において「要保護児童生徒援助費補助金」の対象項目となっているクラブ活動費、生徒会費、PTA会費について町の対象項目として拡大したところであります。

しかしながら、支給対象としている項目につきましては市町村の判断とされたところでありますので、ご質問の中にありました眼鏡等を対象としている市町村もあるとお聞きいたしておりますが、市町村がそれぞれ保護者の負担軽減に対する施策について独自の考えを持ち、施策を行っているものと考えます。

本町では、現在、他の負担軽減に対する施策を検討しておりますことから、ご質問の就学援助の支給対象項目を拡大することにつきましては現在のところ考えておりませんので、ご理解願います。

次に、「子供の就学を保障するためにも、支給基準の引き上げの考えを」についてであります。

就学援助制度は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならない。」と学校教育法第19条に規定されており、本町におきましても、教育の機会均等の精神に基づき、小中学校への就学が困難なご家庭にお子さんの就学に必要な費用を援助しているところであります。

就学援助の対象者は、生活保護法による要保護者と、市町村教育委員会が認定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者とされております。

認定の要件につきましては、町就学援助運用要綱第6条第1項第1号に定める、いわゆる法的根拠の9項目に該当するか否かを基準としているほか、同項第2号においては、現に生活状態の困窮が認められるものについて定めております。

この判定の際、本町では一つの判定基準として生活保護法に準じて算出した「需要額」と前年1年間の「収入額」をもとに計算した額が生活保護基準の1.30倍未満の方は認定することとしており、生活保護基準の1.30倍以上の方であっても、当該年において会社の倒産等により急激に収入が減少するなど、申請者の生活実態等を勘案し認定するなど、きめ細かな対応をとっているところであります。

また、現在の支給基準である1.30倍については、全国的に見ても平均的な判断基準として多くの自

治体で採用されておりますことから、引き続き現在の支給基準で認定してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「高校生の就学支援について」であります。

初めに、「2015年度における道の高校生等奨学給付金制度の幕別町の利用者数は」についてであります。

平成27年度の北海道が実施する高校生等奨学給付金を受給している道立高校の生徒の合計は全道で1万723人、うち十勝管内で受給している生徒の合計は645人と、十勝教育局よりお聞きいたしております。

なお、本町における受給者につきましては、北海道において抽出していないとのことでありますので、本町の高校生等奨学給付金制度の利用者数につきましては不明であります。

次に、「制度の周知方法は」についてであります。

北海道の高校生等奨学給付金につきましては、公立、私立を問わず、各学校を通じて周知しているとともに、ホームページ等で周知しているとお聞きいたしております。

また、町の修学支援資金制度の周知につきましては、例年5月に十勝管内の高校に通知し、保護者へのお知らせを配付するとともに、福祉相談窓口などで生活困窮に係る相談がある場合、高校生のいる方には制度についての説明をお願いしているほか、あわせて教育委員会、札内支所等の窓口や公共施設へお知らせを常備し、町の広報紙やホームページにおきまして、制度の内容等について掲載するなどの周知を行っているところであります。

次に、「町の修学支援資金の基準を前制度と同じく生活保護基準の1.5倍に引き上げを」についてであります。

平成26年度に、国が全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の生徒を対象とした高校生等奨学給付金制度を創設し、都道府県に対し所要経費の3分の1を補助することとしたものであります。

北海道におきましても、この制度の創設に伴い、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の生徒を対象に、平成26年8月に北海道高校生等奨学給付金制度を創設したところであります。

本町においては、従来の町奨学資金を道の制度と重複しないよう道の制度に準拠し、その制度に上乗せをする形で課税世帯の生活保護基準1.3倍未満までを町独自の給付金によって修学を支援するため、修学支援資金の対象者を拡充させていただいたところであります。

制度の基準につきましては、経済的に困窮している者の考え方を就学援助制度と統一を図り、経済的な理由によって修学が困難な生徒への支援を図るものとさせていただいたものでありますので、当面はこの基準において給付してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「給付型奨学金の創設について」であります。

国が行っております日本学生支援機構の奨学金につきましては、大学、短期大学、専修学校等で学ぶ人を対象とした貸与型の奨学金であります。

この奨学金は、利息のつかない第1種奨学金と、利息のつく第2種奨学金となっております。

第1種奨学金については、特にすぐれた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な人に貸与することとされ、高校の成績は3.5以上とされております。

現在、国において若者への支援拡充として平成27年8月に閣議決定した「未来への投資を実現する経済対策」を踏まえ、低所得世帯の生徒についての成績基準を平成29年度進学者から実質的に撤廃し、必要とする全ての生徒に対して第1種奨学金を貸与することとしたところであります。

また、給付型奨学金につきましても、平成30年度から本格的に導入を行うとともに、平成29年度についても経済的に特に厳しい学生について先行的に実施する方向で検討しているとのことであります。

このことから、町単独での給付型奨学金の創設につきましては、当面、国の奨学金制度や給付型奨学金制度の施策を見きわめていきたいと考えており、現状導入については考えておりませんのでご理

解願います。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきます。

日本政策金融公庫の今年2月の教育費負担の実態調査で、年収200万円以上400万円未満の世帯で平均負担割合は36.8%と、年収の3分の1を教育費が占めると発表しております。余りにも重い負担ではないでしょうか。教育を受ける権利は、全ての子供が平等に受けられるべきです。親の経済的状況によって子供が教育を受ける機会を失うことがないよう、さらなる充実を求め、質問いたします。

1点目の就学援助からですが、就学援助は教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられることができるように配慮し、実施すべきであると教育長も答弁されました。

文科省の平成26年度子供の学習費調査の結果によりますと、保護者が支出した額で就学援助対象者の新入学にかかる費用で経費と考えられる額について公表しています。小学校1年生が5万2,696円、中学1年生が5万8,630円と調査結果があります。この調査は無作為抽出のため、単純に幕別町に当てはめることはできませんが、基準の一つとして見ても入学準備にかかる費用は少なくありません。小学校ではランドセルや運動着、中学なら制服やジャージなど多々かかります。特に十勝では、十勝の中学生はジャージ登校と、ほかとはちょっと特殊であるため、1着では全く足りません。基準より上回ることでしょう。保護者からも入学準備でお金を捻出することが大変であった、入学準備金はもっと早く支給してほしいという声もあります。

さらに今年9月に、北海道教育委員会教育長の名で各市町村教育委員会教育長へ「就学援助事業に充実するために」という通知が来ているはずですが、その中で、支給時期について児童生徒が援助を必要とする時期、ここでは新入学児童生徒学用品費と修学旅行費のことを言っておりますが、速やかに給付することができるよう配慮する必要を明記しています。

就学援助は、家計が大変だから援助を受けている制度です。入学準備に間に合う時期に支給を行うべきと考えますが、もう一度教育長の見解を伺います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） ただいま答弁で申し上げましたとおり、私もやはり準備という意味では早く、4月に入学するのであれば3月に出してあげるとことは本当にいいことだなと思っております。

ただ、答弁で申し上げましたとおり、所得額が確定するのがどうしても、確定申告が最後に終わるのが3月15日、その後からもばらばらと申告される方もいらっしゃいます。そうしてその後、税務課のほうで各世帯の所得を把握して電算に入力して確定するというのがやはり4月から5月と、最終はもう5月の連休明けぐらいだというふうに伺っております。そういう意味では、物理的な作業上ちょっと無理だということがあってできないとおっしゃるとおりできるだけ早く支給してあげたいという気持ちはあるのですが、それはちょっと物理的に無理だということで、できないということなので、その辺をご理解いただきたいなと思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） やはりそういった事務的な問題でなかなか厳しいということが多くの市町村でも見受けられると思います。

しかし、今、この入学準備金の問題、本当に大変切迫した経済状況の中であるべく早く支給してほしいという中で、やはり各自自治体も工夫を凝らし、柔軟な発想で取り組んで、多くの自治体で3月に支給をしているところが多々あります。特に東京都八王子市では、市は入学前に支給を実施するために、判定は入学年度の認定基準ではなく前年度の認定基準を用いて支給しています。これは小学校6年生の場合、小学校6年生で支給されていれば中学校1年生も支給されるだろうという想定で6年生の基準を当てはめて、入学準備金だけをここに当てはめる、これは制度をつくっていかなくてはいけないので今すぐというふうにはなりませんけれども、そういうふうに行っているところがあります。特にそうした負担軽減のために、小学校1年生であればもっと早い時期、1月にもう学校に入るのは

わかっていますから、その時点で前年度の入学前に支給をお願いして、先に手続をとってもらい、そしてその次の年のやつは出ませんけれども、前年度の集計で入学準備だけを支給するというをやっております。

北海道でも、札幌や苫小牧、北見、津別、美幌で新年度から実施をすると聞いています。幕別町もやはりそういった柔軟な発想を持って取り組むべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 今、事例をお伺いいたしました。これはちょっと今聞いただけでは全て理解できないのですけれども、所得を前年度でやるのか、あるいは前年度の項目に中学に上がる子供については新年度分のあれも盛り込むのかというところがわかりませんので、今は何とも言えませんが、いずれにいたしましても、そういう事例は調査して研究してまいりたいというふうには考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 済みません。説明がちょっと足りなかったようですね。

入学準備金だけを別項目として設けるのです。入学準備金は間に合いません、だから前年度の基準で申請を受けてもらう、これは別紙、用紙を書いていただくということにもなるかと思えます。そして、来年度の支給について、要は前年度の基準で算定して給付するということです。そうした考えで、多くの自治体で始めているところもあります。

福岡とかですと、単純に1月に支給をもらって3月までにできるように全力でやりたいと思いますというふうなところもありますけれども、やはり現実的にはなかなか難しいところもありますので、前倒しの基準を使って支給するというのもできるのではないかと思いますが、ぜひ検討をいただきたいと思いますが、見解を伺います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 前年度の基準ということは、前年度の所得でも把握するということなのかと思うのですけれども、そうなった場合に、所得の動きというのは毎年あるはずなので、ほとんど同じという方もいらっしゃるかもしれません。そうしたときに、前年度の基準で認めて、次の年に所得が上がって該当にならないような人になった場合どうするのかという問題もあろうかと思うので、簡単には前年度基準で認めるということには僕はならないのかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 全体の就学援助全てを算定してほしいと言っているわけではないのですね。就学準備金だけです。要は2万2,034円、ここだけなのです。やはり年間ではしっかりとした区分けを考えるのであれば、確かに教育長の言うとおりで、毎年所得が変わるというようなことも考えられるかもしれませんが、やはり前年度が大変で今年度は上がったから、では入学金は大丈夫だよという発想は明らかにちょっと突き放している感じに聞こえるのですが、どうでしょうか、その見解は。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 前年度の基準で突き放しているということではなくて、それだけ前年度の基準でやるというのはわかります。わかるけれども、それだけ支給してしまって、所得が固まって、そして対象にならなくなった人はそれを返してもらうのかという、そういう問題も出てくるかと思うのですよ。ですから前年度の基準、前年度の所得で先に認めて、その費目だけと言いながら認めてしまうというのは制度上不合理的なのではないのかなというふうに私は思いますので、ちょっとこれは研究してみないとわからないと思います。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。これ以上言っても押し問答になるので、こら辺でとめたいと思いますが、確かに言うとおりのかもしれないのですよね。でも、やはりやっている市町村は、それでも町で負担できるように何とか工夫してやっている自治体がふえてきています。十勝管内ではまだこれをやっているところはありませんが、来年度、再来年度中には多くの自治体で頑張って創意工夫して

やっていくのかなというふうに思っておりますので、幕別町としましても、ぜひいち早く実施していただければと思います。

次に、項目の拡大についてお伺いしましたが、他の負担軽減に対する施策を検討中ということで答弁をいただきました。具体的な項目、そして、それは新年度から実施となるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 先ほど教育長からご答弁ございましたとおり、現在、教育委員会内部でどういふ費目が保護者の負担軽減になるかということとは検討しているところでございます。この負担軽減については、議員がおっしゃっている低所得者だけの負担軽減というのも考えられますでしょうし、また、ひとしく児童全体に負担を軽減するという手法もあるかというふうに思っております。それらの中で、今どういう形が一番子供たち、また、保護者にとって負担軽減の事業として有効な事業となるかということについて検討しているということで、時期については、これはいろいろな財源的な問題も多分にございますことから、それについては今後とも町部局とも検討しながら実施時期については定めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） この時点でもなかなかうんと言わないということで、来年度にはちょっと間に合いそうもないなという感じなのでしょうね、きっと。なかなか定まっていない、要は項目が定まっていないのに予算をつけるもないのですから、やはり現実的にちょっと厳しいのかなと思っております。確かに教育部長の言うとおおり、義務教育費は無償という観点からも、やはり就学援助だけではなくて全体に援助していくということは大変すばらしいこととありますので、項目、私、今回ちょっと小さくなってしまいましたけれども、広い幅で支援していただければ、ぜひ早期に実施していただければと思っております。

では、次に移りたいと思います。

支給時期の基準であります。先ほどお話ししたとおり、やはり義務教育は無償という考えで本来であれば全体に行うべきと考えますが、まずは保護者の経済的事情によって学びの場に格差が生じることがないように基準の引き上げについて求めていると思います。

答弁では現状を維持するという話でしたが、音更町でも保護者負担を軽減すると、基準の1.25倍から1.5倍に引き上げていました。十勝管内でも池田町や広尾町でも1.5倍に設定しています。そうした視点も踏まえて今後検討すべきではないかと思うのですが、検討する項目に当てはまらないかどうか見解を伺いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいま荒議員がおっしゃいましたように、十勝管内におきましては生活保護基準の1.5倍ということで実施をしている町村、言われたとおり3町村ございます。残る16につきましては、幕別町と同様の1.3倍未満という基準で実施をさせていただいております。

この基準につきましても、教育長の答弁の中にもございましたけれども、全国的に見てもこの1.3倍というものがほとんどの市町村における基準となっています。文部科学省のほうで平成26年度の調査の結果におきましても、全国の84.8%の市町村についてはこの1.30倍以下の基準ということで実施をしているという点から、現在のところ、答弁にありましたように本町においても現状のままということで今のところ考えているところでございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 私のデータと少し違うのですが、就学援助の制度をこの基準で設けていない市町村があるんですね。それなので、要は1.3倍未満が80%となると、その世帯、そういう要は基準を設けていないところも入ってくるので、正確な数値にはならないのですよ。全体で言うと、基準を設けて算定しているのが全市町村で64%しかないのです。ほかはやはり他の基準を設けて独自に選定しているのです。そうした中で1.3倍以下は40%ちょっとにはなるのですけれども、1.3倍のところ

多い基準であるのかなと思いますが、やはり幕別町としては、町長の公約にあります子供を産み育てられやすいというまちづくりのために一歩踏み込んだ政策も必要だと思いますので、ぜひ今後この1.5倍への検討も考えていただければと思います。

あと、質問書には書いたのですが、基準について一つ求めることがありまして、文科省は就学援助の実施状況等を定期的に調査し公表するとともに、各市町村において就学援助の活用・充実を図るために、平成25年度に就学援助実施状況等調査を発表しました。

就学援助の算定の際に、生活保護基準を用いているところが多くあります。国は、平成25年度8月から生活扶助基準を引き下げました。その結果、就学援助を受けられなくなる世帯が出てくる、このことに対し政府は、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、できる限り他制度に影響を及ぼさないようにすることを基本的考えとすると述べています。要は、生活保護基準が下げられて、その分、下に下がっていくということなのですけれども、幕別町としましては前基準で設けて実施していただいているところであります。それについて文科省はそうならないようにほかの市町村もお願いしますという調査なのですが、平成27年度におきまして、政府の対応方針を踏まえて各市町村の対応を確認したという調査があります、何か嫌らしいですけれども。調査した1,761市町村のうち1,734市町村、98.5%のところでは生活扶助基準の見直しに伴う影響はないという結果を出しています。要は多くのところでは基準を下げていないで頑張ってきているということになりますので、幕別町としましても、影響が出ないように今後も取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、高校生の就学援助について答弁をいただきました。幕別町の利用者数がわからないので単純に比較することができないのであれなのですが、やはり認定基準が生活保護基準の1.5倍から1.3倍に変わったことで影響があるのではないかと考えますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 高校生の就学に関しては、これ道の事業でやっているものですから、1.3に下げたことに対する影響はということなのですけれども、要は幕別町においては1.3の数字もわからないという形になりますので、1.5のときにどうなっていたかというのがちょっと不明なものですから、今ここで影響という部分についてはちょっと、あったのかどうかというのは答弁はできないというふうに考えます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） やはり基準を新しく設けた、制度を設けたのですから、1年たちますので、これがどうだったのかという検証は必要ではないかと思いますが、今後、検証について考えることは。
（発言の声あり）

○2番（荒 貴賀） 済みませんね。質疑を続けます。

要は、幕別町の制度です。道の制度はそもそも生活保護基準はないですから、生活保護世帯と住民税非課税世帯の対象です。それで、基準を設けられて1.5倍から1.3倍に引き下げられたことによって、幕別町にとってこれによって影響は出ていないのかという答弁が欲しかったのです。お願いします。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 現在、手元にそのような数字を持っておりません。1.5から1.3に下げたという分の影響と、それと、ただ、同時に私どものほう成績要件もなくしたというのもございますので、複数の要件から数字というものは求めていかなければならないというふうに考えますので、今、手元にございませんので、ご答弁できない状況でございます。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。数字が出ないのでしたら、こちらもやりようがないのですけれども、やはり教育費というものは小学校、中学校、高校、大学、短大と上がることによって費用がふえていくのだと思います。今現在、高校授業料の無償化が進みまして、所得制限があったり一部負担というふうな形にはなっていますが、やはり幕別町としましては1.5倍の基準で実施していたので

すから、高校のほうで経済的負担が大きくなっていますので、就学援助と合わせたというふうな答弁もありましたけれども、多少やはり性格が違うものでありますので、就学援助制度と統一を図ることよりも、多くの人が対象となる1.5倍を採用するべきと考えるところであります。それについては考えていないということなのか、ちょっとお伺いしたいと思いますが。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 最初に答弁したとおりで、現在のところ1.3のままでいきたいというふうと考えております。

それと、先ほども言った数字のことなのですが、ちょっと補足させていただきますと、単純に1.3から1.5になったことによって減ったかふえたかと言うと、一般的に考えると減ったのかなという気はします。

ただ、成績要件もなくしたので、その分でふえたという方もいらっしゃると思うのですよ。そういうところで、先ほど部長が言ったように、全体的な要因ごとだとか、それによって減ったかふえたかという人数を分析していないということなので、その辺のところはご理解いただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） わかりました。ぜひその辺のところも検討というか、見てもらって、どのような結果になったかということを含めて今後の（聴取不能）現状についてやっていただければと思います。

では最後に、給付型奨学金についてであります。

答弁にありますとおり、国の制度を注視していきたいという話でありましたが、今、大学の学費そのものがすごく高くなってきています。少しでも余裕があれば貯金するわけではあります。それでも余裕がない家庭は奨学金を借りることになります。もしくは、大変な家庭は進学を諦めるということにもなります。

先ほど答弁にありました学生支援機構の奨学金は大学生の4割が借り、有利子の奨学金は、そのうち7割を占めています。大学を卒業する時点で400万円から500万円の借金を背負うことになります。今、全労働者の4割が非正規雇用という状況で、学歴に関係なく低賃金が拡大しています。

やはりそんな中で、学生支援機構の奨学金は返済が大きな負担になってくのではないかと思います。奨学金を借りた方が、返済しないまま結婚は考えられないという話も聞きます。奨学金の返済は30を超えてしまいます。それまで結婚もできない、奨学金という名の借金が重くのしかかり、奨学金が人生設計を大きく崩すことになるのが今の学生たちの現状です。

やはり全額貸し付けというよりも、多少でも町としても給付型の奨学金をつくってその分を負担してあげるといった考えは持っていいのではないかと思います。教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） これも先ほど答弁させていただきましたけれども、今、国のほうで給付型の奨学金をつくるという話が出てきております。これは政府は2018年度をめどにつくりたいと、2万人に給付できるような形にしたいという方針を立てたとお聞きしております。そういうような状況もあるので、まずは国の制度を見て、そして、それによって例えば漏れる人がいるのかどうかという状況を見てみないとわからないというようなことでもありますので、いましばらく状況を見させていただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 荒議員。

○2番（荒 貴賀） 国の政策は、やはりとても限定的なものです。児童養護施設の出身者ですとか、あと本当に保護者の方がない方々への奨学金ですとか、やはり1校当たり1名程度の定員という構想が聞かれていますので、全くこれは足りないのではないかなというふうに思います。やはり幕別町としましても、高校生への修学資金等に対して上乘せで実施しているというところもありますので、もっと上の大学や短大に対しても上乘せする制度というものも持っていただければ、幕別町はさすが教育を頑張っているのだなということにもなるのではないかなと思いますので、検討していただきたい

と思います。

押し問答になりますのでこれでやめますけれども、就学援助が教育支援、その枠にぎりぎりに入らない世帯というのもやはりあります。そうなってくると、教育費が家計を圧迫します。今、現状ですと、消費税の増税や税金の負担増、物価が上昇し、仮に収入がふえても可処分所得がふえないで、その分教育費の負担が大きくなり、少なくなることはありません。教育格差も生まれてくるでしょう。やはり町としても基準の引き上げは全体的に必要なかと思ひまして質問いたしました。困難を抱えている家庭に、どの段階でも安心して普通の生活や教育を受けることができるよう、そのための制度の充実を求めてこれからも質問していきたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、14時まで休憩いたします。

13：47 休憩

14：00 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○11番（野原恵子） 通告に従ひまして、次の質問を行います。

介護保険制度改定による「新総合事業」の進捗状況は。

介護保険制度は、2000年4月から導入され、これまで家族介護に依存してきた日本の介護保障制度を大きく転換し、「介護の社会化」が達成されると語られてきました。しかし、介護保険の給付水準は、要介護度ごとに給付上限（支給限度額）が設定されており、それを超える利用については保険が適用されずに全額自己負担となり、低所得者ほど介護保険サービスの利用を控え、家族介護への依存が高まっています。

介護保険が始まってから、2004年以降、年間10万人以上の人が親族の介護を理由に離職しており、親族の介護を苦にした介護心中などは、2006年以降、毎年50件以上起きています。

介護保険制度が始まって16年になりますが、2006年、2008年、2011年に制度が改定され、サービスが後退しています。さらに、2017年4月からは、要支援者サービスのホームヘルプとデイサービスを「介護予防・日常生活支援総合事業」（新総合事業）として市町村の裁量に委ねられ、既に十勝管内ではスタートしている町村もあります。

6月議会で新総合事業の課題について質問しましたが、これから検討していくと答弁されていた点が数多くありました。

来年度からスタートする事業であり、要支援者のサービスが確保されるよう手だてを講じていかなければなりません。4月まで3カ月に迫っていますが、幕別町ではどのような事業を実施しているのか、住民説明会を行い、住民に周知していくことも急がれます。

「新総合事業」の進捗状況について伺います。

1、幕別、札内、忠類地域の2016年の高齢化率と要支援者数は。

2、幕別、札内、忠類地域の2025年、2035年の高齢化率と要支援者数の推移は。

3、地域包括ケアシステムは、介護、医療、住まい、予防、生活支援を一体的に提供するとされ、町は2025年までに構築していくとしているが、高齢化やサービス提供事業所の現状、地域づくりの促進からも急がれる課題であります。

①介護、医療など関係機関との連携はどこまで進んでいるのか。

②要支援者サービスの提供者は住民主体等となっていますが、ボランティアなど、人材育成・確保の現状は。

③住民の助け合い活動は、現行のサービス利用を前提に、地域づくりを促進するものに。

④地域ケア会議は介護保険法に定められ制度化されましたが、要支援者のサービス抑制を招く場にさせないこと。

⑤生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体の設置状況は。

⑥制度改定周知のための住民説明会の開催を。

⑦町民が利用しているサービス事業者へ事業内容の説明を。

4、サービスの提供に必要な新総合事業費が不足する場合は、一般会計から繰り入れすること。また、国に対しては、「事業費上限設定」を廃止し、必要な費用を保障するように求めていくこと。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 野原議員のご質問にお答えいたします。

「介護保険制度改定による『新総合事業』の進捗状況は」についてであります。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想される中で、介護が必要な状態になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が求められております。

平成27年4月からの介護保険法の改正に伴い、全ての市町村が介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業を実施することとされ、本町においても29年4月から移行いたしますが、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的・効果的な支援を目指してまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「幕別、札内、忠類地域の2016年の高齢化率と要支援者数は」についてであります。

本年9月末現在の高齢化率については、幕別地域が39.74%、札内地域が26.58%、忠類地域が37.18%、町全体では30.04%と初めて30%を超え、前年同期と比較いたしますと、いずれの地域も増加しており、幕別地域が1.12ポイント、札内地域が0.92ポイント、忠類地域が1.62ポイント、町全体では0.97ポイントの増となっております。

次に、本年9月末現在の要支援者数については、幕別地域が175人、札内地域が330人、忠類地域が29人、全体では534人となっております、前年同期と比較いたしますと、これも全ての地域で増加しており、幕別地域が13人、札内地域が17人、忠類地域が6人、町全体では36人の増となっております。

ご質問の2点目、「幕別、札内、忠類地域の2025年、2035年の高齢化率と要支援者数の推計は」についてであります。

本年1月に策定いたしました「幕別町人口ビジョン」による2025年の高齢化率については、幕別地域が初めて40%を超えて41.07%、札内地域が27.95%、忠類地域が35.22%、町全体では31.03%と推計し、2035年の高齢化率については、幕別地域が39.53%、札内地域が30.36%、忠類地域が34.58%、町全体では32.34%と推計いたしております。

また、昨年3月に策定いたしました「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2015」に基づく2025年の要支援者数については、幕別地域が214人、札内地域が528人、忠類地域が50人、町全体では792人と推計し、2035年の要支援者数については、幕別地域が198人、札内地域が523人、忠類地域が47人、町全体では768人と推計いたしております。

ご質問の3点目、「地域包括ケアシステムについて、町は2025年までに構築していくとしているが、高齢化やサービスの提供事業所の現状、地域づくりの促進について」であります。

初めに「介護、医療など関係機関との連携はどこまで進んでいるのか」についてであります。

介護保険法の改正により、地域包括ケアシステムの構築に向けて、新しい総合事業のほか、新たに「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの

体制整備」に係る四つの事業が追加されました。

このうちの在宅医療・介護連携の推進については、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住みなれた地域で在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、市町村が地域の医療・介護の関係機関等と協力して、在宅医療と介護の資源の把握、課題の抽出、情報共有、相談支援、研修会の開催等の全体では八つの項目で構成され、平成30年4月までに全ての市町村が取り組むこととなります。

現在、項目ごとに医療や介護の関係者との会議や情報交換を逐次実施しており、本年度末には在宅医療・介護の情報リストを公表する予定であるほか、帯広保健所、他市町村との連携による専門部会への参画や研修会を実施するなど、順次、取り組んでいるところでありますが、今後も全ての事業達成に向けて、さらに町内の医療、介護関係者との連携を図ってまいりたいと考えております。

二つ目の「要支援者サービスの提供者は住民主体等となっているが、ボランティアなど人材育成・確保の現状は」についてであります。

新しい総合事業では、現行制度の訪問、通所介護に相当するサービスのほか、新たにボランティアが主体となり、生活援助や体操、運動等のサービス提供が可能となりますが、現時点においては、サービスを担うボランティア団体等が整っていないため、生活支援コーディネーターと連携し、ボランティアの育成・確保など、サービス提供体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

三つ目の「住民の助け合い活動は、現行のサービス利用を前提に地域づくりを促進するものに」についてであります。

住民による助け合い活動については、新しい総合事業における住民主体による多様なサービスの担い手としての役割が期待できるものであると認識しており、地域の支え合いや地域づくりの促進にも貢献するものと考えております。

なお、現行制度の訪問、通所介護に相当するサービス、多様なサービスの利用については、利用者本人の意向を最大限尊重し、その状態像に応じたサービスを提供することが最も重要であり、必要なサービスが提供できるように適切なケアマネジメントに努めてまいりたいと考えております。

四つ目の「地域ケア会議は介護保険法に定められ制度化されたが、要支援者のサービス抑制を招く場にさせないこと」についてであります。

本町では、高齢者個人に対する支援の充実を図るため、個別事例ごとに地域ケア個別会議を開催し、保健、医療、福祉等の多職種の専門的視点を交え、高齢者へのサービスが個人の尊厳と生活の保持を踏まえた質の高い支援となるよう検討を行っております。

今後においても、利用者本人の意向を最大限尊重し、必要なサービスの提供が行われるよう適切なケアマネジメントに努めるとともに、地域ケア会議においては、高齢者の個別事例の検討や地域課題を把握し、高齢者に対し適切な支援につなげてまいりたいと考えております。

五つ目の「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体の設置状況は」についてであります。

生活支援コーディネーターについては、来年4月に設置を予定しており、ボランティア等の生活支援の担い手育成、住民主体の通いの場の設置といったサービスの開発を効果的に実施できる団体を選定し、委託により実施してまいりたいと考えております。

また、協議体についても、来年4月に町全体を区域とする第1層の協議会を設置し、コーディネーターのほか、社会福祉法人、社会福祉協議会、ボランティア団体、介護サービス事業者などの地域の関係者を構成メンバーとして、地域ニーズ、課題等を把握し、定期的な情報共有と連携を進めてまいりたいと考えております。

六つ目の「制度改定周知のための住民説明会の開催を」についてであります。

本町の新しい総合事業に係る住民説明会については、来年1月中旬に幕別、札内、忠類の各地域で開催する予定であり、また、要支援認定者に対しましては、個別に事業内容をお知らせしたいと考えております。

七つ目の「町民が利用しているサービス事業者へ、事業内容の説明を」についてであります。

事業者説明会については、本町をサービス提供エリアとしている訪問介護、通所介護や居宅介護支援事業所を対象として毎月15日に開催し、事業内容、基本報酬単価、新しい総合事業を開始するための必要な事務手続等について説明する予定であります。

ご質問の4点目、「サービスの提供に必要な新総合事業費が不足する場合は、一般会計から繰り入れすること。また、国に対しては、『事業費上限設定』を廃止し、必要な費用の保障を求めていくこと」についてであります。

新しい総合事業の上限額については、前年度の予防給付の訪問介護、通所介護、介護予防支援及び介護予防事業費の実績に、75歳以上の後期高齢者の伸び率を乗じる原則の上限のほか、移行期間においては、前年度の実績に10%を乗じて上限額を引き上げる特例があり、本町では、この特例を適用することにより、上限額の範囲内において事業実施が可能であると推計しているところであります。

なお、新しい総合事業に係る市町村の負担割合については、介護保険法で12.5%と定められており、必要額を一般会計から繰り入れるものでありますことから、効率的・効果的な事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

また、総合事業を円滑に実施するため、上限を超える場合には、別途、厚生労働省において個別に判断する仕組みを設けることとし、一定の特殊事情が認められる場合は、上限を超えた分についても認めることとされているため、現時点において国に対して事業費上限設定の廃止を求める考えはないものであります。

これまでも北海道町村会におきまして、介護保険制度を安定的に運営するため、将来にわたり地方負担が過重とならないよう、国費の負担割合の引き上げについて、国に要請を行っており、今後におきましても継続して要請活動を行ってまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） まず、高齢化率の点ですけれども、今、答弁いただきましたように、高齢化率、3地域に分かれまして、それぞれ地域の高齢化率で、町民の構成の状況が明らかになっております。

今回は介護保険の質問でありますので、中でもこの本町、ここの地域ですが、高齢化率が39.74%、2025年度、75歳以上の方々がこの年代になりますと41.7%、10人のうち4人が75歳以上という、そういう状況になるということが明らかになっております。

こういう中で介護保険制度、今回、新制度となって進めていくわけですけれども、今こういう2025年度を想定して、どのようなまちづくりをしていくのか、そのことが問われていく新しい制度であると思います。小さなと言ったら失礼ですけれども、さまざまな改善点、要望もありますけれども、まずはこの団塊の世代が2025年になる、そこを想定して今回の新総合制度、これを構築していかなければならないと思っております。その点を踏まえて質問をさせていただきます。

3番目のところでですけれども、「介護、医療など関係機関との連携は」、この部分ですけれども、今、介護保険制度が2000年からスタートしておりますけれども、本来高齢者は、病気や何かありまして、医療保険を利用して病気を治していく、疾病を治していく、そういう中で医療費がかかるということで、医療保険の給付で行っていた保健医療サービスの一部を介護保険サービスとして介護保険の給付で行う、このことによって医療費が抑制される、そういうことで介護保険制度がスタートしていると私は考えております。

実際に、介護保険制度が始まった2000年には、高齢者の医療費が減少しております。そしてまた、医療費が上がっていく。そのたびに介護保険制度が改定されております。そして今回の改定です。

ですから、その医療の部分が介護保険に移行されております。そういう中では、やはり医療と介護、そのところの在宅医療・介護連携、ここが非常に大事だというふうに考えております。

それで、今、幕別町では、介護と医療との関係、これから連携をしていくということですが、具体的にどのように連携をしていこうと考えているのか、幕別町の医療機関だけでは対応できない部分もあると思っておりますけれども、その点はどのように考えているかお尋ねしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 現時点におきましては、特に入院ですね、入院病棟を抱えているのは帯広市内ということですので、帯広市内の病院から退院に向けて、在宅でいかに生活していくかということに対しては、退院間近になったときに、医療相談室のほうから本町の地域包括支援センターのほうに電話がありまして、本町におけるサービスがどのような対応ができるのかといったところの相談を踏まえて、またご家族さんから、要介護認定の申請を受けてサービスにつなげているというところでもあります。

この法改正に伴いまして、在宅医療・介護の連携ということで、まさに、この今行っています支援を、さらに町内の医療機関とも連携していかなければ、地域包括ケアシステムにおける在宅において、より長く住んでいただけるということにはならないというふうを考えておりますので、今、町長答弁で申し上げましたとおり、在宅医療と介護の連携につきましては八つの事業に取り組むことになっておりまして、今、来年、年度末には介護と医療の情報リストを、ホームページまたは認定者の方にもお見せできるような形で、町内においてはこういった訪問医療、訪問看護ができますよ、または介護サービスについてもこういった事業が、サービスが使えますといったことについてお知らせしていきたいと思っております。

また、その他の事業については、今まさに町内の医療機関の方と会議を持ちながら、本町にとってどういった医療と介護の連携がいいのかという意見をいただきながら進めているところであります。この事業につきましては、平成30年4月までにやらなければいけないということになっておりますので、もうあと1年ちょっとしかありませんが、それまでに本町における介護と医療の連携、どのような形で進むかというのは、またさらに詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 今、連携を進めているというお答えでした。そういう中では、入院する場合、それから退院してからのケアも大事だと思います。

そういう意味では、やはり24時間365日、在宅医療・介護提供の体制、こういうことを構築していかなければならないというふうに思います。そうしなければ、安心して地域で暮らしていけない、こういう状況になりますので、町の担当のところで、この在宅医療・介護連携にかかわる責任のある担当課、そういうことも設けていくことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 在宅医療と介護の連携につきましては、1項目、相談支援という形で、都会のほうでは、実際に医師会等の中で相談室を設けているといった状況にあります。

本町においては、これは建物の中に置かなければいけないという、法律上ありますので、どこに相談室を置くかということについても、今、医療関係者、町内の先生と意見交換しているところでありますので、本町にとってどのような形がよいかというのは、これからも詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 今、12月ですが、これから全てが、全てというか、なかなか進んでいないということで再度質問しているわけですが、これから進めていくということですので、そういう中では、ぜひ地域で暮らしている高齢者が医療と介護と連携して安心して暮らせるような手だてをしっかりと構築していただきたいと思います。

また、認知症に対する対策も、医療の方々と本当に連携していかなければならない問題だと思います。やはり認知症になっても本人の意思が尊重され、そしてできる限り住みなれた地域で、よい環境で暮らしていきたい、これは誰でも願うことだと思います。

そういう中では、認知症地域支援推進員、そういう方の設置も必要ではないかと思っておりますけれども、

認知症に対する対応は今どのように進められているかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 認知症に対する対策であります。本町、10月から認知症初期集中支援事業といたしまして、十勝管内10市町村と連携しましてこの事業に取り組んでおります。

内容といたしましては、帯広市内の認知症の専門医と看護師、あとは本町の地域包括支援センターの職員が、町内のご家族から認知症に関する相談がありましたら、まず帯広市内の認知症の専門医がご自宅のほうに向かう、またはご家族が帯広市のその専門医のほうに行って相談するといった体制が整っております。まだ10月ということで実際の個別の事例はありませんが、今年度においては相談がありましたら、即対応していきたいと思っております。また、その中で、地域包括支援センターの職員を認知症地域支援推進員として配置しておりますので、相談があった場合は即対応していくというところであります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 次は、3の②ですけれども、要支援者サービスの提供者は住民主体等となっております。それで、ボランティアなどの人材育成、確保の現状、このことについてですが、答弁の中では、まだボランティアなど対策をとられていない、十分ではないというお答えになっております。

サービスを担うボランティア団体等が整っていない、これからボランティアの育成、確保など、サービス提供体制の構築を進めてまいりたい、今そのサービス提供者、ボランティアを含めてなのですけれども、ここは本当にボランティアというのは、いろんな方がかかわっていくということが大事でして、急遽ボランティアをしてくださいといっても、なかなかボランティアというのはできるものではない。特に、高齢者に対する対応は、一人一人の性格ですとか、どういう環境で育ってきたとか、そういうことを踏まえながらのボランティアということも非常に大事だというふうに思います。そういう中では、5年、10年かけて構築していくことが、育てていくことが必要ではないかというふうに思っております。2025年までにつくっていけばいいという、そういうことも必要ですけれども、今どのようにしてボランティアの人たちを育てて、そして参加してもらえるかということが大事だと思っております。

先般、きのうですけれども、介護予防ポイント制度、この事業にかかわっては二人の議員から意見もありました。私もこの制度を活用いたしまして、ボランティアの方を育成していくことが必要ではないかと考えております。そういう中では、若い人にもかかわっていただく、そういうことも長期にわたってボランティアにかかわっていくということでは、非常に大事だと思います。例えば、サロンですとか、ふまねっですとか、そういうこともかかわっていく。そして、中学生とか高校生でしたら、草刈りですとか除雪ですとか、ちょっとお年寄りとのお話、そういうかかわりも非常に大事だと思います。

それで、今は1ポイント100円、それで保険料の軽減にということに使われておりますけれども、例えば地域に商品券で還元していくとか、そういうことでこの制度を利用してボランティアの方を育成していく、そういうことも必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） いまだに介護予防ポイント制度は、65歳以上の方に活躍していただきながら、みずから介護予防に取り組んでいただくという制度であります。やはり現実的には、介護予防ポイントに活動していただける方がなかなかふえていかないといった状況にあります。

そこで、今は介護施設におけるボランティア活動なのですが、一つは地域において、地域の方に対するボランティア活動も対象にできないかということについては、やはり研究する必要があると考えております。

また、若い方、どこまで広げるかということはあるのですが、例えば40歳以上の方は介護保険第2号被保険者という位置づけになっております。こういった方も、将来的に町の高齢者の方に対するボ

ランティアといえますか、支援について、早い時期から取り組んでいただけることも大変必要だと思っておりますので、これからその内容についても、ぜひ研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） このボランティアの体制も、育成も本当に大事だと思います。そういうことを位置づけて、幅広くボランティアを育てていくということは、やはり地域の中で人のつながりとか、そういうものが本当に広がっていく、そういう地域づくりとしての役割も果たしていくと思っておりますので、ぜひ検討を深めていただきたいと思いますと思っております。

そして、そういう方たちは介護保険だけではなくて、これからの若い人たちを育てていくということでは、地域を構築していく、そういう役割も果たしていくと思っておりますので、やはり広い意味で介護保険制度、そしてこの新制度だけではなくて、まちづくりの一環として人を育てていく、その立場がこれから非常に大事だと思います。

先ほど、高齢化率も答弁の中で出ておりますけれども、高齢化率が 2016 年平均すると 30.04%、2025 年は 31.03%、2035 年は 32.34%と高齢化率が高くなっていくわけですから、やはり若い人たちにも、そういう位置づけをしっかりと認識の中で持ってもらい、そして参加してもらい、そういう視点で取り組んでいくことが必要ではないかと思っておりますので、ぜひそのところも強調していただきたいと思います。

次に、住民の助け合い活動、これもボランティアと本当に連携していくところですが、これから高齢化になっていく中で、地域にいろいろなサービスがないと、この制度というのはきちっとつくっていくことができない、そういうことになっていくと思っております。

そういう中で、これからどのような地域サービスが必要なのか、そして高齢者がどのような要望を持っているのか、こういう意向調査をされていると思うのですが、今その意向調査を行ったのかどうか、そしてその結果どうなっているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 本年度、次年度の総合事業に向けて、どのようなサービスができるのかということ踏まえて、要支援者、要支援 1 と 2 の方に対してニーズ調査を行ったところであります。対象となりましたのは、344 人でありまして、有効回答率 86%、296 名の方に回答いただけたところであります。主な点といたしましては、日常生活における困り事はありませんかということに對しまして、要支援の方については、訪問介護等のサービスを受けているからなのか、困っていることがあると答えていただいたのは 96 人、30%前後で、多くの方、200 人は困り事はないといった回答でありました。ただ、ここはサービスを使われている方もいるから、こういった回答になったのかという推察をしているところでありますが、実際その困り事の中では、買い物や通院、外出、ごみ出しといったことについて困っているという答えがありました。また、支え合いでお願いしたいということについてもお聞きしたところ、庭の手入れだとか交流の場、あと話し相手について、そういった方を相手として探したいというようなこともあります。

また、介護認定を受けていない方、65 歳から 74 歳の前期高齢者の方についても、どのようなことで地域とかかわっていますかということについて、アンケートをとっております。対象は 1,762 人で有効回答 48.1%、847 人の方にご回答いただいております。その中では、ふだんから地域においてボランティア活動をしている、また、今後してみたいという方が 3 割いらっしゃいました。そういった状況から踏まえますと、やはり地域の中で、地域の高齢者に対してさまざまな活動をしたい、行っていきたいという声があったことは確認できております。

こういった状況を踏まえて、来年すぐということにはならないかもしれませんが、生活支援コーディネーターと連携しながら、地域における支え合い、ボランティア含めて支援がどのような形でつくられるかということ、また、まさに検討しなければならないと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 今回の制度では、現行の指定業者による専門のサービス、ホームヘルプ、デイサービス、それと同時に多様なサービスも利用できるようになるということになりますので、この多様なサービスのところが、ボランティアですとか、元気な高齢者の方々が対応していくことだと思いません。そういうところでは、やはりこういうアンケートに基づいて、町がどのようなサービスが行えるのか、これは国のマニュアルではなくて、幕別町独自で考えていかなければならない部分だと思いません。

そういう点では、このアンケートをどのように生かして、どのようなサービスを行うのか、そしてこれを実際に計画に立てて、どうやって実行していくのか、これをどこの部分で担っていくのか、これが非常に大事だと思うのですね。国のマニュアルどおりでしたら、幕別町のニーズに合わないこともあるかもしれません。ですから、町独自で計画を立てていくことが必要だと考えておりますけれども、これはどこの部分で実際に計画を立てていきたいというふうに考えておりますか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 一つはサービスの洗い出し、また、つくることについては、生活支援コーディネーターが一つその役割を担うことになります。また、コーディネーターも含めまして、協議体、これ第1層であります。社会福祉協議会や社会福祉法人、また介護事業者、そういった関係者のもとに、サービスの内容を詰めていくということになります。

その中で、本町にとってどのようなボランティア、またサービスがいいのかということが最初に決まっていくとは思いますが、まずボランティアの育成というのが大事だと思っておりますので、まず生活支援コーディネーターを設置しまして、一緒に連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） それでは、コーディネーター協議体のところで、また後で質問をしていきたいと思えます。

地域ケア会議の件ですけれども、この地域ケア会議は新制度になりまして、今まで厚生労働省が通知という形で位置づけられたこのケア会議が、今度、介護保険法に定められまして、会議、制度化されてくるという、そこが今までのケア会議と違ってくる部分だと思えます。

そのことによりまして、やはりケアマネジャーの方がケアプランを立てたときにいろいろな職種の方たちと検討していく、こういうふうになっていくということですが、こここのところで、やはりケアマネジャーが立てたケアプランに沿って利用できるような、そのところをしっかりと確保していくということが大事だと思っております。

問題点はそこになってきますので、そのところをしっかりとケアプランを立てたら、その利用する方にそれがきちっと行き届いたサービスになるような、そのところを保障していくという、そこが今回、今までのケア会議とこれからのケア会議と違ってることだと思えますので、そのところをしっかりと確保していただきたいと思えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） まさにケアプランについては、その人の状態度にとって、その人が重度化にならないような支援という内容で進めているところでございます。

また、地域や会議につきましては、またさらに困難な事例が生じたときに、実際の状況ですが、公区長、また民生員、また地域の方、介護事業者含めて、さらにその方が重度化しない、さらに高い支援につながるような会議を進めているところでありますので、今後においても十分なケアマネジメントができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） 3の⑤なのですが、今コーディネーターと協議体の設置状況です。これは、お答えになったのは、その協議体は委託ではなくて、コーディネーターだけということですね。

そうすると、協議体は包括支援センターで責任を持ってやっていくということになるのでしょうか。そこが本当に大事で、包括支援センターが今回の新制度に向かって医療、それからボランティア、そういう人たちをまとめて、これからの10年、20年後の介護にかかわる要支援、要支援2の方々のサービスをどう構築していくか、これは介護保険制度とともにまちづくりにも関連していくことだと思うのです。

ですから、今、包括支援センターで業務を、介護保険制度ですとか高齢者の部分ですとか、日常の業務があります。それに加えて、包括支援センターで行う新制度の業務も入ってくると思うのです。そうしますと、そういう計画を立てていく、日常業務のほかにこういう計画を立てていくときに、今の職員の体制できちっと仕事を進めていけるのか、計画を持つことができるのか、来年の4月にスタートするだけのきちとした業務がこなせるのか、そこが非常に不安に思います。芽室町などでは、人員を増員して、それで計画を立てているということなのですが、幕別町では4月までにそれができるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 包括支援センターの人員につきましては、昨年3月に制定いたしました「幕別町地域包括支援センターの基準を定める条例」という中で、高齢者の人数に応じて地域包括支援センターの職員の人員を定めることになっております。

本町の65歳以上の高齢者の方については8,000を超えておりまして、その条例によりますと5人配置ということなのですが、これは専任で5人ということでありまして、本町の場合は包括支援センターの職員であり、また市町村の職員であるという状況でありまして、今、体制といたしましては、主任ケアマネジャー1名、社会福祉士1名、あと保健師が6名という、全体で8名という体制の中で事務を進めております。

また、総合事業に向けては、地域包括支援センターということばかりではなくて、保健課、介護保険課の職員もおりますので、保健課全体としてこの事業に取り組んでいくという状況であります。ですから、4月早々には、今、訪問介護、通所介護はそのまま移行いたしますが、多様なサービスについても、保健課、地域包括支援センターの職員と介護保険係含めて、忠類の職員もそうなのですが、全体の中で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） それでは、包括支援センターの日常業務、そして今回の新体制の業務、あわせて今の職員体制で十分に対応できる、こういう押さえでよろしいのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 対応してまいりたいと考えています。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11番（野原恵子） 対応してまいりたいというお答えでしたけれども、そういう中で今回、決算の中で、残業が多くなったとか、そういうことがありましたけれども、その係ではないのですけれども、このように仕事の量がふえていく中で、今の体制でやっていきたいという気持ちと実際にやれるかどうかというのは違ってくると思うのですけれども、その点が非常に心配です。そして、そのことは、これからこの新制度の中でサービスを受けようとしている方々にもおくれをとる、そういうことのないように対応していただきたいというふうに思います。その点、町長どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 職員も限りがあります。全体236人という限りある中で、繁閑、繁忙期・閑散期の状況に応じて、相互に課内あるいは部内で助け合うと、そういう体制をとってきております。特に今、来年4月のスタートに向け、残業が全ていいというふうには申し上げませんが、やはり今、本当に頑張るときだというふうに思っておりますので、今申し上げた体制の中で、相互に応援しながら

ら、住民の方にとって不利益、不都合が生じないように万全を期してまいりたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） ぜひ、健康には気をつけていただきたいと思います。

あと、協議体なのですけれども、町全体を区切りにした第1層と、中学校区域を対象とする第2層というふうに分けられております。今、やはり第2層、中学校区域の中での協議体ということでは、高齢化率の高い本町のところで、やはり急いで第2層の協議体が必要ではないかと思うのですね。幕別町全体でつくっていくことも大事なのですけれども、高齢化率の高いところで、こういう町のサービスなどありますよ、人の配置もこういうふうにできますよ、そういう典型をつくっていくことがやはり安心してサービスを受けられるということになると思うのですが、この第2層の協議体、これをどのように今考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 全体としては第1層という形がありまして、さらに地域に入って第2層という形になります。まだ第1層ができていない状況であります、本町地域の高齢化率が高いという状況も十分踏まえておりますので、まずは第1層を立ち上げた後に、第2層の中で、早期に取り組む点がありましたら、すぐ対応していくという考えでいきたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） やはり、もう既にこの新制度に移行している自治体では、第2層、こういうところのサービスをどう行っていくか、人口、若い世代が少なくなっていく中で、サービスを提供する世代も少なくなっていくのではないかと、そういう心配もありまして、この制度を早くスタートしたという自治体もあります。

そういう点では、第1層を構築しながらも、第2層、高齢化率の高いところをどうするか、同時並行で進めていく必要もあるのではないかと思います。そのためにも、やはりこの協議体ができからコーディネーターというふうに考えていらっしゃるのかなと思うのですけれども、コーディネーターの役割も非常に大事だと思います。こういうコーディネーターは、いろんな仕事にかかわっている方、もちろん幅広く知識もおありだと思うのですけれども、この専門のコーディネーターを配置する、それも非常に大事だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） 生活支援コーディネーターにつきましては、生活支援に対する知識または実務経験を有する、こういった方が最も適していると考えておりますので、そういった人材も含めて、コーディネーターの選任または委託のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） コーディネーターを委託にしていこうということでしたが、その委託にしていこう場合にも、やはり町でどのような計画を持っているのか、協議体をどのようにつくっていくのか、その人がどういう配置になっているのか、そういうものをきちんと町は包括支援センターで決めていくと思うのですけれども、そこでの計画をしっかり持っていなければ、委託を受けた事業所、そこでコーディネーターを決めていく、そういうところも計画を立てて、これに取り組んでいくということがなかなかできないのではないかと。そういう意味でも、包括支援センターでの介護保険、今回の新制度でのきちっとしたものを持つということが大事だと思うのですが、その点がどうも進んでいるように見えないものですから、その点をはっきりさせて、それからコーディネーターに委託する、そういうことが必要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） やはり委託するに当たっては、前段としまして町の方向性、考え方を示して、町としてはこういうことに取り組んでいきたい、こういったことについてコーディネーターになっていただきたいということが大前提と考えておりますので、委託する前にはそのことを示していきたい

と考えております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） ぜひ、その点は、来年の4月ですので、今12月です、あと3カ月しかないわけで、いきなりコーディネーターをと言われても、それをきちっと束ねていく、そういうことがなかなか困難、委託されたほうも非常に困る、不安になるということだと思いますので、しっかりと町の計画を立てる、そのことが大事だと思います。

それから、もう一つ大事なのは、今2016年、2025年、2035年、そういうふうな方向もきちっと想定に入れた計画、これには介護の担当だけではなくて、町全体をどういうふうにつくっていくか、そこが問われることではないかと思います。ですから、このまちづくりとしての新制度、どのように位置づけていくのか、町長、お答え願いたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（境谷美智子） まちづくりとして包括支援センターの役割というのは、この新制度になったから、もちろん制度の中での組み立てのところでも大きく変更もありますが、やってきた一つ一つのことが全く別なことになるわけではありません。町民に対して、これまで個別に対応してきたことをシステムとして構築していく。今までは町の体制の中だけでやり切れていたことが、今おっしゃっていただいたように、社会の環境の変化ですとか、そういうことの中で、新たな体制づくりにも力をいれなければいけないというところが基盤になっていると思います。

町としては、もちろん制度が変わったことで早急に対応していかなければいけないことで進めていることもありますけれども、一方では、今、実際に包括支援センターの中で個別の対応として動いていること、それからケア会議、それからサービス担当者会議などで十分個人が地域の中で暮らしていくという、そこを守るための条件整備は積み上げています。そのところを、4月までは3カ月ですけれども、今、順序立てて、法改正の中で何年までと決められていることはそこに求めていますし、その間、今、課長が申し上げましたとおり、重要な役割であるコーディネーターとか協議体については、相手方、事業者とも十分協議をしながら、町の意向をしっかりと酌んでやっていただける方を位置づけてやっていく、そうすることが、今この実態の中で、幕別町の包括支援センターが果たしていく役割だ、地域の中でそういう位置づけであるというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 野原議員。

○11 番（野原恵子） そこがなかなか見えてこないものですから、やはり住民説明会もおくれていますし、業者、町民が利用しているサービス事業者への説明、15日に行うということでしたけれども、これは事業者からも不安の声が聞かれているのです。他町村ではもう既にスタートしている。では、幕別で利用している方々のサービスをどうしていったらいいのか。

今回、きのうも帯広の状況が出てきましたけれども、利用料の差が出てきます。そうすると、サービス事業者は、幕別の町民にどういうサービスができるのか、そういうところも明らかにされていないものですから、そこが住民に見えてきていない一つのあらわれでないかと思いますので、しっかりと住民にも周知できる、サービス事業者にも周知できる、そういうことを早目に行っていただきたいというふうに思います。

もう一つ最後、4番ですけれども、その財源の問題です。今、一般会計からの繰り入れということでしたが、幕別町は一般会計から12.5%繰り入れしているということですが、これは法定上の繰り入れです。ですから、それ以上にサービスを行った場合に、高齢化が進むですとか、そういう中で行った場合に繰り入れを行うことが必要ではないかという、そういう意味の質問でした。

それと、事業費の上限の設定ということですが、これは一定の特殊事情ですとか、高齢化率を考えますと、幕別町はその範囲内でサービスは提供できるというお答えだと思うのですが、この事業費の上限設定、それから10%の上乗せの事業費も使えますよということだったのですが、これは期限が限定されていますよね。2015年から2017年度までです。それを超えますと、この上乗せの10%はな

なりますし、高齢化に伴って要支援1、要支援2の方がふえた場合には、事業費が膨らむ場合があります。そういう場合に、繰り入れ、それから国にこの上限の設定を廃止しなければサービスは受けられないのではないかという質問ですが、その点いかがでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（合田利信） この上限額の設定なのですが、移行期間における設定については、原則は前年実績に対しまして後期高齢者の伸び率ということであります。

移行期間においては10%特例を設けるという中で、ただ、この計算のもとになるのが、移行期間において、幕別町は次年度総合事業に移行しますが、実際に移行するのは認定が更新された方なので、その都度、総合事業に移行することから、来年度事業費は予防給付と総合事業が混在するという状況にあるのです。この混在する分については、予防給付の分を上限から差し引くという設定になりました。これはほかの町も全部そうなのですが、そういう状況になると、やはり10%特例を使わなければならないと。これが30年になりますと、この特例はなくなります。今、予防給付の伸びについては1.9%前年から伸びています。高齢化率については3%台の伸びということで、この伸びを上回らない限りは上限を超えることはないというシミュレーションを立てております。そういった中で、30年度に向けては、この上限を超えることはないだろうという、ないという見込みの中でシミュレーションを立てているのが現状であります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、15時10分まで休憩いたします。

休憩 15:00

再開 15:10

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○12番（中橋友子） 通告に従いまして質問を行います。

台風被害の復興支援と教訓を生かし、防災計画の見直しを。

ことし8月に北海道を襲撃した台風7号、11号、9号、10号は、1951年の気象庁の統計開始以来の大規模なものとなり、全道に甚大な被害をもたらしました。9月28日、北海道が発表した全道の被害総額は2,786億円にも上っています。

幕別町における被害も大きく、11月4日の臨時議会において詳細が報告されたところです。

被災者の生活となりわいを取り戻すための復興作業に取り組んでいるところではありますが、これからの課題も大変多く、減災・防災に向けて生かすべき教訓も多々あり、防災計画の見直しも含め、今後に向けた対策を伺います。

1、国、道に向けた要請と見直し。

①本格的な治水対策・河川改修。

②農業基盤整備。

③共済対象外の農作物への支援。

④中小商工業者に対する支援。

グループ補助などの直接補助の実現。

雇用調整助成金の支給など。

⑤住みかの被災者に対する支援。

生活再建資金の拡充。

2、関係機関・町村との連携。

①河川管理者との情報の共有と迅速な対応。

②河川対策は関係市町村と連携を。

3、避難対策。

①住民に対する避難準備情報の正確な理解と徹底。

②避難所の収容人数を現実的なものに。

③避難所となる施設管理者との連携。

④避難所の指揮系統の徹底。

⑤避難所の情報伝達の徹底。

⑥障がい者、高齢者への支援。

⑦高齢者施設、病院などの避難指導。

4、住民の声を取り入れ、防災計画の見直しを。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「台風被害の復興支援と教訓を生かし、防災計画の見直しを」についてであります。

本年は、8月の台風に伴う大雨や浸水により、相川・猿別地区を中心とした住家等の被害を初め、農作物の冠水被害、さらには商工業にも被害が及ぶなど、かつて経験したことのない大きな災害に見舞われました。

現在、災害救助法に基づく住宅応急修理や、被災者生活再建支援法に基づく生活再建に対する支援金など、被災された方への各種支援について手続を進めているほか、農業施設や土木・公園施設などの復旧事業についても順次進めているところであります。

この過去に例のない台風災害の経験を教訓に、今後の災害対応に生かしていくため、今回の対応について慎重に検証するとともに、課題についての対応策をまとめ、住民が安心して暮らせるまちづくりに向けて、災害対策を推進してまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「国・道に向けた要請と見直し」についてであります。

初めに、「本格的な治水対策・河川改修」についてであります。

本年8月の一連の台風により、十勝川本流と支流河川に甚大な災害をもたらし、町内を流れる札内川、途別川、猿別川など、十勝川水系を代表する支流においても、より一層の治水対策が必要であると実感したところであります。

こうしたことから、11月25日に十勝管内の市町村長で組織する十勝川治水促進期成会では、十勝川本流や水系における主要な支流における抜本的な治水対策について中央要請をいたしました。

また、帯広開発建設部に対しましては、猿別川の支流となる旧途別川の合流部に排水機場の整備や、当面の浸水対策として排水ポンプを設置するための「釜場」の整備、猿別水門の操作状況や水位情報を共有するシステム整備を関係公区長と連名で要請したところであります。

現在、北海道開発局では、10月28日に「平成28年8月北海道大雨激甚災害を踏まえた水防災対策検討委員会」を立ち上げ、気象、治水、防災等の観点から有識者による検証を行い、今後に向けての課題や検討する内容について、本年度末までに最終報告が出される見込みとなっております。

また、北海道で管理する猿別川の指定区間や旧途別川においては、緊急的な対応として11月7日に河道内の支障木の除去や河道掘削、さらには樋門の周辺環境整備など、関係公区長と連名で北海道に要請を行ったところであります。

北海道では、今後、事後保全型の河川維持管理に予防保全型の考えを取り入れた維持管理を実施する予定で、河川ごとに実施計画を策定し、随時樹木の伐採や河道掘削を行う計画とお聞きしておりますが、今後さらに、旧途別川の治水対策として、堤防強化や堤防のかさ上げの検討など、河川改修計画の見直しを要請する予定であります。

二つ目の「農業基盤整備」についてであります。

農業基盤整備については、本年6月以降の降雨や台風の影響による農地の滞水等の被害が暗渠や明渠排水路などの基盤整備の実施の有無により大きく差が出たことから、基盤整備の重要性を改めて認識し、農業者の要望や現状等を踏まえた中で、国営事業や道営事業等を推進していく必要があると考えているところであります。

このうち、新川地区の内水氾濫の防止のための内水排除を目的に、幹線排水路とあわせて国営で整備された上統内排水機場が整備後34年が経過し、機器の老朽化が進むとともに、泥炭土壌である周辺地域の沈下の影響も重なり、本来の排水機能の維持が難しくなっております。

このため、平成18年度から国に対し更新事業を実施するよう要請しておりましたが、本年度から排水機場の整備に係る方向性を検討するための予備調査を2カ年で実施していただくこととなったところであります。

今後におきましても、引き続き早期の事業着手に向けた要望をしまいにしたいと考えております。

道営事業は、昭和49年度の南勢地区での道営畑地帯総合整備事業を皮切りに、通称、畑総事業が始まり、平成8年度からは、この畑総事業の実施に係る農業者の負担が半分以下に軽減される北海道の独自施策である21世紀高生産基盤整備促進特別対策事業、通称、パワーアップ事業が創設され、5年ごとに事業が継続され、現在は、32年度まで実施される予定であります。

このパワーアップ事業を20年間継続して町が実施してきたことにより、農業者の暗渠排水等の基盤整備への取り組みが促進されたと考えており、現在、6地区の道営畑総事業等により基盤整備を地元期成会の協力をいただきながら推進しているところであります。

今後の道営事業につきましては、地元と調整を図りながら北海道に対し、新規地区の事業実施の要望を行った結果、平成30年度、31年度に各1地区の事業着手を予定しております。

三つ目の「共済対象外の農作物への支援」についてであります。

共済対象外の作物は、白菜、キャベツ、レタス等の葉菜類、大根、ニンジン、長芋、ゴボウ等の根菜類などありますが、発芽期から収穫までの期間において風水害、干害、冷害、ひょう害、その他気象上の原因による災害により作物ごとに一定基準を超える減収があった場合に、その損失を補填する共済制度がない作物となっております。

こうした中、農林水産省では、本年8月16日以降の台風の影響により、各地で作物に甚大な被害が生じるなど、農業経営に大きな影響を及ぼしていることから、被災した産地における営農再開を加速するため、必要となる作物残渣の撤去や追加防除等の栽培環境整備支援、来年の作付に必要な生産資材の早期調達を図るための共同調達支援を事業内容とした、平成28年台風対応産地緊急支援事業を11月に創設したところであります。

生産資材の共同調達支援は、市町村が台風による被災により20%以上の収穫量の減少が見込まれると認められた共済対象外作物の圃場において、次期作の栽培開始時に必要な資材の共同購入する取り組みを支援し、資材購入費用の2分の1以内で補助されるものであります。

本事業における第1回目の公募が11月14日から12月2日までの期間で実施され、本町においては、農協が事業主体となり、作物残渣の撤去等の栽培環境整備支援について申請がされたところであります。

現在は、今後実施される第2回目以降の公募に向け、次期作の種苗等の共同購入など、資材の共同調達支援について集約の準備を行い、農協と一体となって事務を進めております。

四つ目の「中小商工業者に対する支援」についてであります。

初めに、グループ補助などの直接補助の実現についてであります。

グループ補助金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）は、被災地域の中小企業等のグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用に重要な役割を果たすものとして都道府県から認定を受けた場合に、施設や設備の復旧、整備に対して国が2分の1、都道府県が4分の1を、1事業者15億円を上限として補助するもので、現在は、東日本大震災と熊本地震による被災地が対象地域となっ

ております。

町では、今回の一連の台風被害を受けて、グループ補助金の適用に向けて働きかけを行ってきたところであり、北海道においても国と協議を進めてまいりました。

しかしながら、「被害が広範囲かつ甚大であるとともに、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全てのつながりであるサプライチェーンが毀損するなどにより、日本経済が停滞している事態が生じていること」という基準に合致しなかったため、適用には至らなかったところであります。

次に、雇用調整助成金の支給についてであります。

雇用調整助成金につきましては、景気の変動等経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、休業、教育訓練や出向を行うことにより労働者の雇用の維持を図る事業主に対して、中小企業の場合は、休業手当または賃金相当額の3分の2を、対象者1人当たり日額7,775円を上限として国が助成するものであります。

また、国において、本年8月16日から9月1日までの間の暴風雨や豪雨による被害に係る雇用調整助成金につきましては、支給要件の緩和や休業等実施計画書の提出に当たり、遡及適用を認める特例措置が実施されております。

町といたしましては、被災された事業者の方に対し、本年10月25日に十勝総合振興局と合同で開催いたしました「平成28年大雨等災害関連中小企業等経営・金融特別相談会」のご案内とあわせて雇用調整助成金の特例措置の実施について周知を図ったところでありますが、活用を希望される事業者はおりませんでした。

今後におきましても、本年12月22日までの提出につきましては遡及適用が認められますことから、商工会と連携を図りながら、さらなる周知に努めるとともに、本助成金の活用を検討している事業者の方に対しましては、助成金の申請に向けた支援などを行ってまいります。

五つ目の「住家の被災者に対する支援」についてであります。

台風10号により被災した住宅の被災者に対する支援については、8月30日付で適用を受けました災害救助法に基づく住宅応急修理の支援と、10月5日付で適用を受けました被災者生活再建支援法の支援があります。

住宅応急修理の支援につきましては、半壊以上の被害を受けた住家の浸水により損傷した床の張りかえやトイレ等の衛生設備の修理など、日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に対して、57万6,000円を限度として支援するものであり、現在、申請件数が22件となっております。

被災者再建支援法の支援につきましては、都道府県が拠出する基金と国の補助金を原資として、住宅が全壊または大規模半壊の被害を受けた世帯に対しまして、生活の一助として、被害の程度に応じて基礎支援金が支給され、住宅の再建方法に応じて加算支援金の支給を受けられるものであります。

対象世帯は15世帯となっており、現在までの申請世帯数は、基礎支援金の申請は10世帯、加算支援金の申請は8世帯となっているところであります。

これら住家の被災者に対する支援の拡充につきましては、機会を捉え、町村会等を通じて働きかけてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「関係機関・町村との連携」についてであります。

十勝川とその支流河川においては、河川管理者をはじめ、流域関係市町村や消防、JR、帯広測候所などで構成する十勝川水防連絡協議会を組織しており、洪水時の適切な水防活動の実施や水防上特に注意を要する箇所の把握、水防資材の在庫状況、さらには非常時の河川の水位情報と非常時の連絡体制など、迅速な水防活動や住民への避難指示を発令できるよう連携を図っているところであります。

また、本年6月9日には、昨年9月に発生した利根川水系鬼怒川の水害発生を教訓に、十勝川流域の12市町村をはじめ、帯広開発建設部や釧路地方气象台、十勝総合振興局をメンバーとする十勝川減災対策協議会が設立されました。

今後、協議会では、水害リスク情報や減災のための取り組み状況を共有し、減災のための目標等に

ついて協議を行う予定としており、来年1月下旬には、堤防整備や河道掘削などのハード整備に加え、円滑かつ迅速な避難行動や的確な水防活動等を行うためのソフト対策にも重点を置いた取り組み方針を取りまとめる予定であります。

このように、国や北海道、そして関係市町村と連携し、重大な災害が発生するおそれがある場合の対策や支援要請方法など、各協議会で連携を図っているところであります。

大規模な自然災害等においては、北海道開発局へ災害発生時の情報収集等を目的とした現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請し、河川の水位状況や河川水位の予測など、国の知り得るあらゆる情報を迅速に収集するほか、排水ポンプ車や照明車などの災害対策用機械の支援要請など、迅速な防災行動につなげております。

また、大規模に被災した場合には、被災自治体が行う迅速な被災状況の把握や被害拡大の防止など、早期復旧に向けた技術者の派遣として、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣していただくことも可能な仕組みとなっており、早期復旧に向けた技術面での連携も構築されているところであります。

ご質問の3点目、「避難対策」についてであります。

初めに、「住民に対する避難準備情報の正確な理解と徹底」についてであります。

「避難準備情報」を初めとする「避難勧告」や「避難指示」など、町が発令する避難に関する情報については、平成26年12月に全戸配布しました「防災のしおり」の中で、それぞれの内容について明記をしており、広報紙への掲載や防災に関しての出前講座の際にも説明するなど、これまで周知に努めてきたところであります。

今後につきましては、平成27年度から5カ年計画で実施している防災訓練の参加者への説明を徹底していくほか、広報紙への掲載記事の工夫やホームページへの掲載など、避難に関する情報の周知をさらに強化し、全ての住民の方が正確に情報を理解し行動していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

二つ目の「避難所の収容人数を現実的なものに」についてであります。

大雨時の指定避難所につきましては、町内27施設で浸水想定区域対象の44公区の人口1万2,740人に対し、収容可能人数7,698人、収容率は60.4%となっております。

地区別の避難所の収容率を見ますと、幕別・忠類地区の避難所は地震時・水害時ともに高く、人口の多い札内市街の避難所については低い状況にあります。

仮に、札内市街で大規模な災害が発生し、避難所に避難者を収容することができない場合の対策といたしましては、防災協定を締結している十勝幕別温泉グランヴィリオや江陵高等学校に避難者の受入れを要請するとともに、安全が確保できる他の地区の避難所へ誘導あるいは移送することとしております。

避難所につきましては、災害に対し安全と考えられる学校や公民館等の公共施設を指定しており、これまでも状況に応じて見直しを行ってまいりましたが、今後も人口変動や公共施設等の増減など必要に応じて見直しを行い、収容率を高めてまいりたいと考えております。

三つ目の「避難所となる施設管理者との連携」についてであります。

避難所の開設に当たっては、各施設管理者との密な連携が必要であると認識いたしており、大雨時の避難所には、学校など教育委員会の管理施設が7施設あるため、特に日ごろの連携が重要であると感じております。

今回の台風時の避難所の開設においても、水害時の指定避難所である札内中学校と札内南小学校を開設いたしました。事前に教育委員会をはじめ、両校の校長、教頭に連絡をとり、河川の水位や天候状況によっては開設することを伝え、開設が決まった際には改めて開設決定の連絡を入れ、各学校の開錠について要請したところであります。

今後においても、災害時の避難所の開設について迅速な対応がとれるよう、平常時においても定期的に各施設管理者と開設の手順等についての確認を行うよう努めてまいりたいと考えております。

四つ目の「避難所の指揮系統の徹底」についてであります。

災害発生直後の初動期については、混乱の中で避難所を開設・運営をしなければならないことから、避難所担当職員が運営責任者としてその任に当たることとしておりますが、避難所担当職員が不在で、かつ緊急の場合には、施設管理者がその役割を補完することとしております。

避難所の担当職員がそれぞれの役割を円滑に機能させるためには、本部からの指示を受け、また、避難所の状況を小まめに伝えていく連携体制をとることが大切であると考えており、今後、この体制が十分機能するため、職員に対する初動期の避難所運営訓練を徹底してまいります。

また、避難生活が長期化することが予想され、避難者も多数いる場合には、避難所運営を避難所担当職員のみで行うことが困難なことから、避難者の自主再建の原則に基づき、避難者を主体とする避難所運営委員会が担っていただくことになり、具体的な業務を執行・運営するために正副運営委員長の下、各種活動班の体制を組織し避難所を運営していただくこととしております。

昨年から5カ年計画で実施しております地域防災訓練において、避難所運営訓練についても避難訓練に合わせ体験していただいているところであり、今後においても、地域防災訓練時の避難所運営訓練を継続するとともに、北海道版避難所運営ゲーム(Doはぐ)を体験していただく機会をつくるなど、住民の皆さんが災害時に避難所をスムーズに運営できるようにしてまいりたいと考えております。

五つ目の「避難所の情報伝達の徹底」についてであります。

避難所には、刻々と変わる災害情報や気象情報を初めとするさまざまな情報の提供が必要であると認識いたしております。

しかしながら、8月の台風時に開設した避難所に対しては、情報がほとんど伝達できておらず、避難された皆さんの不安を解消することができなかったことは、大いに反省すべき点であったと考えております。

今後は、避難所開設時は必ず専任の情報連絡担当者を置き、本部との連絡調整を行い、避難者の方に必要な情報を適切に提供する仕組みを確立し、体制を整え情報の伝達を徹底してまいりたいと考えております。

六つ目の「障がい者、高齢者への支援」についてであります。

大規模な災害発生時には、地域で暮らす障がい者や高齢者の方など、特に配慮を要する方は、災害情報の入手や自力での避難が困難なことから、深刻な被害を受けることが想定されます。

本町では、昨年4月に「避難行動要支援者避難支援マニュアル」を策定するとともに、本マニュアルに基づき、「避難行動要支援者名簿」を作成したところであります。

災害時には直ちにその名簿を活用し、支援に入ることが可能となっておりますが、重要なのは平常時から、消防や警察、公区・自主防災組織や社会福祉協議会などの関係機関と避難行動要支援者名簿の情報を共有し、災害時に要支援者の避難支援を行うことができるようにするべきと考えているところであります。

名簿の情報を提供するための前提となる、避難行動要支援者からの同意を得て、名簿を調製し、関係機関への提供を行い、要支援者の避難支援についての実効性を高めてまいりたいと考えております。

七つ目の「高齢者施設、病院などの避難指導」についてであります。

高齢者施設や病院の適切な避難行動については、消防法に基づき年に2回の避難訓練が規定されており、町が指定監督するグループホームや小規模特養などの地域密着型の施設においては、町がその管理指導を実施する中で、安全な避難行動の確認をしております。

しかしながら、高齢者施設や病院などの入所者や入院患者の避難につきましては、施設規模や入所者等の人数や状況によっては、非常に難しい場合もあることを承知しております。

今回の災害においても、入所者数が多く、水害時の浸水エリア内にある施設がありましたが、入所者を高層階へ移す垂直避難を勧めること、あるいはあらかじめ気象情報等を考慮していただき、関係施設への移動避難を検討していただくことなどをふだんから注意喚起していたところであります。

今後においても、施設の規模や入所者等の状況により適切な避難方法について指導してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「住民の声を取り入れ、防災計画の見直しを」についてであります。

防災計画については、今後見直しを行ってまいりますとともに、防災対応マニュアルや避難所運営マニュアル等の整備も進めてまいります。

その際には、このたびの台風で避難対象となった地域との意見交換会を開催するなど、地域の皆さんのご意見を伺いながら整備を行ってまいりたいと考えております。

また、本年度の地域防災訓練の実行委員会の反省会においても、幾つかのご意見をいただいておりますので、実態に即したマニュアルの整備をしてみたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 質問をいたします。

今回の台風の被害は、北海道の歴史始まって以来と言われるほどの甚大な被害でありました。今まで北海道には、台風は上陸しない、過去に数回は上陸しているものの、ほとんどが温帯低気圧に変わるということがありまして、そういった点でも異例な事態だったと思います。

今回の台風の災害は、今回だけに限るといような調査結果があらゆるところで行われていますが、今回だけに限るとい報告は全くなく、今後も続くであろうといような、そういった知見が多くなっていると思います。

したがいまして、今までの河川管理、防災対策含めまして、今まで以上の強力な対策を講じていくことが必要ではないかと思えます。今回、北海道豪雨災害調査団というのが専門家の中で行われて、札幌で9月29日に報告会が行われておりましたが、総じて、十勝の災害等を分析した中で、大規模な河川については、これまでそれなりの整備がされているから守られたが、中小河川に大きな被害が出たということが明言されています。つまり、中小河川の対策が本州並みの台風が常時来るといことを考えられていない整備ではないかと思ひまして、るる町長からこれまで開発局あるいは十勝総合振興局、北海道ですね、などとの連携を行いながら、事後保全型、予防保全型を考えた取り入れで、維持管理も含めてやっていくのだといことでありましたが、今までの認識以上に、より強固なものを求めるということがまず第一だと思うのですが、認識はどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 確かに、今回の災害を経験しまして、今回の雨というのは、日高山脈東部で集中的に降りました。その一方では、大雪山のほうは余り降っていなかったといふに私は思っております。現実に町内の糠内でも170ミリぐらいしか降っていない。さほどの雨ではなかったのですが、一つには8月16日から雨がたび重なって降っていたといふことによつて、保水性がなくなっていたことも一つの原因だといふに思ひますけれども、そういった状況の中でも、十勝川の千代田でいきますと、あと本当にもう少し、2メートルかそれぐらいしかなかったといふことを考えますと、これは本当に十勝全域で日高山脈東部で降つたよな雨が降つた場合には、あの十勝川ですら非常に危なかったのかなと、そんな印象を持っておりますので、当然、全域で降つたときの備え、堤防強化などが必要だといふに思ひしておりますけれども、ただ、一気にそれをやっていくといふことは、物すごい莫大な予算がかかります。

したがいまして、とりあえず町としましては、今回の猿別川の水門から逆流、逆水したといふことが大きな被害をもたらしておりますので、その排水機場、そしてその観測ができるよなシステム、さらには当面、排水機場もやはり100億円規模でかかりましようから、当面は釜場を設けてポンプで排水をするといふこと、さらには、旧途別川の堤防も低いわけで、無堤地区もありますので、そういったところの強化、さらには、維持管理になりますけれども、雑木処理、河道の掘削、こういったことを要望したところでもあります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 当面の仕事としてやっていくことと、将来的に強固なそういった対策をとっていくことと、あわせ持つてやっていければ一番いいと思ひのですが、なかなか予算の関係上、簡単には

いかないということは承知しながらも、しかし本州などで毎年毎年台風に襲われる地域などの対策なども、今後は北海道も、十勝も視野に入れていかなければならないことだというふうに思います。したがって、今の事業をされながら、そういったスーパー堤防も含めて、あわせ持った姿勢で臨んでいただくことを求めています。

今、町長が申し上げられた事業については、特に今回の猿別川の問題等も含めて急がれます。100億円の事業、しかし幕別町がやるというわけではありませんから、それが完成する目標年次ですが、なかなか難しいとは思いますが、どのぐらいで工事全体が終わるようなことも描いてやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは本当に国の予算次第ということがありまして、私どもとしてみれば本当に一刻も早くというふうに思っているわけなのですが、排水機場については、やっぱり十勝選出の国会議員も含めて、道選出の国会議員とも意見交換させていただきましたが、やはり100億円単位になると、なかなか事業着手が難しいということがあります。

そんなことから、当面の措置として、釜場の設置であったり、他の減災になるような堤防改修であるとか、河床、河道の掘削あるいは雑木処理、これをしていただくと、当面やれることは、すぐやっていただく。それで、時間のかかることは引き続き要請をしていくということでもありますので、今、これは何年かということにはちょっと難しいのですが、少なくとも猿別水門の水位の情報共有につきましては、今年度中にやっていただけるのかなということでもあります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 今、手がけられている箇所が完成をしていけば、今回のような災害に対する不安の一つは拭かれるのだろうというふうに思います。

もう一つは、復興の考え方で、今まででしたら防災、災害を防ぐということで、災害を想定しながら、そういった公共施設などをつくりながらやっていっているのですが、近年、日本は災害の時代に入ったと言われるぐらい次から次と全国各地で地震や噴火を含めていろんな災害が起こるという中で、やはりそういう地域で人が住み、私たちも生きているわけですから、考え方としては、防災とか減災を超えて事前復興という考え方が生み出されてきております。事前、事の前に復興をする考えを持つという、そのぐらい危機感を持って人命を守り、そしてなりわいを守っていくのだということになってきているようです。ですから、今の町長のお答えにありましたけれども、関係機関との連携、本当に迅速にやっていただきたい、確実に進めていただきたい、このように思います。

少し設問が狭くはなっていますが、大きくくりで再質問をさせていただきたいと思います。

そういった中で、農業の基盤整備も進み、被害を受けた農業者への支援も、心配していた共済対象外の農作物への支援も行われることになり、大変よかったと思っています。

一方では、中小業者に対する支援というのは、なかなか進んでいないというふうに率直に思います。私ども最初に、9月20日に町の10号被害に対する対応という文書をいただきましたけれども、そこから、農業対策あるいは住宅対策など進んだ面あるのですけれども、この中小業者に対する支援だけは一向に進まない。お答えでは、グループ補助などの直接助成の実現を求めたのですけれども、だめだったということですね。このグループ補助というのは、東日本大震災のときに初めてつくられた補助メニューでありまして、あそこの中小業者の方たち、ほとんど仕事ができなくなっている中で、グループ単位、協同組合も含めて、そういった中で復興計画を持って、そして支援を求め、助成を受ける、補助を受けるという事業であります。これが町長が言う理由で、一連の難しい基準があって無理なのです。

ただ、その下で雇用調整助成金のことも書いて、今は申請はないのだということでもありますから、これから出てきた場合はしっかり対応していただきたいと思うのですが、実は、これはもともとある制度なのですけれども、今回被災に対して、特別、特例期間で使えるようになったものなのです。本来は災害には使えないもの。だから、やっぱりそのグループ補助についても特例というのをこの際

きちっと求めていって、中小業者に対する支援も雇用も、それからなりわいも含めてきちっと守るといことで、何とか頑張っていたきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 商工業者に対する支援の前に、農業に関してちょっと食い違いといいますか、認識の違いがあります。農業については国のほうでいろいろ施策を出してくれております。部分的には救われておりますけれども、全てこれが農業者の納得のいくような施策というふうにはとっておりませんし、そういった中で町ができること、今後出てきた場合についてはやらせていただくと、そういう思いだと思いますので、確認をさせていただきたいというふうに思います。

それで、グループ補助金につきましては、私もこれかなり粘り強くやってきたつもりなのですが、やはり東日本大震災のときに創設され、そしてことしの4月、熊本で地震がありました。要するに、局地激甚災害、今回は激甚災害なのですが、災害そのものは激甚災害なのですが、さらに市町村ごとに指定される局地、市町村ですね、の激甚災害の指定を受けなければ、まず対象にならないと。そのぐらい本当に甚大なという、恐らく筆舌に尽くせないと言ったらいいのでしょうか、もうぐちゃぐちゃになっているような、そのぐらいひどい状況でなければならない。しかも、その地域の生産から加工、販売までのサプライチェーンに甚大な被害が生じたということでもありますから、一部分が、工場が一つ壊れたということではなかなか難しいわけでありまして、そういった国の制度を、なるべくこれが適用されるのであれば本当にありがたいなというふうに思い、一生懸命やっただけなのですが、結果的には仕組み上、激甚災害の指定をされ、そして局地激甚災害の指定をされて、なおかつ被害が著しい市町村ということになっておりますので、ちょっと今回は本当に、まことに残念かなというふうに思っています。

それともう一つ、同じ中小企業を対象にした持続化補助金、これはグループ補助金が15億円でかなりすばらしい額なのですが、持続化のほうは実は50万円なのですね、補助金額で50万円。補助基本額が75万円で、4分の3で補助金額が50万円という、これでも救われるのであれば、私はありがたいことになるのだろうな、ありがたい思いをされる事業者が多いのだろうなというふうに思っております。これについても働きかけをしましたし、道の経産局の担当部長のほうにも参りました。しかし、これも通常の補助制度を何とか拡大してやれないかなと検討したようなのですが、訴求適用ができないというのです。だから、申請した後の災害にしか適用しないという非常に、要は通常の補助金ですから、災害用のものではないものですから、そこに無理があった。ただ、今回の雇用調整助成金については、訴求適用するというので、こういった柔軟な対応をしていただくのが、本来国の役割かなと思いつつと要請活動をしてきたわけなのですが、残念ながら実現しなかったというのが実情であります。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） ちょっと前後してしまうのですが、農業もまだ残っているということでありました。公共事業そのものも、30日の行政報告の中では、町長まだ6割程度の発注と言っていましたよね。この辺の仕事はどんなものが残っていて、そのめど、いつぐらいまでに、冬期間にも入ってきますから、そういった安全を考えると大変厳しいものもあるかと思いますが、ちょっと残っているものの状況と見通しを示してください。

○議長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（須田明彦） 当初の一般会計で予算立てをさせていただきましたものについては、およそ90%の発注率ですので、ほぼ完了しております。

今、中橋議員おっしゃられた6割程度というのは、今回の一連の台風の災害に係る予算として約6割程度の進捗率となっておりますが、これについては順次、冬期間であっても、通行に障害があるものについて、大きな障害があるものについてはもう既に解消しておりますので、通行に障害のないのり面の復旧ですとか、そういうものについても順次発注していく予定で、現在、設計、それから発注事務を進めておりますので、年度内に何とか復旧を成し遂げたいというふうに考えております。

それと、今回、公共土木災害復旧事業で、実は、通称東西線と言われている途別新川線が猿別地区で被災したのが、これが台風7号のときでした。これが公共土木災害復旧事業で採択になっておりますので、これにつきましては既に発注を終えておりますので、何とか年内に形にしたいというふうに思っております。

それから、札内川の河川緑地につきましては、これについても公共土木災害復旧事業で採択を受けました。これについては、原則単年で事業を終わらせなければなりませんけれども、北海道という積雪寒冷地ということもありまして、まずは本年度中に流木、それから芝生の上に上がった土砂など、できる限り、できるものについて本年度中、降雪期を迎えますけれども、降雪期がゆえに生き残った芝生などを傷めないというメリットもありますので、冬場の間にできるものを行った上で、次年度に向けて準備を進めて、夏場にきちんとした整備を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（田井啓一） 農業基盤施設、主に明渠でございますが、100カ所以上の被害箇所があるということであります。おおむね半分程度の復旧状況であります。明渠の被害につきましては、1カ所ごとの工事の規模が比較的小さいという状況もございます。なかなか見積もり合わせの工事の発注の中でいきますと、ほかの大きな工事に業者がとられておまして、なかなかその手のあいた業者を見つけないという部分が、非常にその点でちょっと苦労している部分がございます。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 冬期間にも向かいますし、それからどの分野でも、測量の業者が、本当に幕別だけではないですから、日曜返上で皆さん仕事をしていただいているのだけれども間に合わないということも聞いております。いずれにしても、冬期間にも向かいますし、迅速な復興を願うとともに、適切な管理もしながら進めていただきたい、このように思います。

やはり大きな災害に備える、そして、農業、商業、産業を守る、そしてさらに、一人一人の住宅、暮らしを守るという点では、半壊、全壊になった住居がきちっともとに戻って、もとの生活ができるようになってほしいと思っておりますが、ここでも、なかなかそういった生活再建支援にしても、あるいは、ここで言う部分的な修繕ですか、57万6,000円の限度もなかなか、全く対象にならないという人はいないのだとは思いますが、自分で直しているという人などは業者に頼むということにもならず、これをクリアするために困難もあるようなことも聞いております。いずれにしても、そういった方たち、あと1カ月でもうお正月を迎えてしまうのですけれども、そういった住宅を失った方たち、年内にもとの生活に戻れるという状況はつくられているのでしょうか。短くお願いします。

○議長（芳滝 仁） 住民福祉部長。短く。

○住民福祉部長（境谷美智子） 住家の被害33戸あって、それで、その応急修理に、今、22戸の申請が終わって、全部終了している方もいます。残り10戸は、例えば帯広に転出された方、それから高齢のひとり暮らしで施設に入所された方、それから被害に遭われた方が高齢で住居を直すよりもということで町の公営住宅に入っていた家族とかという感じで、直してもとの自分の地区で暮らしたいという方についての応急の修理と、それからリフォームについては、8割方というのは、具体的に言うと2軒ほどまだすっきり直ってはいないのですが、直しながらお住まいになっているという形では、皆さんがそれぞれの場所、この先ずっと暮らし続ける場所に住まわれるようになったというふうに確認しております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 引き続き寄り添って支援をしていただくように求めておきたいと思っております。

次に、河川管理者との情報共有ですとか、他町村との連携、お答えいただいたとおりに進んでいただきたいというふうに思います。

これまでも、随分連携プレー、迅速な対応ができる仕組みができていたのですね。しかし、残念な

がら今回それが機能しなかったという点では、形をつくっても実際に動かすという点での訓練ですとか、危機意識ですとか、そういった点では十分ではなかったのだらうなというふうに思います。これは一般質問、ほかの方もありましたので、そのときに答弁を聞いておりますから、今後生かして、今ある機関の活用、それから必要なものはこれからも連携のシステムをつくってやっていくということも求めておきたいとします。

さて、避難所の問題なのですけれども、るるご説明をいただきました。本当に、今回は吏員者の方たちもいろんな意味で学ぶことが多かったのではないかと思います。住民の立場からしても避難所のことなどは体験して初めてわかったということがたくさんあります。こちらにもたくさん声が届いているということでもありますから、これを生かして今後に備えていただきたいと思っておりますけれども、まず一つは、情報がきちっと届かなかったということは、もうこれも繰り返しこの機会に述べられていることでもあります。情報が届かなかったというのは、単なる携帯メールのふぐあいということだけではなくて、広報車が聞こえなかつたとか、あるいは判断ができなかつた。避難用語、避難指導だとか指示だとか勧告だとかという、区別がよくわからないでいるというようなこともありました。

結果として、やはり驚いたのは、避難勧告が全体で7,000件を超えて出されたのですけれども、実際に避難された方というのは700人を切りましたので、1割に満たなかつたのですよね。もちろんほかにも避難された方いらっしゃると思いますから、この数字が全てだとは思いませんが、この程度で終わったので人命に影響はなかつたけれども、やっぱりきちっと避難をするべきだ、勧告になった場合には何らかの形で避難していただくような指導と体制を町がつくってやり切るということが一番学ばされたところであります。

さらに、具体的に申し上げますと、避難所の収容人数のことも書きました。当然、今回は水害でありましたから、高い地域、札内の札内中学校、南小学校ということになりました。両方合わせて1万平米ぐらいのところには7,000人という、全員来るわけではありませんけれども、1人当たりになると1メートルちょっとの避難場所ということにもなってきます。これもまた、現実的な数字ではありませんが、そういったことも考えて、最大の避難を必要としたときの体制というものを、やっぱり平常時からつくっておくことだというふうに思います。

さらに、管理者との連携も、今回は、今後必要だということでもありますから、施錠、ドアをあけてください、場所だけを貸してくださいだけでは、全然濟まない。そこの施設、電気でも水でもトイレでも全部そこの管理者に教えていただいて、初めて移動した人が使えるということでもありますから、全くなしに場所だけあけてくださいでは、これはもう町の責任を果たしたとは言えません。ですから、今後はきちっと、そういうことも組み立てて、しかも訓練のときにもかかわってやっていただきたいと思っております。

そういうことを、実際にやっていただきながら、やっぱり防災計画そのものがどうだったのかということの検証になってこようと思っております。計画は災害を想定していろいろな対策、数字を入れてつくられています。今回、これだけ大きなものがありました。当然、最大値を想定し見直しにかかる、その場合に、今の住民の方たちの声をしっかりと聞き入れる。このことは答弁をいただいて終わりたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 防災計画につきましては、最終的には防災会議の中で決定するというところで、その中にも公募委員がいるので全く最終的に意見を聞かないということではないのですが、今回はいろんな反省事項が残りましたので、さきに答弁を申し上げましたように、これはやはり被災者であったり、あるいは今回実際に避難された方、あるいは防災訓練に参加している方など、あるいは公区長さん、さまざまな意見を聞いた中で、それを集約して計画の見直しに生かしていかなければならないなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 中橋議員。

○12番（中橋友子） 最後と言ったのですけれども、濟みません。

改めて、私も厚い防災計画、それから水防計画を、今回こういうことがあったから開きました。やっぱり体制ですとか連絡先だとか、そういうことはもちろん書かれています。古い言葉であって、そういう字句の修正なんか、そんなのはもういいのですけれども、それが本当に一人一人の生きたマニュアルになっているかというところがないのです。

ですから、これから新たにつくられるのは、町としてがっちり押さえられる計画と、住民に知っていただく、この両面で努力をしていただきたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） そうですね、幾ら立派な計画、マニュアルができて、それが機能しなければ何もならないわけでありますので、これは議員のご質問にもお答えしたように日常的にどう動くのだということを各職員が、あるいは住民の皆さんが、これはもっともだということが一番大事でありますので、できた後の周知というか、定期的に行動を起こしてみる、訓練をするということに力を入れていきたいなというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、16時20分まで休憩いたします。

16：10 休憩

16：20 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、高橋健雄議員の発言を許します。

高橋健雄議員。

○3番（高橋健雄） 通告に従いまして質問いたします。

運転手つき公用車のあり方について。

運転手つき公用車の財政負担であります。職員給与、共済負担金、車両経費の合計金額を考慮しますと、厳しい行財政の中で公用車の民間委託を検討する考えはないか伺います。

町長に求められる資質であります。町長就任後の行動を見させていただき、首長としての公務をこなしながら自身の政治活動、公務もこなす行動力は評価いたしているところでありますが、見方を変えますと公務と政務を混同させ、公私混同と思われる行動がありますが、いかがでしょうか。町長の公務とは何ですか、その基準をお示してください。

イベントの挨拶回りなどしていると思いますが……

○議長（芳滝 仁） 高橋さん、通告内ですから、ここに書かれている。それは再質問のところでやってください。

○3番（高橋健雄） 違うところを読みましたか。

○議長（芳滝 仁） そう。公務とは何ですか、その基準をお示ください。通告書に。

○3番（高橋健雄） そうですか。済みません。では、そのようにいたします。済みません。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

「運転手つき公用車のあり方について」であります。

地方公共団体の長は、団体を統括し代表する者であり、なおかつ、地方公共団体の事務を管理し執行するなど、その職務は、多岐にわたっております。

また、その身分は特別職に属する地方公務員でありますことから、一般職員とは異なり、勤務時間や休暇の定めはなく、休日や夜間の職務も数多くあります。

このため、その職務を円滑に遂行するためには常に機動的な移動手段を確保する必要性があり、土曜日や日曜日、祝日を含め庁外の会合や各種行事への出席に当たっては、公用車を使用しているところあります。

ご質問の1点目、「公用車の民間委託を検討する考えは」についてであります。

公用車につきましては、現在、正職員の運転により運行いたしておりますが、ご質問にありますように、職員給与や共済費、車両の維持管理費などの経費を考慮いたしますと、一定程度の財政負担になるところであります。

しかしながら、当該運転業務に従事しております職員につきましては、政策推進課に所属する職員として、運転業務に従事している時間以外には、国土法の届け出受付業務や広報紙の発送業務、文書の收受業務など運転業務以外の業務にも従事しておりますことから、経費面での民間委託との比較は、一概には難しいものと考えております。

また、公用車で移動中におきましても、スケジュールが込み合っている場合や緊急時など、携帯電話で関係機関・団体や職員との連絡調整が必要となる場面も多くあり、会話の中には秘密保持を必要とする内容が含まれる場合もありますことから、民間委託よりも守秘義務を有する職員の直営のほうが好ましいものと考えております。

加えて、町長としての職務上、必ずしも決まったスケジュールのみの対応ばかりではなく、突発的な事案が発生した場合においても、直営による運行のほうがより迅速な行動も可能であることなどを勘案いたしますと、公用車については、職員による運行が望ましいものと判断いたしております。

ご質問の2点目、「町長の公務の基準について」であります。

公務・政務・私事などに関する基準につきましては、平成18年に最高裁の判例がありますので、それを朗読させていただきますと、「普通地方公共団体は、社会的実体を有するものとして活動しているものであり、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることなどに照らすと、普通地方公共団体の首長が各種団体等の主催する会合に列席するなどの交際も、特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。」ということであります。

私としましては、ただいま申し上げた判例にありますように、普通地方公共団体の事務に当たるか否かを判断した上で、適切な立場での行動をとっているところでもあります。

以上で、高橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） それでは、再質問をさせていただきます。

答弁書によりますと、運転手つきのあり方について、土日・祭日、夜間と急務なり、いろいろそのような土日・祭日には車がないので公用車を使用すべきということではありますが、一般の営業車なり、そのようなものは土日・祭日、夜間と動けないものなののでしょうか。どのような考えでありますか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 営業車がないということではなくて、土日・祭日、夜間の業務につきましても、その業務自体が公務という押さえでございますので、公用車を使用しているということでございます。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） ちょっと食い違うのですけれども、公用だから公用車を使うという意味なのでしょうか、それは。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 用務が公務というふうに捉えておりますので、公用車を使用しているということでございます。

- 議長（芳滝 仁） 高橋議員。
- 3番（高橋健雄） それで、公務ということでありまして、わざわざこの平成18年の判例集に、答弁でもらいましたが、一般社会的通念上儀礼の範囲を超えないということで、これをもって公務とみなすということなのですから、全部がそれ公務という、私は公務という解釈をしていない部分もあるのでお伺いしているのですけれども、全部公務という扱いなのですか、それは。
- 議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。
- 副町長（川瀬俊彦） まず、土曜日、祝祭日等につきましては、これは民間の車等も運行は当然可能です。
- ただ、公用車につきましては、町職員が今現在は運転しておりますが、よりスピーディーに行動ができると、そういうことでありまして、土曜日、祝祭日であっても、いずれの方法もとれるということでもあります。
- それと、公区の中でいろいろな会合及び行事、いろいろなものに町長は呼ばれます。そのときには、町長はそこに行くことに関しましては、地域住民の皆さんとじかに話をしたりなんんだりして、いわゆる地域の皆さんとの信頼感をしっかりと持つということ、それとそういういろいろな接触の中でいろいろな地域の声を聞くことができるということです。これは要望もありますし、また、こうしてもらいたいなという、いろいろな皆さんの夢とか、そういうものも聞けますので、これは全て公務に該当すると、そういうことで公用車を使っているということでもあります。
- 議長（芳滝 仁） 高橋議員。
- 3番（高橋健雄） 夢や希望を聞くのは、それは当然あるべきことですからけれども、そうしたら副町長、それ儀礼的範囲というのは、どこまでぐらいを範囲ということで町長の公務とみなすことですか。例えば会合なり、そのような行った場合、どこら辺までが儀礼的な範囲ということでみなしているのですか。
- 議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。
- 副町長（川瀬俊彦） 儀礼的な範囲での行動ということにつきましては、これは通常金額等につきましても、通常社会通念上の許される範囲を超えるような、そのようなことはしないということで、あくまでも住民の皆さん方が、うん、この程度ならという納得できるようなことでの、そういう儀礼というものも、つき合い、そういうものも含めてという意味であります。
- 議長（芳滝 仁） 高橋議員。
- 3番（高橋健雄） 今の答弁でいきますと、社会的通念上、逸脱する事例はないということの解釈でよろしいのですか。
- 議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。
- 副町長（川瀬俊彦） 今までの行動につきましては逸脱していない、そのように思っております。
- 議長（芳滝 仁） 高橋議員。
- 3番（高橋健雄） それでは、また後でそこへ戻りますけれども、ちょっと目先を変えて。運転手については、平日は庁舎内の業務を、お知らせ等の配付等をやっているということで、金額にはあらかわせない、割り算か引き算かよくわかりませんが、そのようなことではできないということなのですから、よろしければ公用車の1年のガソリン代、経費、車検等、燃料代、そこら辺幾らぐらいかかっているのですか。
- 議長（芳滝 仁） 企画総務部長。
- 企画総務部長（菅野勇次） 27年の数値でございますけれども、燃料、保険料、合わせまして25万円ほどになります。それと、車検・整備で約20万円ほどかかっておりますので、合わせまして45万円ほどになります。
- 議長（芳滝 仁） 高橋議員。
- 3番（高橋健雄） それでは、その45万円程度はよろしいのですけれども、これ先ほど答弁から日曜・祭日、夜間等いろいろ出勤しているということになると、これ当然時間外手当ということになるだろ

うと思いますけれども、差し支えなければ、幾ら程度これ出ているのですか。それは割り算する必要はない、当然、庁舎内で勤務時間中に時間外手当は要らないでしょうから。日曜・祭日出勤、それと時間外手当等含めてどのぐらい程度、これ運転手には支給されているのですか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 時間数、運転業務に従事している時間数、それと運転業務以外の業務に従事している時間等で、単純にですけれども、概算で案分して積算をいたしますと、共済費ですとか、時間外手当も含めた人件費総体の額で申し上げますけれども、年間に換算いたしますと約 360 万円ぐらいになろうかと思えます。あくまでも、ことしの半年間の時間数の割合、運転業務と運転業務以外の業務の時間数で案分した場合に、あえて計算しますとこういった数字になろうかと思えます。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） ちょっと私頭がぼけておるのか、よくそれ、案分するというのではなくて、案分しなくてもいいのですよ、私に言っているのは。

その運転手は、平日は庁舎内で、この答弁書に書いてあるとおおり、お知らせ等の配付の何かをやっているという。だから、配付や何かの庁舎内でやっているときには時間外手当は要らないだろうね、日曜日・祭日もないだろうから。そうすると、あと出てくるのは運転業務か日曜・祭日なり夜なり、そういうときに出ているときの時間外手当のことを知りたいということでお話をしたので、案分するとかよくわからなかったのですけれども、とにかくその運転業務に、時間外等、日曜・祭日、土日か、そこで出ている時間外手当が、諸手当が 360 万円ということではよろしいのでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 申しわけございません。今のは時間外手当ということではなくて、ちょっと時間外については拾っていないのですけれども、拾っていないといましようか、それのみのことについての数値は出していないのですけれども、この職員にかかる人件費、給与ですとか、手当、これは時間外手当も含めた手当なのですけれども、1人分の年間の人件費を、運転業務に従事している時間と、それから運転業務以外に従事している時間、運転業務に従事する時間が全体の4割弱になるのですけれども、運転業務に従事している時間が全体の4割弱になるのですけれども、その割合で1人分の運転業務に従事している職員の全体の年間の人件費を案分いたしますと、運転業務に従事している分の人件費としては、給料だとかほかの手当とかも含めまして、共済費も含めまして総体で 360 万円程度になるということでございます。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） わかりました。そうしたら、例えば 800 万円出ている中の4割が運転オペレーター業務時間だよと、それが 360 万円に相当すると、そういう意味の解釈でよろしいのですか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 考え方としては、かなりラフな積算ではございますけれども、大体それぐらいの数字になるということでございます。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） それですと、その 360 万円払って、燃料等もで 400 万円程度、これに今度、車が古くなれば買わなければいかんということにもなり得てくるのですが、どうしてこれ業務委託なりをしないかと思うのですが、まず、とりあえず管内の公用車を持っている市町村はどのぐらいか、持っていない市町村でもいいです、どちらかちょっと教えていただけませんか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 管内市町村の、19市町村の市長、首長の公用車の状況、運行状況についてお話ししたいと思いますけれども、19市町村のうち本町と同じように直営で運行しているのが12市町村あります。委託が7町村であります。委託7町村につきましては大体、委託金額のばらつきはあるのですけれども、多いのがやはり 300 万円から 400 万円程度の委託料というふうになっております。ただ、どういった業務内容の委託なのかという詳細まではわからない部分がありますので、単純

に金額だけですけれども、300万円から400万円程度が多い状況になっております。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） そうしたら、ほかの7町村の中の300万円から400万円はいいとして、そうしたらそれ業務委託は300万円から400万円どこか営業車かどこかへ委託しているのだらうと思いますけれども、恐らく村内なり町村内を首長が移動するときに、タクシーだか何かわかりませんが、そのような形式はとっていないと思うのですけれども、その場合、どのように移動していると考えているのですか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 他町村の委託につきましては、タクシー会社に委託している例がほとんどでございます。

スケジュールを例で申し上げますけれども、全ての町がそのような状況かはちょっと把握はしておりませんが、例えば1カ月前に1カ月分のスケジュールをお渡しして、それに基づいてタクシー会社から送り迎えに来るといようなことになろうかと思っております。

ある町では、例えば緊急の場合には職員が対応しているだとかという例もございますので、これ各町村、業務内容が詳細までわかりませんので、さまざまとは思いますが、おおむねそういった状況になっております。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） 7割の市町村が一月のスケジュールを渡してタクシーなりに業務委託をしているということなのですが、それなら1キロ何ぼで走るとか、そういう話ではなくて、完全業務委託ということなので、答弁書にある守秘義務が漏れるから自家用公用車のほうがいいということにはならないのではないだろうかと思うのですけれども。業務委託をする限り、その人が乗った時間の車内の守秘義務のある事柄を外部に漏らしたり録音するとか、そういうことはないはずなので、この1番の公用車が守秘義務や何かがあるから使うということには当たらないと思うのですけれども、どのようなものでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 恐らくその業務委託契約の中には、業務の中で知り得た秘密といいたいような、情報については外部には漏らさないようにという業務委託契約の中で、各町村の契約書の中でそういった条項もあろうかと思っておりますので、受託先の業者の運転手についても守秘義務といいたいまいしょうか、そういったものは生じるとは思います。

ただ、役場の職員と直営でやる場合と委託先の業者の職員とのやはり差というものがある程度はあろうかなということをごさいますして、そういった意味では、やはり直営のほうが望ましいかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） これ、今、部長の言う話では、今テレビではやりの韓国の朴槿恵大統領みたいに車の中で決めるような、そんな守秘義務のある話を車の中でしょっちゅうして、業務委託しているタクシー会社等を信用できないという話なのですか、それ。ちょっとそこら辺をお伺いします。

○議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 公用車につきましては、専任の運転手をやっているという大きな意味は、町長の行動、あらかじめ決められている日程がありますけれども、やはりこれが日々流動的で、いろいろスケジュールがずれることもあります。そういう点に素早く直営でやっていると対応できるというのがまず大きなことです。

それと、行く場所も、これは町内何カ所も行ったたりする、そういうような経路もあります。こういうときにも、町職員であれば、これは道も十分熟知している職員がやりますので、これは非常に安全確実に町長の行動もできるというメリットもあります。

今言っていた守秘義務のことに関しましては、それも一つの理由であります、民間の車を利用し

てやるよりも町の職員がやるほうが、よりそういう情報管理はしっかりと守れると、そういう意味で
あります。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） 副町長の言う情報管理は、それは間違いなく自分一人で考えて話しするほうが情
報は漏れないと思いますよ。

だけれども、業務委託した営業車の中でそれだけ守秘義務を守らなければいかん、話がそこまで忙
しい話なのかどうか、そこら辺ちょっとお伺いします。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 高橋議員のお話を聞いていると、車の中で常に守秘義務のあるような話をしてい
る、そんなふうに関わってくるわけなのですが、決してそうではなくて、そういうケースが間々あるとい
うことであって、それもやはり情報を管理する上では直営の正職員のほうがより確実性が高いと、そ
ういうふうに申し上げているわけでありまして。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） それでは、逆に言うと7町村で、副町長か誰でもいいですけども、今まで守秘
義務が漏れて問題になったようなことはあるのですか、事例として。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） そのことに関しましては、特に聞いてございません。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） それでは何も、営業車にしても守秘義務が守られないということにはなりません
ね。そういうことですよ。そうしたら、それは今までの答弁からいくと、そういうことだと思います
。

それで、次に質問をしたいのですけれども、議長にちょっとお伺いしたいのですけれども、通告書
からは外れている質問ではないのですけれども……

○議長（芳滝 仁） いや、ここに出ておる、出されましたね。

○3番（高橋健雄） 内容ならいいですか。

○議長（芳滝 仁） 出されましたね。

○3番（高橋健雄） この通告に従っている内容に入っている話なのですけれども。

○議長（芳滝 仁） それだったらいいのですよ。

○3番（高橋健雄） いいですか。

○議長（芳滝 仁） ここで初めに言われるときは出された分だけ読んでいただいて、その以外の質問
については再質問でやってくださいということですから。そうです。

○3番（高橋健雄） 一般通告した中にその再質問の内容が含まれているのですけれども、よろしいで
しょうか。

○議長（芳滝 仁） いや、出されたところには入っていないものですから。ここに出されたところ
には入っていないものですから、それが。

○3番（高橋健雄） いいのかい。

○議長（芳滝 仁） いいのです。大丈夫です。

○3番（高橋健雄） それでは、一番私も議員として言いづらい、ほかの議員さんも町民の方も聞きづ
らい話を今しようと思うのですけれども。この中に、町長の公務という範囲で、判例集の中に社会通
念上の儀礼の範囲にとどまる限り公務とみなすということで答弁をいただいている内容なのですけれ
ども、実は8月の某日、町長が公用車で飲食店を、俗に言うはしご酒というのですか、そういうふう
に公用車で、昼の12時から晩の9時ごろまでずっと3軒か4軒回ったと、公用車で。その内容を、私
は町長の公務以外であるということで、今、監査請求をしているもので、それと重なるので、これ質
問でよろしいかどうかをちょっと議長にお尋ねしようと思っただけで、いいということなので……

○議長（芳滝 仁） 高橋議員、監査請求のことは言わないでください。

○3番（高橋健雄） それなものだから、聞いてもよろしいかどうか議長に聞こうと思ったのです。よろしいということなので……

○議長（芳滝 仁） 監査請求出ているのですか、その内容は。

○3番（高橋健雄） そうしたら、取り消してください。

○議長（芳滝 仁） その具体的な内容が監査請求に出ているのですね、監査。

○3番（高橋健雄） 出ています。

○議長（芳滝 仁） そうしたら、それはやめてください。

○3番（高橋健雄） はい。

そういうことで、社会的通念上、儀礼の範囲内にある飲み方なのかどうか、私はそれちょっと違う、町長の公務以外の私的、私ごとであるのでなかろうかと思ひまして、その内容を見てそのように質問しているのですけれども、社会的通念上そのような内容で許される範囲なのかどうか、ちょっとそれをお聞きしたいと思っています。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員、監査請求に出されていることについては議場では、まだ監査請求されていって結果が出ておりませんので、それについて町長が答弁ということはできませんので。

○3番（高橋健雄） いや、それは必要なことなんですけれども、そういう法的なことをしているもので、この質問をしてもいいかどうか議長にお伺いした……

○議長（芳滝 仁） それは、だからやめていただきたいと思います。監査請求に出している部分は、まだ終わっていませんので。

○3番（高橋健雄） はい、わかりました。

○議長（芳滝 仁） そのことについての質問は控えていただきたいと思います。

○3番（高橋健雄） そうしたら、これをまた変えます。

それで、毎年9月ごろになると各地区で秋祭りが開かれて、その秋祭りに町長が、公務だろうと思うのです。秋祭りに出席して、12時から1時ごろに始まるのですけれども、やはりそこでお酒をたしなまれておるといふふうに見ているのですけれども、それがやっぱり社会的通念上、儀礼的範囲におさまるのかどうか、ちょっとお伺いしてみたいと思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 先ほどの答弁の中では、最高裁の判例というものがあまして、これはいわば法律でありますので、この考え方に従って私は、その行動が公務なのか政務なのか、全くプライベートなのか、そこはこの考え方に従って分けて行動しているつもりであります。

この最高裁の判例については、ここを議論すべきものではないと思います。これは、個々のケースに応じてそれが公金の支出に当たるかどうかを判断すべきであって、この場でそのことをやりとりするという事は私はふさわしくないなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

本日の会議は、高橋議員の質問が終了するまで時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、高橋議員の質問が終わるまで時間を延長することに決定いたしました。会議を続けます。

高橋議員。

○3番（高橋健雄） そうしたら、なるだけ早目に終わらせます。

それでは、これ公務上、公用車を廃止しない方向だということなんですけれども、恐らく公用車を廃止したほうが安上がりなことにはなるのだらうと思ひますけれども、公用車を廃止して、その分、きのうも一般質問に出していましたけれども、町内の7カ所の学校なり施設でアスベストの煙突がいまだに使われているということもきのう出いましたが、公用車等を廃止して経費を減らして、まだき

のうのアスベストの話は資金がいろいろないので使えないという、やれないのだという話でしたが、この公用車を廃止して、そういう優先順位として子供の運動なり学校なりのほうに、優先順位として公用車廃止のお金を先にそういうものに回せるような考えはないのでしょうか。ちょっとお伺いしたいです。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 先ほど申しあげました金額につきましては、あくまでも一定の過程で、概算で積算を申しあげました。あの数字の比較では直営のほうが若干高目には出ておりますけれども、町長の答弁にもありますように、直営のほうが緊急の場合ですとか、突発的な事案が発生した場合においては迅速な行動も可能であるという利点もございます。そういったメリットになる部分もございますので、単純にこれ金額の比較にはならないかなというふうには思います。

それとあわせて、例えば業者に委託した場合については、委託業者との連絡調整ですとか、そういった別な業務も生じてくることとなりますので、そちらにかかる人件費も多少はかかってくるかなというところがございますので、これ単純にやっぱり金額での比較はできないかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） 業務委託している7町村の中で、どこの町村とは言いませんけれども、業務委託している、先ほどスケジュール、一月のスケジュールを渡していると。そうしたらスケジュール以外に、突発的に動かなければいかんところができた場合は、庁舎内の、川が流れたといったら建設部とか、どこかの家で事故が起きたとかというのだったら民生部とかいう、その部署部署ごとに突発的なことについては、すぐ職員が公用車で送り迎えしていると。だから、突発的な動きについては、それで十分対応できているというふうに、よその町村ではそんなような話を聞いたのですけれども、そういうぐらいのことは対応できないものですか。

○議長（芳滝 仁） 企画総務部長。

○企画総務部長（菅野勇次） 先ほども申しあげましたように、緊急時の場合には、その業者、委託している業者対応ではなくて、職員が対応するというふうにして町もでございます。

ただ、やはり突発的に出るときには、その職員が通常行っている業務以外に運転業務に従事することになりますから、その業務がふえることとなります。今は、うちは直営でございますので、専任の職員がおりまして、その職員が町長の公用車を運転しているわけですから、その分にかかる部分というのは、その職員が担っているわけですが、業者委託にして突発的な業務が出てきた場合につきましては、他の職員がその業務を担うこととなりますので、その分、通常の業務がその職員はできなくなることとなりますので、そういったこともございます。そういったことから、先ほど来申しあげましたように、単純な比較は今できないのかなというふうに考えております。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） 行政改革の一環としてやっぱり町長の公用車、今、いろいろありますけれども、行政の一環として、今、社会的に無駄遣いや見えの張るような、改まってもう少し、公用車を廃止して業務委託をして、身軽に町民にそのようにやっているというところを見せていただきたいと思えます。どうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 行革につきましては、住民サービスの向上を図るとというのが最大の目的だとは思っております。その上で経費削減が図れるということも、当然それはメリットとしてあることだと思っております。

町長の公用車につきましては、いろいろな公区だとか、いろいろな団体等に呼ばれて、そして参加するものもあれば、また、町長の場合は現場を確認するということが非常に大事だというふうに思っておりますので、いろいろな施設などがどのような状態になっているのか、そういうものを確認する、また、このたび、例えばこういうような災害があった場合につきましては、いち早くその現場を自分

の目で見ると、そういうようなことで機動的な行動をとる、そういうことにおきまして直営で公用車を持ってすぐ対応することが一番これは効率的でいいものだというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） 今、副町長の言う、今回の台風でもすぐ対応できるというふうなら、公用車よりは建設課の車に乗っていったほうが、どこがどうで、どこが壊れてどのような住民からの電話が来ているとか、そういうことが一番わかる各担当部署が、一番敏速かつ早いのではないですか。

○議長（芳滝 仁） 川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） それは、その案件によっていろいろ使い分けております。

今、高橋議員が言われたように、担当者が一緒について回ったほうがいい場合、こういう場合もあります。そのときには、町長はもちろんその担当者を一緒に乗せて行動する場合もあります。そういうようなことで、その案件によっていろいろな方法を取りながらやっているということでもあります。

○議長（芳滝 仁） 高橋議員。

○3番（高橋健雄） 5時過ぎましたので、私、質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（芳滝 仁） 以上で、高橋健雄議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

17:07 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成28年第4回幕別町議会定例会
(平成28年12月9日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
9 岡本真利子 10 東口隆弘 11 野原恵子
（諸般の報告）
- 日程第2 一般質問（1人）
- 日程第3 議案第94号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第95号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第5 議案第99号 幕別町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第100号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第102号 幕別町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第104号 幕別町保育料条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第105号 幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第106号 幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例

会議録

平成28年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年12月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議 長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 代 表 監 査 委 員 八重柏新治
企 画 総 務 部 長 菅野勇次 教 育 部 長 山岸伸雄
会 計 管 理 者 原田雅則 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
住 民 福 祉 部 長 境谷美智子 経 済 部 長 田井啓一
建 設 部 長 須田明彦 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
札 内 支 所 長 坂井康悦 地 域 振 興 課 長 小野晴正
政 策 推 進 課 長 山端広和 総 務 課 長 武田健吾
農 林 課 長 萬谷 司 税 務 課 長 川瀬吉治
住 民 生 活 課 長 山本 充 こ ど も 課 長 杉崎峰之
学 校 教 育 課 長 高橋修二 保 健 福 祉 課 長 金田一宏美
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
9 岡本眞利子 10 東口隆弘 11 野原恵子

議事の経過

(平成28年12月9日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番岡本議員、10番東口議員、11番野原議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○15番（谷口和弥） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

一つ目、小規模校特別転入学制度の魅力を知ってもらうために。

幕別町は、途別小学校を「小規模校特別転入学制度」の導入校（特認校）に指定しています。

平成9年1月27日付の文部省通知による「通学区制度の弾力的な運用」などを踏まえて、設置者である教育委員会が通学区の変更を認める制度が根拠となり、途別小学校の「教育活動に共感」し、「通学を希望」する在住者が通学区外からの就学ができるようになりました。現在、児童数は21人で、そのうち8人が「特認校」制度を利用して就学しています。

途別小学校は、自然豊かな地域の特性を生かし、米づくりや農園活動などの体験的学習を取り入れた「特色ある教育活動」を推進し、少人数で親和的な雰囲気大切にしてきました。十勝稲作発祥の伝統を継承した「稲作体験」や畑で育て収穫した作物を料理し味わう「食育」を中心にさまざまな体験学習に力を入れ、その多くを異学年からなる縦割り班で行い、「リーダーシップ」や「思いやり」といった豊かな心を育てることを教育目標に掲げています。

就学中の児童の保護者からは「この学校は子供たちにとって地域にとって宝だ」「この学校を選んだ価値があった」と、また卒業生からは「大規模校とは違った少人数だからこそ体験できることがあった」などといった感想が学校に対して寄せられており、途別小学校の「特認校」としての教育活動が評価されていることをうかがわせます。

この「特認校」制度の魅力を多くの町民に知ってもらい、今後も一定の児童数を確保することは重要な課題であると言えます。

ついては、以下の点について伺います。

- 1、「特認校」制度の学年別の在籍者数と来年度の転入学希望者の状況は。
- 2、「特認校」制度による募集人数を決める基準は。
- 3、来年度の新1年生は例年より人数が多いことが予定されており、低学年の2学年が単式学級に

なることが想定されていると聞く。そのことにより、学校に対して必要となる援助にどのようなものがあるか。

二つ目であります。

学童保育所の新設の要望に応える施策を。

学童保育は、児童福祉法において「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により、昼間、家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」と規定されています。加えて、国が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」では、「発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、その健全な育成を図るものである」とされており、安全な「遊び」と「生活」の場の提供が求められているところです。

本町において、小学校数9校のうち、「幕別町立学童保育所条例」に基づき、現在、5カ所の小学校の校下に6カ所の学童保育所が設置されていますが、小規模小学校の4校には設置がなされていません。保護者が労働等により、昼間、家庭を不在にするケースは学校の規模に関係ないものと考えます。

ついては、以下の点について伺います。

1、学童保育所未設置の小学校の保護者の意向をどのように捉えているか。

2、学童保育所設置の要望が保護者からあるのであれば、新設に向けて早急に準備を開始するべきではないか。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からご質問の1点目につきまして答弁させていただきます。

「小規模校特別転入学制度の魅力を知ってもらうために」についてであります。

本町では、少人数での教育のよさを生かし、一人一人の児童に目の行き届いた教育、個に応じた指導、体験的活動を通して生きる力、確かな学力、豊かな心、健やかな体を培いたい、かつ教育的な効果が期待できる場合に、通学状況や生活指導面などに十分配慮した上で、平成16年度から、途別小学校に限り、小規模校特別転入学制度を実施しているところであります。

途別小学校は、複式の小規模校であります。自然豊かな地域の特性を生かし、米づくりや農園活動など、体験的学習を取り入れた特色ある教育活動を実践しており、地域においても、平成25年6月には、長い歴史を持ち、十勝の稲作を唯一継承する小学校として、特色ある教育活動や伝統を未来へつなぎたいという熱い思いから、PTA、地域などで組織する「途別小学校を守る会」を設立し、地域と学校が一体となった取り組みを行っているところであります。

また、教育委員会と学校では、小規模校特別転入学制度を周知するためにホームページや広報への掲載、PR用ポスターや学校案内等のパンフレットのほか、10月7日に実施した特認校公開参観日には、町内外から約60人の方々に途別小学校へお越しいただき、一人一人の児童に目の行き届いた教育の一端をごらんいただくなど、今後も引き続き小規模校特別転入学制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の1点目、「特認校制度の学年別の在籍者数と来年度の転入学希望者の状況は」についてであります。

途別小学校の在籍者についてであります。平成28年度は全校児童21人中、小規模特認校制度による学年別の在籍者は、2年生3人、3年生2人、5年生2人、6年生1人の合計8人で、全校児童に占める割合は38.1%であります。

また、平成29年度の転入学希望者の状況についてであります。現在のところ、予定しております全児童数は24人で、うち小規模特認校制度による学年別の在籍者は、1年生で1人の入学を予定して

おり、3年生で3人、4年生で2人、6年生で2人の、合計で8人となる予定であり、全校児童に占める割合は33.3%と見込んでおります。

ご質問の2点目、「特認校制度による募集人数を決める基準は」についてであります。

途別小学校は、複式の小規模校であり、自然豊かな地域の特性を生かし、米づくりなどの体験的学習を取り入れた、少人数で一人一人の児童に目の行き届いた特色ある教育活動を実践しております。

募集に当たりましては、学校と十分な協議を行いながら、現状の各学年の在籍者数や今後の在籍予定者数を想定し、北海道教育委員会が定める複式学級の学級編制基準による1個学年8人を募集の上限と考えておりますが、少人数で一人一人の児童に目の行き届いた特色ある教育活動を行うため、2個学年平均6人を募集人数とさせていただきます。

ご質問の3点目、「来年度、低学年の2学年が単式学級になることが想定されると聞かすが、そのことにより学校に対して必要となる援助にはどのようなものがあるか」についてであります。

現在のところ、来年度、途別小学校に入学を予定している児童は8人ですが、現1年生は3人在籍していることから、北海道教育委員会が定める学級編成基準では、複式学級については、1学年を含む場合は2個学年8人が基準となっておりますことから、平成29年度の1年生は複式学級ではなく、単式学級となることが想定されており、1、2学年の2年間は単式学級となる予定であります。

教育委員会では、長期的な児童数の推移の状況から大規模な施設改修は行わず、現状の学校施設内の教室を一部改修し、一時的に対応してまいりたいと考えておりますが、改修に当たりましては、学校と十分な協議を行いながら年度内の改修を進めてまいりたいと考えております。

また、児童数・学級数増等に伴う支援につきましては、平成29年度は、新1年生と2年生が単式学級となるとともに、特別支援教室も1学級増となりますことから、県費負担職員定数配置基準により教職員が3人増となる予定であります。このことから、予算面の支援として、学級数、児童数、教職員数を基準に算出しております学校運営費交付金につきましては、それら増加分をルールに従い支援してまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「学童保育所の新設の要望に応える施策を」についてであります。

学童保育につきましては、児童福祉法第6条の3第2項の規定により、就労などによって保護者が、昼間、家庭にいない小学生を対象に、学校開校日の放課後と土曜日、夏休み・冬休み等の子供の生活を保障する事業で、現在、幕別地区に1カ所、札内地区に4カ所、忠類地区に1カ所の、計6カ所の学童保育所が設置されております。

また、昨年4月からは、児童福祉法の改正により、対象年齢が小学校6年生まで拡大され、高学年の入所がふえてきている状況となっております。

ご質問の1点目、「学童保育所未設置小学校の保護者の意向をどのように捉えているか」についてであります。

町では、平成26年1月に、子育て家庭の教育・保育施設や子育て支援事業の利用状況や利用希望等を把握することを目的に、小学校3年生の保護者を対象として子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査を実施しております。アンケート調査の中には、学童保育に関する設問があり、途別・古舞小学校区域で12人、糠内・明倫小学校区域で6人の方に調査を実施いたしております。

初めに、途別・古舞小学校区域では、小学校低学年時に放課後を過ごさせたい場所の設問につきましては、自宅が6人、祖父母・友人宅が1人、習い事が3人、学童保育所が2人となっております。また、小学校高学年時に放課後を過ごさせたいと場所の設問につきましては、11人から回答があり、自宅が5人、祖父母・友人宅が1人、習い事が3人、学童保育所が1人、その他が1人という結果でありました。

次に、糠内・明倫小学校区域では、小学校低学年時に放課後を過ごさせたい場所の設問につきまし

ては、自宅が3人、祖父母・友人宅が1人、その他と回答された方が2人でありましたが、学童保育所とする回答はありませんでした。また、小学校高学年時に放課後を過ごさせたい場所の設問につきましては、5人から回答があり、自宅が2人、学童保育所が1人、その他が1人という結果でありました。

このアンケート以後、地域からの具体的な要望につきましては、先日ご要望をお受けいたしました「途別小学校を守る会」からの学童保育所の新設要望以外には伺っておりませんので、アンケート調査からの推測とはなりますが、小規模校の小学校区域では農業を営んでおられる保護者の方が多く、自宅や隣接した祖父母宅で放課後を過ごすことができ、見守る環境が一定程度確保されておりますことから、学童保育を希望されているお子さんは少数となっていると考えております。

ご質問の2点目、「学童保育所設置の要望が保護者からあるのであれば、新設に向けて早急に準備を開始するべきではないか」についてであります。

学童保育所の設置要望につきましては、先日、「途別小学校を守る会」から要望書が提出されたところであります。町といたしましては、途別小学校のみならず、古舞小学校、明倫小学校、糠内小学校の農村部の小学校下においては、前段申し上げましたとおり、市街地に比べ農業を営んでおられる方が多く、子供が安心して過ごす居場所がある程度確保されておりますことから、現段階においては開設は難しいものと考えております。

以上で、谷口議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） それでは、一つ目から再質問させていただきたいと思います。

今回、この質問をするに当たっては、途別小学校の教育を、新たに新入学を迎える保護者の方から相談を受けたことから、この問題についてのいろいろ私なりの調査を始めさせていただきました。

途別小学校の教育実践が大変立派なものである、すぐれたものであるということについての私の思いや保護者の思い、それから今の教育委員会の答弁の中からも、そのことは明記されていて、その辺の共通認識には立てたのだということに、そのように思います。

それで、まずお尋ねすることは、特認校の募集人数、この1学級6人にするということについては非常に根拠があることなのだというふうに思います。少なければ少ないほどいいということには教育の現場ではならないわけで、やはりそれから中学に進み、さらに勉強して社会人になって、たくましい社会人になってもらうためには、やはり一定の集団でのルールも学んでいかなばならない、その中で6人ということの定めについても、これは学校教育現場からの意見でもありましたけれども、適当な数字なのだというふうに思っているところでありますが、実際、今、途別小学校の各学級の人数で言うと、6人または6人に近いところの人数ということではなかなかないわけで、それでも少ない人数になってしまっているわけでありまして。私は、この6人という人数にする、あるいは近づける、そのことをもう少し教育委員会が奮闘すべきというふうに思っているのですけれども、そのことについてどのようにお考えになりますか。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） もう少し近づけるようにということでございます。もちろん我々PRして、できるだけ多くの方ということは考えておりますけれども、あくまでもこれは区域外という言い方をするとちょっとあれなのですけれども、区域外から来てもらうのに途別の学校の教育方針、それに賛同していただける方、こういう方を、誰でもということではなくて、そういうような方を招いているということで、どうしてもそういうところで意思というか、そういう意思がある保護者の方がいなければなかなかそこまではいかないということがございます。そういう意味で、6人とは言っていますが、6人までいかない場合もあるのは仕方ないと思っています。

ただ、PRというか、これからの周知ということは、今までも、先ほど申し上げましたとおり、ポスターだとかパンフレットつくって、帯広市内の店舗だとか何かにも張らせていただいています。そういうような活動、これは地域の方も協力していただいていることなのですけれども、そういう

ようなPR活動、さらに努めてまいりたいのかなと考えています。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 1回目の答弁にいただきましたように、私も10月の公開参観授業、それに参加させていただいて、それは一参加者でありましたけれども、教育長がぜひ途別小学校に入学してくださいというこの訴えをしている、そういった場面は目にしているところであります。

学校の転入学者を確保する上でということでのお話になりますけれども、保護者の立場から思うに、学年の途中に途別小学校に入れたいわというふうになるのは、なかなか勇気のあることなのだと思います。途別小学校の特認校を利用するという自体も、やっぱり私は保護者にとって大きな決断が要るのだというふうに考えています。やはり1年生の入学時に申し込みをたくさん受けて、そしてそのまま6年間、その学校の教育方針に沿って楽しい小学校生活を送ってもらう、そのことが一番望ましいのかなというふうに思っているところであります。

例えば、そうやって考えたときに、今いろいろな手法の中で、途別小学校の特認校としての訴えをしているということでありましたけれども、例えば町内の保育所、保育園、幼稚園、これから新入学を迎えるような人たちに、保護者に途別小学校の教育をアピールするような、そんなことがあってもいいのではないかなというふうに思うのですよ。

今、教育長がおっしゃったように、個別に途別小学校に入りませんか、そういう性格のものではないのだと思うのです。あくまでもこういう教育が行われているのだということを知ってもらって、興味を持ってもらって問い合わせをいただくような、そういう関係になってようやくそういったことになるのかな。私はそういったことも必要なのではないかなと思うのですけれども、そういったことはどうでしょうか。一つの提案ですけれども。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） ただいまのPR等の関係でございます。

先ほど、教育長もお話しさせていただきましたけれども、町内外にポスターを掲示させていただいているところでございますけれども、町内はもとより帯広市内含めまして100カ所程度、スーパーであったり公共施設であったり、図書館、企業、こういうのを含めた中でポスター等の掲示、それに合わせて学校案内、ポスター掲示に合わせて、これも今ご質問ありましたように、町内の幼稚園、保育所、これについてはそれぞれ地域の方、また学校の協力をいただきながら配布、掲示をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） それで、そういう新1年生から迎えることについては、今、一つ提案したわけですけれども、そのことについては何も回答がなかったし、なぜこういうふうに募集のことについて繰り返し言うのかということ、やっぱりこの6人という、途別小学校の特認校としてのよさを知ってもらう、かつ途別小学校に在籍する児童生徒の教育環境が最もいい形、それが1クラス6人だという、そういう一つの指標が出されている中で、その人数に達するように、私は、学校に入ってしまうと、そこで教育目標を実践するのは学校だけでも、人数を確保するというだけでは、それは私は教育委員会の仕事ではないかと思うものだから、こういうことを述べているわけでありまして。もう一度答弁をお願いします。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 今、議員からのお話でございますが、1年生から確かに入っていただくのは、子供たちの環境、それと仲間づくりという面においては大変効果あることだということで、1年生から入っていただくのが望ましいというのは確かだというふうに思います。

ただし、これまでも途中から入っているお子さんもいまして、例を申し上げますと、たしか3年生からだったというふうに思いますけれども、昨年、卒業した児童がいまして、なかなか大規模校でなじめなくて学校生活を送ることができないということで、3年生に編入したというふうに思いますが、

途別校の特認校に入った子だったというふうに思いますけれども、そういう子もいらっしゃいました。その子については、確かに途別に来てなかなか学級に入れず、一時期、校長室なんかで指導を受けながらという時期もありましたけれども、次第にやっぱり少ない子供たちという環境もあって、少しずつですけれども溶け込めるようになり、去年、立派に途別小学校を卒業したという子供さんがいました。

そのお母さんの話なんかもお聞きしましたけれども、途別小学校でなければやはりこの子は多分卒業できなかつたろうということで、涙ながらにお礼を言っていたという場面に接しましたけれども、そういう面では、小規模校のよさというのはそこにあるかと、全てが1年生からスタートするというのが、それは理想かも知れないですけれども、いかに小学校をきちっと卒業し、その中で教育を受ける、そういったところも逆にこの小規模特認校の成果であり、目指しているところなのかなということで、毎年毎年、1年生だけでなく、2年生、3年生、4年生について、そういう子がいらっしゃらないかということで募集をしているということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 今の教育部長のご答弁は、丸っきり私もそのように思うわけで、途中からの転入学を否定するようなことは一言も言っていないつもりで、そういった事情もある児童生徒が通うということはあるでしょうし、そして今、実際、学校の中で、このこと自体が、これから申し上げること自体が問題になっているわけではないけれども、例えば1学年1人の、そういうケースもある。1学年3人いるけれども、全部女子児童だというようなケースもある。当然もうそれは在籍しているわけだから、転入学の中で仲間がふえるということは、いろんな多様性のあるクラスが編成されるようになるということは大事なことです。それはそれでやっていただきながら、一方で、一番教育環境を整えると、向上させるという中では、やっぱりこれから新入学のところの人たちに途別の教育のあり方をちゃんとPRして、来るかどうか、入ってくれるかどうかは別にして、ちゃんと広げることが大事だと思うものだから、そういう保育園、保育所、幼稚園ということを申し上げたところであります。まだ、私は、教育委員会が途別小学校の児童生徒数の確保にする余地があるなというふうに思っているものですから、このことを述べさせていただいているところです。まだそのことについては答弁いただけていないわけですが、次に行きますけれども。

先日、11月11日、NHKのドキュメンタリーの中で、新日本風土記、全国放送がありました。十勝が、今回、台風の中で大変な被災をした。だけど、それに負けないで頑張っていくという農家の姿が中心に映し出されたドラマでありました。そして、十勝の農業について、多くの北海道は官が農地を開いていった。山を開き、畑をつくっていった。だけど、十勝は、官自体も余りかわからず、民間の力の中でやってきたのだと。その中で、依田勉三氏が紹介され、晩成社のことについても紹介があったところです。その依田勉三さんが晩年過ごしたというところで途別が紹介され、そしてあの途別小学校の児童生徒が大変さわやかな笑顔の中で田植えをするシーンが紹介されて、すばらしい笑顔だな、感動もしたわけでありまして。

今、ポスターがあつたり、いろいろホームページがあつたりと、それから教育委員会のホームページからは途別小学校のホームページにリンクもされて、そういったことの中では若干途別小学校の教育の実践について知る余地もあるのかなと思うのだけれども、教育委員会のホームページ自体は事務的なものだし、途別小学校も学校独自でつくっていらっしゃるのだと思うのだけれども、4枚のスライドで校舎や田植え風景やスキー事業や、それからふだんの授業風景、それをスライドで何秒かずつに交代したのをやるのだけれども、私はもっともっと途別小学校の教育の実践のあり方を紹介する、そういったものがあってもいいのではないかなと思うのですよ。

例えば、またこれも一つ提案ですけれども、今、ユーチューブで一発で、今、ユーチューブにしるということはないですけれども、もう大変な社会的な現象を生むような、そんなケースもある、やっぱりビジュアルに、動画に訴えるということは大事なかな。

今のNHKの新日本風土記のように、そういう子供たちの生き生きとした姿を教育委員会のホームページ等からも発信できるような仕組み、そういったことがあったほうが、より途別小学校のことがわかっていいのではないかなと思ったりもします。

先ほどのこれからの新入学のところと、今の動画を使ってみたらどうかというこの2点、どのような感想なのか、お聞かせください。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 初めに、新入学の件、これについては何度も教育長からもお話ししている部分なのですけれども、確かに1年生は望ましいというのは、これは先ほど私も答弁いたしましたとおり、これは議員と同じ思いを持っております。やはり途別小学校のさまざまな学習活動に共感し、そして入学していただくということは、大変望ましいことだというふうに思いますけれども、あくまでもやはり途別小学校は特認校という制度は持っておりますけれども、やはり地域の学校であるというのも一方でございますことから、やはり地域の子供たちとそういう共感していただく子供たちが一緒に活動していただける、人数をふやすというだけでなく、やはり共感しつつ教育活動にも協力し、かつ地域との交流ということでしょうか、そういうことにもやはり協力していただければならないという部分もございますことから、必ずしも1年生だけでなく、そういう共感していただく者に対しては、定員の中でなのですけれども、複式を維持しつつ入学していただくということでご理解いただきたいなと思います。

それと、PRの部分でございますけれども、ポスター、そしてパンフレットということで作っております。ホームページなんか私どもつくっておりますけれども、動画についても、確かにこれは有効な手段だなと。特に田植え、それと稲刈りの風景、実をいいますと、今日、餅つき大会なんかも行っているところなのですけれども、そういう風景を動画とし、発信するというのは確かに有効な手段だというふうに考えます。それについては、今後、どのような形で発信するかということは検討してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） ちょっとかみ合わない部分もありますけれども、次の質問に移っていききたいというふうに思います。

一番途別小学校の教育環境のいい人数ということで、6人という募集定員が定められているというこの話に戻りますけれども、ほかにどんな条件があれば途別小学校の特認制度を利用したいという校区外の児童生徒、保護者がもっと興味を持ってくれるかということの話になりますけれども、その点ではどんなことが考えられますか。

○議長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（高橋修二） 小規模特認校制度の条件ということでございますけれども、何点かございますが、まず基本的には普通学級、普通学校に在籍する児童生徒が基本となります。

また、それに伴って保護者の希望、それと教育活動において効果が期待できる場合ということで途別小学校の転入学を認めているというようなところでございます。

また、条件に当たりましては、途別小学校の教育活動、これに賛同していただけるということが条件となります。

それともう一点といたしましては、保護者の希望、これも条件とされております。

あと、ただ複式学級であるということもございますので、そういったことも理解をしていただきながら、個別指導、少人数の教育を理解していただくということが前提となってまいります。

それと、通学に当たりましては、区域外というところもございますので、保護者の方が送り迎えをしていただくというところが条件というふうなことでございます。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 私がお聞きしたのは、そういうことでは全然ないわけで、そのことはもう周知の上でこの質問をさせていただいているわけで、人数を、適切な子供たちの特認校を知ってもらう、途

別の在校生にちゃんと最上の環境をつくろうということで6人という人数にする、近づける、このためにはあと何が条件があるといいのかということをお尋ねしたのであって、そのことについてお答えになってください。

○議長（芳滝 仁） 田村教育長。

○教育長（田村修一） 先ほどから、適正な人数6人ということにこだわっていますけれども、これは上限ということで考えていただいたほうがいいかと思います。6人にするための学校、人数を多くするためにこの途別小学校の特認校制度をやっているということではないということをもまず理解していただきたいと思います。

まずは、先ほど部長言いましたけれども、地元の子供たちが通う、地元で根差した学校というのがまず第一です。その次に、こういう特別な教育活動をやっているのも、皆さん賛同できる方についてはぜひとも入ってくださいと。そういう学校は、少ない人数だからこそできる教育活動、少ない人数で一人一人、個を伸ばす教育活動をやっていると、それに賛同する方にぜひともいらしてくださいという趣旨のこの制度なので、6人にふやす、8人にふやす、10人にふやす、そういうための制度ではなくて、上限として6人が適当であるというふうに考えています。

ただ、やはりPRするというのももちろん大切だと思うので、こういういい教育活動をしている学校にできるだけ多く来てくださというPR活動については、1年生も含めて、これからもさらに努めてまいりたいのかなと思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） 私は、今の教育長の答弁は全く異を唱えるものではありませんよ。8人にすれ、10人にすれ、そんなことは私は一言も言っていない。あなたが勝手に今言い出した数字であって、私は学校側からの要望もあって、6人が教育環境としてすぐれていて、そのことを教育委員会にも伝えてあって、そういうことで募集がなされていると、教育委員会も承認されているということなわけだから、その募集人数について近づける努力をするのは、先ほども言ったとおり、教育委員会ではないかということを行っているのであって、今の教育長の答弁は、私は理解しますよ。でも私が意図しているところでない部分についても、随分お話になった、そのことは私はちょっと遺憾に感ずるところであります。

それで、途別小学校に入学の問い合わせが来るに当たっては、学校長も、それから教頭も人事異動がありますから古い話がわからないのだけれども、余り古くなるというと、今の着任してからのことしかわからないのだけれども、ことしというか、新年度に向けては1人申し込みが来ていると。でも、このことも、この保護者もまだ通わせるかどうかについては不安も持っていて、それは学童保育所のことになります。そして、今年の春、2人の保護者からやっぱり問い合わせがあった件の、結局、学童保育のことで、それが無いということの中でだめだった。今、途別小学校は4時半まで、全校生徒が少年団に入って放課後も活動している。その後、そこで解散、下校となるわけでもありますけれども、結局まだ親御さんが帰ってくる時間ではないということの中では、送り迎えできないということなどもあって、特認校の制度の利用を諦めるというケースがあるようです。

教育委員会としては、学童保育所の設置については、どのような見解をお持ちですか。

さっきも教育課長が言ったように、特認校の一つのルールで、登下校については親が責任を持つということは理解しています。学童保育所からの下校が責任を持てれば私はいいのではないのかなというふうにも思うものだから、教育委員会としての学童保育所に対する見解をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 教育委員会の見解ということでもありますけれども、教育委員会の事務ではありませんので、見解を聞いたとしては、それは何ら公式的なものではありませんし、感想をお聞きになりたいのであれば、それは結構なのですが、これは私どもの町長部局の権限でありますので、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

特認校制度に伴って、維持することに伴って学童保育所が必要だと、そんなお話だったかというふうに思うのですが、もともとこの特認校制度を、歴史をさかのぼってみますと、平成16年からありますけれども、当時どんどん児童生徒数の減少が見込まれてきて、地域としては何とか学校を残したいのだと、そういう熱い思いがあって、では手法としては一定程度外から受け入れる中で、その地域の伝統というものを、よさを残していく学校として維持していきたいのだというのが始まりでありましたので、しかもその区域外から子供に入ってもらわなければならないので、親が責任を持って送り迎えをしてくださいということも条件としてあったわけでありますので、特認校だから学童保育所というのではなくて、私は僻地校4校については、全て横並びで考えなければならないというふうに思っております。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） その話は、また後で町長にお尋ねする中身でありましたけれども、先に一部聞けたということで、教育委員会に対しての質問を続けていきたいというふうに思います。

三つ目の複式学級が単式になるのだということについては、もう人数の上でそのまま入学があればもう確定的なことなのだというふうに思います。

今までの一つの、1年生、2年生が一つの学級で、担任がいて、補助教員がいて、一つのスペースでやるというのと、全く違うクラス担任がいて授業をするわけですから、ちゃんとそれなりの施設整備が必要なのだというふうに思います。それについては、先日、教育部長以下、学校を訪れて、そして学校の希望を聞くというようなことをされているということについては、私も耳にしているところであります。

この教室のスペースづくりということについて言いますと、今、1年生が8人入学がありそうだと。そして当然、この8人が2年生になったときには、1年生が一人でも混じればやっぱり単式学級なんのですよね。もうだから来年度と再来年度はもう単式学級が確定しているという状況、その後の人数についても教育委員会から聞いておりますけれども、ちょっと少なくなる時期もあるけれども、平成32年には5人の入学も予定されているというようなことなどあれば、これから先、その特認校制度とうまくかみ合えば、ずっと1年生8人を超えてしまって、単式学級でやるのだということが続くのではないかなというようなことがあるのではないかなと想定される中では、応急的なことではなくて、一定しっかりとした教室づくり、あるいは必要があれば教室を増設する、そういったことも必要なのだと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（山岸伸雄） 今、議員がおっしゃいましたとおり、32年には1年生が5人入ってくるということも今の段階では想定されているということでございます。そういう人数等からいって、特認として入ってくる子供さんを合わせて、単式にというお話かなというふうに思いますけれども、あくまでも、先ほど教育長からご答弁申し上げましたとおり、特認校制度は複式の枠内で、基本的には複式の枠内でやっていくということを基本としておりますことから、その複式のよさに対して共感していただける方を入学させたいということでございますので、確かに5人、32年入ってきますので、あと5人と、2年生がそのとき2人いますので、7人になります。ですから、あと2人いれば確かに単式になるということでございますけれども、それが目的ではないと、複式の中でたまたま、そういう面で単式化になるということは、これはいたし方ない部分でございますけれども、単式化するためにその人数を確保していくという考え方は、教育委員会としては持っておりませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番（谷口和弥） どうも教育部長とはかみ合わない。結局そういうことで、もともとの途別公区の児童生徒がそれだけ入学の見込みがある中では、それだけであっても、今後、まだ単式に1年生が混じると8人までなってしまうから、1クラスが。3年生、4年生だったら16人までいいけれども、なってしまう。1年生についてそういうことになってしまうことがあるので、ちゃんとしたあれ

をしてくださいよということを行っているのであって、複式にするために人数云々とかと、そんなことは全然申し上げていない。時間もあれなので、私のほうではもうこれ以上言わないけれども、しっかりと学校の要望に沿ってもらい、そのことの努力をしてもらいたいというふうに思います。

それともう一つ、学校の要望として、階段が途別小に1個しかない。何かのときには、例えば火事などのケースに、階段近くで火が上がれば、逃げ場所を2階の児童生徒が失う。避難非常階段をつけてほしいということがあったりします。消防法上は、それが違反ではないわけなのだけれども、子供の命にかかわることなので、このこともよく教育委員会でも議論していただきたいものというふうに思います。

二つ目の質問に行きます。

学童保育についてであります。

要望については、いろいろと聞く機会があったと。大きな規模でのアンケート調査とかということではないようだけれども、機会があったということの答弁でありました。

小規模校での、途別地域はもう明らかになっている、そうでない地域についても、学校によってではあります。学童保育所を設置してほしいなという、潜在する声はあります。それはやっぱり農業者ばかりではないことなどもあります。結構、聞くと大変な状況もあるのかなと。例えばスクールバスで帰ってくると、近所の子といっても遠いものだから、家に一人でいると。それから、結局親が帰ってくる、上の子が帰ってくるまでテレビゲームをしながら家の中で過ごしてしまうような、そんなことになってしまう。そのような実態があって、それはその家庭自体のいろいろな努力も必要かというふうにも思いますけれども、ほかの大規模校とはちょっと違う環境に置かれていて、同じ環境があると、子供たちの健やかな育ち方にちゃんとした支えができるようなことにならないかなというふうに思ったりするわけです。潜在していますから、引き続き、機会を見てちゃんと取り組んでいただきたいと、向かい合っていたいただきたいというふうに思います。

途別小学校であります。先日、守る会から要請があったということの答弁がありました。このことについては、その内容も含めて承知しているところであります。

この途別小学校も含めて、答弁では、途別小学校のみならず、3校も、小学校下においては市街地に比べ農業を営んでおられる方が多く、安心して過ごす居場所があるので、ある程度確保されているので難しいということなわけですが、このアンケート調査を見て、私はそういう見解には立たなかったのですが、もう少しこの途別小学校のアンケートの結果についての意見、考えを聞かせていただけますか。

○議長（芳滝 仁） こども課長。

○こども課長（杉崎峰之） 答弁にありますアンケート調査であります。平成26年の1月に、平成27年の年度に開始し始める幕別町子ども・子育て支援事業計画を策定するために、平成26年の1月にアンケート調査をしております。そのときに、小学校に在学している、小学校3年生を持つ保護者の方にアンケート調査をとっております。その中で居住地区としまして、いわゆる回答にもありますとおり途別……、失礼しました。

途別・古舞小学校区域というのと糠内・明倫小学校区域ということではありますが、途別のみというのは、まず途別のみでということとはちょっとわからないのですよ。あくまでも途別・古舞小学校区域としまして12の方にアンケートをとっております。あとは糠内・明倫小学校区域で6の方に調査を実施しているということになります。

答弁にあります。答弁の中に書いてある以上の細かいところの学童保育所についての要望というものは特にってはおりませんが、途別と古舞小学校区域につきましては、学童保育所が、繰り返しになりますが、利用したいという方が2人ということがございます。その中で、その2人の方について時間だとかをまた再調査しているような形になります。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 谷口議員。

○15番(谷口和弥) 今のは、26年1月に行ったアンケートで要望が少なかったということ、今度も課長述べたわけだけれども、今回、改めて大変精度の高い報告がされたと思うのですよ。

これから入学してくる児童生徒の保護者も含めて、小学校5年生の親まで含めて、来年度の構成をもって20戸がどうなのだというアンケートを出してきているわけでありまして。その結果が、学童保育所があるとよいというふうに答えた家が16軒あって、設置されたら通わせるという家が10戸あって、その理由についても、幾つもの、たくさん、複数回答などがあつたけれども、子供が小さくて一人で留守番させるのが心配であるが9戸、仕事の関係で迎えが難しいから8戸、近くに友達がいなくて放課後に友達と遊べない、これが7戸などあるわけです。これは、普通の、幕別における大きな規模の学校の学童保育所であれば、当然これらがカバーされる、本当に保護者にしたら真つ当な要望で、このことに対してどのように向かい合おうとしているのかということをお尋ねしているのであつて、もう26年1月のアンケートは、これはもういいのです。そのことについて簡潔にお答えください。

○議長(芳滝 仁) こども課長。

○こども課長(杉崎峰之) 失礼しました。今回のご要望いただいた中での、議員からも、もう既に十分ご承知のとおりだと思いますが、アンケート調査を途別小学校を守る会のほうでされておりまして、それを私どもも資料をいただいております。その中身でいきますと、小学校1年生から5年生の保護者20戸に対してアンケートを対象としておりまして……

○議長(芳滝 仁) どうするか。簡潔に。

○こども課長(杉崎峰之) 要望としましては、学童保育所の設置要望が16戸あるということでございます。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 地域でアンケートをとっていただいたということについては、重く受けとめたいというふうに思います。

ただ、アンケートというのは、とり方も実はありまして、あつたらいいのか、なければならぬのかという点では大きく違うわけで、アンケート結果は結果として捉えさせていただきますけれども、なくても我慢できるかどうかというところまで、深度と申しますか、アンケート調査の深度という点ではもう少しじっくりとお話を聞かなければならない部分があるのかなというふうに受けとめさせていただきますというふうに思いますし、また、多分地域についても、今、状況把握できていないという部分がありますので、そこはどういうふうに考えておられるのか、かなり正確なアンケート調査はやらなければならないなというふうに思います。

○議長(芳滝 仁) 谷口議員。

○15番(谷口和弥) 今回のアンケートもかなり精度の高いというか、立派な中身のアンケートだと思うのですよ。具体的にあつたらいいだけではない、あつたら使うという家が20戸中10戸あるのですから。時間も、延長保育も含めて18時半まで使いたいという家も、もう何戸かわかっていて、そして要望しているわけですから、重く受けとめていただきたいし、今回の答弁だったらば、もうそれは新年度しませんという答弁ですから、こういうことは私は全く遺憾だと思うのです。ちゃんと、町長がそうやってアンケートのとり方があるのだというならば、町のほうでもアンケートをして、そしてこの要望についてちゃんと応えていただきたいものというふうに思います。

今の姿勢では、この学童保育所の設置は、児童福祉法、それから放課後児童健全育成事業実施要綱、これらを見ないような、そういう中身なのだと思うのだけれども、そのことについて答弁いただけますか。

○議長(芳滝 仁) 飯田町長。

○町長(飯田晴義) 決してそういうつもりはないわけでありまして、必要性について全く私は否定しているわけではありません。ただ、そこはどういう段階で設置をするかという判断は当然出てきますので、それはやはり実態を把握するということが基本になると思いますので、まずは実態を把握させ

ていただいた中で考えなければならないなというふうに思っております。

○15 番（谷口和弥） 終わります。

○議長（芳滝 仁） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

この際、11 時 15 分まで休憩いたします。

11 : 01 休憩

11 : 15 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

「付託省略」

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第 3、議案第 94 号から日程第 10、議案第 106 号までの 8 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、議案第 94 号から日程第 10、議案第 106 号までの 8 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 3、議案第 94 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 94 号、職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 8 ページ、議案説明資料の 4 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、国家公務員に準じ、育児休業等に係る子の範囲の拡大及び介護時間を新設するため、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 4 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第 8 条については、職員が育児又は介護をするために早出遅出勤務の請求をした場合に、当該職員に対して早出遅出勤務をさせることを規定したものであります。

第 1 項では、育児の対象となる子に関して、①「職員が特別養子縁組の成立を請求した者で現に監護するもの」、②「里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養い親となることを希望している者」、③「その他これらに準ずる者として規則で定める者」として規定するものであります。

第 2 項は、文言整理であり、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改めるとともに、第 1 項改正に伴う読み替え規定の整理を行うものであります。

5 ページをごらんください。

第 8 条の 2 については、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について規定しているものであります。

第 4 項では、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改めるものであります。

第 11 条については、休暇の種類について規定しているものでありますが、この中に「介護時間」を新たに追加するものであります。

6 ページをごらんください。

第 15 条については、介護休暇に関して規定しているものでありますが、介護の対象となる者を「要介護者」として規定するものであります。

第 15 条の 2 については、新たに介護時間に関しての規定を追加するものであります。

介護時間に関しては、職員が要介護者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とするものであります。

第 17 条については、休暇の承認に関して規定しているものでありますが、この中に「介護時間」を新たに追加するものであります。

議案書の 9 ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を平成 29 年 1 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 95 号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 95 号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 10 ページ、議案説明資料の 7 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、幕別ダムの維持及び保全管理を円滑に行うため、河川法に基づき設置が義務づけられているダム管理主任技術者に関して、ダム操作点検業務受託者の有資格職員を非常勤の特別職の職員として任用するため、所要の改正を行うものであります。

現在、資格のある町職員をダム管理主任技術者に併任発令しておりますが、この見直しに伴い、町職員の人事管理面における制約が解消されるとともに、平常時の管理はもとより、洪水や地震時などにも的確で速やかな警戒体制が構築できることとなります。

議案説明資料の 7 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

特別職の職員で非常勤の者の報酬等につきましては、別表にて「機関等」及び「職制」の区分ごとに定めているところでありますが、8 ページの中段に、「その他の特別職の職員」として「ダム管理主任技術者」を加え、その報酬を「年額 100,000 円」と定めるものであります。

議案書の 11 ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を平成 29 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第99号、幕別町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 議案第99号、幕別町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の21ページ、議案説明資料の21ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成28年の地方税法の一部改正、「所得税法等の一部を改正する法律」及び「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令」が公布され、平成29年1月1日から施行されますことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正する条例の主な内容につきましては、1点目は、個人町民税及び法人町民税に関してであり、①延滞金の算定の見直し、②医療費控除の特例を設けること、③日本と台湾での二重課税の回避及び脱税の防止において分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等を所得として算定すること、以上3項目に係る規定の追加であります。

2点目は、町たばこ税に関して、地方税法の改正に伴う文言を整理するものであります。

議案説明資料の34ページをごらんください。

「幕別町税条例等の一部を改正する条例の概要」について、記載したものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条関係は、幕別町税条例関係についてであります。

税目名は、個人町民税・法人町民税であります。

初めに、1、「延滞金の算定の見直し」についてであります。関係条項は、条例第19条、第43条、第48条及び第50条の改正部分になります。

改正内容については、修正申告及び増額更正申告の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することに伴う所要の規定の整備であり、個人町民税、法人町民税に係る延滞金の計算期間等について、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて所要の見直しを行うものであります。

次に、2、「医療費控除の特例」についてであります。関係条項は、条例附則第6条の改正部分になります。

個人町民税における医療費控除の特例についてであります。平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人町民税に限り、一定の医薬品等購入費について、前年の所得金額から控除するものであります。

次に、3、「日本と台湾での二重課税の回避及び脱税の防止」についてであります。関係条項は、条例附則第21条の2及び第21条の3の改正部分になります。

特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対する所得の分離課税についてであります。日本の租税が免除される台湾の個人、団体が利子及び配当を得た場合、申告分離課税により課税するものであります。

次に、第2条関係は、幕別町税条例の一部を改正する条例関係についてであります。

税目名は、たばこ税であります。

町たばこ税の経過措置につきましては、昨年12月の第4回定例会において、「幕別町税条例の一部を改正する条例」の議決をいただき、平成28年4月1日から施行されておりますが、地方税法の改正に伴い、幕別町税条例の一部を改正する条例附則第6条に係る文言の整理をするものであります。

次に、議案書の 28 ページをごらんください。

附則についてであります。

第 1 条は、この条例の施行期日を平成 29 年 1 月 1 日からとするものでありますが、医療費控除の特例に関しては平成 30 年 1 月 1 日からとするものであります。

第 2 条は、町民税に関する経過措置について規定するものであります。

第 1 項及び第 2 項は、延滞金の算定の見直しについてであり、施行日後に納期限が到来する町民税に係る延滞金について適用するとするものであります。

第 3 項は、医療費控除の特例についてであり、平成 30 年度以後の個人町民税について適用するとするものであります。

第 4 項は、日本と台湾での二重課税の回避及び脱税の防止についてであり、施行日以後に支払いを受けるべき特例適用利子等及び特例配当等に係る個人の町民税について適用するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 100 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 100 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 29 ページ、議案説明資料の 35 ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、「所得税法等の一部を改正する法律」及び「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令」が公布され、平成 29 年 1 月 1 日から施行されますことに伴い、所要の改正を行うものであります。

先ほどご説明いたしました議案第 99 号、幕別町税条例等の一部を改正する条例でもありましており、日本と台湾での二重課税の回避及び脱税の防止において分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定等に用いる総所得金額に含めることとする特例を定めるものであります。

議案説明資料の 35 ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

附則第 16 項につきましては、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例に関して、また、附則第 17 項につきましては、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例に関して、それぞれ追加するものであります。

附則第 18 項以降につきましては、新たに附則第 16 項及び第 17 項を追加することに伴い、項番号を改めるものであります。

議案書に戻りまして、30 ページをごらんください。

附則についてであります。第 1 項では、この条例の施行期日を平成 29 年 1 月 1 日からとするものであります。

第 2 項では、適用区分につきまして、この条例の施行の日以後に支払いを受けるべき特例適用利子

等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第102号、幕別町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第102号、幕別町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の32ページ、議案説明資料の38ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、職業能力開発促進法の改正に伴い、同法の条文を引用しております条番号にずれが生じることから、所要の改正をするものであります。

議案説明資料の38ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第3条第1項第8号中「第15条の6」を「第15条の7」に改めるものであります。

議案書の32ページに戻りまして、附則についてであります。この条例の施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第104号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例及び日程第9、議案第105号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第104号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例及び議案第105号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の34ページ、議案説明資料の40ページをお開きいただきたいと思います。

これら2件につきましては、児童福祉法の改正に伴い、「情緒障害児短期治療施設」の名称が「児童心理治療施設」に改められたことから、所要の改正を行うものであります。

初めに、議案第104号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の41ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

別表第2の備考6の中の「情緒障害児短期治療施設」の名称を「児童心理治療施設」に改めるものであります。

議案書の34ページに戻りまして、附則についてであります。この条例の施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

次に、議案第105号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

議案説明資料の43ページをお開きください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

別表の備考5の中の「情緒障害児短期治療施設」の名称を「児童心理治療施設」に改めるものであります。

議案書の35ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第104号、幕別町保育料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第105号、幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第106号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第106号、幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の36ページ、議案説明資料の45ページをお開きいただきたいと思います。

忠類へき地保育所は、昭和52年の開設以来、忠類保育所運営委員会に運営を委託し、保育業務を実施してまいりました。

近年、出生数の減少に加えて、職員確保の困難が生じてきていることなどから、今後とも安定的に運営を継続し、地域における良好な子育て環境を形成していくため、平成29年4月から、町直営の運営に移行することといたしました。

直営化に当たりまして、現行の月曜日から金曜日までの開所日を、子育て環境の一層の向上を図る上から土曜日までに拡充することとし、所要の改正をするものであります。

議案説明資料の45ページ及び46ページをごらんください。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第3条につきまして、見出しを「開設の期間」から「保育時間及び休日」に改め、保育時間及び休日に関して、町内の他の保育所と同様の規定に改めるものであります。

第1号では、保育時間を午前7時30分から午後6時30分までと定めるものであり、第2号では、休日を日曜日及び祝日並びに12月31日から1月5日までと定めるものであります。

次に、別表の保育料金表についてであります。

土曜日保育の実施に伴い、サービスの拡充に相当する範囲での保育料の改定を行うものでありますが、改定に当たりましては低所得者層に配慮し、第1階層から第6階層までは据え置くこととし、第7階層の月額保育料を3歳未満児、3歳以上児ともにそれぞれ2,000円増額しようとするものであります。

次に、別表の備考5についてであります。

母子世帯等に係る保育料の軽減措置を定めているものでありますが、保育料の改正に合わせて、第7階層の軽減後の保育料の額を3歳未満児、3歳以上児ともにそれぞれ1,000円増額しようとするものであります。

次に、備考6についてであります。

児童福祉法の改正に伴い、「情緒障害児短期治療施設」の名称を「児童心理治療施設」に改めるものであります。

議案書の36ページに戻りまして、附則についてであります。この条例の施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

議事の都合により、明12月10日から15日までの6日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、明12月10日から15日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（芳滝 仁） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月16日午後2時からであります。

11：43 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成28年第4回幕別町議会定例会
(平成28年12月16日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第8号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書
- 日程第3 発議第9号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 日程第4 発議第10号 大雨災害に関する意見書
- 日程第5 発議第11号 J R北海道への経営支援を求める意見書
- 日程第6 議案第119号 幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第90号 幕別町札内コミュニティプラザ条例
- 日程第8 議案第92号 幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第93号 幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第101号 幕別町公民館条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第107号 幕別町消費生活センター条例の一部を改正する条例
(以上、総務文教常任委員会報告)
- 日程第12 議案第91号 幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第13 議案第103号 幕別町立保育所条例の一部を改正する条例
(民生常任委員会報告)
- 日程第14 議案第109号 指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第108号 幕別町アルコ236条例の一部を改正する条例
(以上、アルコ236及び道の駅・忠類の指定管理に関する特別委員会報告)
- 日程第16 議案第118号 平成28年度幕別町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第17 議案第120号 平成28年度幕別町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第18 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第19 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成28年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成28年12月16日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 12月16日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
代 表 監 査 委 員 八重柏新治 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 原田雅則 教 育 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 境谷美智子 経 済 部 長 田井啓一
建 設 部 長 須田明彦 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
札 内 支 所 長 坂井康悦 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
政 策 推 進 課 長 山端広和 総 務 課 長 武田健吾
地 域 振 興 課 長 小野晴正 生 涯 学 習 課 長 湯佐茂雄
学 校 教 育 課 長 高橋修二
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 課長 澤部紀博 係長 佐々木慎司
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之

議事の経過

(平成28年12月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（芳滝 仁） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番中橋議員、13番藤谷議員、14番田口議員を指名いたします。
この際、暫時休憩いたします。

14:01 休憩

14:40 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第2、発議第8号から日程第6、議案第119号までの5議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第8号から日程第6、議案第119号までの5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第2、発議第8号、「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寺林俊幸議員。

○17番（寺林俊幸） 発議第8号

平成28年12月16日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員寺林俊幸

賛成者、幕別町議会議員野原恵子

「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書
アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きく打撃を受け、差別

と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。

平成 20 年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致での可決を受け、政府は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらに施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後、アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、本道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 16 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 3、発議第 9 号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

寺林俊幸議員。

○17 番（寺林俊幸） 発議第 9 号

平成 28 年 12 月 16 日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員寺林俊幸

賛成者、幕別町議会議員野原恵子

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものとするのが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 16 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 4、発議第 10 号、大雨災害に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

東口隆弘議員。

○10 番（東口隆弘） 発議第 10 号

平成 28 年 12 月 16 日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議會議員東口隆弘

賛成者、幕別町議會議員藤谷謹至

大雨災害に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

大雨災害に関する意見書

北海道では、本年 8 月、台風 7、11、9 号が相次いで上陸し、さらに台風 10 号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生したところである。また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きなものがある。

このように、全道各地で甚大な被害が発生し、住民の暮らしや経済活動に多大な影響が生じている。

こうしたことから、住民が一日も早く、安心してもとの生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされている。

については、このたびの災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、下記の事項について特段の配慮を強く要望する。

記

1、自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について、特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など十分な地方財政措置を講ずること。

2、被災した道路・河川・鉄道等の公共土木施設、水道施設、農地・治山・林道・漁港等の農林水産業施設、社会福祉施設、医療機関、学校等文教施設及び文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。

3、復旧だけではない水害に強い河川改修への財政措置を講ずること。

一級河川のみならず、北海道管理河川においても浸水被害解消のため、抜本的な河川改修が可能となるよう特段の財政措置を講ずること。

4、住宅被害を受けた被災者が、もとの生活を取り戻すための必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。

5、農林水産業への被害について、農林漁家の経営意欲を後退させないよう災害に強い農山漁村づくりへの措置を講ずること。

6、大量の流木等が農地の復旧や漁業の操業等の支障とならないよう、流木等の災害廃棄物の迅速な回収や処理に必要な経費に対し特段の財政措置を講ずること。

7、被災中小企業に対し、資金繰り支援を行うこと。

8 異常気象等を起因とする災害発生状況を踏まえ、より強靱な道路・河川を初めとする公共施設の整備を推進するため、老朽化施設の補修・更新や施設の日ごろの維持管理に対して特段の財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第11号、JR北海道への経営支援を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

東口隆弘議員。

○10番（東口隆弘） 発議第11号

平成28年12月16日

幕別町議会議長芳滝仁様

提出者、幕別町議会議員東口隆弘

賛成者、幕別町議会議員藤谷謹至

JR北海道への経営支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

JR北海道への経営支援を求める意見書

11月18日、JR北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表した。

この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民の暮らしを破壊することになり、公共交通機関としての役割を放棄するものであると言わざるを得ない。

JR北海道は、発足当初から国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件も重なり、設備の維持管理には多額の費用が必要である。

よって、国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を、北海道において公共交通機関としての役割を発揮できるように、JR北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第119号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第119号、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日、追加でお配りしました議案書の1ページ、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が、平成28年12月2日に公布され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるために、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の1ページをごらんください。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第2条につきましては、育児休業をすることができない職員を規定したものでありますが、第3号のア、イ、ウのいずれかに該当する非常勤職員については、育児休業をすることができるものとしてあります。

第3号アの(イ)につきましては、「その養育する子が1歳に達する日を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員」を「その養育する子が1歳6か月に達する日までに、その任期が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員」に改め、育児休業を取得できる要件を緩和するものであります。

第3号イにつきましては、文言整理であります。

右側の改正条例の第2条の2につきましては、育児休業の対象となる子の範囲について規定しているものであり、地方公務員の育児休業等に関する法律に規定している子の範囲のほか、2ページの最上段になりますが、「養育里親である職員に委託されている当該児童」を追加するものであります。

次に、ただいまご説明いたしました改正条例の第2条の2につきましては、新規の規定となりますことから、左側の現行条例の第2条の2及び第2条の3につきましては、右側の改正条例では、それぞれ条番号が繰り下げとなるものであり、内容については文言整理するものであります。

第3条及び3ページの第10条につきましては、再度の育児休業及び育児短時間勤務ができる特別の事情について規定しているものでありますが、わかりやすくするために区分分けするとともに、育児休業の対象となる子の範囲の拡大に伴う規定を追加するものであります。

4ページをごらんください。

第19条につきましては、文言整理であります。

第20条につきましては、部分休業の承認について規定しているものでありますが、さきに議決いただきました「職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例」におきまして、新たに規定された「介護時間」に関して、追加するものであります。

議案書の3ページをごらんください。

附則についてであります。この条例の施行期日を平成29年1月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、この際、15時15分まで休憩いたします。

15:05 休憩

15:15 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第7、議案第90号、幕別町札内コミュニティプラザ条例から日程第11、議案第107号、幕別町消費生活センター条例の一部を改正する条例までの5議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸委員。

○17番（寺林俊幸） 本委員会に付託されました5議件についての審査結果を報告させていただきます。

平成28年12月16日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成28年11月30日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成28年11月30日（1日間）

2、審査事件

議案第90号、幕別町札内コミュニティプラザ条例

3、審査の経過

審査に当たっては、札内福祉センターと札内東コミュニティセンターの一体的な整備により、新たに設置される幕別町札内コミュニティプラザの役割や利用方法、使用料等について説明を受けた。新たに設定された使用料の区分や冷暖房料の考え方、カフェの方向性等について質疑を行った後、慎重に審議した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成28年12月16日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成 28 年 11 月 30 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 28 年 11 月 30 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 92 号、幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、札内福祉センターと札内東コミュニティセンターの一体的な整備により、新たに幕別町札内コミュニティプラザが設置されることに伴い、札内支所の位置が変更になることについて説明を受け、慎重に審議した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 28 年 12 月 16 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成 28 年 11 月 30 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 28 年 11 月 30 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 93 号、幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、札内東コミュニティセンターが一部改修後に一体的施設として現在の機能をそのままにして、幕別町札内コミュニティプラザに引き継がれ、コミュニティセンターとしての位置づけから除くことについて説明を受け、慎重に審議した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 28 年 12 月 16 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成 28 年 11 月 30 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 28 年 11 月 30 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 101 号、幕別町公民館条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、札内公民館として位置づけされている札内福祉センターが、公民館活動を含む

社会教育活動施設として利用されており、新たに整備される幕別町札内コミュニティプラザにおいても同様の役割を担うことから、札内公民館としての位置づけを廃止することとし、あわせて、町民会館についても同様の利用状況にあることから、幕別公民館としての位置づけを廃止することについて説明を受け、慎重に審議した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

平成 28 年 12 月 16 日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成 28 年 11 月 30 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 28 年 11 月 30 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 107 号、幕別町消費生活センター条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、札内福祉センター内にある消費生活センターが、幕別町札内コミュニティプラザ内に移ることについて説明を受け、慎重に審議した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 90 号、幕別町札内コミュニティプラザ条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 92 号、幕別町役場支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 93 号、幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 101 号、幕別町公民館条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 107 号、幕別町消費生活センター条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 91 号、幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例を議題といたします。

産業建設常任会委員長の報告を求めます。

産業建設常任会委員長田口廣之

○14 番（田口廣之） 平成 28 年 12 月 16 日

幕別町議会議長芳滝仁様

産業建設常任会委員長田口廣之

産業建設常任委員会報告書

平成 28 年 11 月 30 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 28 年 12 月 8 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 91 号 幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い農業委員の選出方法や要件等が変更となり、幕別町農業委員の定数の設定理由等について説明を受け、農業委員数が減となることによる負担について質疑を行った後、慎重に審議した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 91 号、幕別町農業委員会の委員の定数に関する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 103 号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任会委員長の報告を求めます。

民生常任会委員長東口隆弘議員。

○10 番（東口隆弘） 朗読をもって報告をさせていただきます。

平成 28 年 12 月 16 日

幕別町議会議長芳滝仁様

民生常任会委員長東口隆弘

民生常任委員会報告書

平成 28 年 11 月 30 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 28 年 11 月 30 日、12 月 13 日（2 日間）

2、審査事件

議案第 103 号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、札内青葉保育所を民設民営とすることへの保護者への対応や、現在雇用されている保育士の雇用状況、町としての財政的効果等について説明がなされた。

委員会では、民設民営としたことや公募によらなかった理由、さらには、札内青葉保育所の建てかえ計画等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

5、委員会の意見

今回の札内青葉保育所の民設民営化に当たり、住民への説明など十分な配慮に欠けていた面があり、今後の行政の執行に当たっては、住民への十分な説明と公平、公正の確保に努めるよう強く求めるものである。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 103 号、幕別町立保育所条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 109 号、指定管理者の指定について及び日程第 15、議案第 108 号、幕別町アルコ 236 条例の一部を改正する条例の 2 議件を一括議題といたします。

アルコ 236 及び道の駅・忠類の指定管理に関する特別委員会委員長の報告を求めます。

アルコ 236 及び道の駅・忠類の指定管理に関する特別委員会委員長藤原孟議員。

○19 番（藤原 孟） 平成 28 年 12 月 16 日

幕別町議会議長芳滝仁様

アルコ 236 及び道の駅・忠類の指定管理に関する特別委員会委員長藤原孟

アルコ 236 及び道の駅・忠類の指定管理に関する特別委員会報告書

平成 28 年 11 月 30 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 28 年 11 月 30 日、12 月 2 日、9 日、13 日（4 日間）

2、審査事件

議案第 109 号、指定管理者の指定について

3、審査の経過

審査に当たっては、忠類地域の中核施設である「アルコ 236 及び道の駅・忠類」の指定管理について、地域における意義や今後に向けた事業計画、資金計画、さらにはアルコ 236 の運營業務委託先との関係等について説明がなされた。

委員会では、指定管理料の積算内容や今後の収支見通しのほか、改善策、一時金の貸し付け等について質疑が行われ、慎重に審議した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

5、委員会の意見

アルコ 236 及び道の駅・忠類の運営に関しては、町の懸案の一つと捉え、町議会において、「忠類地域の振興、活性化」について、総務文教、民生、産業建設の三つの常任委員会合同により所管事務調査を行ってきた。

今定例会に議案第 109 号において、株式会社忠類振興公社を指定管理者とし、今後 5 年間の指定管理料の限度額を 1 億 4,800 万円（税抜き）とする提案があり、議会は特別委員会を設置し、審査を行ってきたところである。

多額の指定管理料となることは、町の財政に大きな負担となることが懸念され、町民の多くも不安に思うところであり、審査の中でも指定管理料を少しでも少なくすべきとの意見等が出された。

株式会社忠類振興公社は、民間企業と連携することにより、経営改善を図ることを提案しているが、経営が大幅に改善された場合は、指定管理料に反映されるよう協定内容に考慮することを町に求めるものである。

また、指定管理の実施に当たっては、町として事業が適正に行われているかどうかの評価を行い、その内容を議会に報告するよう求めるものである。

平成 28 年 12 月 16 日

幕別町議会議長芳滝仁様

アルコ 236 及び道の駅・忠類の指定管理に関する特別委員会委員長藤原孟

アルコ 236 及び道の駅・忠類の指定管理に関する特別委員会報告書

平成 28 年 11 月 30 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 28 年 11 月 30 日、12 月 2 日、9 日、13 日（4 日間）

2、審査事件

議案第 108 号、幕別町アルコ 236 条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、アルコ 236 の宿泊料、部屋の使用料等について説明がなされた。上限額の引き上げは、類似施設との比較による経営改善の一つであり、慎重に審議した結果、全会一致で結論を見

た。

4 審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりました。

アルコ 236 及び道の駅・忠類の指定管理に関する特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

お諮りいたします。

議案第 109 号、指定管理者の指定についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 108 号、幕別町アルコ 236 条例の一部を改正する条例についての委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） 日程第 16、議案第 118 号及び日程第 17、議案第 120 号の 2 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 16、議案第 118 号及び日程第 17、議案第 120 号の 2 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 16、議案第 118 号、平成 28 年度幕別町一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 118 号、平成 28 年度幕別町一般会計補正予算（第 7 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,500 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 167 億 5,879 万 8,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

4 ページになります。

「第 2 表 債務負担行為補正」であります。

追加であります、「アルコ 236 及び道の駅・忠類 指定管理者業務指定管理料」につきまして、

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間、限度額につきましては「1 億 4,800 万円に消費税及び地方消費税を加算した額」とするものであります。

同施設の指定管理者の指定につきましては、本年をもって 5 年間の期間を満了いたしますことから、平成 29 年度以降につきましても、指定を行うため債務負担行為を追加するものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

6 ページになります。

7 款、1 項商工費、3 目観光費 4,500 万円の追加であります。

株式会社忠類振興公社に対する今年度の経営改善の支援といたしまして、利率 0.01% で運営資金の貸し付けを行おうとするものであります。

なお、貸付金額につきましては限度額であり、必要な時期に必要な金額を貸し付けることとなります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページにお戻りをいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 2,000 円の減額であります。

現年課税分の減額であります。

21 款諸収入、3 項貸付金元利収入、8 目忠類振興公社貸付金元利収入 4,500 万 2,000 円の追加であります。

歳出でご説明いたしました貸付金に係る株式会社忠類振興公社からの元利収入であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 120 号、平成 28 年度幕別町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 120 号、平成 28 年度幕別町一般会計補正予算（第 8 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 255 万 6,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 167 億 6,135 万 4,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

4 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 地方債補正」であります。

追加であります、「学校施設石綿（いしわた）対策事業」、限度額を 220 万円といたしまして、地方債を追加するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

6 ページになります。

10 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育財産費 255 万 6,000 円の追加であります。

さきの一般質問においてご答弁をさせていただきました、札内南小学校、札内東中学校、糠内中学校の3校におけるアスベスト対策に関する費用を補正するものであります。

初めに、細節13につきましては、3校のアスベストの気中濃度測定を定期的実施するため、各校2回分の測定に要する費用を追加するものであります。

細節14につきましては、新年度において3校の煙突改修工事を行うため、今年度における実施設計委託料を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りいただきたいと思っております。

1款町税、1項町民税、1目個人35万6,000円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

22款、1項町債、8目教育債220万円の追加であります。

地方債補正でご説明いたしました町債を追加するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[常任委員会所管事務調査報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第18、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任会委員長、民生常任会委員長、産業建設常任会委員長から、会議規則第77条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（芳滝 仁） 日程第19、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任会委員長、民生常任会委員長、産業建設常任会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（芳滝 仁） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成28年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15:50 閉会

